

提案事項番号	提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	要望の捕捉事項	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	その他(特記事項)
5001	5001001	お年玉付郵便葉書のお年玉部分について	イ お年玉付郵便葉書のお年玉部分を切り取って使用することが可能となるよう、現在の法令・制度を変更する、もしくは、現在の法令・制度下で可能であることを明確にする。 ロ イとあわせ、以下を含む周辺制度の整備のための法令・制度の変更、もしくは、現状の法令・制度下で可能であることを明確にする。 (a) お年玉等の交付について、郵便葉書の受取人又はその一般承継人等以外にも認める。 (b) 私製ハガキ等に貼り付けて使用することが可能となるよう、お年玉部分を粘着シール用紙製とすることを認める。	〔具体的事業の実施内容〕 お年玉部分の粘着シール部分の印刷製造事業。 〔提案理由〕 お年玉付郵便葉書に関するニーズの実現、利用促進 私製葉書にお年玉部分を付して利用することが可能となる。 1枚のハガキに複数のお年玉部分を付す等の利用方法も可能となる。 お年玉部分を景品の原資として販売することが可能となる。		お年玉付郵便葉書等に関する法律、ほか	総務省	個人	
5002	5002001	個別労働紛争解決代理業務の特定社会保険労務士への開放	社会保険労務士が個別労働紛争解決代理業務を行えるのは、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第6条第1項の紛争調整委員会における同法第5条第1項のあっせんの手続及び雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第18条第1項の調停の手続について、紛争の当事者を代理することに限られているが、紛争の目的の価額が民事訴訟法第368条第1項に定める額を超えない場合には、相談に応じ、紛争当事者を代理して、和解の交渉を行い、和解における合意を内容とする契約を締結することができるようにすべきである。	・企業が競争力を得るために、依然として人件費の抑制が行われ、社会保険の未加入、時間外割増賃金の未払い、年次有給休暇の取得拒否、退職金の未払いなど、表面化されていない個別労働紛争が多い。 ・社会保険労務士が代理業務を行える個別労働紛争解決手段の一つとして、都道府県労働局の紛争調整委員会によるあっせんがあるが、あっせん案に強制力はなく、あっせんの参加自体も相手方は任意である。 ・個別労働紛争の当事者は、早期の解決を望んでおり、あっせんや裁判は時間がかかり、弁護士以外で相手方と直接交渉できる、労働・社会保険諸法令の専門家が必要とされている。 ・個別労働紛争の目的の価格は、一般的に少額であるので、弁護士が和解交渉などの依頼に応じるケースは少なく、また弁護士報酬は一般的に高額(弁護士報酬規程は撤廃されているが、現在も相談料が30分5,000円程度が相場である)であるので、弁護士に依頼をすることもためらわれ、当事者が泣き寝入りしているケースが多い。 ・特定社会保険労務士は、労働・社会保険諸法令に精通しており、紛争の目的の価額が民事訴訟法第368条第1項に定める額を超えない程度であれば、「必要な知識及び能力」が十分に担保されている。		社会保険労務士法第2条第1の4、同条第3項、弁護士法第72条、第74条第2項	法務省・厚生労働省	個人	アンケート結果にもとづく市民のための弁護士報酬ガイド(日本弁護士連合会)
5003	5003001	高速道路事業用地の売買に伴う国土利用計画法に基づく届出等の除外	高速道路株式会社法に基づく株式会社(以下「民営化後法人」という。)が、「高速自動車国道法」において決定された道路用地(以下「事業用地」という。)を取得した場合は、国土利用計画法(以下「法」という。)第23条の届出除外取引とする。 また、法第14条、第27条の4及び第27条の7についても、民営化後法人が事業用地を取得する行為については適用除外取引とする。	道路公団は、法第23条の適用除外法人であったが、民営化後法人は、法第23条の適用除外法人ではなくなった。このため、民営化後法人が事業用地を取得した場合、法に基づく届出が必要となり、届出書類の作成等膨大な事務の負担を強いいる。また、事業用地の所在する自治体においても、届出書類の受理等膨大な負担となっている。 しかしながら、法の届出の目的は 適正な土地利用の確保 投機的な土地取引の監視 であり、事業用地の取得は、の要件を満たしており、法で審査する必要はないと思われる。 また、道路公団時代と同じ用地取得を行っているにもかかわらず、民営化後法人の用地取得が届出対象となるのは、不合理である。 したがって、民営化後法人が事業用地を取得する行為については、法第23条の届出除外取引とし、法第23条の届出を要しない場合として国土利用計画法施行令第17条に明記する。 同様に、法第14条、法第27条の4及び第27条の7の適用除外取引とするため、国土利用計画法施行令第6条、第17条の2及び第18条の2に明記する。		国土利用計画法第14条、第23条、第27条の4、第27条の7 国土利用計画法施行令第6条、第17条、第17条の2、第18条の2	国土交通省	個人	
5004	5004001	固定資産課税台帳(土地課税台帳)閲覧の要件の緩和	現行法で規程されている閲覧できる者について、一定の要件を満たした都道府県職員は閲覧を可能とする。	「美しい森林づくり推進運動」の推進のための、森林所有者情報円滑な取得方法の確立 現在、民有林において、間伐等の森林整備を行う場合、森林所有者を特定し、森林整備の同意を取る必要がある。その方法は、法務局へ行って公図を取得又は県の林業部局に出向き森林施業図を取得 公図等から該当地番を探し、登記簿から登記簿上の森林所有者を確認 登記簿上の森林所有者を地元公民館長や長老などから聞きとり調査をし、現在の森林所有者を特定する。という流れが一般的である。しかし、森林所有者の不在村化や登記簿の森林所有者情報の未更新等により、現在の森林所有者の特定に多くの時間とコストがかかり、森林整備の推進に大きな支障をきたしている。そこで、ある一定の要件を満たした都道府県職員が、土地課税台帳中の所有者及び面積の情報を県の林業部局が整備している森林簿等に反映させ、森林整備を行う林業事業体へ一定の条件課した上で閲覧させる。その結果、現在の森林所有者がスピーディに特定され、同意を確実に得られることで、森林整備の円滑な推進が図れる。		地方税法第382条の2	総務省	個人	別紙事業内容書及びコスト削減効果の算定根拠あり

提案事項番号	提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	要望の捕捉事項	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	その他(特記事項)
5005	5005001	介護保険法第115条の29第1項に係る「介護サービス情報の公表の仕組み」を国民から支持されるものに見直すこと	介護保険法第115条の29第1項に係る介護サービス情報の報告が厚生労働大臣が定めた方法により自己調査・報告されるときは、同条第2項の調査を受けなくてもよいことにする規制の緩和を要望します。	同条の第2項に「ただし、厚生労働大臣が定める方法により前項の規定による報告がなされた場合はこの限りでない。」という内容の規定を加えることを要望します。 厚生労働大臣が定める方法は、形式的、意図的な報告を排除するプロセスをもった介護サービスの質の継続的改善を促す信頼性の高いシステムとすることを望みます。 (要望理由)：関係者が周知のとおり、介護サービスの現場で行われている調査・公表の実態はひどいもので見直しが必要です。また、事業者が公表内容の実態をありのまま適正に報告し、コムスン事件のような不正が発生しないように誘導する自由度のある仕組みが必要です。		介護保険法第百十五条の二十九(介護サービス情報の報告及び公表)	厚生労働省	環境ISO自己宣言相互支援ネットワーク APAN	介護福祉サービスの継続的改善に資するシステムの例： http://www.selfdecl.jp/KH_top.htm
5005	5005002	社会福祉法第78条に係る「福祉サービスの質の向上の仕組み」を国民から支持されるものに見直すこと	福祉サービスの質を事業者自ら評価することは同法第78条により事業者の責務とされていますが、この事業者の責務をより明確にするため同条第1項の「措置」を厚生労働大臣が省令で定めることを要望します。	左の厚生労働省令で定める措置を「厚生労働大臣が定める方法による自己評価又は都道府県知事が行う第三者評価」という内容にすることを要望します。 厚生労働大臣が定める自己評価の方法は、形式的、意図的な報告を排除するプロセスをもった福祉サービスの質の継続的改善を促す信頼性の高いシステムとすることを望みます。 (要望理由)：現行の仕組みは法的根拠が曖昧なことから、現行の第三者評価制度を積極的に受け入れる事業者はごく一部で、見直しが必要です。また、現行の仕組みは不正を誘発する恐れがあり、事業者に福祉サービスの質の向上を図る意欲を喚起させるプロセスに欠けています。意欲を喚起するシステムに誘導して継続的改善を促し、いかなる不正も発生し得ない仕組みにすることが必要です。		社会福祉法第七十八条第1項、第2項 参考(指針) 平成16年5月7日付「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」【雇児発・社援発・老発第0507001号】	厚生労働省	環境ISO自己宣言相互支援ネットワーク APAN (第三者評価機関としての滋賀県認証番号 06-01)	介護福祉サービスの継続的改善に資するシステムの例： http://www.selfdecl.jp/KH_top.htm
5006	5006001	行政書士が自動車の保管場所を实地調査した(通称)車庫証明申請についての交付期間の短縮	行政書士は・・・(中略)・・・事実証明に関する(实地調査に基づく図面類を含む。)を作成することを業とする。(行政書士法第1条の2)と法定された資格者であるから、行政書士が予め自動車の保管場所の实地調査を行い、それに基づいて作成した配置図の欄外に、实地調査年月日と行政書士の職印を押印して申請した自動車保管場所証明(通知)申請(通称・車庫証明)については、警察署又はその委託を受けた法人による保管場所の实地調査を改めて行うことは要しないこととされたい。	法定資格者である行政書士が、その責任において实地調査を行い作成した配置図についてまで、警察署又はその委託を受けた法人に重ねて調査を行わせる必要性はない、再度の調査を行うことは、徒に証明書の交付までの期間を長引かす要因でもあり、また、政府の提唱する国民利便の増進(期間短縮)政策にも反することになる。行政書士が申請の事前に实地調査を行った件数分だけ、警察署における当該事務処理量が減少し、効率化(期間短縮)・経費節減に資することになる。規制改革・民間開放によって、民間法人に開放した自動車保管場所の調査業務の一貫を実質的な意味において行政書士が担うことは、その部分に関しては、都道府県の調査依頼料という公金支出の節約にも資することとなる。現地調査及び車庫証明の申請に伴う個人情報の漏洩等に関しても、行政書士は法第12条において守秘義務が、同第14条において懲戒処分規定が定められており、依頼者である自動車ユーザーにとっても、他の民間法人等の实地調査に比して守秘義務や違反行為に対する法的担保能力は高いと考えられる。	自動車の保管場所の確保等に関する法律、同施行規則、同施行令	警察庁	国民利便・負担軽減推進協議会	行政書士による实地調査に対する担保措置としては、配置図欄外への職印押印以外にも、デジカメによる实地調査写真の添付又は写真の保存義務等がによって十分担保できると考えられる。	
5006	5006002	商業・法人登記業務の行政書士への開放	行政書士が受託した業務に付随(密接に関連)する場合に限り、行政書士が行う商業・法人登記業務を認めること。 具体的には、司法書士法上の業務制限条項である第73条の但書を一部改正し、・・・ただし、行政書士がその業務に付随して商業・法人登記業務を行う場合または他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。とされたい。	従来から商業・法人登記については、司法書士(弁護士)の独占業務となっており、平成17年度以降、規制改革・民間開放推進会議室宛に、多方面からその開放要望が出されていた。法務省はこれらの要望や再検討要請を受け「利便性の向上など国民にとって有益な制度改革を行うために、商業・法人登記の実態や国民のニーズを把握することが必要であり、関係府省と連携してこのような実態やニーズについて調査することとしている。」と回答し、行政書士及び一般国民を対象としたアンケート調査を実施し、19年3月にその結果を公表した。 それによると「行政書士に対する調査の回答者のうち、66.1%の行政書士が過去に商業・法人登記に関連する業務の「経験がある」と回答しており、その47.2%が1年当たりの平均件数10件未満、39.9%が10件以上50件未満であり、行政書士が商業・法人登記に関連する業務に一定の関与をしていること。また、登記申請人本人に対する調査においては、会社等の定款や株主総会・取締役会の議事録の作成等について行政書士に依頼した経験があると回答した方のうち、その際の行政書士の仕事内容等について「大変満足」又は「ほぼ満足」と回答した方の合計が77.5%を占めていることから、行政書士の商業・法人登記に関連する業務に対しても、国民が一定程度満足しているといえること。」との結論が得られている。行政書士の半数以上が商業・法人登記に一定の関与をしていること及び国民の満足度は司法書士(72.5%)を上回っていること等を動案すれば、速やかなる開放が望まれる。		司法書士法第3条第一号、第二号、第五号、第73条	法務省	国民利便・負担軽減推進協議会	

提案事項番号	提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	要望の捕捉事項	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	その他(特記事項)
5007	5007001	果実酒の製造及び提供に関する規制の緩和	宿泊施設、飲食店等において、自家製造した果実酒(焼酎等の酒に果実、氷砂糖等を漬けたもの)を自己の営業の場において無償または有償を問わず飲用に供する場合、酒税法における製造免許を不要とするなど規制の対象外(特例等)として扱えるよう、関係法令の改正または法令の弾力的運用を行い、消費の実態にあわせ特色ある果実酒を広く楽しめるよう規制緩和すべきである。	<p>宿泊事業者等が自家製果実酒を宿泊客らに提供することは酒税法違反とされており本町でも問題となったが、この課題は広く社会一般に関係するため、以下の理由等から左記の規制改革を求めるものである。</p> <p><提案理由></p> <p>果実酒の製造は既に販売された酒に果実を漬け込むものであり、新たに酒を造るという認識が一般になく、酒税法上の「みなし製造」として扱われることに対しても広く理解が得られていない。</p> <p>全国でも同様のサービスを行っている宿泊事業者等が多く存在し、こうした実態は社会通念上からも広く認知、理解されている。</p> <p>地域資源としても認識され、観光振興など特色ある地域づくりへの意義も大きい。</p> <p>宿泊事業者等に限らず、自家製果実酒を自家消費以外に知人等へ提供することも一般化しており、酒税法による果実酒に対する規制のあり方そのものが社会経済にそぐわなくなっている。</p> <p>自己の営業の場で消費する程度の果実酒の製造と提供が、酒税法の目的趣旨や酒類の製造販売体系に悪影響を及ぼすことは考えられない。</p> <p><改革の効果></p> <p>宿泊事業者等の創意工夫による産業振興、地域活性化</p> <p>果実酒の消費実態に合った法令運用の改善</p>		酒税法第7条(酒類の製造免許)、同法第43条(みなし製造)等	財務省(国税庁)	ニセコ町	【添付資料:新聞記事】参考資料1~4 (ニセコ町所在のペンションが自家製果実酒を宿泊客らに有償で飲用提供していたことが酒税法違反として問題とされ、同ペンションの「売り」として親しまれてきたサービスの中止が驚きと波紋を広げている) 【その他特記事項】本事業の他、営業を伴わない自家消費の延長にある果実酒の製造及び他者への提供についても一般に広く行われており、本件と同様の問題として扱っていく必要がある。
5008	5008001	道路運送車両の保安基準第四十二条(その他の灯火等の制限)の規制の緩和と自動車のリアランプの規制改革	現在の自動車のリアランプは、制動灯、指示灯、後退灯の3つが設置されておりますが、第四の灯火として、運転者の足がアクセルペダルからブレーキペダルに移動して制動準備状態にある事を知らせる。例えば、下り坂において、エンジンブレーキばかりに頼らず、ブレーキペダルに足を置いて、急激な事態に備えている状態にあると言う事を後続車に制動灯より早く知らせる灯火で、加速抑制スイッチを操作し加速抑制灯を設置する事を認めるべきである。	<p>私は交通安全を願う者の一人です、交通安全に寄与したいと思います。</p> <p>保安基準は50年前に制定され、現在の自動車社会には適合しない。最近になってハイマウントライトが設置されたが、本来は30年以前に日本で設置した人が居ますが、規程に反するとの事で日本では許されなかった。もっと早く認めるべきではなかったか。</p> <p>50年前の免許取得者、高齢ドライバーの方が増えており、事故件数も増大傾向となっております。これは判断能力が鈍って来ており、物が見えなくなり運動能力の低下が原因とされております情報を早く認知すれば高齢者に非常に役立つ。また、信号機にも青黄赤を連続点灯します青から赤になったら運転者は黄がなくなり予測する時間もなくなるとまどうと思います。又自動車の渋滞緩和をする為にも黄灯が必要となっております。</p> <p>以上の事等により、後続車加速抑制灯を設置すれば、予測しながら運転をする為事故の確率は低下すると思う。第四十二条の基準の解釈を柔軟に緩和しその他の灯火として設置を認めるようお願い申し上げます。</p>		道路運送車両の保安基準第四十二条	国土交通省	個人	
5009	5009001	保育所への入所の円滑化に係る、年度当初における定員超過率15%枠の規制緩和	保育所への入所の円滑化に関して、年度当初における定員超過率15%を、年度途中における定員超過率25%まで引き上げるべきである。	<p>保育所入所待機児童を抱える市町村においては、年度当初(4月)においても定員を超えて保育の実施を行うことができるものとされているが、年度途中(5月以降)には超過率が25%まで許されており、更に年度後半(10月以降)は超過率25%を超えても差し支えないこととされているにもかかわらず、年度当初においては超過率15%に制限されている。このため、年度当初(4月)には入所できない児童が発生し、他の児童よりも遅れて入所することを余儀なくされ、保育所での生活や他の児童とすぐに馴染めないケースも見受けられるなど、児童及び保護者とも精神的な負担となっている。これらのことから、年度当初(4月)の超過率を25%まで可能とするべきであると考えます。</p>		保育所への入所の円滑化について(平成10年2月13日 児保第3号 各都道府県・各指定都市・各中核市民生主管部(局)長宛 厚生省児童家庭局保育課長通知)	厚生労働省	松山市	保育の実施義務及び保育所に対する指導監督責任は市町村にあるため、施設の状況を無視した無計画な入所決定がなされることはない。
5010	5010001	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条の九の改正 建設廃材除く伐採草木等の一般・産廃区分の撤廃し、現行の広域的処理に係る特例の認定をリサイクル製品化する伐採草木に限定し、認定する。	各市町村単位で処理をしている一般廃棄物の品目内、剪定枝、刈草、伐採木等を民間企業が広域から収集運搬し、リサイクル工場で再生処理を可能にする法の改正、現行の品目に木屑を追加する。建設廃材を除く木屑に限定し、一般・産廃の区分を撤廃する。	<p>実施内容 リサイクル工場を拠点として、近隣市町村及び隣接県からの剪定枝、刈草、伐採草木等収集運搬し、バイオマス木質燃料チップ、植栽基盤材、堆肥に再生品化する。建設廃材比ベンキ、防虫剤の添加のない「木屑」は安全な再生品の原材料となる。</p> <p>提案理由 刈草の増加 温暖化と件もあり、草刈量も増加し、弊社規模でも7月より9月のピーク時には日量20t前後の刈草が搬入される、河川、線路等の草刈作業は行政区分を跨ぐ広域となり、法遵守することは不可能な状況。高齢化により、個人庭の剪定枝、葉、刈草委託業務は、造園業者から便利屋まで拡大している、この処理を一般家庭ゴミの収集日に該当袋に入れ提出するということは皆無に等しく、業者は弊社等の法的に認定された処理業者の工場に持ち込むのが実態。建設リサイクル法の不備 造成工事等に併い、伐採した生木が産業廃棄物の木屑であるなら、リサイクル法にこの品目が欠落しているのは、山林国日本としては不適合。区分不可の性状 建設廃材除く、生木類の木屑は、一般廃棄物と産業廃棄物との区別はその目的行為を問(以外判断は不可能。窓口で「この剪定枝はマンション造成に伴う工事により排出された木屑ですか」と聞き正すかマニフェスト伝票を提出されるか以外に処理業者には判断がつかない)</p>		廃棄物の処理及び清掃に関する法律 建設リサイクル法	環境省 国土交通省	柳山田林業	化石燃料の代替として、農産物=食料がクローズアップされ、他の農産物に影響を与え始めている現状、先進国中最悪の食料自給率の我国にとっては憂う事態と判断す、加え山林国のバイオマス燃料は伐採草木、林地残材、間伐材が必然で先ず小規模な発電施設建設と農業利用を視野に入れ、利益創出のビジネスモデル構築に向けての困窮点払拭が目的の提案。

提案事項番号	提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	要望の捕捉事項	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	その他(特記事項)
5011	5011001	汽力を原動力とする小型の容積型膨張機による発電設備の工事計画届出、保安規定届出、主任技術者選任届けの不要化	発電出力が1,000kWまたは500kW未満と小出力の場合、ガスタービン、内燃機、燃料電池は工事計画届出、保安規定届出、主任技術者選任届けすべてに規制が緩和されている。一方、汽力に関しては小出力であっても規制緩和されおらず、出力に関係なく同様の扱いになっている。小型の容積型スクリュ式膨張機においては、構造的に危険性は低く発電設備として運転する場合に特別な技術を必要としない。したがって、小出力の容積型スクリュ式膨張機による発電設備の工事計画届出、保安規定届出、主任技術者選任届けを不要とすることを願いたい。	【実施内容】 小出力(300kW未満)の蒸気を有効利用した容積型スクリュ式蒸気発電装置 【提案理由】 地球温暖化防止を主とした環境対策が重視される昨今、風力や太陽光といった自然エネルギーが脚光を浴びている。一方で従来からエネルギー利用している蒸気については、その「少量」の有効活用についてほとんど着目されていない。しかし、蒸気の使用ユーザは多数あり、かつ減圧ラインの「少量」蒸気を有効に活用していないケースが非常に多いのが実情である。この「少量」蒸気の有効利用することにより、CO2削減、省エネに大きく貢献できるが、本規制のために普及の障害となっている。		電気事業法第62条、65条、別表第2	経済産業省	(株)神戸製鋼所	
5012	5012001	週休2日制の場合のフレックスタイム制度の適用について	現行制度では運用要件が複雑すぎて、フレックスタイムを適用しない日を設けるなど制度自体が円滑に進まない状況にある。 暦の関係によって法定労働時間数どおり勤務しても、一部時間外労働扱いとなる月が発生することの回避要件として定められている。平成9年3月31日基発第228号通達については、法定労働条件に違反しないと考えられる範囲での見直しを再検討いただきたい。 週休2日制をとってれば、不当な長時間労働が発生する恐れがあるとは考えにくく、通達4要件から「29日目を起算日とする1週間における実際の労働時間の和が週法定労働時間を超えるものでないこと」との要件を撤廃を要望する。	フレックスタイム制の清算期間内における時間外労働は、原則として「週法定労働時間×清算期間の暦日数÷7」で計算される労働時間の総枠を超えた部分を時間外労働とするが、清算期間を1箇月としたときに、曜日の巡り等により総労働時間が労働時間の総枠を超えることがある。このような問題に対応するため、行政解釈により、 清算期間が1箇月であること 清算期間を通して毎週必ず2日以上休日確保されていること 当該清算期間の29日目を起算日とする1週間(特定期間)における労働者の実際の労働日ごとの労働時間の和が週法定労働時間を超えるものでないこと 清算期間における労働日ごとの労働時間がおおむね一定であること の4条件を満たす場合には、労働基準法第32条の3に規定する「清算期間として定められた期間を平均した1週間当たりの労働時間について、「(清算期間として定められた期間を平均した1週間の労働時間)÷(清算期間における最初の4週間の労働時間)+(特定期間における労働時間)÷5」としても差し支えないとしている。 通達で、時間外労働として扱わなくても差し支えないとされている要件は、特定期間については実際の労働時間の和が、週法定時間(40時間)を超えるものではないなど、厳しいものとなっている。このため、実際問題としては、暦日数の多い月でフレックスタイムの除外日の設定などの対応が必要になってくる。		労働基準法第32条の3 労働基準法施行規則第12条の3 平成9年3月31日基発第228号	厚生労働省	社団法人 日本自動車工業会	平成18年10月度の再要望項目
5012	5012002	有期労働契約に係る規制の緩和	有期労働契約期間の長期化は、働き方、雇用の選択肢をひろげる意味で労使双方のニーズがある。 収入の安定確保、長期の雇用補償の面で労働者のメリットも大きく、使用者にとっても雇用の確保や十分な教育投資が可能となるなど利点がある。 有期労働契約については、専門的知識を持つ者や、60歳以上の労働者のみ、5年の上限期間が認められているが、制度を複雑化することなく、上限は一律に民法で定められている5年とすることを要望する。	期間の定めのある労働契約については、契約期間の上限を原則3年(一定の場合には5年)に制限されている。 働き方・雇用形態の多様化に充分対応できず、企業と労働者双方のニーズに応えられない。		労働基準法第14条	厚生労働省	社団法人 日本自動車工業会	平成18年10月度の再要望項目
5012	5012003	労働者派遣法における派遣期間制度の見直し(通常派遣)	派遣労働者が、現状のまま派遣社員として働き続けることを希望するケースも多く、働き方については個人々人それぞれの考え方が異なる。 現制度では3年を経て正規雇用を望まない場合は派遣終了となり、労働者の雇用の安定を阻害するものとなることから、派遣期間の制限の撤廃を要望する。	平成16年3月から、専門的な業務等(26業務)を除いた労働者派遣に係る派遣受入期間制限について、最長3年とされたところである。 業務量の変化に対して、フレキシブルに対応出来ない。また、短期のみならず、中長期の派遣社員を活用するニーズに対応できない。		労働者派遣法第40条の2	厚生労働省	社団法人 日本自動車工業会	平成18年10月度の再要望項目

提案事項番号	提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	要望の捕捉事項	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	その他(特記事項)
5012	5012004	労働者派遣事業と請負により行われる事業区分の見直し	<p>労働者派遣と請負事業の判断を的確に行うための基準の基本は、「業務の遂行に関する指示管理を自ら行うなど自己の雇用する労働者の労働力を自ら直接利用すること、請け負った業務を自己の業務として請負契約の相手方から独立して処理すること」等である。</p> <p>請負元での常駐委託の場合、「自己の責任・負担で調達した機械、設備、材料等で業務を遂行すること」が規定される中で、双務契約(賃貸借契約)による機械、設備等の確保を条件とすることが、判断基準として不可欠な要素とならざるを得ない。</p> <p>偽装請負など脱法行為が発生する中、労働者保護の観点から、具体的な基準を定めることの重要性は理解するが、実務の相当な負担を考慮され、本質をなさない要件の緩和を検討いただきたい。</p> <p>請負元会社の機械・設備の使用にあたっては双務契約ではなくとも賃借契約の締結で足りるよう規定の見直しを要望する。</p>	<p>労働者派遣事業は、厚生労働大臣の許可を受け、又は厚生労働大臣に届出を行った場合を除き、禁止されている。</p> <p>請負により行われる事業と労働者派遣事業との判断を的確に行うため、「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準」を定め、この基準(業務の遂行に関する指示その他の管理を自ら行うものであること等自己の雇用する労働者の労働力を自ら直接利用するものであること、請負契約により請け負った業務を自己の業務として当該契約の相手方から独立して処理するものであること)に該当しないものは、契約の形式が請負契約であっても、労働者派遣事業であると判断している。</p> <p>請負先会社での常駐委託時の場合等、「自己の責任・負担で調達した機械、設備、材料等で業務を処理すること」が規定され、賃貸借契約による確保まで求められているが、賃貸借する機械・設備等の分割・金額評価が極めて困難であり、実務的な負担が大きい。</p> <p>また、この条件が、労働者派遣事業と請負の事業区分と示されているが、これは労働者派遣と請負事業の区分基準としての本質的な要素ではない。</p>		労働者派遣法第2条第1号、労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準を定める告示(昭和61年労働省告示第37号)	厚生労働省	社団法人 日本自動車工業会	平成18年10月度の再要望項目
5012	5012005	企画業務型裁量労働制の適用対象業務の拡大、および深夜・休日規定の撤廃	<p>昨年度の要望時、措置分類「b」回答を得たが、引き続き実施にむけての検討をお願いしたい。</p> <p>現行制度での対象業務外においても、包括的な指示のもと、自己裁量にて業務を遂行するホワイトカラーは増加していることから、対象業務を大幅拡大、または対象範囲の決定は個別労使に委ねるよう検討いただきたい。</p> <p>3月閣議決定の「労働基準法の一部を改正する法律案」では本件盛り込まれていないようだが、早期の実施にむけての検討をあらためて要望する。</p> <p>また労働者の裁量性を拡大し労働意欲、生産性を向上すべく、労働者の健康確保措置を企業の責務として講じる上での、休日や深夜勤務に関する規定の適用除外を検討いただきたい。</p>	<p>企画業務型裁量労働制については、平成16年1月1日の法改正により一部の要件・手続き等について緩和されたものの、現行制度においてもその対象業務は「事業の運営に関する事項についての企画、立案、調査及び分析の業務であって、当該業務の性質上これを適切に遂行するには、その遂行の方法を労働者の裁量に委ねる必要がある」ものに限定されている。</p> <p>また、その業務の遂行を大幅に労働者の裁量に委ねるとしながらも、みなし労働時間制により、深夜および休日に関する規定の適用は排除されていないこと、また勤務状況の把握が義務付けられている。</p> <p>企画業務型裁量労働の対象業務は、「事業の運営に関する事項についての企画、立案、調査及び分析の業務であって、当該業務の性質上これを適切に遂行するには、その遂行の方法を労働者の裁量に委ねる必要がある」と非常に限定されたものになっている。</p> <p>また、あくまでみなし労働時間制であるため、休日や深夜業に関わる労働時間管理が必要であることから実質的な労働時間の裁量幅も狭く、多様化するホワイトカラー労働者の働き方にマッチしていない。</p>		労働基準法第38条の4	厚生労働省	社団法人 日本自動車工業会	平成18年10月度の再要望項目
5012	5012006	管理・監督者に対する深夜業の割増賃金支払い義務の見直しの早期実施	<p>管理監督者は労働時間、休憩時間、休日に関する規制枠をこえて活動すべき立場にあり、労働時間の規制にはなじまない。</p> <p>深夜業務についても同様であるといえる。</p> <p>また、必要に応じて深夜業を行うことが想定されるが、夜勤等が含まれる業務でない以上、深夜業務が常態となることは考えにくい。</p> <p>労働者の健康管理については企業の責務として十分措置を講ずる上で、管理監督者の深夜業規制の適用除外をあらためて検討いただきたい。</p>	<p>管理監督的立場の者は、労基法第41条により、同法第4章および第6章の2で定める労働時間、休憩及び休日の規定の適用除外となつてはいるものの、深夜業に関する規定は除外されておらず、管理監督的立場の者であっても、深夜に労働した場合は割増賃金を支払わなければならない。</p> <p>管理監督的立場にある者は、労働時間、休憩、休日に関する規制の枠を超えて活動することが要請されており、労働時間の規制にはなじまない。</p>		労働基準法第37条	厚生労働省	社団法人 日本自動車工業会	平成18年10月度の再要望項目
5012	5012007	従業員の個人情報の第三者開示に係る指針の見直し	<p>開示に同意しないことで人事について労働者が事実上の拒否権をもつこと、同意により受入れ候補企業に情報提供後、受入れ難との結果となった場合の本人の心情、意欲の喪失などの問題に鑑み、労働者の出向、転籍など人事管理上必要な場合、必要範囲内においては、就業規則への明記や労働契約締結時の明示など、事前の包括的同意にて足りる旨が指針および同解説に盛り込まれることを要望する。</p>	<p>指針において、従業員の個人情報を第三者に開示する場合、就業規則の定めや入社時(労働契約締結時)の包括的な同意だけでは足りず、開示の都度同意を得ることが望ましいとの行政の見解が示されており、民間企業にとって事実上規制に近いものとなっている。</p> <p>労働者の出向・転籍などを検討する際、出向(候補)先、転籍(候補)先企業が受け入れの検討・判断を行ううえで労働者の個人情報の開示・提供が不可欠だが、開示・提供の都度労働者の同意が必要となると、労働者は開示に同意しないことで出向人事に対する事実上の拒否権を持つこととなり、企業の正常な人事管理が不可能となる。</p> <p>なお、個人情報保護については一般的に「過剰反応」の弊害が指摘されているところである。</p>		<p>雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が構すべき措置に関する指針(平16年 厚生労働省告示259号)</p> <p>雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が構すべき措置に関する指針(解説)(平17年3月)</p>	厚生労働省	社団法人 日本自動車工業会	平成18年10月度の再要望項目

提案事項番号	提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	要望の捕捉事項	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	その他(特記事項)
5012	5012008	事業主を異にする場合の労働時間の管理	<p>事業主を異にする場合の労働時間管理は、昨今フレックスタイム制度、変形労働時間制等の制度の多様化もあり、他社の労働時間の適切な把握が困難な状況にある。</p> <p>企業の労働時間管理における実務面での混乱は大きく相当な負担となっていることから、事業主が異なる場合は本制度適用から除外するなど、このような実務の混乱への対応施策の検討を要望する。</p>	<p>労基法第38条において、労働時間は事業場を異にする場合においても、労働時間に関する規定の適用については通算する。 なお、基発769号において「事業場を異にする場合」とは、事業主を異にする場合も含むとされている。</p> <p>また、厚生労働省労働基準局編の「労働基準法」においては、「労働者と時間的に後で労働契約を締結した事業主は、契約の締結にあたって、その労働者が他の事業場で労働していることを確認した上で契約を締結すべき」とされているところ。</p> <p>上記のとおり、労基法第38条は、事業主を異にする場合でも、労働時間は通算しなければならず、結果として、1事業主単位で見ると法定労働時間以内の勤務の場合でも、通算した場合には、法定労働時間を超える際は、時間外労働に関する割増賃金を支払う義務があり、これに違反すると法119条において罰則の対象となる。</p> <p>但し、労働者が他社で勤務していないかどうかを把握し、かつ、他社で勤務している場合は、その労働時間をも把握し、労働時間管理を行い、法定労働時間を超過した部分に対して割増賃金を支払うことは実務的にも困難である。 また、一方がフレックス勤務や1年単位の変形制を適用している場合には、その労働時間管理において更なる混乱を招くこととなり、実務的には相当な混乱が発生することとなる。</p>		労働基準法第38条	厚生労働省	社団法人 日本自動車工業会	平成18年10月度の再要望項目
5012	5012009	外国人研修・技能実習制度の見直し	<p>厚生労働省研究会等での本制度見直しに関する検討状況を回答いただきたい。</p> <p>より高度な技能を身につけるためにも研修・技能実習期間の5年間への延長を要望する。</p> <p>また、本制度の趣旨とされる技術移転による国際貢献に加え、グローバル化に伴う産業界の制度充実へのニーズについても配慮いただき、技能実習の対象職種を拡大、研修期間中の実務研修における時間制限の撤廃など制度の柔軟化を要望する。</p>	<p>現行の研修・技能実習制度は、下記のような厳格な要件が定められている。 1年間の「研修」と2年間の「技能実習」の最長3年間で構成 「技能実習」の対象職種の限定 研修期間中の研修時間の制限(時間外対応、交替制勤務対応の不可) 1年後の技能検定資格の取得の義務付け</p> <p>グローバル化の進展により、より高度な技術・技能の習得のために、より多くの外国人がわが国での実務研修を行う必要性が出てきている。そのような中、派遣期間、研修期間中の扱いなどに労働時間の制約や資格取得等の厳格な要件などが、制度の適正かつ円滑な推進、一層の充実のための制約となっている。</p>		<p>出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2項号の基準を定める法令 在留資格「研修」に係る基準省令に関する法務省告示(平成2年8月17日法務省告示第246号) 技能実習制度に係る出入国管理上の取り扱いに関する指針(平成5年4月5日法務省告示第141号)</p> <p>技能実習制度の基本的枠組み</p>	厚生労働省	社団法人 日本自動車工業会	平成18年10月度の再要望項目
5012	5012010	手数料電子納付促進のためのオンライン申請システム更改	<p>平成21年に稼働が予定とされているダイレクト方式(通関情報処理センター、特許庁、日本マルチペイメントネットワーク機構等でシステム開発中)が活用可能と思われるので、当該方式での納付も可能とすることを要望する。</p>	<p>オンライン申請には歳入金電子納付の機能が存在するが、インターネットバンクとATMからの振込みが主流となっており、企業が利用し難い状況にある。 [例 自動車メーカーでは未だに印紙で手数料納付している社が多い。]</p> <p>企業では税や電気・ガスの公共料金を金融機関から直接振込を行う方法が一般的であり、インターネットバンクやATMでは納付通知を受ける業務部門から経理部門への納付依頼、経理部門から金融機関への納付依頼等が行なえずに歳入金を電子納付できない状況にある。</p>		根拠法令なし	国土交通省	社団法人 日本自動車工業会	平成18年10月度の再要望項目
5012	5012011	二輪車独自の高速道路通行料金設定	<p>道路公団民営化スキームにおける「利用に応じた公平な負担」の考えに基づいた二輪車ユーザーが不公平感を持たずに済む高速道路料金の設定について検討されたい。</p> <p>PAやSA等における駐停車時の車両占有面積や、走行時の道路損傷度の面から、その結果を反映した二輪車独自の通行料金を設定されることを要望する。</p> <p>首都高速では19年度高速道路事業予算の36.9%も道路の維持・修繕費<http://www.shutoko.jp/ir/jigyuu/pdf/jigyoukeikaku_h19.pdf>として当てられていることから、二輪車は道路損傷度が小さいといった観点から料金見直しについて検討されたい。</p> <p>また、二輪独自の料金設定により、運用が始まったばかりの二輪車ETCの普及にも期待できる。</p>	<p>高速道路料金の車種区分については、より負担の公平を図る観点から、昭和63年の道路審議会答申を受けて、平成元年の料金改定において、それまで二輪車からマイクロバスや8トン未満の貨物自動車までが含まれていた普通車の区分を「中型車」、「普通車」、「軽自動車等」の3車種に分け、自動二輪車については、「軽自動車等」に区分している。</p> <p>四輪車と比較して、占有面積・道路損傷度の小さい二輪車が、高速道路通行料金の根拠である「車種区分」ならびに「車種間料金比較」に二輪車区分がないため、二輪車専用料金の設定がない。この為、二輪車ユーザーは必要以上の経済的負担を強いられていることに強い不公平感を持っている。</p>		<p>道路整備特別措置法第3条、第23条 道路整備特別措置法施行令第5条、第8条</p>	国土交通省(道路公団)	社団法人 日本自動車工業会	平成18年10月度の再要望項目

提案事項番号	提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	要望の捕捉事項	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	その他(特記事項)
5013	5013001	目論見書のE-メールでの送付	目論見書を顧客に対してE-メールにより交付するにあたっては、顧客側パソコンに目論見書記載事項を記録するとともにその旨を別途通知する、又は当該記載事項を顧客が閲覧したことを確認する必要がある。しかし、顧客に対する通知の方法又は閲覧の確認方法について明確にされていないため、実務的にE-メールを使った電子交付は殆んど行われていない状況である。 現状の顧客側パソコンに目論見書記載事項が記録されるとともにその旨を別途通知する必要があるとの要件については、電子交付承諾顧客に対して、証券会社から目論見書記載事項をE-メール送信し、当該送信に係るエラー等の認識がされていない顧客に対して、再度、E-メールで目論見書記載事項を送信した旨通知することとする。また、最初の目論見書記載事項をEメールで送信後、当該顧客から注文があった場合、口頭(電話を含む)又はネット受注画面上で、当該記載事項の閲覧確認が取れば、再度のEメール通知を省略しても、電子交付がされたとみなしてよいか確認したい。	目論見書交付にかかる相当な事務処理の軽減及び迅速化、並びに費用負担の大幅な軽減を図ることができることとなる。		証券取引法第15条第2項・第4項、第27条の30の9第1項 企業内容等の開示に関する内閣府令第23条の2第2項第1号イ・第3項第2号	金融庁	日本証券業協会評議会	
5013	5013002	弊害防止措置の例外規定	証券会社が、発行者又は顧客(以下「発行者等」)に関する非公開情報を親法人等や子法人等との間で授受すること、又は、親法人等や子法人等から取得した顧客に関する非公開情報を利用して有価証券の売買その他の取引等を勧誘することは、事前に発行者等の書面による同意がある場合などの一定の場合を除き、禁止されている。 発行者等の非公開情報のうち、証券会社の業務遂行上、必要不可欠で、かつ、発行者等からの事前の書面による同意が実務上不可能もしくは著しく困難との特段の事情を認めうる場合であって、投資者保護・取引の公正・証券業の信用の観点から問題がないと解されるものについては、弊害防止措置の適用除外としていただきたい。	「証券会社の業務遂行上、必要不可欠で、かつ、発行者等からの事前の書面による同意が実務上不可能もしくは著しく困難との特段の事情を認めうる場合、が生じるものとして、経営相談業務(証券会社府令第25条第12号、金商法第35条第1項第12号)やM&A仲介業務(金商法第35条第1項第11号)などが一例として想定される。具体的な事例をあげると、証券会社が、債権回収会社(以下「委託者」)が保有する金銭債権の一括売却や事業譲渡等に関するアドバイザー業務等を受託する場合、譲渡対象債権や事業の価値評価を行うこととなるが、価値評価において債権や事業の中身(債務者に係る非公開情報を含む)の取得が必要不可欠であり、証券会社は委託者と守秘義務契約を締結の上、必要な非公開情報を取得することが通例である。その際に、委託者が証券会社の親法人等又は子法人等に該当する場合は、弊害防止措置の規定により、債務者から個別に非公開情報の授受について事前に同意書を取得することは、債務者が多数に及び、債権者と債務者の関係が悪化していること等により、実務上の支障が大きいと考えられる。守秘義務契約に基づき、当該業務遂行上必要なものとして授受される非公開情報は、親子関係を利用したものでなく、取引の公正を害するものとはいえない。債務者情報を当該業務遂行のためだけに利用し、他の業務に流用されないよう情報隔壁を設けることを前提とすれば、弊害防止措置の適用除外としても問題ないものと考えられる。		証券取引法第45条3号 証券会社の行為規制等に関する内閣府令第12条第1項7号	金融庁	日本証券業協会評議会	
5013	5013003	EDINETの提出時間延長	EDINETを通じた開示書類の提出時間は、9:30～17:00までとなっている。現在17:00までとなっているEDINETの提出時間を出来る限り延長して頂きたい。少なくとも、財務局の就業時間内は、届出可能にすべきである。	1. 上場会社のエクイティ・オファリングにおいて開示書類をEDINETで送信するには、提出時限が17:00となっているため、特に提出書類が多い場合には短時間での作業を強いられている。 また、開示書類作成中に校正が必要になった場合には、校正内容の合意、届出書等の作成、発行会社及び発行関係者による確認という過程を経なければならず、17:00に間に合わない事態に追い込まれる可能性が高く、オファリング実施の大きな不安定要素となっている。さらに、現行システムでは開示書類を時間内に送信しても、届出が集中した場合、アップロードに時間を要し、届出が遅延するおそれがある。 (現状の手順) 上場会社の条件決定時においては、15:00に終値確定、条件交渉、届出書等の作成、発行会社及び発行関係者による確認、EDINET登録準備、EDINET送信(オーバーアロットメントのある公募増資の場合の提出書類)本体公募増資及びグリーンシュエーションのための第三者割当の有価証券届出書(グローバル・オファリングの場合には、臨時報告書が追加される。) 2. また、大量保有報告書についても、2007年4月以降、EDINETによる報告が義務付けられたため、紙ベースで提出していたより、届出の時限が短縮され、更に時間に追われている状況となっている。(紙ベースの届出の場合は、財務局の就業時間(関東財務局の場合17:45)内は届出が可能であった。)	開示用電子情報処理組織による手続きの特例等に関する留意事項一 - 二	金融庁	日本証券業協会評議会		
5013	5013004	空売り規制の緩和	空売り規制は、2002年3月6日、証券市場への信頼向上のためのインフラ整備を図る観点から強化された。特に、空売りの価格規制は相場操縦的行為に利用されることを防止する目的で、証券取引法施行令において、空売りを行う場合の明示及び確認の義務並びに空売りを行う場合の価格規制が課された。その一方で、「有価証券の空売りに関する内閣府令」において、明示及び確認の義務並びに価格規制は、投資主体者、数量及び取引の種類等の一定の要件を満たすものには適用除外が設けられている。 【要望1】適用除外の要件の緩和 適格機関投資家に該当しない者が行う売買単位50倍超の株数の信用取引における空売り価格規制の緩和を要望する。 【要望2】適用除外の要件の緩和 あらかじめ設定されたプログラムに従い売付けの注文が行われることを要件に、VWAP取引の事前ヘッジを行う自己の売付けは空売りの価格規制が適用除外されるが、当該要件を削除しプログラムに拠らないで行う空売りを価格規制の適用除外とすることを要望する。 【要望3】適用除外の新設 顧客のVWAPタ・ゲット取引の事前ヘッジを行う自己の先行売付けを、新たに空売りの価格規制の適用除外として新設することを要望する。	【要望1の理由】 空売りの価格規制は、株価の下落時において、下落を激化(加速)させることと、相場操縦が行われやすいことを未然に防止する目的をもって採用されたものであるが、これは一部の主に大口投資家による作為的な相場形成が行われたことが引き金となっている。空売りの意義としては、流動性の供給、価格発見機能、価格形成の効率性、有効なヘッジ手段そして有効な投資手法があり、将来の買い需要の増加や不自然に高い価格での株式買付けのリスク軽減をもたらすものである。事実、多くの適用除外取引が設けられていることもそのことを証明している。空売りは、空売り自体が悪いのではなく、株価の下落している状況の下で、空売りという取引手法を使った相場操縦が悪いのであるという考え方を基礎に置けば、こうした「適正な価格形成」機能を損なうような取引をいかに市場から排除していくかが重要である。最近の法整備においては、相場操縦を直接取り締まる体制への移行が順調に進んでいる。「徴金制度」などのインフラ整備を始め、元々証券取引法には不正取引そのものを規制する規定が存在することから、実効性を高めることにより不正取引は抑止可能である。また、証券会社は「顧客による不正取引防止のための売買管理に関する規程」を策定し、「注文管理規程」では大量誤発注防止の体制を構築している。以上の理由から当該空売り規制を緩和しても問題は生じないと思われる。また、国策である「貯蓄から投資へ」を推進する観点からも当該空売り規制は緩和すべきと考える。なお、現行の証券取引法では、規制の対象は「適格機関投資家に該当しない者」としているが、金融商品取引法においてはプロ・アマ規定を踏まえ「アマである個人」を対象とする。 【要望2の理由】 顧客の実需を背景とした売付けであるVWAPギャランティ取引・VWAPタ・ゲット取引の事前ヘッジについては、あらかじめ設定されたプログラムに従い売付けの注文が行われることを要件に、空売りの価格規制が適用除外される。この空売りは、顧客の現物の売り注文を受けて、リスクヘッジのために受動的に空売りを行い、顧客の現物売りの注文株数の範囲内でしか執行しない。本来、VWAP取引は顧客の現物の売りで委託注文として執行されるべき注文を、約定値段を一本にするために自己先行という形で執行するものである。一般的には信用取引で執行するため、制度信用取引の貸借銘柄で行われる。	VWAP取引は、VWAPを目標として執行するため、マ・ケットインパクトを考慮した分割、時間配分及び量的配分による発注による売買手法をとっており、プログラムとはこの取引手法をコンピュータに組み込んだものである。この売買手法のもとを巡れば売買執行者が行っていたものであることから、あらかじめ設定されたプログラムに拠らなくても売買執行者による執行が可能である。VWAPを目標とする性格上、マ・ケットインパクトを考慮した分割、時間配分及び量的配分の発注によって執行することが必須となることから、売買執行者による執行においても、懸念する「証券会社の恣意性」は排除されている。来年度施行予定の金融商品取引法では、お金の流れを貯蓄から投資へ動かすことを前提に「特定投資家(プロ)」と「一般投資家(アマ)」に区別され顧客の属性に応じた行為規則の柔軟化も盛り込まれる。株式投資は、一般投資家に普及させなければならない資産形成の手法であり、その中でもVWAP取引は注目されている取引手法で二・ズの高まりが想定される。	要望1 有価証券の空売りに関する内閣府令 第三条第二号 要望2 有価証券の空売りに関する内閣府令 第三条第三号 要望3 有価証券の空売りに関する内閣府令 新設 <u><左欄からの続き></u> 【要望3の理由】 VWAPはクイック、ロイター、ブルームバ・グ等の情報ベンダを通じてリアルタイムに表示され、「客観的な指標として公表されている価格」と広く認知されている。また、時間VWAPにおいても、売買執行者による執行において懸念する「証券会社の恣意性」は、要望2で説明した同じ理由により排除されている。以上のことから、現状において空売りの価格規制の適用除外となっている前場VWAP、後場VWAP、終日VWAPと同様に取扱いがないと思われる。	金融庁	日本証券業協会評議会	

提案事項番号	提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	要望の捕捉事項	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	その他(特記事項)
5013	5013005	業務の外部委託(アウトソーシング)の条件緩和について	現状においては、証券会社が外部委託を行うことの出来る業務は証券業に関して経営管理上の判断等を伴うことのない業務として、限定された一部の業務についてのみ認められている。また、外部委託を行うことのできる業務であっても、外部委託先が限定されることがある。他方で、証券会社の業務のグローバル化・経営の合理化に伴い、一層の外部委託が必要になっている現状に鑑み、多様化する顧客ニーズへの対応、また、より高度な業務の遂行等の観点から証券会社が自身で大半の業務を遂行しなくてはならないという現在の規制には問題が生じつつあると言える。国内外のグループ会社及び第三者の業者(以下、「グループ会社等」という。)についても、合理性を検討した上で外部委託先として選択できるように、ご検討いただきたい。	証券業に関するバックオフィス業務の一元管理は、証券会社が、当該業務に関する適切な管理監督機能を持っていれば、経営の合理化という観点のみならず、当該業務に精通したプロが業務遂行に当たることとなることで、よりよい顧客サービスに資するものと考えられる。また、米国、英国等の国々においては、バックオフィス業務のアウトソーシングは認められており、グローバルな競争条件の平準化の観点からも整合性を整える必要がある。(別添「アウトソーシング例、参照)そもそも、証券会社向けの総合的な監督指針(以下、「監督指針」という。)のⅢ-2-2-3(5)には経営管理上の判断等を伴うことがなければ「帳簿、計算書、伝票等の作成、整理、保管、発送及び配送業務」が証券会社本体によって行われなくてもよい旨規定されている。しかしながら、当該監督指針Ⅲ-2-2-3(5)では「合理的な理由がある場合を除き、当該業務は当該証券会社の親法人等若しくは子法人等又は会社府令第15条第一号及び第三号若しくは第十八条第一号及び第三号に規定する会社以外に外部委託できないことが原則であることに留意するとともに、当該業務の遂行状況を適宜監督することにより留意する。」と規定されており、外部委託先対象を極めて限定している。このため、法定帳簿等に関する業務の親子関係のないグループ会社等への外部委託については、これが「原則」的にできないことになる。「合理的な理由がある場合を除き」との記載に拠れば、グループ会社等に外部委託を行うことについての合理的な理由があれば、管理監督態勢の適切性を検証した上で、例外としてグループ会社等への外部委託が認められるという解釈がなされてしかるべきところ、現行の監督指針には、「合理的な理由」について明確にした規定等は一切ないとの理由から「合理的理由」があるか否かにつき、規制当局による決定が行われず、各評価項目の字義通りの対応が行われていない場合であっても、証券会社の財務の健全性および業務の適切性等の観点から問題のない限り、不適切とするものでないことに留意し、機械的・画一的な運用に陥らないように配慮する必要がある。」と記載されている。 <続きは右欄記載>	<左欄からの続き> かかる趣旨に鑑みれば、「合理的な理由」についての規定がないことによって、例外的な取り扱いを排除すべきではなく、むしろ各社各様の管理態勢等を実質的に検証した上で、グループ会社等への外部委託を認めることのできる運用姿勢こそが、監督指針の目指すものではないかと考えるものである。ヒアリングや書面による説明などを元に、個別具体的に外部委託先の選定についての合理性を検証していただき、機械的・画一的に外部委託先を「当該証券会社の親法人等若しくは子法人等又は会社府令第15条第一号及び第三号若しくは第十八条第一号及び第三号に規定する会社」に限定するような運用がなされないよう、ご配慮いただきたい。	証券会社に関する内閣府令第15条及び第18条「証券会社向けの総合的な監督指針」Ⅲ-2-2-3(5)	金融庁	日本証券業協会評議会	
5013	5013006	法人関係情報の定義の明確化について(ブロックトレードに関する行為(買集め行為)の点についての解釈の明確化)	ブロックトレードには様々な形態、目的があるが、ここで証券会社の役割を軸に考えた場合、当初売り手が証券会社に対し市場外若しくは立会外にて株式の売却を行い、当該株式を一時的に買い取った証券会社は当該株式を最終的に市場外若しくは立会外にて最終買い手へ転売もしくは市場において売却を行うという一連の流れとして位置づけられる。当該取引は、市場集中義務が撤廃された現在において証券会社に求められる市場仲介機能として重要な業務のひとつとなっている。このとき、当初売り手から証券会社に対して売却され、証券会社によって一時的に取得される株式の数量が議決権の5%以上に相当する場合の扱いについて、当該ブロックトレードのような証券会社が市場仲介者としての機能を果たす局面における当該行為についての解釈が明定されていないことから、当該取得に係る決定が行われた場合、施行令第31条の文理解釈上当該決定は、施行令第31条に定める「公開買付けに準ずる行為」として同条規定に形式的に該当するとして、当該(決定)事実は法167条に定める重要事実を形成することとなるという考え方が、その実質論から現行法上の公開買付けに準ずる行為に該当しないとする考え方の2つの見解がある。ブロックトレードに関する解釈の明定がないまま、こうした相反する見解に則って業務が行われているというのが現状であることから、当該解釈の差異から生じる実務上の不利益や、市場に対し無用な混乱を与えるケースもあることが問題となっていると考えられる。具体的には、前者の考え方に基づいた場合、当該(決定)事実を知った者は公開買付け者等関係者となり、当該事実の公表までは内部者として対象となる銘柄に關し一定の取引制限を受けるべきこととなる。またさらに、証券会社においては、行為規制府令第4条9号に定める法人関係情報との関連から、当該事実を提供して勧誘行為を行うことは禁じられるため、当該解釈に則って極めて保守的な運営を行うとした場合、証券会社が間に入って5%以上のブロックトレードを行う際、 <続きは右欄記載>	【具体的事業の実施内容・提案理由】証券取引法167条の基本構造や立法趣旨は経営支配権の取得等を目的とする「買集め行為」を規制する趣旨であることと理解する。従って発行体の経営支配権の取得等とは明らかに無関係の行為までを「買集め行為」として規制するものではないと理解する。証券会社が行うブロックトレードは、株主の売却、証券会社の一時取得、証券会社の転売、投資家の取得という一連の流れが予定されておりその本質は売り手側となる株主の売却であり、売り手と買い手を結びつけることが目的である。つまり証券会社のブロックトレードは円滑な流通を助けるものとしての売買益の取得を目的としており、価格や流動性等の状況次第でいかなる発行体をも対象として扱われるもので、発行体の支配関係に影響を及ぼすものでも経営支配権の取得を目的とするものではないことは明確である。さらに、こうした点に併せて、ブロックトレードの本質を考慮し、また証券会社の果たしている役割を考えた場合、当該行為に係る解釈を明確化することは、証券会社の果たす市場仲介機能を促進し、もって(広義の)市場取引の円滑化につながるものであることから、極めて重要であると理解する。明確に「買集め行為」としての開示がなされないことも他法令上の開示から「買集め行為」が行われた事が明らかになる場合がある。任意の開示に準拠せずとも広く周知されている開示があればそれをもって開示がなされたこととみなすことも可能ではないかと理解する。この明定を図ることで、内部者取引規制の実態を担保しつつ、証券会社にとっての管理上の負担を減らすことができるようになることと理解する。これは、証券会社の市場仲介機能の促進につながるものであると理解する。 <左欄からの続き> 具体的には、ブロックトレードを行う証券会社は当初売り手から株券を取得する決定を行い、最終的に買い手に対し勧誘を行い、取引を完了するという一連の手続きを経る等の方法を採ることで前述の諸点を満たすやりかたがひとつの方法として行われていると理解している。こうしたフローにおいて、手続面を満たすために証券会社が買付けを行い、その買付けに關し買集めに係る開示が行われてから12時間経過後にはのみ買い手顧客への勧誘並びに売り約定が行われることとなるため、この場合、証券会社は12時間のマーケットリスクに晒される状況が発生するといった面を含め、	<左欄からの続き> 証券会社に求められている市場仲介機能の発揮という点で支障をきたすことが多く発生することとなる。またのみならず、こうした考え方に則って行われる買集めに関する一時取得についての公表措置等が、無用な憶測を生み出し市場価格に無用な影響を与える等の事例も観察されている。また、当該ブロックトレードにおいて証券会社が買い手顧客に売付けた結果、その顧客が5%以上の銘柄を買付けを行うことがある。当該顧客の買付けは実質的に「買集め行為」に該当するもの、当該顧客による当該買集め行為については、買手側顧客による買集め行為の「公表」については、買付けに対して法的に義務付けられていない。一方、買付けによる大量保有報告書の提出や、発行体による主要株主の異動や親会社の異動等重要事実の開示は、法律または規則上の義務であるが、これら大量保有報告書の公表履歴は公開買付け等事実の公示方法として法律上明記されていない(証券取引法167条4項)。	証券取引法167条、証券取引法施行令第31条、証券会社の行為規制に関する内閣府令第4条第9号および第10号 <左欄からの続き> そのため、こうした開示により買集め行為の状況が明らかにならない場合でも買集め行為の公表とはみなされない、従って買付けによる任意の開示が行われるまでは(あるいは開示が全く行われない場合には文書上は永久に)、証券会社側の当該銘柄に係る自己取引についてインサイダー取引規制が解除されない。 ブロックトレードにおける証券会社の役割並びに目的を考えると、それは市場の仲介者として、売り手と買い手とのニーズを結びつけ、株式の円滑な流通を促進するという機能を有しており、これらブロック取引を通じて証券会社は直接的には売買による差益を得ることをその直接の目的としており、買集め行為を定める規制が典型的に意図するような特定の会社の経営についての支配を目的とするものではないことから、公開買付けに準ずる性格のものではないと考えられる。	金融庁 <左欄からの続き> したがって、こうしたブロックトレードに際して、証券会社が一時的に議決権の5%以上に相当する株券を取得する場合には、証券会社によるブロックトレードのための株券の一時取得は公開買付けに準ずる行為にはあらず。したがって当該行為は公開買付けに準ずる行為としての買集め行為に該当せず、重要事実が発生しないと考え、この点について解釈を明定していただきたい。従って、また、当該ブロックトレードにおいて証券会社が買い手たる顧客を探求過程においても、証券会社が一時的に5%以上の株券を保有する決定について潜在的な買い手たる顧客に伝える行為は法人関係情報を提供して行う勧誘に該当しない。	日本証券業協会評議会 <提出主体者名欄からの続き> また、「買集め行為」に関する情報に關しては、買付けによる大量保有報告書の公表履歴または発行体による主要株主の異動の公表等により、当該情報が公知のものとなる場合にも、法第167条に定める公表の効力を認めるよう手当てしていただきたい。	
5013	5013007	資産凍結者リストのデータベース化	現在、財務省が公表する資産凍結者リストは、エクセル形式により提供されるので、照合(検索)を容易に行うことができない。資産凍結者を容易に検索できるよう、人名・役職・国・住所等、属性を整理し、データベース形式で提供していただきたい。	新規顧客の口座開設時に、財務省が公表する資産凍結者リストをベースにして、該当者がいないか点検を行っているが、現行のリストは、エクセル形式のため、検索に時間を要し、また、チェック漏れ等が発生する可能性があるため、検索が容易になるよう、人名・役職・国・住所等、属性を整理し、データベース形式で提供していただきたい。		-	財務省、金融庁	日本証券業協会評議会	
5013	5013008	個人情報保護法の適切な運用・解釈	現在、「個人情報」の漏えいが起きた時点で当該漏えいの理由如何、漏えいされた情報により生じる現実的な損害如何にかかわらず、漏えいされた情報につき、一個人あたり1件との数え方で事故報告が必要となり、処罰の対象となっている。個人情報保護法によって発生する現実的弊害との均衡を考慮した上で、制度上保護されるべき「個人情報」に關し、漏えいの原因、漏えいの内容を考慮しどういった事案が報告対象となるべきであるかについて検討していただきたい。	現在の運用では何らかの形で個人の特定ができる情報の漏えいが報告対象となっているが、漏えいの原因及び漏えい内容に鑑み、実際に損害が生じる、または、二次損害が生じる可能性が極めて低い場合も含まれているように思われる。個人情報とは特定の個人を識別しうる情報であるが、「特定の個人を識別しうる」というのはどの程度の識別をいひ、当該識別によりどのような現実の損害が生じるのかを明確にした上で、当該現実の損害を防止するための対策を講じることの合理性との均衡をも考慮に入れた検討を要望する。現在のところ「個人の特定」が出来れば即処罰対象となっているが、例えば、A会社の取引担当者である ××氏の会社の名前と電話番号がファクスの誤送送信等のために漏えいした場合も特定される個人の情報が漏えいされている、との前提で報告対象・処罰対象となっている。しかしながらこのような情報の漏えいの場合、(1)情報の性質が例えば名刺にも印刷されている勤務先の連絡先等の、ある程度公の情報であると認示しうることから、可罰性があるといえるまでの漏えいとは思われないこと(2)場合によっては(相手先が同様のルールの遵守を求められている金融機関等であった場合等)二次損害発生危険性が極めて少ないこと(3)当局においても、個人情報のうちデータベース化されているものについて、データベース自体の漏えいがあった時には報告及び処罰の対象となるが、1件のみでは対象としないうる運用をされていること等といった理由からも会社事故報告の対象とする必要がないように思われる。また、上記(1)及び(3)に關連し、当該漏えいを報告すべき(可罰性のある)事故とする場合、取引先担当者等の名刺を誤って紛失した場合にも個人情報漏洩事案となる、とするのが情報の内容や紛失時の状況等に鑑み自然の帰結であるが、名刺の紛失は個人情報漏えいには該当しない(ファイル等されてデータベース化された名刺入れを紛失した場合のみ報告対象とされている)以上は、上記事案も報告対象とはならないはずである。 (続きは右欄記載)	<左欄からの続き> 現在このような軽微と思われる事案も報告・処罰対象となっており、また、基準が明確でないために報告対象につき各社で独自の判断を行って報告をしているため、統一的であると思えず、したがって個人情報保護の遵守の状況の把握が完全に正しく行われているとも必ずしも言えないと思われる。また、委託先である郵便局や宅配業者の誤配達等についても個々の事案について詳細な報告を求められているが、証券会社にはまったく責任がないことから、これらの事案について個別の報告は不要と思われる。したがって現在の報告対象・処罰対象となっている個人情報漏えい事案を再度見直し、漏えいの原因、漏えいされた内容、漏えい先、二次損害発生可能性等の項目をより詳細に検討した上で、基準を明確化し、一律の取扱いをしていただきたい。	「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第2条(定義等(法第2条、施行令第1条、施行令第2条、施行令第3条、施行令第4条))及び第22条(漏えい事案等への対応(基本方針))	金融庁	日本証券業協会評議会	

提案事項番号	提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	要望の捕捉事項	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	その他(特記事項)
5013	5013009	公務員への贈賄防止(接待・新規公開株式等の配分)	「国家公務員倫理規程」第3条1項5号では「利害関係者から未公開株式を譲り受けること。」が公務員の禁止行為として規定されているが、「便宜供与を受けるために行う行為は禁止する」等、管理すべき範囲について明確にしてほしい。			「国家公務員倫理規程」第3条1項5号	人事院	日本証券業協会評議会	
5014	5014001	独占禁止法第11条に基づく銀行の議決権保有規制の対象から信託勘定を除外すること	<ul style="list-style-type: none"> 「信託業務兼営金融機関(以下「信託銀行」といふ。))は、金銭の信託又は有価証券の信託に係る信託財産として株式を取得し、又は所有することにより議決権を取得し、又は保有する場合(独占禁止法第11条第1項第3号)については、総株主の議決権の5%を超える議決権を保有することができる(独占禁止法第11条第1項本文但書)が、この場合(委託者若しくは受益者が議決権を行使することができる場合及び議決権の行使について委託者若しくは受益者が受託者に指図を行うことができる場合を除く)、総株主の議決権の5%を超えて有することとなった日から一年を超えて当該議決権を保有しようとするときは公正取引委員会規則で定めるところにより、あらかじめ公正取引委員会の認可を受けなければならない(独占禁止法第11条第2項)。 「公正取引委員会の認可条件については、信託財産として所有等する以外(主に銀行勘定)の保有割合が5%以下であること、信託勘定および銀行勘定を含めた保有比率が10%以下であること、信託財産として所有等した株式に係る議決権について、銀行勘定に係るものとは別個に行使し、かつ、これを担保するための社内体制の整備がされていること、が規定されている(「独占禁止法第11条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可についての考え方」)。 「そもそも、信託銀行が信託勘定において株式の議決権を保有していても、当該信託財産は、受益者の利益のために管理するものであり、銀行勘定にて保有している議決権とは別途に行使されるため、独占禁止法第11条の適用対象から信託勘定により保有する株式を除外していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 「信託銀行は、信託法によって厳しい受託者責任を負っており、例えば、「受託者は、信託の本旨に従い、信託事務を処理しなければならない」「信託事務を処理するに当たっては、善良な管理者の注意をもって、これをしなければならない」(改正信託法第29条)とされているほか、受益者のために忠実に信託事務の処理を行わなければならない(改正信託法第30条)とされている。 「また、信託銀行は、信託財産について分別管理義務(改正信託法第34条)を負っており、そもそも、信託銀行が信託勘定において株式の議決権を保有していたとしても、当該信託財産は、受益者の利益のために管理するものであるため、銀行勘定をもって保有する議決権とは自ずと議決権行使のあり方が異なると考えられる。したがって、信託銀行が自ら銀行勘定において保有する株式の議決権と信託勘定において保有する株式の議決権とを合わせ、当該企業を支配する目的をもって議決権行使を行うということは考えられない。 「以上の理由から、独占禁止法第11条の規定の適用対象から、信託勘定を除外していただきたい。 		独占禁止法第11条 公正取引委員会ガイドライン 「独占禁止法第11条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可についての考え方」	公正取引委員会	社団法人 信託協会	
5014	5014002	信託契約代理店制度における復代理の許容	<ul style="list-style-type: none"> 「信託契約代理店」制度において、「復代理」までは認められていない。 「銀行法における銀行代理店制度同様、所属信託会社の許諾がある場合には、信託契約代理店が復代理を選任することを可能とすること。 「少なくとも、復代理のうち媒介については、受益者保護の観点からも特段の支障はないと考えられることから、早急な手当てを要望する。 	<ul style="list-style-type: none"> 「例えば、信託契約代理店たる親会社が、その子会社を復代理として選任する、()証券会社・保険会社を信託契約代理店とし、当該者を所属会社とする証券仲介業者・保険代理店を復代理として選任する、等の喫緊かつ強いニーズが存在する。 「平成15年7月28日金融審議会金融分科会第二部会報告「信託業のあり方に関する中間報告書」において、「信託業の担い手に対し信託契約の取次ぎのみを行う者について、その範囲を広く認めることは、信託サービスの提供チャネルを拡大し、利用者のアクセスを向上させることに資すると考えられる。」とされている。 「代理店による「媒介」は、「代理店が顧客のニーズに対応して、商品・サービスを紹介し、顧客からの依頼に基づき、所属信託会社に対し案件の取次ぎを行う」業務である。最終的に直接の顧客へのセールス・コンサルティング及び契約締結は、所属信託会社が行ったうえで執行事務等を行うものであり、受益者保護の観点から特段の問題はないと考えられる。 「以上を踏まえ、本要望は報告書の趣旨にも合致するものであり、早急な措置を要望するもの。 		信託業法第2条第8項及び第5章関係	金融庁	社団法人 信託協会	
5014	5014003	信託兼営金融機関等に対する、信託専門関連業務子会社が営む業務(信託兼営金融機関が本体で営みうるものに限る)の代理業務の解禁	<ul style="list-style-type: none"> 「信託兼営金融機関等は、信託専門関連業務子会社が営む金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項第4号～第7号に掲げる業務(以下「併営業務」といふ)の代理業務を行うことができない。 「信託兼営金融機関等に、信託専門関連業務子会社が営む併営業務(信託兼営金融機関が本体で営みうるものに限る)の代理業務を解禁すること。 「特に、証券代行業務、相続関連業務については、実務上強いニーズがあることから、早急な検討・手当てを要望する。 	<ul style="list-style-type: none"> 「信託兼営金融機関が営むことができる併営業務を信託専門関連業務子会社が営み、当該業務について、親会社である信託兼営金融機関が代理業務を行うことは銀行法の「他業」には該当しないと考えられる。 「更に、本要望においては、親会社である信託兼営金融機関が認可を受けて営むことができる業務(特に証券代行業務、相続関連業務)で、信託専門関連業務子会社が認可を受けて営んでいる業務の代理を行うことを要望するものであり、「他業禁止」の趣旨を損なう恐れは無いと考えられる。 		銀行法施行規則第13条第2項	金融庁	社団法人 信託協会	

提案事項番号	提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	要望の捕捉事項	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	その他(特記事項)
5014	5014004	個人向け国債を特定贈与信託の信託財産の運用対象とすること	・「個人向け国債」の購入可能者は個人に限られている。 ・「個人向け国債」を、特別障害者扶養信託(以下「特定贈与信託」という。)の信託財産で購入することを可能とすること。	・特定贈与信託は、特別障害者の経済的な安定を図る目的で、個人である委託者が、個人である特別障害者を受益者として、金銭、有価証券等を信託財産として設定される信託である(相続税法第21条の4)。本制度は信託銀行の財産管理機能を活用し、贈与財産の費消・散逸の防止、特別障害者に対する定期的な生活費等の支払等について、特別障害者の経済的な安定を図ることにあるため、信託財産の運用は、「安定した収益の確保を目的として適性に行う」(相続税法施行令第4条の11第4号)ことが求められている。 ・個人向け国債は、他の国債と異なり、一定の利払い確保(最低金利保証)、中途換金時に国が買い取るなど、その商品設計から他の国債に比べ優位性があり、上記の特定贈与信託の目的である「安定した収益の確保」に合致するものであり、「特別障害者の生活の安定を図る」ことにつながると考えられる。 ・また、特定贈与信託に購入が認められれば、国民各層への定着に資するとともに国債の安定消化にもつながると考えられる。		個人向け国債の発行等に関する省令第2条	財務省	社団法人 信託協会	
5014	5014005	地方公共団体の保有する財産について流動化、証券化を目的とした信託を可能とすること	・地方公共団体が保有する財産は、普通財産である土地(及びその定着物)及び国債その他の政令で定める有価証券以外を信託することは認められていない(地方自治法第237条第3項、第238条の4第1項、同第238条の5第2項、同第3項)。また、地方公共団体自らが受益者となる場合以外は認められておらず(同第238条の5第2項)、さらに公用又は公共用に供するために必要が生じたときは信託期間中であっても信託契約を解除することができる(同第238条の5第4項、同8項)こととされていることから、以下の点を要望する。 ・地方公共団体が保有する行政財産(庁舎等)についても、国と同様に、普通財産に用途変更した上で流動化・証券化を目的とした信託を設定し、当該地方公共団体が引き続き賃借し使用(リースバック)することが可能となるよう、普通財産の信託の信託目的を規制している地方自治法施行令第169条の6第1項を改正すること。 ・地方公共団体が保有する土地(及びその定着物)と有価証券以外の財産についても、流動化・証券化を目的とした信託設定を可能とすること。	・平成18年6月19日の地方財政審議会の「地方財政の健全化の推進に関する意見」において、国と地方を通じた地方財政の健全化や行政の効率化の必要性が指摘されているほか、平成18年12月12日の地方財政審議会の「地方財政の主要な課題及び平成19年度の地方財政についての意見」においては、地方の自主性・自立性を強化し、地域の創意工夫による個性豊かな活力に満ちた地域社会を作り上げることが、わが国の発展に必要不可欠であるとされている。 ・国においては、行政財産を普通財産に用途変更した上で、流動化・証券化を目的とした信託を設定し、当該財産を引続き国が賃借し使用(リースバック)することが現行法令の解釈で可能とされているが、これと同様のことを地方公共団体に認めることができない理由はないと考えられる。このため、地方自治法施行令第169条の6第1項を改正し、地方公共団体においても、少なくとも国と同様の信託設定が可能となるよう措置いただきたい。 ・また、地方公共団体が保有する土地(及びその定着物)及び有価証券以外の財産についても、信託設定による流動化が実現されれば、民間のノウハウを活用した地方公共団体の資金調達手段の多様化につながるとともに、当該保有財産に係るリスクを当該地方公共団体から分離することができるため、地方公共団体の早期財政健全化に資すると考えられる。 ・例えば、地方公共団体が保有する金銭債権についても、既に一部の地方公共団体にて、流動化と同様の経済効果が認められるローンパーティシペーション方式での流動化事例が既に存在しており、これと同等の経済効果を有する信託方式を認めることができない理由はないと考えられる。		地方自治法第237条、第238条の4及び第238条の5、地方自治法施行令第169条の6	総務省	社団法人 信託協会	
5014	5014006	信託銀行による投資信託の効率的運用を阻害する規制の撤廃(その1)	・投資一任業務の認可を受けた信託銀行が、委託者指図型投資信託あるいは投資法人より、投資信託財産の運用に係る権限の委託を受ける場合において、当該信託銀行自らが受託者となっている投資信託財産については、「主として有価証券」に運用することができない。 ・投資一任業務の認可を受けた信託銀行が、委託者指図型投資信託あるいは投資法人より、投資信託財産の運用に係る権限の委託を受けた場合において、当該信託銀行自らが受託者となっている投資信託財産について、「主として有価証券」に運用することを可能とすること。	・投資一任業務の認可を受けた信託銀行は、有価証券投資に係る専門的知識・経験を有しており、当該規制の撤廃は、運用機関間の競争を促進し、商品選択肢の拡大等投資者利益に資する。 ・また、信託銀行は、信託業法等の様々な規律の適用を受けており、十分な運営・管理態勢を整備・構築したうえで、業務を行っており、当該規制が撤廃されたとしても、受益者保護上の問題が生じる蓋然性は少ないと考えられる。 ・信託財産の運用対象が法令により規制をうけることは、信託銀行の多様な商品設計の阻害要因となっている。当該規制の撤廃されることにより、信託銀行が有する有価証券運用の知識・経験がより一層活用され、多様な運用サービスの提供、投資商品の組成が可能となると考えられる。		投資信託及び投資法人に関する法律施行令第2条	金融庁	社団法人 信託協会	
5014	5014007	信託銀行による投資信託の効率的運用を阻害する規制の撤廃(その2)	・委託者非指図型投資信託について、信託銀行が信託財産を「主として有価証券」に運用することができない。 ・委託者非指図型投資信託について、信託銀行が信託財産を「主として有価証券」に運用することを可能とすること。	・信託銀行は、有価証券投資に係る専門的知識・経験を有しており、当該規制の撤廃は、運用機関間の競争を促進し、商品選択肢の拡大等投資者利益に資する。 ・また、信託銀行は、信託業法等の様々な規律の適用を受けており、十分な運営・管理態勢を整備・構築したうえで、業務を行っており、当該規制が撤廃されたとしても、受益者保護上の問題が生じる蓋然性は少ないと考えられる。 ・信託財産の運用対象が法令により規制をうけることは、信託銀行の多様な商品設計の阻害要因となっている。当該規制の撤廃されることにより、信託銀行が有する有価証券運用の知識・経験がより一層活用され、多様な運用サービスの提供、投資商品の組成が可能となると考えられる。		投資信託及び投資法人に関する法律第49条の3	金融庁	社団法人 信託協会	

提案事項番号	提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	要望の捕捉事項	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	その他(特記事項)
5014	5014008	信託型ライツ・プランに係る受益者の本人確認義務の緩和	<p>・金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律第3条、同施行令第1条及び同施行規則第1条等により、適格退職年金信託等一部の信託商品に係る受益者については、同法に基づく本人確認義務が免除されているが、他方、本人確認法施行後に開発された信託商品については、同法に基づく本人確認義務が課されている。</p> <p>・信託型ライツ・プランにおける受益者は、敵対的買収者が現れた日以降の特定の日に於ける当該企業の株主名簿上の株主とすることが一般的であるが、受益者として確定した時点で同法第2条等に基づく本人確認手続きが必要とされている。</p> <p>・敵対的買収防衛目的で導入する有価証券管理信託や金外信託等(いわゆる「信託型ライツ・プラン」)について、その円滑かつ迅速な信託事務の遂行を可能とするために、受益者に係る本人確認手続きを免除すること。</p>	<p>・信託型ライツ・プランは、信託財産たる新株予約権の発行会社に対する敵対的買収者が出現した際の一定時点において、当該発行会社の株主である者を受益者として特定し、当該受益者に対し信託財産たる新株予約権を交付することを目的としている。すなわち、信託型ライツ・プランにおいては、新株予約権が上場会社の株主(受益者)に対してその持株比率に応じて機械的に無償で交付されることが予め株主総会の特別決議を経て決定されており、典型的に、新株予約権を交付する側(委託者)や交付される側(受益者)における恣意が一切働かない。</p> <p>・マネーロンダリングは、特定の者がその保有する資金を特定の者に対して転移する必要がある。上記のとおり、発行会社が発行した新株予約権が株主(受益者)に持株比率に応じて機械的に無償で割り当てられるだけの信託型ライツ・プランを利用して特定の者から特定の者に対して資金の移動を行うことは典型的に不可能であり、斯かる仕組みを用いてマネーロンダリングが行われる蓋然性は無い。</p> <p>・また、本人確認法施行規則においては、例えば、退職給付信託、「被用者の給与等から控除される金銭を信託金とする信託契約」など、必ずしも法的制度に基づくものではなくても、マネロンに使われる可能性がないと解される信託の受益者は、確認義務の適用除外とされている。すなわち、典型的にマネーロンダリングに用いられる恐れがないのであれば、法律によって当該商品の内容が確定されている必要はないはずである。信託型ライツ・プランにおける本人確認義務についても、本人確認義務の制度趣旨に照らして適切な措置を要望する。</p>		金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律第3条、同施行令第1条、同施行規則第1条、外国為替及び外国貿易法第22条の2、外国為替令第11条の4及び外国為替に関する省令第12条の2等	金融庁	社団法人 信託協会	
5014	5014009	信託契約代理店に係る財務局宛届出等の緩和	<p>信託契約代理店は、信託業法68条に規定される事項を財務局宛に対し登録・変更届出を行う必要がある。</p> <p>・信託契約代理店における管理負担を業務運営に支障がない範囲で軽減し、信託利用者へのサービス向上に一層注力できる体制を整えるために、以下の点につき改善を要望する。</p> <p>・営業所等の「所在地の変更」について、市町村合併等による住居表示の変更等であって実質的な位置の変更がない場合には、変更届出を不要とすること。</p> <p>・銀行等が信託契約代理業を営む場合に、役員が常務に従事する他の会社の状況(以下、兼職状況)について、届出不要とすること。</p> <p>・変更届出は発生日から2週間以内に行う必要があるが、変更内容によっては登記簿抄本の添付が必要である。登記手続きには2週間前後要する実態を踏まえ、登記簿抄本の添付書類からの除外若しくは届出期限緩和等の措置をとること。</p> <p>・信託契約代理店における登録事項の変更に係る届出遅延については、所属信託兼営金融機関が届出を行うべき事項に該当しないものとしていただきたい。</p>	<p>・営業所等の実質的な位置の変更が生じない住居表示の変更等については、銀行代理業においても届出を求められず(金融庁「主要行等向けの総合的な監督指針」(3-5-2)、変更の届出を行わなくても、顧客等の保護に欠けることはないと考えられるため、届出不要の取扱いとし、監督指針等で明確化していただきたい。なお、商業登記法第26条は、行政区画等の名称の変更については、変更登記があったものとみなし、変更登記は要しないこととされている。</p> <p>・役員兼職状況については、銀行等が銀行代理業や証券仲介業を営む場合には届出不要とされているため、銀行代理業等と平仄を合わせた措置を講じて頂きたい。銀行等が銀行代理業等を営む場合に兼職届出が不要とされているのは、銀行等の兼職状況については銀行法等において認可制とされており、直接当局の監督下にあるためであり、銀行等が信託契約代理店を営む場合もこれと同様であることから、信託契約代理業においても役員兼職状況の届出は不要としていただきたい。</p> <p>・信託契約代理店には、「営業所等の所在地の変更」や「営業所の廃止」に係る変更の届出においても、登記事項証明書の添付が義務付けられているが、銀行代理業者や証券仲介業者には、これらの変更について登記事項証明書の添付が義務付けられておらず、これらに比して過重な規制となっている。また、届出事項発生後、法務局の登記変更手続きには2週間前後を要することもあるため、信託契約代理店が届出期限内に登記事項証明書を用意することが困難な事例が多く生じている。このような実態にあるにもかかわらず、2週間以内に変更の届出を提出できない場合には、罰則が課せられることとなっており、実感が十分に考慮されていない、非常に厳しい規制内容となっている。</p> <p>・信託契約代理店の登録事項の変更は頻繁に発生しており、当該届出遅延も少なからず生じていることから、所属信託兼営金融機関が過大な事務負担を強いられている。</p>		信託業法第68条第1項第6号、71条 信託業法施行規則第70条第2号 信託業法68条、71条第1号、116条第8号 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第31条	金融庁	社団法人 信託協会	
5014	5014010	大量保有報告書提出時の発行会社への写し送付義務の撤廃	<p>・大量保有報告書またはその変更報告書、訂正報告書(以下、大量保有報告書等)を提出したときは、株券等の保有者は、当該株券等の発行者である会社に対して、報告書の写しを送付しなければならないとされている(証券取引法第27条の27)。</p> <p>・これは平成18年6月14日に公布された「証券取引法等の一部を改正する法律」(平成18年法律第65号)による改正後の証券取引法(金融商品取引法)第27条の27においても同様であり、この写し送付義務を早期に撤廃することを要望する。</p>	<p>・大量保有報告書等については、平成18年6月14日に公布された「証券取引法等の一部を改正する法律」により、平成19年4月1日以降、上場会社の株券等を大量に保有したすべての者が、E DINETを使用して提出することとなり、従前のように紙面による提出ができなくなった。</p> <p>・全ての大量保有報告書は、E DINET上で閲覧可能であり、インターネットへの接続環境があれば、発行会社はその必要に応じて自ら、直ちに閲覧することが可能となった。</p> <p>・IT化の促進という重要な国家戦略の観点から、平成19年4月1日以降、上場会社の株券等を大量に保有したすべての者が、E DINETを使用して提出することとなり、紙面による提出ができなくなったにもかかわらず、依然として、株券等の保有者に対し、発行会社に対する大量保有報告書等の「写し」を紙面で送付することを要求することは、株券等の保有者に多大なる事務負担を課すものであり、不相当であると考えられる。</p> <p>・また、大量保有報告書等は、その提出後、速やかにE DINETに掲載され、誰でも閲覧可能であるのに対して、その「写し」を送付する方法は、株券等の保有者から発行会社あてに「写し」を発送した後、発行会社に到着するまでに時間を要するため、実用的意味にも乏しいため、この大量保有報告書等の提出時の発行会社への写し送付義務を撤廃いただきたい。</p> <p>・なお、証券取引法第27条の27に規定されている発行会社以外の写し送付先(証券業協会等)については、既に、同法第27条の30の6の規定によってE DINETへの掲載をもって「写し」の送付が不要とされている。</p> <p>・E DINETへの一本化(紙の写し送付廃止)については、適切な移行期限を設けて周知のうえ、E DINETの閲覧環境を整備することによって、利用者たる発行会社による情報入手に支障を生じさせることなく対応することが可能であると考えられる。</p>		証券取引法第27条の27、第27条の30の6	金融庁	社団法人 信託協会	
5014	5014011	大量保有報告書の提出・閲覧に係るE DINETの機能拡充	<p>・平成18年6月の証券取引法改正により、平成19年4月から大量保有報告書またはその変更報告書、訂正報告書(以下、大量保有報告書等)の提出は、開示用電子情報処理組織(E DINET)の使用が義務付けられた(証券取引法第27条の30の3)。</p> <p>・従来の書面での提出においては、例えば持株会社等の親会社が報告対象株式を保有していない場合でも、グループ内での報告対象株式の保有状況を取りまとめ、報告対象株式保有子会社の代理人として、グループ全体での大量保有報告書の提出を行うことが認められていた(法令上の制約はなかった)。</p> <p>・しかし、E DINETでの提出においては、大量保有報告書の代理人(提出者)は、報告対象株式保有者に限られ、持株会社等の親会社が直接報告対象株式を保有しない場合には、代理人としてグループ全体の報告を行うことができない(財務局よりかかる指導がなされている。なお、変更報告書、訂正報告書については書面による提出と同様、制約はない)。</p> <p>・E DINETにおける大量保有報告書の提出においても、従来の書面での提出と同様に、株式保有の有無にかかわらず、共同保有者の持株会社等の親会社を代理人として報告書の提出が行えるようにしていただきたい。</p>	<p>・大量保有報告書等の提出義務者はすべてE DINET上で手続きを行うこととされたが、E DINETのシステム上の制約により、大量保有報告書の提出にあたっては、銘柄毎にグループ内の提出者を決定し、当該者が共同保有者の報告対象株式の保有状況を取りまとめ、直接E DINETの登録手続きを行わなければならない、煩雑な提出環境の設定・個別の提出操作が負担増となっている(なお、変更報告書・訂正報告書は、報告対象株式の保有の有無にかかわらず、代理人からの提出が可能)。</p> <p>・従って、E DINETでの大量保有報告書の提出においても、報告対象株式を保有していない持株会社等の親会社を代理人とする報告を可能とすることを要望するもの。</p> <p>・なお、一般に、大量保有報告書等については、報告者のみならず共同保有者も含めた(企業グループであればグループ全体での)議決権等の動向についての情報が大きな意味を持つと思われることから、持株会社等の親会社が傘下の共同保有者の保有状況をまとめて提出することを可能とすることは、閲覧者にとっても、極めて有益であると考えられる。</p>		証券取引法第27条の30の3	金融庁	社団法人 信託協会	

提案事項番号	提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	要望の捕捉事項	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	その他(特記事項)
5014	5014012	確定給付企業年金における規約の承認・認可手続きの緩和	・確定給付企業年金の規約の変更等に際しては、軽微な変更を除き、厚生労働大臣の承認・認可が必要となっている。 ・確定給付企業年金における承認・認可手続きについて、現在の承認・認可に係る審査基準を明確化した上で、不利益変更該当しない場合等、一定の条件を満たす場合につき事後届出制を導入すること、及び届出不要とする範囲を拡大することを要望する。	・現状の確定給付企業年金の承認・認可手続きにおいては、原則として事前の承認・認可が必要とされており、不利益変更を除けば過度の規制となっていると考えられる。 ・また、適格年金が平成24年3月末で廃止される中、現在約39,000件の適格年金が存在しており、これらは、今後、確定給付企業年金へ移行等を行うこととなる。 ・従来、厚生年金基金は最多でも1,800基金程度であったが、既に、確定給付企業年金の導入から約5年が経過したところでその実施件数は約2,000件となっており、今後、適格年金からの移行が約5年で終わり、また移行の期限間際に集中することも予想されることから、今後、多数に上る制度移行をスムーズに行うためには、規約承認および認可手続きの見直し・簡素化が必要であると考えられる。 ・また、今後、設立件数の増加に比例して、制度発足後の規約変更の申請件数も増加すると考えられることから、承認・認可手続きの簡素化は、移行期限までの短期的な課題ではなく、長期的な視点でも、見直しが必要と考えられる。 ・上記を勘案し、審査基準を明確化した上で一定の条件を満たす場合につき、事後届出制を導入すること、及び、届出不要とする範囲を拡大することを要望するものである。		確定給付企業年金法第5条、第6条、第7条、第12条、第16条、第17条 確定給付企業年金法施行規則第7条～第10条、第15条～第18条	厚生労働省	社団法人 信託協会	
5014	5014013	確定給付企業年金・厚生年金基金における権利義務移転承継の方法の多様化	・現状は、確定給付企業年金または厚生年金基金の「一部の実施事業所に係る権利義務承継」のように対象者を区分して権利義務承継することは認められているが、具体的要望内容に記載のように「一部の給付に係る権利義務承継」は現状認められていない。 ・「第1年金と第2年金からなる2階建ての制度において、一部の実施事業所の第2年金部分を別の確定給付企業年金制度へ権利義務承継する場合若しくは当該事業所のみで新たに確定給付企業年金制度を実施する場合、」このような「一部の給付に係る権利義務承継」についても可能として頂きたい。	・今後、複数事業主による確定給付企業年金が増加していくにつれて、上記のようなニーズも出てくると思われるので、企業側のニーズに柔軟に対応できるよう要望するもの。 ・例えば、添付資料のようなケースの場合、第2年金だけの権利義務移転が可能となれば、加入者期間を通算することにより、年金受給の可能性が大きくなる。脱退一時金相当額の移換によるポータビリティにおいては、原資が異なる場合に可能とされているので、権利義務移転の場合においても、同様のスキームを可能として頂きたい。		確定給付企業年金法第79条 厚生年金保険法第144条の2、 厚生年金基金令第41条の3	厚生労働省	社団法人 信託協会	添付資料1ご参照
5014	5014014	確定給付企業年金・厚生年金基金から一部事業所が確定拠出年金へ移行する際の一括拠出に係る要件の緩和	・複数事業主が1つの年金制度を実施している場合、一部の事業所のみ確定拠出年金へ移行したいというニーズも生じている。 ・この場合、現状の法令においては制度全体の最低積立基準額(もしくは数理債務)に対する不足分を一括拠出しなければ、当該事業所に係る年金資産を確定拠出年金制度へ移換することはできない。 ・このような場合においても、確定拠出年金へ移行する事業所に係る最低積立基準額(もしくは数理債務)の不足分を一括拠出すれば、当該事業所に係る年金資産を確定拠出年金制度へ移換できるよう、一括拠出の範囲を緩和して頂きたい。	・確定拠出年金への移行とは無関係の事業所においても追加負担が発生するスキームとなっており、結果的に一部の事業所のみ確定拠出年金へ移行することは非常に困難な状況にある。 ・確定拠出年金へ移行する事業所の積立不足のみ一括拠出を行ったとしても、受給権保護の観点でも当該確定給付企業年金の積立水準が悪化することはないことから、一括拠出の範囲を緩和することにより、確定拠出年金への移行の自由度が向上するよう要望するもの。 ・事業所が減少した場合において、当該減少に伴い他の事業所の掛金が増加することとなるときは一括拠出が必要とされているが、当該一括拠出は、事業所減少に伴って発生する不足分を穴埋めするものである。これと同様に、一部の事業所が確定拠出年金へ移行する場合においても、移行に伴って発生する不足分を穴埋めすればよいこととして頂きたい。 ・なお、本件は、いったん当該一部の事業所において確定給付企業年金、厚生年金基金を立上げ(権利義務の移転承継または基金分割)、そこから確定拠出年金移行を行うことで同様の効果は得られると考えられるが、厚生年金基金の新規設立には、人数要件が存在するため、対応できない事業主も存在する。加えて、当該一部の事業所のみで確定給付企業年金、厚生年金基金の立ち上げが可能な場合でも、その際の事務手続きが非常に煩雑になることから、手続き簡素化の観点も含め要望する。		確定給付企業年金施行令第91条	厚生労働省	社団法人 信託協会	添付資料2ご参照
5014	5014015	確定給付企業年金における高齢者雇用安定法対応のための制度設計の自由度向上	・確定給付企業年金では、現状で、雇用延長と「つなぎ年金」の支給を選択することは認められていないが、再雇用制度や定年延長等の整備に伴い、再雇用を選択しなかった者に給付する「つなぎ年金」の導入を認めること。 ・具体的には、65歳支給開始と規約で定めた場合において、「再雇用を選択しなかった者」が65歳までの間に資格喪失した場合に所得保証の観点からの「つなぎ年金」の支給を認めて頂きたい。 (つなぎ年金の例:60歳支給開始 5年確定年金、63歳支給開始 2年確定年金、所得保証の観点よりそれぞれの年金額は同一とする。)	・65歳定年延長に伴い、再雇用を選択しなかった者について、65歳までの間の生活保障としての年金の支給を可能とし、また、65歳まで勤務した者については「つなぎ年金」は支給しないことも可とすることにより、高齢者の所得確保の選択肢を増やすこと。老後の安定という観点からも加入者にとって特段の支障はないと考える。 ・なお、65歳支給開始の年金とあわせた制度全体として支給期間の下限の5年を緩和してほしいというのではない。 また、支給すること自体及び支給期間を選択できる制度(具体的要望内容の例で言えば、雇用延長を選択した者は支給なし、60歳からの支給を行うものは5年)となり、加入期間に給付額が比例するものではなく、現実的には制度外の社内年金等での対応を行うことも可能ではあるが、社外積立による受給権の確保の観点からもニーズがあり、要望するもの。		「確定給付企業年金制度について」(平成14年3月29日年発第0329008号)第3の一の	厚生労働省	社団法人 信託協会	

提案事項番号	提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	要望の捕捉事項	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	その他(特記事項)
5014	5014016	確定給付企業年金における規約の承認・認可申請書類等の簡素化	<p>・確定給付企業年金における規約の承認・認可申請手続きにおいては、具体的要望内容に記載の - のとおりの書類等が必要とされている。</p> <p>・認可申請における書類について、以下の措置をお願いしたい。</p> <p>「加入者となる者の数を示した書類」について、計算基準日時点での加入者数は「給付の設計の基礎を示した書類」もしくは「財政再計算報告書」で確認できるため不要としていただきたい。</p> <p>「適年から権利義務承継により確定給付企業年金移行する場合、「権利義務移転の限度を示した書類」は、全部の移転しかないため、不要としていただきたい。</p> <p>「資産管理運用契約に関する書類」および「業務委託に関する書類」は、受託機関の変更時等にも提出しないことから、不要としていただきたい。</p> <p>「…の同意を得たことを証する書類」は、基金・事業主が証明する書類のみとし、「同意書」の提出が不要であることを明確化していただきたい。</p> <p>「閉鎖適年から権利義務承継により確定給付企業年金移行する場合、被用者年金被保険者の過半数(もしくは過半数で組織する労働組合)の同意を不要とする等、通常の適年から確定給付企業年金への移行に比べ、簡便的な取扱いを認めていただきたい。</p>	<p>・ - については、上記のとおり。</p> <p>・ は現在、契約の案文を添付して、「資産管理運用契約の締結」「業務委託契約の締結」を確認いただいているところであるが、当該締結先の受託機関の名称については、規約に明記されているので、それを以って契約締結を確認していただく等検討して頂きたい。(若しくは、予め受託機関から契約書のひな型を提出することによって、契約書(案)の添付を省略する等)</p> <p>・ は、「給付減額等受給権が侵害される恐れがある場合」と「それ以外の変更を行う場合」の別に、「同意書」の取扱いを明確化し、特に後者について添付書類の簡素化の観点からの検討を要望するもの。</p> <p>・ は年金受給者については、制度変更を行うことなく、適格年金における年金給付をそのまま確定給付企業年金へ権利義務承継することとなり、不利益変更が発生する訳ではないので、通常の確定給付企業年金への移行に比べ、簡便的な取扱いを要望するもの。</p>		<p>～ 「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」(平成14年3月29日年企発第0329003号・年運発第0329002号)別紙3</p> <p>確定給付企業年金法附則第25条</p>	厚生労働省	社団法人 信託協会	
5014	5014017	確定給付企業年金における特例掛金の設定の弾力化	<p>・現状、次回再計算までの不足見込みに基づく特例掛金を拠出することは認められているが、確定給付企業年金は厚生年金基金と比べると、少人数で実施することも可能であることから、事業主によっては、計画的な資金繰りが困難となるケースも想定される。</p> <p>・基金型確定給付企業年金では、毎事業年度の予算を策定していることから、厚生年金基金同様、事業年度毎に予算に基づき拠出する特例掛金を認めていただきたい。また、規約型確定給付企業年金についても、同様の特例掛金を認めていただきたい。(規約型確定給付企業年金は、予算を策定していないが、予算という形でなくとも、規則第44条「今回の財政再計算までに発生する積立不足の予想額」と同様の計算を行うことで、1年間の不足見込み額の算出は可能である。)</p>	<p>確定給付企業年金は厚生年金基金と比べると、少人数で実施することも可能であることから、事業主によっては、計画的な資金繰りが困難となるケースも想定される。こうしたケースでは、毎事業年度の予算に基づく特例掛金の方が、より機動的に積立不足を穴埋めすることができるため、財政の安定化を図ることができ、これは、受給権保護の観点からも望ましいと考えられる。現在、掛金を変更する場合(加入者負担掛金に関する事項は除く)については、厚生労働省への届出事項とされているが、当該特例掛金については認可事項とすれば、恣意的な掛金の拠出を、防止できると考えられる。当該特例掛金については、厚生年金基金で可能であったことから、特に基金型確定給付企業年金において、事業主等のニーズは強く、また、これが可能となることで、適格年金からの円滑な移行にも資するものと考えられる。</p>		<p>確定給付企業年金法施行規則第44条</p>	厚生労働省	社団法人 信託協会	
5014	5014018	確定給付企業年金・厚生年金基金における選択一時金の要件緩和	<p>・現状、要望内容に記載の計算に係る割引率として、確定給付企業年金においては「前回の財政計算の計算基準日以降の下限予定利率」を用いることとされている。また、厚生年金基金においては、「選択一時金を選択する日の直近の財政計算の基準日の下限予定利率」を用いることとされている。</p> <p>・退職一時金制度や適格退職年金からの円滑な移行を促進するために、以下の項目についての制限を緩和ないし弾力化すること。</p> <p>・選択一時金の支給上限に係る制限の緩和(例えば、選択一時金の支給上限である「保証期間に係る現価相当額」の計算に用いる割引率として、退職時以降の下限予定利率の変動にかかわらず、「退職時の規程で定められている給付利率および繰下利率」を使用する取扱いを認めること。)</p>	<p>現状、本件の計算に係る割引率として、確定給付企業年金においては「前回の財政計算の計算基準日以降の下限予定利率」を、また、厚生年金基金においては、「選択一時金を選択する日の直近の財政計算の基準日の下限予定利率」を用いることとされており、今後これが退職時に労使合意していた給付利率もしくは繰下利率を上回ると経済環境の変化を理由に退職時に約束した一時金支給ができなくなるため、制限緩和をお願いしたい。</p> <p>なお、この事態が発生した場合において一時金の額を維持しようとする、退職時における労使合意にかかわらず、年金額を引上げることが必要となる。また、財政計算には「積立不足に伴う掛金の再計算」もあり、このような財政計算に伴い受給権者の給付の引き上げを行うことは困難である。こうした観点からも緩和が必要と考えられる。(特定の時点での金利水準が高かったことを理由に年金額を引き上げた後、金利水準が低下したとしても、給付額を引き下げる際には、給付減額の手続きが必要となる。)</p> <p>【給付利率が最低下限予定利率を下回る事例】</p> <p>X年度:給付利率 2% (下限予定利率 2%) (このとき退職し、受給者となる。)</p> <p>X+1年度:財政計算実施(下限予定利率 3%)</p> <p>X+2年度:一時金選択(下限予定利率 3%)</p> <p><X+2年度における選択一時金></p> <p>現行では、X+1年度の下限予定利率である3%による選択一時金が上限であるが、給付利率は2%で計算されていることから、退職時に労使合意していた選択一時金より減少してしまう。</p>		<p>確定給付企業年金法施行令第23条第1項第1号・第2号、確定給付企業年金法施行規則第24条第1号</p> <p>「厚生年金基金の設立要件について」(平成元年3月29日年企発第23号・年数発第4号)第二 四(10)</p>	厚生労働省	社団法人 信託協会	
5014	5014019	確定給付企業年金における加入者負担掛金に係る取扱いの弾力化	<p>・現状では、掛金に加入者負担のある制度においては、加入者負担をする者とならない者の給付額には、「当該掛金の負担額に相当する額程度の差を設けること」とされている。</p> <p>・加入者負担掛金に係る以下の取扱いを弾力化して頂きたい。</p> <p>・加入者負担掛金は加入者自身が負担するか否かを選択できることから、負担することを選択した加入者と、負担しないことを選択した加入者との間に「当該掛金の負担額に相当する額」より大きい差額を設けることも認めていただきたい。</p>	<p>適格年金制度の中には、加入者が掛金を負担するのであれば、事業主も掛金を負担する、という考え方で作られた拠出制の制度がある(掛金を拠出しない従業員は加入者とならない)。拠出制の制度は、退職金とは別に、加入者本人の自助努力によって老後の所得を確保するという趣旨で実施しているものである。このような拠出制の適格年金については、現状、確定給付企業年金への移行が進みにくく、移行した場合においても拠出制を廃止するケースが見られる。また、厚生年金基金から代行返上する場合、本人負担の有無に関わらず、事業主負担が同一に給付されると本人負担のインセンティブが働かないため、拠出制部分を廃止するケースが見られる。このため、円滑な適格年金からの確定給付企業年金への移行を促進するという観点、および廃止が受益者本人にとって不利益となるという観点から加入者拠出をしなかった場合の給付格差について、現状よりも緩和して頂きたい。</p>		<p>「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」(平成14年3月29日年企発第0329003号・年運発第0329002号)別紙1 3-2-(4)</p>	厚生労働省	社団法人 信託協会	添付資料3ご参照

提案事項番号	提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	要望の捕捉事項	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	その他(特記事項)
5014	5014020	確定給付企業年金、厚生年金基金におけるキャッシュバランスプランの再評価率の自由度向上	キャッシュバランスプランにおいて、給付額の再評価を一定の範囲内で積立水準に応じて行なうことができる年金制度を認めていただきたい。(あるいは、加入者全体の掛金を集約し、全体として共同運用する確定拠出型の制度を認めていただきたい。)	・類似の制度が海外(オランダのコレクティブDC等)においても認められており、企業・加入者サイドの一定のニーズが想定できること。 ・加入者の立場として、運用成果を一定程度、給付に反映される道が開かれること。 ・確定拠出年金においては、加入者が過度に保守的な運用を行うことにより想定する給付額に達しないなどの運用格差が生じているとの指摘がある一方、企業サイドにおいても投資教育の難しさが問題点としてあげられているが、共同運用を前提とする制度を導入することによって、企業、加入者双方の問題点を一定程度解決することができると思われること。		・確定給付企業年金法施行規則第28条、第29条 ・承認認可基準別紙13-2(4) ・(確定拠出年金法)	厚生労働省	社団法人 信託協会	
5014	5014021	閉鎖型確定給付企業年金の制度終了時の残余財産の取扱の明確化	・閉鎖型確定給付企業年金について、受給権者等が存在しなくなった(給付終了)ことに伴い制度終了する場合の残余財産の取扱いが規定されていない。 ・当該残余財産については事業主へ返還できることを規定していただきたい。	この場合、閉鎖年金終了時の最後の受給者が残余財産のすべてを受け取る(分配される)ことが想定されるが、バランスに欠ける取扱いと思われ、また、実質的に受給権者保護の観点からも問題が生じないため、事業主へ返還できることを要望するもの。 ・一般に、確定給付企業年金制度の年金資産は加入者および受給者に帰属しているが、当該者が存在しなくなった場合、他の利害関係者が事業主しかいないので、残余財産は事業主へ返還する以外の選択肢はないと思われる。なお、閉鎖型確定給付企業年金についても、確定給付企業年金法に則って掛金を拠出することとなり、意図的に掛金を調整することはできないので、過大損金や利益操作の懸念もないと思われる。(年金資産が残る要因は、予定利率以上の運用収益に依るところが大きい。) ・また、適格年金から確定拠出年金等への移行を検討するケース(閉鎖型確定給付企業年金の導入が必要なケース)において、現状の取扱いが、労使双方にとって、閉鎖型確定給付企業年金の導入に対する懸念材料となり、円滑な移行の妨げになっているケースがある。		確定給付企業年金法第89条第6項	厚生労働省	社団法人 信託協会	添付資料4ご参照
5014	5014022	企業型確定拠出年金における規約変更手続きの簡素化	・現在、一部の例外を除き、規約変更手続きについては、労使合意が必要とされている。 ・現在、法改正に伴い一斉に行われる変更や事業主の就業規則等の変更に伴う撥ね改正(制度内容の変更を伴わない条ズレ)等、労使合意を必須としなくとも受給権保護等の問題は生じないと考えられる規約変更まで労使合意を求められているため、労使合意不要の規約変更範囲を拡大すること等、規約変更手続きを簡素化していただきたい。	法改正に伴い一斉に行われる変更や事業主の就業規則等の変更に伴う撥ね改正(制度内容の変更を伴わない条ズレ)等については、労使合意を必須としなくとも受給権保護等の問題は生じないと考えられる。 また、上述の変更等、加入者等の利益を害する恐れのないと認められる場合には、労使合意を不要とすることで制度運営コストの軽減に繋がることが見込まれるため、ケースに応じて簡素化するという視点でご検討いただきたい。		・確定拠出年金法第5条 ・確定拠出年金法施行規則第5条	厚生労働省	社団法人 信託協会	
5014	5014023	企業型確定拠出年金における規約承認の申請手続きの簡素化	・現在、規約承認の申請手続きにおいて、運営管理機関の登録済証・勧誘方針、運営管理機関選定理由書の添付が必要とされている。 ・規約承認の申請手続きにおける、運営管理機関の登録済証・勧誘方針、運営管理機関選定理由書の添付を不要とすること。	そもそも運営管理機関は登録制であり、運営管理機関、資産管理機関それぞれとの契約書の添付等も行うことから、別途「登録済証」、「勧誘方針」を添付することの意味は低いものと考えられる。 また、運営管理機関選定理由書(特に比較表)については、比較的小規模の事業主において、作成の負担が大きいと考えられ、部分的に緩和措置を拡大する等の検討を行うことが可能ではないか。		・確定拠出年金法施行規則第3条 ・「確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準等について」(平成13年9月27日企国発第18号)別紙1	厚生労働省	社団法人 信託協会	

提案事項番号	提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	要望の捕捉事項	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	その他(特記事項)
5014	5014024	企業型確定拠出年金における運用方法に係る金融商品の情報提供方法に関する制約の緩和	<ul style="list-style-type: none"> ・現行では、商品情報の提供を電磁的方法のみで行う場合は、加入者の同意が必要と解される部分がある。(確定拠出年金法並びにこれに基づく政令及び省令について(法令解釈)第三一(1)にて銀行法施行規則第13条の3を引用しており、同条第2項においては商品情報を電磁的方法で提供する場合には当該預金者等の承諾が必要とされている。) ・運営管理業務における、商品選定理由書ならびに商品に関する情報提供については、例えばインターネットでの提供など、磁気媒体での提供に係る制約を緩和いただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現行では、商品情報の提供を電磁的方法のみで行う場合は、加入者の同意が必要と解される部分がある。(確定拠出年金法並びにこれに基づく政令及び省令について(法令解釈)第三一(1)にて銀行法施行規則第13条の3を引用しており、同条第2項においては商品情報を電磁的方法で提供する場合には当該預金者等の承諾が必要とされている。)しかしながら、電磁的方法による情報提供はもはや一般化しており、また紙媒体による情報提供が情報保護や環境保護の観点から実態に沿わなくなっている面もある。また、銀行法施行規則第13条は、銀行が預金者等へ説明する事項を定めているものであり、確定拠出年金制度では、商品販売会社(この場合、各銀行)と資産管理機関がそれに該当することとなることから、加入者等に対する説明・情報提供において、必ずしも引用しなければならないわけではないと考えられる。 ・少なくとも継続時の商品情報提供については、加入者等の事前の同意なしで電磁的方法のみで行うことができるよう、緩和を要望するもの。 		<ul style="list-style-type: none"> ・「確定拠出年金制度について」(平成13年8月21日年発第213号)別紙第三一 ・「確定拠出年金Q & A」144 	厚生労働省	社団法人 信託協会	
5014	5014025	企業型確定拠出年金の拠出限度額の引き上げ	<ul style="list-style-type: none"> ・企業型確定拠出年金の拠出限度額は、以下のとおりとなっている。 他の企業年金がない場合・・・4.6万円 他の企業年金がある場合・・・2.3万円 ・企業型確定拠出年金の拠出限度額を引き上げること。少なくとも、他の年金制度がある場合の拠出限度額を、他の年金制度がない場合と同様の額まで引き上げること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業主において退職給付制度を変更して、企業型確定拠出年金制度を導入する場合、拠出限度額があることにより、想定通りの給付設計ができないケースが多々あるため。 		確定拠出年金法施行令第11条	厚生労働省	社団法人 信託協会	
5014	5014026	確定拠出年金の中途引出要件の緩和(1)	<ul style="list-style-type: none"> ・個人型確定拠出年金の脱退一時金の支給要件は、現在、通算拠出期間に係る要件(通算拠出期間1ヶ月以上3年以下)および脱退一時金請求時の個人別勘定残高に係る要件(50万円)等が存在する。 ・個人型確定拠出年金における脱退一時金の支給要件について、通算拠出期間に係る要件(通算拠出期間1ヶ月以上3年以下)および脱退一時金請求時の個人別勘定残高に係る要件(50万円)を緩和すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の個人別勘定残高に係る要件(50万円)については「年間手数料5,000円・利回り年1%程度で資産が目減りしない額」をベースに検討された認識しているが、受給権が発生するまで手数料等負担による個人別管理資産の目減りを恒常的に十分まかなって運用が続けられる残高は50万円程度では足りないと思料される。また、加入者の高齢期の所得の確保という観点からは、「資産が目減りしない」ことを根拠とするのではなく、「安定的な運用による収益が期待できる額」等を基準にすべきとも考えられ、本件増額を要望するもの。また、当該資産に到達するには3年以上の拠出期間が必要と考えられ、通算拠出期間に係る要件の緩和についても併せて要望するもの。 		<ul style="list-style-type: none"> ・確定拠出年金法附則第3条 ・確定拠出年金法施行令第60条 	厚生労働省	社団法人 信託協会	
5014	5014027	確定拠出年金の中途引出要件の緩和(2)	<ul style="list-style-type: none"> ・企業型確定拠出年金においては、現在、脱退一時金支給要件が個人別管理資産額が1.5万円以下の場合に限られている。 ・個人型確定拠出年金の脱退一時金の支給要件は、現在、通算拠出期間に係る要件(通算拠出期間1ヶ月以上3年以下)および脱退一時金請求時の個人別勘定残高に係る要件(50万円)等が存在する。 ・脱退一時金の受給をやむを得ない事情がある場合(自然災害時や経済的困窮時等)にも認め(中途引き出し要件を緩和)、60歳までに個人別管理資産を取り崩すことができる選択肢を拡大すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・年金支給開始までは長期に渡るため、加入者において将来、経済的に困窮状態に陥る可能性もある。こうした止むを得ない事情において中途の引出しが認められない現状では、加入者等の不安は大きく、制度導入の阻害要因となっているため。 		<ul style="list-style-type: none"> ・確定拠出年金法附則第2条の2 ・確定拠出年金法施行令第59条 	厚生労働省	社団法人 信託協会	

提案事項番号	提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	要望の捕捉事項	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	その他(特記事項)
5014	5014028	確定拠出年金の加入対象者の拡大	・現在は第3号被保険者に個人型確定拠出年金の加入資格がない。 ・第3号被保険者に個人型確定拠出年金への加入資格を付与すること。	・第2号被保険者の配偶者となり企業型年金の加入資格を失った場合も、引き続き個人型確定拠出年金へ拠出できることとなれば、利便性が拡大され、加入者増大に繋がると考えられるため。 ・このような場合は、その者は個人型年金運用指図者になるが、資産が少額な場合は、将来的に運用のみを継続したとしても、少額の給付しか受け取れず、確定拠出年金制度の目的を達することができない可能性がある。第3号被保険者に個人型の加入資格を付与することにより一定の拠出を認めることで、前述の問題点が改善されるほか、制度の普及にも大きく寄与すると考える。		・確定拠出年金法第62条	厚生労働省	社団法人 信託協会	
5014	5014029	制度移行時の企業型確定拠出年金制度への資産移換における一括移換の容認	・現在は、退職一時金制度の改正または廃止が行われた日の属する年度から、その翌年度から起算して3年度以上7年度以内の各年度に均等に分割して移換することとなっている。 ・退職一時金制度から企業型確定拠出年金への資産移換の方法について、一括移換を認めること。	・確定拠出年金制度の導入時においては、確定給付型の企業年金での過去勤務債務の償却と同様に、一定期間で償却することを目的として3年以上(7年以下)の期間での移換が求められているが、信託協会独自の調査では、実際の移換期間は最短期を採用している企業が大多数(8割程度)であり、移換期間の短縮化のニーズは非常に強いものと考えている。 ・退職金からの移行については、企業倒産等のリスクに備え早期の受給権保護を図る必要があることや、加入者の運用機会逸失を回避することからも、早期の移換を行えるようにすることが望ましいと考えられる。また、分割移換中に退職者が出るたびに未移換金を一括移換する等の事務負担が事業主に発生しており、一括移換を実施することにより、これらの事務負担の軽減も図れる。		・確定拠出年金施行令第22条第1項第5号	厚生労働省	社団法人 信託協会	
5015	5015001	特定資産の(一部)処分代金の工事請負代金への充当	開発型の特定目的会社において、開発のために取得した土地や、建物の(一部)売却代金等を新築建物の工事請負代金に充当できるようにされたい。	開発型の特定目的会社において、開発のために取得した土地等の特定資産の一部処分代金を新築建物の工事請負代金等に充当することや、開発した建物の処分代金をその工事請負代金等に充当することは、法第2条第2項の「資産の流動化」の定義により行えないものと考えられる。 その為、資金的に可能な場合でも、土地一部売却代金を新築建物の工事請負代金に充てることが出来ず、減資手続を行い売却代金を払戻し、その後改めて増資を行うという不経済かつ煩瑣な手続を実施している。 また、分譲マンションの開発においても、当該分譲マンションの販売代金を工事請負代金に充当することができないため、銀行借入を行い支払っているが、金利等の負担が発生し、その結果、投資家の利益を減じている。 土地一部売却代金を工事請負代金に充当し、特定資産を取得することや開発した建物の販売代金を以ってその工事請負代金に充当することは、新たな特定資産を取得するものではなく、特定目的会社の通常の営業に必要な不可欠な行為である。そこで、標記の措置が可能となるようにされたい。 その他欄へ続く		資産の流動化に関する法律第2条第2項	金融庁	社団法人 不動産証券化協会	本要望の実現は、不経済・煩瑣な手続が解消されるのみならず、投資家の利益にも資するものであり、特定目的会社による都市再開発の促進が期待できる。
5015	5015002	建設予定建物と敷地を特定資産とする業務開始届出	業務開始届出にあたり、建設予定の建物と土地とについて、一定の要件を満たせば建物着工前であっても共に特定資産として特定目的会社の業務開始が可能となるようにされたい。	開発型の特定目的会社においては、特定資産として土地を取得した上で、新たな建物の建築工事の発注をし、特定資産として追加する機会が多い。一方、業務開始届出時に、建築を予定している建物とその敷地について共に特定資産とすることについては、取得可能性の点から疑義が生じている。 しかし、土地、建物について、建物竣工等を停止条件とする売買契約書が締結済みであり、建物についても取得すべき資産内容が一定の要件を満たしている場合(建築確認許可済みの場合等)、取得可能性は極めて高い割合で担保されている。そのため、このような場合は開発型特定目的会社と同様に、施行規則第18条7のイ「開発により特定資産を取得する場合」に該当するものとして取り扱うこととされたい。 これにより特定目的会社の利用可能性が高まり、特定目的会社による都市再開発の促進が期待できる。		資産の流動化に関する法律第5条第1項第3号・同法施行規則第18条7のイ	金融庁	社団法人 不動産証券化協会	

提案事項番号	提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	要望の捕捉事項	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	その他(特記事項)
5015	5015003	開発型における設計・許認可関連業務の附帯業務への該当性	新築建物の取得可能性がある場合には、資産流動化計画の「その他資産流動化計画記載事項」の欄に当該可能性につき記載することになっている。当該記載がなされる場合、設計・許認可関連業務が附帯業務となるようにされたい。	開発型の特定目的会社においては、開発に係る請負契約(又はその予約)締結後であれば、建物を特定資産に追加することができる。しかし、当該建物に係る設計・許認可関連業務を発注することが特定目的会社の附帯業務に該当するか不明である。 その為に、現状では不動産会社が当該業務にかかる発注・支払業務を行い、特定資産追加後に特定目的会社が承継するという煩瑣な手続きを踏んでいる。新築建物の取得可能性がある場合には、資産流動化計画の「その他資産流動化計画記載事項」の欄に当該可能性につき記載することとなっているが、このような記載がある場合には、設計・許認可関連業務が附帯業務となることを法195条の解釈上明確にされたい。 明確化が図れることにより、設計・許認可関連業務を不動産会社から特定目的会社に承継するという煩瑣な手続が不要となる。		資産の流動化に関する法律第195条	金融庁	社団法人 不動産証券化協会	
5016	5016001	交通違反に係る反則金(罰金は除く)のクレジットカード決済導入の件	交通違反の反則金の納付について、インターネットを活用したクレジットカード決済を導入することで、警察における反則金回収の手続業務合理化(効率化・迅速化)を図る。	【具体的事業の実施内容】 違反者データの即時反映システムの構築 インターネットを活用した反則金のクレジットカード決済 反則者に代わりクレジットカード会社が反則金を国に納付(第三者納付) 【提案理由】 インターネットを活用したクレジットカード決済を導入することで、「反則金の回収率向上に伴う事務手続業務の効率化」および「常時納付可能な決済環境の整備による回収の迅速化」が図れ、反則金回収の手続業務合理化(効率化・迅速化)が可能と考えております。 上記は、道路交通法違反事件を迅速かつ合理的に処理するために導入された交通反則通告制度の趣旨に合うものと思われまます。 つきましては、所轄官庁である警察庁にて、インターネットによるクレジットカード決済導入による反則金回収業務の合理化(効率化・迅速化)について、先ずは当連絡会と共同で研究することをご検討頂きますようお願いいたします。 要望理由詳細につきましては、「別紙 要望理由(詳細)」をご確認ください。		道路交通法第128条、道路交通法施行令第52条、道路交通法施行規則第43条、会計法第7条第1項、日本銀行法第35条第1項等	警察庁	クレジットカード普及連絡会	反則金のクレジットカード決済については、自らがクレジットカード番号、有効期限等を入力し、反則金の納付手続きを行なうため、十分に本人の意思が介在しているものと思われ、交通違反反則金制度の趣旨に沿うものであると考えます。 インターネットでのクレジットカード決済における本人認証につきましても、現在は3Dセキュア等認証スキームが確立し、既に普及段階に入っています。 尚、インターネットでのクレジットカード決済を実現するためには、反則者データの即時反映システムの構築が不可欠と考えます。 「別紙 要望理由(詳細)」あり
5017	5017001	第4類消防設備士に誘導灯及び誘導標識の点検資格を与える	誘導灯及び誘導標識の点検は、火災報知機等の第4類消防設備と一緒に点検されることがほとんどである。しかし、これらを点検するには、第4類消防設備士の資格を持った電気工事士または、第2種消防設備点検資格者でなければ行うことができない。これらの一連の点検を、第4類消防設備士のための単一資格できるようにすべきである。現に第2種消防設備点検資格で誘導灯及び誘導標識の点検を含んでいるのは、一連の点検資格と位置づけているものと考えられる。	規制改革を行うにあたって、改革後も万全の点検が行われることが絶対条件である。 現在、誘導灯及び誘導標識の点検は、第2種消防設備点検資格者講習(3日間、うち誘導灯等の講習は一部)において、講習を行っている。 ついては、既4類免状保持者については、5年ごとの更新講習に誘導灯等の講習加えて対応することとし、これから4類を取得するものについては、4類試験で誘導灯等の試験内容を追加して対応する。 こういった措置により、今までと同様、万全な点検を行うことができる。 また、これまで4類免状保持者は、誘導灯及び誘導標識の点検だけのためだけに、電気工事士の資格を取るか2種の点検資格者講習を取得していたが、規制改革により、点検者の負担を軽減することができる。(更新講習等)		消防法施行規則(昭和36年省令第6号)第31条の6第5項 消防設備士免状の交付を受けている者又は総務大臣が認める資格を有する者が点検を行うことができる消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類を定める件(平成16年消防庁告示第10号)	総務省消防庁	個人	消防設備士免状の交付を受けている者又は総務大臣が認める資格を有する者が点検を行うことができる消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類を定める件(平成16年消防庁告示第10号) http://www.fdma.go.jp/concern/law/kokujihen52/52030200060.htm
5018	5018001	自家製梅酒消費の規制緩和	酒税法第43条第11項では、酒類の消費者が自ら消費するため酒類と他の物品とを混和することについては、酒類の製造行為の例外となっている。しかし、法令の解釈通達では、自ら消費するための範囲は同居の親族の消費までで、他人の委託を受けて混和するものは含まず、離れて暮らす家族や友人に送ることや、地域産業振興として梅消費拡大イベントなどで一般消費者に試飲させることはできない。 このことから、「自ら消費するため」という規制を緩和して、「自ら消費するためまたは販売をしない目的で、などと、親しい友人への贈答や消費拡大イベントの試飲など、販売しない目的であれば消費できるように解釈していただきたい。	日本一の梅の産地みなべ町は、梅に関連する産業が町の地域経済を支えています。梅の消費が町の経済活性化に直接つながっていることから、町では梅の消費拡大キャンペーンに官民上げて取り組んでいます。しかし、本場紀州みなべの南高梅をPRしていくために、青梅生産者が自ら消費するために作った自家製梅酒をイベント等で消費者にお裾分けして試飲してもらうことは、現状では法律の規制があり、困難な状況です。 要望事項が実現すれば、梅農家が作った自家製梅酒を遠く離れた家族や、友人に配布することができ、青梅消費拡大キャンペーンなどのイベントでも一般消費者に生産農家自家製の梅酒を試飲してもらうことが可能となります。 また、地域の生産農家手作りの梅酒品評会なども開催することもできて、地域産業振興施策の大きなツールとなります。		酒税法第43条 酒税法施行令第50条	財務省 国税庁	みなべ町	

提案事項番号	提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	要望の捕捉事項	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	その他(特記事項)
5019	5019001	外国人研修・技能実習制度の見直し(技能実習推進事業等の民間開放、受け入れ機関の民間派遣会社への開放)	研修・技能実習制度に関する事業が(財)国際研修協力機構へ委託されている。当該制度は、人材管理のプロである民間人材派遣会社が、従来からその機能を持って十分担うことが出来ると考えられる為、民間人材派遣会社に団体管理型研修受け入れ機関として当該業務を民間開放することを求める。但し、当該業務を行う場合は、その業務を十分遂行できることを前提として一定の基準を設け認可制を採用する。	研修・技能実習生の募集から実習終了後の就職支援、入国前の日本語教育の強化、入国後の生活、教育、労務管理、技能実習への移行手続き、技能実習計画の評価、受け入れ企業の環境整備指導等民間人材派遣業の知識、実績を活用し、国際人材の育成を行う。		技能実習生制度に係わる出入国管理上の取り扱いに関する指針(平成十六年度法務省告示第九十八号、平成五年法務省告示第四百四十一号)技能実習制度推進事業運営基本方針(平成五年四月五日労働大臣公示、平成十六年四月十九日改正)	厚生労働省・法務省・経済産業省	NPO法人、グローバル人材育成協会	
5020	5020001	外国人漁船員の雇用条件の緩和	外国人漁業研修生の第一次受入機関が地方公共団体だけとなっているが、社団法人下関水産振興協会や漁業協同組合にも指定を拡げていただきたい。	下関漁港の基幹産業である沖合底曳網漁業の経営は、水揚げ量の減少、魚価の低迷、燃油の異常な高騰等により、極めて厳しい状況が続いている。更に、緊急を要する課題として、全国的に少子高齢化が進む中、若者の漁船員離れや漁船員の高齢化が急速に進み、漁船員の確保がますます困難となってきた。そこで、漁船員不足の解消方法の一つとして、外国人漁船員研修生受入制度を検討しているが、第一次受入期間が、農業においては、農業協同組合が受け入れ期間の一つに指定されているが、漁業においては、原則である地方公共団体だけとなっており、研修施設の確保や多額の経費負担等により市町村の協力を得ることが非常に困難である。ついでに、経済のグローバル化が進み、外国人労働者の受入が拡大する中、漁船員についても、雇用が簡素化され、研修生の受入が容易にできるように条件を緩和していただきたい。		出入国管理及び難民認定法、法務省告示	法務省(入国管理局入国在留課)、厚生労働省(職業能力開発局外国人研修推進室)、国土交通省(海事局船員部労政課、労働基準課、社会保険庁(運営部)、農林水産省(農村振興局地域振興課、水産庁漁政部企画課)、海上保安庁	下関商工会議所 (社団法人下関水産振興協会)	
5021	5021001	相続を原因とする不動産登記申請の行政書士への開放	司法書士法第3条により、法務局又は地方法務局に提出する書類の作成と手続は司法書士の専管業務とされているが、そのうち相続を原因とする所有権移転の不動産登記申請に限り、行政書士も書類の作成及び手続が行えるよう、規制を緩和すべきである。	相続を原因とする所有権移転の不動産登記申請では、遺産分割協議書や特別受益者証明書等、申請に必要な添付書類は行政書士が作成しており、登記申請書の作成及び手続のみ、規制があるため本人申請又は本人が司法書士に依頼している。依頼者は、一連の業務として迅速かつ廉価を望む中、制限があるため、手続の煩雑さと負担を強いられている。登記申請書の作成及び手続を行政書士も行えるようにすることで、依頼者たる国民は迅速かつ廉価なサービスを受けることが可能となり、利便性が増す。なお、不動産登記は、国民の権利に重大な影響を及ぼすものであるが、行政書士により適法に遺産分割協議書等は作成されるため、実体法上の問題としては、権利に関して重大な影響を及ぼすものとは考えられない。また、手続法上の問題として、この登記手続を代理するためには、高度な法律知識及び専門的能力が要求されるが、相続を原因とする所有権移転の不動産登記に関する手続の研修を行政書士に対して行うことで、国民の権利の保全及び登記事務等の適正な運営は守られる。		司法書士法第3条第1項第1号、第2号、第73条第1項、第78条	法務省	個人	
5021	5021002	示談交渉の行政書士への開放	弁護士法第72条により、示談交渉は弁護士の専管業務とされているが、行政書士も示談交渉が行えるよう、規制を緩和すべきである。	交通事故損害額算定書の作成やクーリング・オフの通知、その他、和解契約書等、示談交渉に必要な書類は行政書士が作成しており、示談交渉の代理のみ、規制があるため本人が交渉を行うか、又は本人が弁護士に依頼している。依頼者は、一連の業務として迅速かつ廉価を望む中、制限があるため煩雑さと負担を強いられている。また、現実には、弁護士に依頼する費用よりも少額の事件も多数存在し、泣き寝入りをしているケースも見受けられる。示談交渉の代理を行政書士も行えるようにすることで、依頼者たる国民は迅速かつ廉価なサービスを受けることが可能となり、利便性が増す。さらに、国民の権利をより守ることも出来るようになる。なお、示談交渉の代理は、国民の権利に重大な影響を及ぼすものであるが、行政書士により適法に交通事故損害額算定書等は作成されているため、権利に関して重大な影響を及ぼすものとは考えられない。また、弁護士法第72条は三百代言を防ぐためのものであるが、行政書士を三百代言として規制し、示談交渉の代理を弁護士に独占させることは、本来の弁護士法第72条の趣旨を逸脱しているものと考えられる。もっとも、行政書士は行政書士法第1条の2において示談書の作成を業とすることが認められているのであるから、行政書士法第1条の3第2号によって代理人として作成することも可能であって、その際の交渉のみが弁護士法第72条ただし書きの「他の法律に当たらないと解することは妥当でない。(弁護士法第72条ただし書きおよび行政書士法が改正された後に、この問題に関して最高裁が見解を示した事実はない。)		弁護士法第72条	法務省	個人	

提案事項番号	提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	要望の捕捉事項	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	その他(特記事項)
5021	5021003	「法律相談」および「法律事務」の表示の行政書士への開放	弁護士法第74条により、法律相談および法律事務を取り扱う旨の表示は弁護士以外に認められていないが、行政書士も表示が行えるよう、規制を緩和すべきである。	行政書士は行政書士法第1条の2において、契約書等の作成を業とすることが認められており、行政書士法第1条の3第2号によって契約書等を代理人として作成することも可能となっている。ところが、このように法律によって法律事務を業として扱うことが認められているにもかかわらず、弁護士法第74条第2項により法律事務を取り扱う旨の表示が禁止されているため、行政書士が法律事務を取り扱っていると表示することが出来ず、弁護士との公正な競争が不当に阻害されている。また、行政書士は上記の業務に関する相談を業とすることも認められているが、弁護士法第74条第2項により「法律相談」と表示することが禁止されているため、公正な競争が阻害されている。そもそも、弁護士法第74条第2項は、「法律事務」「法律相談」を利益を出す目的で表記すると、弁護士が行っているものと誤解を招くことから禁止をしたのであって、「司法書士による法律相談」と表記することは何ら問題がないものとされている。よって、行政書士も司法書士と同様に、「行政書士による法律相談」と記載をする限りにおいては、弁護士法第74条に抵触しないと解すべきである。なお、「行政書士の扱う法律事務は弁護士と異なり限定されているから駄目、との反論が予想されるが、司法書士も限定されているのに表示が認められているのであるから理由にならない。また、「行政書士業務の範囲が司法書士に比して市民に認知されていないから行政書士には認めない」との反論も予想されるが、それは弁護士法第74条第2項により表記が禁止されているため市民に認知されていないだけであるから理由にならない。さらに、司法書士には簡易裁判所での代理が認められたから表記が認められるのであって、行政書士には認められない」との反論も予想されるが、行政書士は代理人として契約書の作成を行うことが行政書士業務として認められており、そもそも法律事件のみが法律事務ではないのであるから、これも理由にならない。		弁護士法第74条第2項	法務省	個人	
5021	5021004	司法書士会強制入会制度の廃止	司法書士会への強制入会制度を廃止すべきである。	司法書士は司法書士会に入会しなければ、司法書士法第73条1項により同法第3条1号から5号の業務を、同法第3条2項により同法第3条6号から8号の業務を行うことが出来ないとし、新規参入者は高額な入会金の支払いを余儀なくされている。しかしながら、成年後見人となること、生活保護申請の支援をすること、定款を作成すること、遺言書作成の相談に応じることなど、上記司法書士法第3条に定められた司法書士の本来業務と離れた業務も多数存在し、多くの司法書士がこれらの業務を行っている。(もっとも、定款作成は行政書士の本来業務であって、司法書士が定款を作成することは司法書士法第3項8項および行政書士法に抵触するため違法である。また、法律判断を伴う司法書士の定款作成は弁護士法にも抵触する。それにもかかわらず、法務省は司法書士による定款作成を容認している。)これらの司法書士の非本来業務については、司法書士会に所属していない司法書士でも行うことが法律制度上可能であるにもかかわらず、法務省は事実上これを認めていない。よって、司法書士登録時に会に所属しない司法書士となる選択肢を設けるべきである。また、司法書士会ではなく法務局に懲戒権があるのであるから、会に所属しない司法書士に対しても、司法書士法第3条の業務を可能な限り認めるべきである。なお、司法書士法が、弁護士法、行政書士法、弁理士法、社会保険労務士法等と異なり、司法書士会に所属しない司法書士の存在を予定していることについては、宇都宮地裁平成16年2月25日判決(事件番号平成14(行ウ)11)において、行政側および社会保険労務士会側の双方の主張からも明らかである。		司法書士法第3条1項,2項及び第73条第1項	法務省	個人	宇都宮地裁平成16年2月25日判決(一部改称)(行政側の主張)なお、弁護士会及び弁理士会については、弁護士法及び弁理士法が、それぞれ弁護士会及び弁理士会に会員を退会させる権限を付与しているが(弁護士法57条1項、弁理士法61条)、社会保険労務士会にそのような権限を付与した規定はない。司法書士会については、司法書士法が、司法書士の登録手続とは別に司法書士会への入会手続を別途予定し(司法書士法57条)、退会についての一般的定めを設けていないため、司法書士会の会員ではない司法書士の存在を予定している(同法69条2項、73条1項、3項)といふことができ、上記のように、名簿登録と入会、名簿登録の抹消と退会とが不可分一体の関係にある社会保険労務士法とは制度を異にするものである。また、税理士会及び行政書士会については、税理士法及び行政書士法は、社会保険労務士法と同様の規定の仕方をしており、税理士会及び行政書士会の会員ではない税理士及び行政書士の存在を予定せず、本件条項のような定めを会則で設けることを許容していない。(社会保険労務士会側の主張)なお、他の士業の場合、弁護士会、弁理士会においては、会費を滞納した会員を退会させる権限があることが法文上明らかであり、司法書士会においては、いわゆるみなし脱会規定の有効性が承認されており、行政書士会においては、会費を滞納した会員に廃業の勧告をし、その旨を知事に報告して必要な措置を取よう求めることができ、会費の滞納者に対処するための会の自律的権能が定められている。
5021	5021005	行政書士への商業登記の開放	行政書士に対して司法書士が独占している商業登記を開放するべきである。	法務省民事局により商業・法人登記業務の実態等に関するアンケートが行われた結果、司法書士よりも行政書士の方が市民の満足度が高かった。法務省は、このアンケート結果を出すことすら期限一杯の平成19年3月であり、他の省庁に比して規制改革に協力する姿勢がみられない。アンケートの結果、司法書士よりも行政書士の方が満足度が高かったのであるから、商業登記開放について前向きに検討をするべきである。そもそも、司法書士は登記の面でしか企業と接する実態がほとんど無い(あるとしても少額の債権回収程度)のであるから、許認可や契約書作成で企業のビジネスに深く関わっている行政書士に開放するべきである。なお、これに対抗して日本行政書士会連合会および日本司法書士会連合会が別途アンケートを採ったところではあるが、各団体が有利となる設問であった可能性もある上に、特に日本司法書士会連合会のアンケートは謝礼として金券を配って行われたものであるから、客観的に公正公平な法務省のアンケート結果のみを重視するべきである。また、弁護士だけでなく公認会計士にも商業登記の代理は認められているのであるから、添付書類を除く登記申請書の作成は、公認会計士レベルの商業登記法の理解で足りることになるのであって、法務省の見解は矛盾していると言わざるを得ない。		司法書士法第3条及び第73条1項	法務省	個人	
5022	5022001	内航船の「沿海区域」の拡張	沿海区域の拡張、拡大により港から港までの航海を最短距離で効率的な航行ができるよう、規制緩和を要望する。(具体的な現行の迂回例を「提案理由」欄に記載。)	現行は、沿海区域の航行により最短距離での航行が認められていない。最短距離での航行が可能となれば輸送の効率化、船舶の燃料/省エネ化の期待ができる。 【迂回例】 東京湾から道東(釧路港)へ航行する場合は現行三陸沖を航行する必要がある。 足摺沖 室戸沖を通過する場合、一度土佐湾側に迂回が必要 室戸沖 潮岬沖を通過する場合、一度鳴門側に迂回が必要 潮岬沖 御前崎沖を通過する場合一度大王側に迂回が必要。		船舶安全法	国土交通省	石油化学工業協会	

提案事項番号	提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	要望の捕捉事項	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	その他(特記事項)
5022	5022002	コンテナ扱い申出手続きを包括的に行う際の必要条件緩和。	現行、コンテナ扱い申出手続きを包括的に行うためには、長期契約等に基づくことが前提となっている。取引関係書類として契約書の添付又は提示が必要であるが、前提条件を長期契約から輸出者の輸出計画に緩和していただきたい。	海外、とりわけ中国との取引においては実態として恒常的な取引(輸出)が行われていても、当事者間で書面として取り交わす契約書は船積み毎の個別契約であることが多く、同制度の積極的な活用が困難であるため。		関税法基本通達	財務省	石油化学工業協会	
5022	5022003	コンテナヤードへの国内貨物搬入許可。	現行、コンテナヤードへ輸出予定貨物を搬入するためには、輸出通関申告が完了していること又はコンテナ扱い申出の許可を受けていることが前提となるが、未通関貨物のコンテナヤード内保管を許可していただきたい。	商取引成約後の荷揃え/コンテナ詰め作業/ドレージ輸送にかかる所要時間を短縮し、成約後の通関・船積みを実施するため。		関税法基本通達	財務省	石油化学工業協会	
5022	5022004	内航ケミカルタンカーに従事する船員の国籍フリー化	内航海運に従事する船員の国籍を日本人に限定せず、フリー化するように規制の緩和を要望する。安全航行のためのコミュニケーションの対応策として、外航船員の語学研修などを実施し、日本語のライセンスを義務化、更に一定期間の教育を経て乗船する。また、操船に関する技術的なライセンスは、日本人と同様とする。	本要望は過去にも提出しているが、H17年6月の要望に対する回答として、求人倍率が0.57と低い事、国として船員育成に取り組んでいる事、船員間のコミュニケーションに問題がある事を理由に拒否されている。内航船員の高齢化、人員確保難といった船員不足問題は、抜本的な改善策が無いま現在に至っている。船員の配乗手配ができないことに起因し、停船するケミカルタンカー船もここに来て顕著となってきた。更に、内航船の老朽化、IMO対応による船型要件の格上げ等による船腹不足の予想もあり、輸送環境が悪化しないような可能性を考えるべき時期にある。既に、外航船では外国船員が主流であり、安全面、航海技術面でも問題の無い水準に達している。2008年問題を嚆矢とした今後の労働人口減少を踏まえて、ぜひ前向きにご検討いただきたい。		出入国管理及び難民認定法	法務省	石油化学工業協会	
5022	5022005	汚染分類X類及び高粘性・凝固性Y類の荷役後のケミカル船タンクの予備洗浄&廃液回収検査の自主検査化	汚染分類X類の船舶ハッチ内一次洗浄作業は、海洋汚染防止法に従ってサーベイヤー(国土交通省の委託を受けた第三者機関)が当該船舶に乗船し、作業開始から一次洗浄水の陸揚げ回収迄の全工程立会で行われている。保安関連法では優良事業者については保安検査の自主検査が認められており、保安確保の向上に大いに寄与してきた。同様に優良な船舶運行者にはこれら一連の確認業務を自主的に行う自主検査制度を導入できるよう、規制の緩和をお願いしたい。	サーベイヤーの乗船立会による洗浄工程・洗浄数量証明は、船舶停泊場所(洗浄作業を行う海域)へのチャーター船による移動コスト、サーベイヤーコスト等、船舶の拘束による効率の阻害及び荷主の経済的負担は大きいものとなっている。優良な船舶運行者については洗浄作業及び廃液数量確認を自主的に行い、確認報告書の提出を行うという自主検査制度の導入により、船舶運行の効率化及びコスト競争力の向上が図れる。		海洋汚染防止法 港則法 船舶安全法	総務省 消防庁	石油化学工業協会	

提案事項番号	提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	要望の捕捉事項	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	その他(特記事項)
5022	5022006	汚染分類X類及び高粘性・凝固性Y類の荷役後のケミカル船タンクの予備洗浄・廃液回収作業の規制緩和。	海防法及び危規則が改正され、「X類」及び「高粘性・凝固性のY類」の予備洗浄廃液は陸上処理が義務付けられた。今回の改正で当該品目が大幅に増加したが、この中には港則法の危険物に該当しない品目も多く含まれている。ケミカルのパルク輸送は専用棧橋で行う事が多く、港則法指定以外の品目については、専用棧橋での荷役終了後引き続き接岸したまま予備洗浄作業及び洗浄廃液の回収を行えるよう規制緩和していただきたい。	現在、廃液の陸上処理が必要な品目について、揚荷後一旦バースを離れ沖合いの指定場所まで移動し、海上で予備洗浄作業を行い、その後陸上回収するバースまで移動し着棧後、陸上回収を行っている。このため、離着棧頻度の増加等船舶航行面で船員の作業負担が増大している。国内のケミカル船会社はケミカル船不足や船員不足の問題を抱え、抜本的対策が無く、近い将来必要とされるケミカル船輸送量が確保出来ない状況となっている。荷役後、同バース着棧状態での予備洗浄作業と陸揚げ回収が可能となれば、離着棧頻度の低減による事故防止、船輸送の効率化及び船員の作業軽減にも大きく貢献する。		海洋汚染防止法 港則法 船舶安全法	国土交通省 海上保安庁	石油化学工業協会	
5022	5022007	保安距離を規制する高圧ガス保安物件要件の規制緩和	消防法の保安距離20mの要件である高圧ガス容積は、旧の高圧ガス取締法に対応した30mでなく、改正後の高圧ガス保安法と整合させ、取扱の高圧ガスの種類に応じた処理量(100 + (2/3) × S) m ³ としていただきたい。(Sは第1種ガスの処理量。)	危険物の製造所の位置、構造及び設備の技術上の基準で、高圧ガスの施設に係る距離は、「危政令 第9条(製造所の基準) 第1項第1号二」および「危規則第12条 第1号」に「…処理することができるガスの容積が1日30m ³ 以上である設備を使用して高圧ガスの製造をするもの 20メートル以上」と規定されている。本規制のガスの容積を30m ³ としている根拠は、1997年に高圧ガス保安法が改正される前の高圧ガス取締法第5条での製造の許可要件(30m ³)であると推察される。改正された高圧ガス保安法では30m ³ から許可要件が第一種ガス以外は100m ³ 、第一種ガス(窒素等)で300m ³ 以上に改正されている。なお、高圧ガス施行令第3条および一般則 第101条では、第1種ガスとそれ以外のガスが100 - 300m ³ を含む場合は、[100 + (2/3) × S] m ³ と規定されている。 【効果】土地の有効利用が可能となる。		危政令 第9条 第1項第1号二 危規則第12条 第1号 (関連法令 高圧ガス保安法 第5条一号)	総務省 消防庁	石油化学工業協会	
5023	5023001	教育委員会制度の選択制の導入	地方行政全般に責任を持つ地方公共団体の長が、一体的に教育行政に意向を反映させることができるようにするため、必置規制を緩和し、地方公共団体における教育行政の実施について、教育委員会を設置して行うか、長の責任の下で行うか、選択可能な制度とするよう強く要望する。	現行の教育委員会制度については、形骸化している、或いは合議制により機動性・弾力が欠如している、責任体制が不明確である等の指摘がある。また、地方制度調査会答申においては、「地方公共団体の判断により教育委員会を設置して教育に関する事務を行うこととするか、教育委員会を設置せずその事務を長が行うこととするかを選択できることとすることが適当である。」とされている。文部科学省においては、特に中立性を確保するため、教育委員会の選択性に反対しているが、首長は住民からの負託を受けて選挙により選任されており、首長個人の信条が、政治的な偏りとなって行政の執行に反映されることはないと言ってよい。更に地方行政は、情報公開制度、パブリックコメントなど、住民監視のもとに行われており、なかでも教育は、特に住民の関心が高く、常にチェックを受ける分野である。また、教育委員会の必要性については、国には教育委員会制度がないこともその必要性を考える上で、大変参考になると思われる。よって、公立学校施設整備をはじめ、地方行政全般に責任を持つ地方公共団体の長が、一体的に教育行政に意向を反映させることができるようにするため、必置規制を緩和し、地方公共団体における教育行政の実施について、教育委員会を設置して行うか、長の責任の下で行うか、選択可能な制度とするよう強く要望する。		地方自治法第138条の4 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第2条	総務省 文部科学省	全国市長会	
5024	5024001	NPO等の非営利団体が新エネルギーを導入する場合に利用できる債務保証制度の導入の要望	風力発電等の新エネルギーを導入する場合、株式会社等の一般法人が行う導入事業は、経済産業省の資源エネルギー庁が所管する「新エネルギー等事業者支援対策事業」の補助対象となり、これには、債務保証制度が合わせて整備されています。これに対し、自治体や非営利団体が行う新エネルギー導入事業は、独立行政法人NEDO技術開発機構が所管する「地域新エネルギー等導入促進事業」の補助対象となりますが、これには債務保証制度が整備されていません。NPO等の非営利団体が新エネルギーの導入事業を行う場合に、一般法人と同様に国の債務保証を利用できるような制度の導入を要望します。	NPO法人等の非営利団体が市民出資組合等を利用して、風力発電所等の新エネルギーを導入する事業が、少しずつ増えています。このような事業の場合、補助金を除いた自己負担金は、「市民出資組合からの借入」+「金融機関等からの借入」で資金調達しますが、財務基盤の脆弱なNPO法人の場合、銀行からの借入は大変困難です。これに対して一般の法人が事業を行う場合の自己負担金は、補助事業に合わせて整備されている「債務保証制度」を利用することで、銀行等からの資金調達が得やすくなっています。上記は、所管の補助制度が、非営利団体や自治体向けは、「地域新エネルギー等導入促進事業」(補助率1/2)の対象で、一般法人の場合は「新エネルギー事業者支援対策事業」(補助率1/3)の対象であり、後者のみ債務保証制度が利用できることから生じています。確かに前者は補助率も高く設定されていますが、非営利団体が設置する風力発電所は一般に小規模で建設単価が高く、補助の高率分はこれで相殺されているのが実情で、資金調達の困難さは、このような事業において大変大きな障壁となっています。NPO法人等の非営利団体の新エネルギー導入事業は、一般の市民も多数参加して行う事業で、温暖化防止等の啓蒙効果も非常に高い事業です。ぜひ一般法人と同様に国の債務保証を利用できるような制度の導入をお願いいたします。			経済産業省	有限責任中間法人自然エネルギー普及会	

提案事項番号	提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	要望の捕捉事項	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	その他(特記事項)
5025	5025001	就労が認められる在留資格である人文知識の基準の見直し	人文科学の分野に属する知識を要する業務に従事しようとする外国人の基準の緩和	<p>実施内容 現在、日本語の能力のみを活かした業務には就労査証がない。人文科学の広義的な解釈には語学が含まれるため、日本人同様の語学スキルを持つ者に対し、日本人同様の業務について就労査証を与えるものとする。その際、職種については一定の基準を設ける。</p> <p>提案理由 現在、日本には多くの外国人留学生在が来日し教育を受けているが、卒業後多くの留学生は帰国している。その理由の一つとして就労査証の取得基準と大学の専攻及び企業の雇用理由にミスマッチがおきている。外国人留学生は日本語にも日本文化にも精通しており、日本人同様の活躍が期待できる。高度人材である留学生を活用することにより日本の経済発展につながる。</p>		出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令	法務省	テンプスタッフ・ユニバーサル株式会社	
5025	5025002	就労が認められる在留資格である人文知識・国際業務の基準の見直し	人文科学の分野に属する知識を要する業務に従事しようとする外国人の実務経験基準の緩和と特例の追加	<p>実施内容 人文科学の分野に属する知識を要する業務に従事しようとする外国人の実務経験基準を5年とし、外国人特有の文化的知識や感性を生かして活躍する業務については特例として日本の大学、各種専門学校にて4年以上教育を受けたものまたは、日本の国家資格を取得しているものには外国人特有の文化的知識や感性以外に申請者の能力を活かした業が行えるものとする。</p> <p>提案理由 現在、日本には多くの外国人留学生在が来日し教育を受けているが、卒業後多くの留学生は帰国している。その理由の一つとして就労査証の取得基準と大学の専攻及び企業の雇用理由にミスマッチがおきている。外国人留学生は日本語にも日本文化にも精通しており、日本人同様の活躍が期待できる。高度人材である留学生を活用することにより日本の経済発展につながる。</p>		出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令	法務省	テンプスタッフ・ユニバーサル株式会社	
5025	5025003	留学生卒業後の就職活動のための「短期滞在」査証および内定後の特定活動査証取得中における資格外活動許可の活動時間上限の緩和	留学生卒業後の就職活動のための「短期滞在」(90日×2回)査証および内定後の特定活動査証取得中における資格外活動許可の活動時間上限を週40時間とする。	<p>実施内容 現在、日本の短期大学、大学学部、大学院の正規過程または専修学校専門課程を卒業し専門士の称号を取得した留学生は卒業後の就職活動のための「短期滞在」(90日×2回)査証および内定後の特定活動査証を取得することができる。その際、資格外活動許可を申請すると週28時間の範囲で活動ができる。その活動範囲を在学中の長期休暇の際の特例と同様上限週40時間とする。</p> <p>提案理由 現在、日本には多くの外国人留学生在が来日し教育を受けているが、卒業後多くの留学生は帰国している。2004年に大学を卒業した留学生在が継続して就職活動ができ、内定後も特定活動として日本に滞在することが可能になったが、資格外活動として週28時間しかアルバイトができない。奨学金も無くなり、週28時間では生活することが困難である。在学中、夏休み等の長期の休みの間は週40時間として認められているため本件も同様にしてほしい。</p>		出入国管理及び難民認定法第19条第2項	法務省	テンプスタッフ・ユニバーサル株式会社	
5026	5026001	銀行持株会社内における子会社等の顧客情報の取扱明確化	銀行持株会社および銀行の経営の健全性を維持するために必要な、リスク管理を目的とした顧客情報の取扱について、守秘義務上の問題が生じないような法整備の実現。(銀行持株会社とその子会社等(銀行等)および孫会社等(銀行等の子会社等)の相互の顧客情報授受について整理)(例)銀行法改正等により、銀行法上で限定的な守秘義務の例外扱いを謳う等	<p>・グループ全体の信用リスク管理の必要性が高まっているなか、現行法では、守秘義務対応の観点から、銀行持株会社や銀行においてリスク管理を目的とした子会社等の顧客情報の取扱が困難な状況。なお、顧客情報については、営業目的の使用はせず、リスク管理の目的で、銀行法上で限定的な守秘義務の例外扱いを謳うことを希望する。 ・わが国金融・資本市場の国際金融センターとしての魅力を高める上でも、本措置の実現が有効であると考える。</p>		銀行法	金融庁	都銀懇話会	

提案事項番号	提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	要望の捕捉事項	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	その他(特記事項)
5026	5026002	金融グループ内における個人顧客の情報共有に関する規制(個人情報保護法等)の見直し	同一金融グループ内での個人顧客の情報共有について、共同利用に関する要件を緩和。	<ul style="list-style-type: none"> ・わが国金融機関が多様化する顧客ニーズに的確に対応し顧客利便性の高いサービスを提供していくためには、グループ内の協働を一層進めていくことが重要。個人顧客の情報共有に関する現行制度は、こうした取組みを円滑に進める上での阻害要因となる。 ・そもそも個人情報保護法の目的は「個人情報の有用性に配慮しつつ個人の権利利益を保護すること」とされており、個人情報の保護と利用のバランスについて十分な配慮が重要。 ・同一の銀行グループ内での個人顧客の情報共有については、主として顧客に対する利便性の高いサービスの提供等を目的とするものであり、顧客のベネフィットに資すると考えられるほか、金融グループの業務範囲規制等を通じて、情報の利用範囲が顧客の予見可能な範囲内である金融関連分野等に限定されることから、これをグループ外との共有と同じく規制することは望ましくない。同一金融グループ内における個人顧客の情報共有については、共同利用における共同利用者の範囲の顧客宛通知等を不要とするなど、現行規制の見直しを行うべき。 ・この点、米国では、金融機関による個人顧客の情報共有について、共有する第三者がグループの内か外かで取扱いを区別し、グループ外ではプライバシーの確保に重点を置き、情報共有の際に顧客に対するオプトアウト権の付与を義務付ける一方、グループ内についてはプライバシーの問題よりも情報共有による顧客利便性を考慮し、個人顧客の情報共有が原則自由とされている。わが国金融・資本市場の国際金融センターとしての魅力を高める上でも、規制緩和が有効であると考えられる。 		<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護法第23条 ・金融分野における個人情報保護に関するガイドライン第13条 	金融庁	都銀懇話会	
5026	5026003	発行体向けクロス・マーケティングの解禁	銀行が、証券会社の発行体向け証券業務に係る行為の一部を代行することを、市場誘導ビジネスの対象拡大、又は証券仲介業(登録証券業務)の対象拡大(例えば、引受の媒介)によって許容。	<ul style="list-style-type: none"> ・企業金融分野における顧客ニーズの高度化・複合化に伴い、金融機関は、単なる資金調達手段の提供ではなく、経営課題に対する総合的かつ高度なソリューションをスピーディーに提供することを期待されているにもかかわらず、発行体向けクロス・マーケティングが禁止されている結果、単一担当者による的確・迅速な提案やマーケティング等()ができず、顧客利便性が損われる状況となっている。 ()例 - 証券会社の商品・サービスを含むファイナンス・メニューや複合的ディーラーの説明 - 上記商品・サービス等の内容や具体的条件に対する自己の評価の表明を行うこと - 上記商品・サービス等の具体的条件の提示 ・また、ユニバーサルバンク制を採用している欧州はもとより、米国でもかかるクロス・マーケティングは禁止されていないことと鑑みれば、グローバルスタンダードの観点からも、内外制度環境の差が国際競争力の強化に影響を与えているとも考えられる。わが国金融・資本市場の国際金融センターとしての魅力を高める上でも、規制緩和が有効であると考えられる。 		<ul style="list-style-type: none"> ・証券取引法第65条第1項(解釈) ・証券会社向け総合的な監督指針 -2-3(1)、-2-2-3(4)等 ・銀行法第12条 	金融庁	都銀懇話会	
5026	5026004	証券子会社との弊害防止措置の更なる緩和	<p>【具体的要望内容】</p> 証券会社の行為規制等に関する内閣府令第12条第1項第2号における適用除外となる有価証券に、「上場・登録株券」全般を加える。 証券会社の役員が親銀行等の役員を兼ねること及び証券会社の役員が子銀行等の役員を兼ねることを、証取法32条の改正により解禁。 非公開情報の授受に係る内閣府令の廃止。	<ul style="list-style-type: none"> 株券には格付が付与されていないものの、上場・登録株券については上場審査等を経て、マーケットによる評価である株価が日々形成され、また、上場・登録株券の発行者には事業年度ごとの有価証券報告書の作成が義務付けられており、指定格付機関による格付が付与されている有価証券と同様に引受審査等における客観性も担保されていると考えられることから、本規制の適用除外とすべき。 総合的かつ高度な金融サービスをタイムリーに行うためには、グループ横断的なノウハウの共有体制や金融商品開発環境、円滑なコミュニケーション・意思決定体制の構築が重要である。しかしながら、現状役員兼務の禁止が、グループ横断的なサービスを提供するための体制整備や、人的資源の戦略的配分等を通じた効率的なグループ経営を推進する障害となっており、その結果、金融機関としての競争力向上の阻害要因となっている。証券会社の役員による親銀行等又は子銀行等の役員兼務自体が、銀行が原則禁止されている証券業務を行うことにはあたらないと考えられる。また海外(米国)と比較して過剰規制となっている。 本規制の趣旨は、詐害行為の防止(顧客の利益保護)、インサイダー取引の防止、顧客のプライバシー保護等にあるが、これらは、インサイダー取引規制や金融機関に存在する「守秘義務」、チャイニーズウォールの設定で対応可能であり、本規制は廃止すべき。 わが国金融・資本市場の国際金融センターとしての魅力を高める上でも、の規制緩和が有効であると考えられる。 		<ul style="list-style-type: none"> 証券会社の行為規制等に関する内閣府令第12条第1項第2号 証券取引法第32条第1項、同条第2項、証券取引法第65条第1項、銀行法第12条、証券会社向け総合的な監督指針 -2-2-3-(3)- -二 同内閣府令第12条第1項第7号 	金融庁	都銀懇話会	
5026	5026005	普通銀行に対する投資助言業務・投資一任業務の解禁	普通銀行についても、信託兼営金融機関同様、投資助言・投資一任業務を解禁。	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な金融市場に関する情報、投資ノウハウを有する普通銀行に、投資助言業務や投資一任取引を解禁することにより、C O L(Currency Overlay、カレンシーオーバーレイ、為替変動リスクを総合的にヘッジする為の投資助言・投資一任業務)をはじめとする法人顧客の投資・運用に関する多様なニーズに対応することが可能になる。 ・また、業態を超えた競争が促進されることによって、金融サービスの質の向上につながり、ひいては、わが国金融・資本市場の国際金融センターとしての魅力が高まる。 		<ul style="list-style-type: none"> 銀行法第10条、第12条 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第23条 	金融庁	都銀懇話会	

提案事項番号	提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	要望の捕捉事項	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	その他(特記事項)
5026	5026006	証券仲介業務における弊害防止措置の緩和	～ に関する弊害防止措置の廃止 証券仲介部署と融資部署間の非公開融資等情報の授受禁止 委託証券会社と登録金融機関の情報遮断 登録金融機関とその親法人・子法人等との情報遮断	・証券会社において、引受部署と販売部署、証券会社が貸金業・銀行代理店業等を行う場合の当該部署とその他の部署間等に、斯種弊害防止措置がないことからもわかるとおり、金融機関の証券業務に関する内閣府令21条において禁止行為を規制済であり、投資家保護の観点からは支障ない。 ・社内に不必要なウォールを構築することによるコストの削減、同弊害防止措置があるために各行が 予防的に行なっている業務の制限を廃止することによる証券会社と同様の商品供給ラインの構築等を 通じ、投資家に対するサービスの質、ひいてはわが国金融・資本市場の国際金融センターとしての魅力が高まることとなる。		・金融機関の証券業務に関する内閣府令27条4項、27条の2、4項 ・金融機関の証券業務に関する内閣府令27条15項 ・金融機関の証券業務に関する内閣府令27条の四3項	金融庁	都銀懇話会	
5026	5026007	銀行並びに銀行子会社等及び銀行持株会社の子会社等による保険商品の販売規制の更なる緩和	・銀行、銀行子会社、銀行持株会社の子会社等による保険商品の販売を、平成17年7月内閣府令第八十四号附則のとおり、平成19年12月に全面解禁。 ・銀行窓販の保険商品拡大に伴う弊害防止措置については、顧客の利便性向上並びに銀行実務の観点から過度の規制とならないよう販売状況等に応じて見直しを実施。	・銀行による保険窓販は、保険商品の販売チャネルの多様化・効率化に資するとともに、利用者のワンストップ・ショッピングに対するニーズに応えるものであり、窓販可能な保険商品を幅広く解禁することで、顧客の利便性の飛躍的な向上が期待できる。 ・銀行・銀行子会社等や銀行持株会社の子会社等が保険代理店業務を営んでも、銀行経営の健全性が損なわれることはなく、むしろ銀行グループとしての効率的な経営資源の活用にも資するものであり、幅広い経営の自由度を確保する観点からも認めるべきである。 ・弊害防止措置については、それが過度の規制となれば、銀行の管理面での負担が大きく、顧客の利便性を損なうとともに、販売にあたって顧客理解を得られないなど実務的にワークしない虞がある。銀行による保険販売の状況をモニタリングしつつ、必要に応じて見直しを行うべきである。		・保険業法第275条、保険業法施行令第39条、保険業法施行規則第212条、第212条の2、第212条の3、第234条 ・銀行法第16条の2第1項第9号、同条第2項第4号、第52条の23第1項第8号 ・銀行法施行規則第17条の2第1項第2号、第17条の3第2項第3の4号	金融庁	都銀懇話会	
5026	5026008	生命保険の募集に関わる構成員契約規制の撤廃	構成員契約規制を撤廃。	・構成員契約規制は、優越的地位の濫用や圧力募集の防止を目的として設けられた規定であるが、その実態に係らず、事前かつ一律に募集を禁止する過剰規制。 ・形式基準のため、顧客申出による場合も保険の販売が出来ず、顧客利便性の観点で問題。 ・顧客勤務先の特定が困難なケースも多いなど(同名企業が存在等)、実務上の負担大。 ・損害保険や第三分野商品では規制がなく、生命保険だけに適用される規制であり、妥当性に欠く。 ・銀行による保険商品の募集にあたっては、圧力募集防止のための弊害防止措置が検討されており、構成員契約規制は二重規制。		・保険業法 第300条第1項第9号、同施行規則第234条第1項第2号 ・平成10年大蔵省告示第238号(平成10年6月8日) ・保険会社向けの総合的な監督指針 -3-3-2(7)	金融庁	都銀懇話会	
5026	5026009	保険募集における非公開情報保護措置の撤廃	非公開情報保護措置については、個人情報保護法に一体化する方向で見直しを行い、保険業法施行規則の規定は撤廃。	・銀行が保険を販売する際のみ適用される規制であり妥当性がない(銀行以外の代理店、例えば証券会社等は対象外。銀行が保険以外の商品を販売する場合は対象外)。 ・すでに個人情報保護法に基づき利用同意を取得しているのにも関わらず、保険募集、商品説明等を行う前に事前同意を取得することは他に例がないこともあり、顧客の理解を得るのが難しい。		・保険業法第275条第1項第1号 ・保険業法施行規則第212条第2項第1号	金融庁	都銀懇話会	

提案事項番号	提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	要望の捕捉事項	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	その他(特記事項)
5026	5026010	銀行・銀行持株会社の子会社等の範囲の見直し	銀行持株会社について、銀行法上に限定列挙されている業務以外を営む会社であっても、個別の認可を通じて子会社とすることが可能となるよう、子会社の範囲の規定を見直し。 また、銀行の子会社の範囲の規定についても、同様に見直し。 銀行持株会社が法第52条の35第1項の認可を受けて他の会社と合併する場合において、銀行持株会社の子会社等として認められる業務以外の業務を行う会社を子会社とすることを認めるよう規定を見直し。	・金融グループの事業内容の見直し、業態を超えた提携・再編を進める上で支障となる規制の見直しによって、多様化する顧客ニーズへの的確な対応、質の高い金融サービスの提供等の実現に資することが期待される。他業禁止の趣旨について十分配慮することが前提とはなるが、銀行持株会社の子会社等の範囲については、こうした効果や個別の事情を踏まえた柔軟な対応が認められるべき。 ・保険業法においても、保険持株会社と保険会社との間には子会社等の業務範囲の内容には差がある。具体的には、保険会社は、銀行と同様、他業禁止の観点から子会社の範囲が限定列挙されているが、銀行持株会社については、限定列挙された会社以外でも事前の承認を受けることにより子会社とすることが認められている。 ・こうしたことから、銀行持株会社の子会社等については、金融庁の個別の事前承認を要件とし、銀行の子会社等に認められる業務以外の業務のうち、金融業務に関連性のある業務等の一定の業務を営むことを認めるべき。また、銀行持株会社と他の会社との合併時においては、銀行持株会社の子会社等として認められる業務以外の業務を行う会社を子会社とすることを認めるべき。 ・また、銀行の子会社についても、その範囲の見直しによって、多様化する顧客ニーズへの的確な対応、質の高い金融サービスの提供等の実現に資することが期待される。従って、金融庁の個別の事前承認(上記)に加えて、一定の収入制限や財務制限を設けることによって子会社から銀行に波及する他業リスクを一定限度にコントロールすることで、他業禁止の趣旨についてより一層配慮した対応を行うことを前提として、銀行の子会社等の範囲についても柔軟な対応が認められるべき。 ・わが国金融・資本市場の国際金融センターとしての魅力を高める上でも規制緩和が有効であると考えられる。		銀行法第52条の23、第52条の24	金融庁	都銀懇話会	
5026	5026011	都銀等による信託業務に係る規制緩和	不動産売買の媒介、貸借の媒介・代理等の不動産関連業務等を、都銀本体、信託銀行子会社、信託代理店に解禁。	・都銀本体、信託銀行子会社および信託代理店に対して、併營業務の一部を制限することの理論的根拠は不明確。 ・顧客財産の総合運用管理サービスの充実を通じた顧客利便性の一段の向上のためには、不動産関連業務を含めた信託業務の解禁が不可欠。		・金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項 ・金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第3条 ・金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第3条第1項	金融庁	都銀懇話会	
5026	5026012	不動産投資顧問業者等の資産運用アドバイス業者の銀行による子会社化の解禁	投資信託及び投資法人に関する法律施行令(以下「投信法施行令」という)第38条に定める「特定資産に係る投資に関し助言を行う業務」の銀行の子会社の業務範囲への追加。	・銀行は、不動産を運用対象とする投資法人(いわゆるJ-REIT)に係る投資法人資産運用業を営む投資信託委託業者を子会社とすることができるが、当該投資信託委託業者が投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」という)第34条の10第2項に定める内閣総理大臣あての届出を行って投信法施行令第38条に定める「特定資産に係る投資に関し助言を行う業務」(以下「特定資産助言業」という)を兼業した場合は、子会社とすることができない。 ・投資信託委託業者による「特定資産助言業」の兼業のための手続が認可ではなく届出であるのは、その兼業に係る諸々のリスクが小さいと考えられることによると推測され、そうであるならば、銀行の子会社たる投資信託委託業者による「特定資産助言業」の兼業も特段の問題はないものと思料されるし、また、そもそも「特定資産助言業」を営む会社を銀行の子会社としても支障ないものと思われる。 ・金融資産に対する総合的な運用アドバイス業務は15年度に銀行に解禁されたが、金融資産とそれ以外の資産を総合的に考慮して運用を行う投資家も相応に多いと考えられることから、金融資産に限らない総合的な資産運用アドバイスを銀行の子会社が行うことにより、顧客利便性を高めるべきと思われる。		・銀行法第16条の2第1項各号、銀行法施行規則第17条の3 ・主要行等向けの総合的な監督指針(-3-3-1(3)口)	金融庁	都銀懇話会	
5026	5026013	子会社等による法人向け債権への保証業務の全面解禁	銀行等の子会社が営むことのできる業務として「グループ内の銀行等の事業性ローンに係る保証業務」を認める。	・現在、金融機関は個人事業主や中小企業事業者の資金調達ニーズに積極的に応えるべく、資金供給チャネルや貸出商品の多様化に懸命に努めている。動産担保融資や無担保融資に関するグループ内外の多様なノウハウを活用した商品設計や金融サービスの提供は、個人事業主や中小企業事業者の資金調達の円滑化に繋がるものであり、当該商品や金融サービスの提供主体たる銀行が保証会社と同一グループ内であるか否かで区分されることは、個人事業主や中小企業事業者の選択の余地を狭めることになりかねないことから、グループ内の保証会社も含めた信用保証業務の活用が不可欠である。具体的には、例えば、グループ内のリース会社の産業機械等に係る価値評価能力を活用した保証業務など、銀行本体で提供できない、子会社・関連会社の専門性を生かした保証業務を活用することによって、動産担保融資の普及を図る等等が挙げられる。 ・銀行グループ同士の再編や、銀行とノンバンク間での提携が進むなかで、「グループ内の事業性ローンへの保証は不可」「グループ外の事業性ローンへの保証は可」という対応が為された場合、円滑な金融グループ再編の障害となるケースも想定される。 ・銀行の子会社・関連会社が「グループ内の事業性ローンへの保証」を行ったとしても、親銀行にとって、グループ全体でみたリスクの大きさやリスク管理の重要性は不変である。従って、その観点から、一律に「グループ内の事業性ローンへの保証」のみを禁止する理由はない。		・金融監督庁・大蔵省告示第9号(平成10年11月24日)第1条 ・主要行等向けの総合的な監督指針(-3-3-1(3))	金融庁	都銀懇話会	

提案事項番号	提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	要望の捕捉事項	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	その他(特記事項)
5026	5026014	銀行代理業の許可要件に関する規制緩和	<ul style="list-style-type: none"> 「規格化された貸付商品」に係る金額の上限(1,000万円)を撤廃。 「規格化された貸付商品」以外の取扱いを解禁。特に、「債権買取」「手形の割引」を要望。 銀行代理業務を行う営業所ごとの実務経験者の配備を不要とする。 兼業承認基準に関して、銀行子会社(従属業務子会社、金融関連子会社等)については、「所属銀行と銀行代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性がある」と認められる者、の中から「金融庁長官が定める者」として適用除外とする。 銀行代理業者が銀行代理業において預金を取り扱わない場合、「預金等との誤認防止」の措置は不要とする。 許可申請書の記載内容から、銀行代理業者の子法人・親法人・親法人等の子法人の「代表者」の記載を不要とする。また、銀行代理業者が銀行子会社である場合には、2週間以内の届出適用除外とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・上限額の設定や取扱商品の制限により、借り手の資金調達ニーズに十分に対応することが困難になり、利用者利便の向上という制度改革の趣旨に反して、利用者の利便性が損なわれることになる。 ・銀行代理店が契約の締結に係る審査に関与しない場合の融資の媒介であれば、代理業者の恣意が働きにくいことから、「規格化された商品」への制限や金額上限を撤廃することによる弊害は小さいと考えられる。 ・仮に、代理業務の内容が規格化された貸付商品の単なる媒介に止まるのであれば、法令等の遵守や顧客保護の徹底を図る上で、営業所ごとに実務者を配備することは過剰。他法令(証券取引法、信託兼営法、保険業法等)と比較しても過剰規制となっている。 ・銀行の子会社については、仮に親銀行の銀行代理業者を兼業する場合も、グループとしては事実上一体であり、両者間で利益相反行為等の弊害が生じるとは考えにくいことから、銀行の100%出資である金融関連子会社や、同様に100%出資かつ100%収入を親銀行に依存している従属業務子会社等については、兼業承認基準の対象外とすべき。 ・銀行代理業者が銀行代理業において預金を取り扱わない場合は、預金等とは誤認しえないため「預金等との誤認防止」の措置を行う場合を限定すべき。 ・子法人等の代表者については、24条報告・52条報告の項目に含まれていない。また、銀行が親法人等に該当する場合、その子法人等は相当数に上り、2週間以内に変更の届出を行うことは実務上の負担が大きい。 		銀行法施行規則第34条の37等	金融庁	都銀懇話会	
5026	5026015	証券取引における総合口座貸越の取扱いの見直し	証券取引法第44条第3号に、一定の適用除外事例(とくに、総合口座貸越)を規定。	<ul style="list-style-type: none"> ・証券取引法第44条第3項の精神は、投機の抑制にあるとみられるが、総合口座貸越によってレバレッジは発生し得ない(信用取引のように、元手の3倍の買付けを行うようなことはなく、むしろ元手の範囲内)。 ・口座残高に一時的な不足が発生した際に利用されている総合口座貸越を、証券取引口座においても同様に利用することが可能となれば、証券取引口座の残高が買付代金に僅かに及ばなかったばかりに未済が発生するような事態を回避でき、顧客利便性の向上や、証券取引法の目的たる有価証券の円滑な流通に資することができる。 ・本要望が実現されることにより、口座振替契約を付した証券取引口座の開設など、顧客にとって一段と利便性の高い商品・サービスの提供が期待できる。 		証券取引法第44条第3号、同法第65条の2第5項 金融機関の証券業務に関する内閣府令第27条の2第1号 証券会社向けの総合的な監督指針V-1(4)	金融庁	都銀懇話会	
5026	5026016	銀行等が取り扱う電子マネーのプリカ法適用除外	銀行等が発行体となる電子マネーにつき、「前払式証券の規制等に関する法律」(プリカ法)の適用除外とする。また、預金業務とみなしうるスキームの電子マネー(オフライン・デビット等)については、その判断基準を明確化するとともに、プリカ法の適用除外とする。少なくとも、銀行等が発行体となる電子マネーにつき、「前払式証券の規制等に関する法律」(プリカ法)の管理・報告事項を軽減・免除する。	<ul style="list-style-type: none"> ・現行のプリカ法は、前払い、証券その他のものが発行されている、利用の際に使用できる、の3要件を備えたものを規制対象としている。その立法趣旨は利用者の保護であり、発行保証金の供託を義務付けること等により、前払式証券の発行者の倒産への備えや、悪意を持って発行見合資金を搾取しようとする事業者を排除することを企図している。 ・一方、銀行等による電子マネーの発行は、銀行法上の業務として位置付けられており、発行者たる銀行には種々の監督規制が課せられている。斯かる観点を踏まえれば、銀行等に対しプリカ法上の管理・規制を適用する必要性は乏しい。こうしたことから、銀行等が発行体となる電子マネーについては同法の適用除外とすべきと考え、また、預金業務とみなしうるスキームの電子マネー(オフライン・デビット等)については、その判断基準を示すとともに、プリカ法の適用除外とすべき。少なくとも、同法に基づく煩雑な管理・報告事項についても軽減・免除するよう要望する。 		前払式証券の規制等に関する法律第2条第1項第1号、第3条、第7条、第11条、第13条、第16条、第17条	金融庁	都銀懇話会	
5026	5026017	銀行等が貸金業者から譲受けた貸付債権に係る貸金業規制法の適用除外	貸金業規制法第24条の規制の適用対象から、銀行等、預金保険法第2条に定める金融機関から会社分割等によって設立された子会社が保有する「会社分割等の際に当該金融機関から承継した債権」及び「当該債権の債務者に対する会社分割等の後に発生した債権」を譲渡する場合を除く。	<ul style="list-style-type: none"> ・銀行は、銀行法の規定に基づき貸付業務を実施し、金融庁の検査・監督も受けている。この中で、契約内容等に関する顧客説明についても対応しているところ、銀行が保有する貸付債権について貸金業規制法の規制が重複して適用されることは過剰であり、実務的な負担も大きい。 ・また、債権者は同じ銀行であるにも関わらず、一部の貸付債権についてのみ書面交付等の取扱いが異なることについて、債務者、保証人への説明も困難。 ・業態を超える再編、提携が進行する中、今後、銀行が貸金業者から貸付債権を譲受けるケースの拡大が見込まれることから、本規定の適用対象から銀行を除外するよう要望する。 ・また、貸出債権流動化市場の活発化を促すには、債務者保護に適切な配慮がなされている場合について通知を不要とすることが必要。こうした見地より、譲渡人が預金保険法第2条に定める金融機関から会社分割等によって設立された子会社が保有する債権を譲渡する場合については、通知を不要とすべき。 		貸金業規制法第17条、第18条、第24条	金融庁	都銀懇話会	

提案事項番号	提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	要望の捕捉事項	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	その他(特記事項)
5026	5026018	特定融資枠契約の借主の対象範囲拡大	<p>特定融資枠契約に係る手数料が利息制限法及び出資法上のみなし利息の適用除外となる借主の対象範囲を拡大し、中小企業(資本金3億円以下等)に加え、以下のような借主を追加。 地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、学校法人、医療法人、共済組合、消費生活協同組合、市街地再開発組合、特別目的会社(「証券取引法施行令第17条の2第2項第3号及び同条第3項に規定する有価証券を定める内閣府令」に定める有価証券を発行する法人並びにそれに準ずる外国法人) 資産流動化業務に関して、特定融資枠契約の借主となることができる者に、「合同会社」および「有限責任中間法人」を追加。</p>	<p>コミットメント・ライン(特定融資枠契約)は、既に制度が導入されている大企業等のみならず、中小企業や地方公共団体等にとっても有益な資金調達手段。経済的弱者保護という本法の当初の趣旨は首肯できるものの、現環境下においては、借主の範囲について中小企業等を一律に排除していることは適切ではない。同様に、地方公共団体・独立行政法人・国立大学法人等、十分な金融・法務知識を有する先については、コミットメント・ライン契約を可能とすることによって、資金調達の多様化・安定化等が図れると考えられる。 資産流動化業務において、有限会社と同様に、SPCとして利用されている合同会社および有限責任中間法人との間で、流動性補完のためにコミットメントライン契約を締結する必要がある場合がある。本要望が措置されれば、資産流動化業務の更なる進展が図られる。</p>		特定融資枠契約に関する法律第2条	金融庁・法務省	都銀懇話会	
5026	5026019	信用保証協会の保証対象の拡大	<p>特定非営利活動促進法に基づき設立されるNPO法人による信用保証協会の保証利用を可能とする。</p>	<p>NPO法人には、中小零細法人が多い。主な収入源は会費や寄付等であり、資金的に不安定。NPO法人による信用保証協会の利用が認められれば、資金調達手段の拡大に資する。 NPO法人の多くは医療・福祉分野関連。NPO法人と同様に非営利団体である医療法人、社会福祉法人は信用保証協会利用が可能であるのに対し、バランスを失っている。 こうしたことから、少なくとも、特定非営利活動促進法に基づき設立されるNPO法人については、信用保証協会保証の対象に追加すべき。</p>		中小企業信用保険法第2条	経済産業省	都銀懇話会	
5026	5026020	信用保証協会保証付債権の譲渡に係る規制緩和	<p>サービサーや再生ファンドに対する保証付債権の譲渡が認められる要件について、整理回収機構や中小企業再生支援協議会の再生計画に基づく場合等に限定しない。</p>	<p>企業再生については、中小企業庁や整理回収機構をはじめとする「官」における取組みとともに、民間での取組みも進められてきている。こうしたことを踏まえれば、協会保証付債権の譲渡対象を整理回収機構や中小企業再生支援協議会の再生計画に基づく場合等に限定する必然性はない。 協会保証付債権の譲渡範囲に関する条件が緩和されれば、民間の企業再生の枠組みの中での利用が拡大し、柔軟かつ迅速な不良債権処理に資する。また、これによって、民間サービサーやファンド事業のマーケット拡大も期待される。</p>		<p>中小企業信用保険法施行令第1条の3 中小企業信用保険法施行規則第1条の3</p>	経済産業省	都銀懇話会	
5026	5026021	サービサーが取扱可能な「特定金銭債権」の範囲の拡大	<p>サービサーが取扱可能である「特定金銭債権」の範囲拡大(手形割引に基づく手形買戻請求権、各種手数料債権、貸付契約に付随して締結された金融デリバティブ取引契約に基づく債権等)。</p>	<p>現状のままでは、サービサーを最大限活用することができず、銀行業界全体として非効率。 本要望が実現することにより、銀行債権をサービサーへ委託するための障壁がミニマイズされ、銀行業界・サービサー業界双方の活性化に繋がる。</p>		債権管理回収業に関する特別措置法第2条	法務省	都銀懇話会	

提案事項番号	提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	要望の捕捉事項	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	その他(特記事項)
5026	5026022	ファクタリング業務に係る規制緩和	債権管理回収業に関する特別措置法(サービサー法)第2条に定める「特定金銭債権」の15号関係(ファクタリング債権関係)に、保証ファクタリング業務の保証履行債権を加える。	・ファクタリング業務は、銀行法第10条第2項に定める付随業務の一つとして、都市銀行においては関連ファクタリング会社を通じて提供されており、近年においては、一括決済方式などを通じて、喫緊の課題である中小企業金融の円滑化にも貢献している。 ・ファクタリング会社が取扱う保証ファクタリング業務の保証履行債権が特定金銭債権に含まれれば、ファクタリング会社の保証サービス業務が拡大し、更なる中小企業金融の円滑化に資するとともに、中小企業の回収業務の効率化(回収業務のアウトソーシング)が一層促進される。		・債権管理回収業に関する特別措置法第2条 ・債権管理回収業に関する特別措置法施行令第2条	法務省	都銀懇話会	
5026	5026023	債権流動化における債権譲渡禁止特約の対外効の制限	・売掛債権等の一定の種類指名債権に限定し、かつ「信託業法」又は「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業者に対する信託が譲り受ける場合、又は「特定目的会社及び「証券」取引法施行令第17条の2第2項第3号及び同条第3項に規定する有価証券を定める内閣府令」に定める有価証券を発行する法人並びにそれに準ずる外国の法人が譲り受ける場合、金融機関(を除く)が譲り受ける場合に限り、譲渡禁止特約の対外効を制限するよう「債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律」を一部改正。 ・民法第466条第2項の譲渡禁止特約の対外効を制限する規定を盛り込む。 (併せて、法律名を例えば「債権譲渡に関する民法の特例に関する法律」に改める)	・そもそも民法第466条第2項の規定が起草された当時は、原債務者を過酷な取立てなどの権利行使から保護することが背景にあったと見られるが、譲受人を信託業者等一定の免許業者等に限定することにより、その目的は十分達成できる。 ・現在の譲渡禁止特約の対外効は、原債務者に保護を与える手段としては過剰規制であり、逆に原債権者の資金調達を妨げる要因となっているなど弊害が多く、緩和されるべきである。一方で譲渡禁止特約付債権も、最高裁判例で既に差押及び転付命令の対象と認められている点と照らし合わせれば、より広く原債権者の資金調達のために活用されるべきである。 ・我が国の債権譲渡関連法制を国際的な趨勢に適合させることにより、我が国の債権流動化市場の拡大を図ることができる。		・民法第466条第2項 ・債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律	・金融庁 ・法務省	都銀懇話会	
5026	5026024	証券外務員登録の簡素化	銀行持株会社の子会社である銀行間異動においては、出向・転籍を問わず、外務員登録の維持を可能とする(抹消及び新規登録申請手続を不要とする)。	金融グループ内で機動的な人材配置を行っていく中で、銀行持株会社の子会社である銀行間異動は、今後ますます増加していく見込であり、日数に係わらず証券業務従事に支障が生じる(証券外務員としての業務を行えない期間が発生する)状況は、早期に改善されるべきである。		・証券取引法第64条の6第3項 ・「証券外務員登録等事務マニュアル(特別会員用)」(平成15年5月1日改訂)	金融庁	都銀懇話会	
5027	5027001	各種法律系免許制度の一本化	弁護士、司法書士、行政書士、通関士、公認会計士、税理士、弁理士、社会保険労務士、土地家屋調査士および不動産鑑定士の免許制度の一本化	規制が細分化、専門化されると、様々な意味で国民負担になり、また、利用者に対するサービスの向上にも支障を来たしかねない。さらに、サービスの利用の仕方などによっては、責任の所在が不明確になる危険性があると考えられる。したがって、国民の生活の向上という観点にも差し障る危険性があると考えられる。これらの弊害を最小限度に抑える為にも、また、規制改革や構造改革に関する諸般の改革の流れから読み取れる日本の将来へと着実につなげていく為にも、各種「免許」制度については、束ねられる免許はなるべく大きく束ねていくべきであると考えられる。この考えにしたがって、法律系の各種免許制度についても、束ねられる免許制度はなるべく束ねていくべきである。弁護士、司法書士、行政書士、通関士、公認会計士、税理士、弁理士、社会保険労務士、土地家屋調査士および不動産鑑定士は、国民の依頼または委嘱による、法的書類の作成および手続き代行等法律に関する諸事務の代行、法律に関する相談業務(コンサルタント業務)、その他訴訟等に関する法律事務の代行という点で共通している。細分化、専門化するメリットよりも、これからの時代、束ねて大きくするメリットの方が大きいのではないかと考える。したがって、弁護士、司法書士、行政書士、通関士、公認会計士、税理士、弁理士、社会保険労務士、土地家屋調査士および不動産鑑定士は、一つの免許制度に束ねる方向で検討すべきである。これら以外にも束ねられる免許制度はなるべく束ねていくべきであると考えられる。また、一つの免許にする際、その人材の得意分野がサービスの利用者にも明確に分かる様な工夫をしたらどうかと考える。		弁護士法、司法書士法、行政書士法、通関業法、公認会計士法、税理士法、弁理士法、社会保険労務士法、土地家屋調査士法、不動産の鑑定評価に関する法律(第2章)	弁護士法(法務省)、司法書士法(法務省)、行政書士法(総務省)、通関業法(財務省)、公認会計士法(金融庁)、税理士法(国税庁)、弁理士法(特許庁)、社会保険労務士法(厚生労働省)、土地家屋調査士法(法務省)、国土交通省)、不動産の鑑定評価に関する法律(国土交通省)	個人	

提案事項番号	提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	要望の捕捉事項	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	その他(特記事項)
5028	5028001	小型ボイラーの規制の緩和	「小型ボイラー」のうち、主として家庭用に使用される小型のものについて、「簡易ボイラー」の範疇にするよう、制限を緩和していただきたい。	<p>【提案理由】</p> <p>当該「小型ボイラー」とは、家庭で一般的に使用される小型石油給湯機や給湯機付ふるがま、電気温水器などである。「小型ボイラー」は労働安全衛生法により全数「個別検定」の受検を義務づけられているが、生産ラインにおいて一台ずつ登録検査機関による検査を受けていることから、台数の増加に伴い、検査のありかたについて改善すべき課題が浮き彫りとなってきた。</p> <p>現在、個別検定は生産のボトルネックとなり、合理化を阻害しており、製造事業者からは改革を求める要望が強い。また消費者からは、「小型ボイラー」は割高な商品であるために選択の余地が限られ、その結果、圧力の十分でない従来型の給湯機や電気温水器を使用せざるを得ないケースがあり、湯の出が悪い、即ち、現在の建築構造に全く対応できていない。</p> <p>当該「小型ボイラー」は発売以来、労働安全衛生法対象事故例もなく、安全性に関しては、個別検定を義務化しなくても、技術基準の適合義務を課し事業者の自己確認によることにより十分確保することが可能であると考えられる。</p>		個別検定の受検…労働安全衛生法第44条 小型ボイラーの指定…同施行令第1条第四号	厚生労働省	日本暖房機器工業会	家庭用給湯設備からのお湯の圧力については、昨今の住宅事情の変化、使用者ニーズにより高圧化が望まれていたものの、従来より、労働安全衛生法より、実質的には使用圧力が0.1メガパスカル未満に押さえられてきたが、平成10年に規制が緩和され、使用圧力が0.2メガパスカル未満、伝熱面積2平方メートル以下のボイラー(電気温水器・石油給湯機など)については、「小型ボイラー」として、製造が可能になり現在に至っている。(平成10年政令第390号労安法施行令の一部を改正する政令)。 なお、使用圧力が0.1メガパスカル未満のものは、当該「小型ボイラー」と同様の用途であるが、従来より同法では、「簡易ボイラー」として、製造事業者に基づき適合義務を課し、「個別検定」を要しないものとして取り扱われている。
5028	5028002	共同住宅の供住区画貫通部の灯油配管取扱に関わる規制緩和	通達「消防予第53号(令8区画及び供住区画の構造並びに当該区画を貫通する配管等の取扱について)」に通知されている配管の用途について、給排水管、空調用冷温水管、ガス管、冷媒管等」の中に灯油配管を含める旨の通知文を早急に発行していただきたい。	<p>【提案理由】</p> <p>通達「消防予第53号」に供住区画貫通できる管として灯油配管が明記されていないので、メーターボックスからベランダに設置されたボイラーまでの防火区画を灯油配管が貫通することが認められないとの判断がされることがある。 (消防予第220号通知においてこの通達が引用されているが、)11階以上にスプリングクローの設置が義務化の判断がされることがある。 以上によりマンション用の石油暖房システムの普及に影響が生じている。</p>		消防法に関連する通達 「令8区画及び供住区画の構造並びに当該区画を貫通する配管等の取扱について」(消防予第53号 平成17年3月31日) 「共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例について」(消防予第220号 平成7年10月5日)	総務省消防庁	日本暖房機器工業会	
5029	5029001	事業系電気料金料金体系改定	現在、事業系電気料金料金体系は使用料が増加するほど単価が下がる料金体系を単価が上がる様に規制を行う。	<p>「夏の平日、日中、午後2時から3時にかけて、気温が31度を超える時」に事業系の電気料金単価を引き上げる。</p> <p>提案理由： 現在、日本で直接排出される二酸化炭素の30%は発電によるものである。年間で一番消費電力量の多い「夏の平日、日中、午後2時から3時にかけて、気温が31度を超える時」に合わせて発電されている為、消費電力量の波の上下が激しく、日本の発電所の稼働率は58%とドイツや北欧の72%と比べ無駄な発電が行われている。</p> <p>代替措置： 発電量の頂上は「夏の平日、日中、午後2時から3時にかけて、気温が31度を超える時」であり、その時間帯に事業系の電気料金単価を引き上げる事により、企業は自ずと省エネ努力する様になり、電気消費量の抑制が可能となる。それにより消費電力量の波を25%もなだらかに出来、発電所の稼働率が向上する。それにより二酸化炭素の排出量の抑制が可能となる。</p>		電気事業法第24条の3-3-3	経済産業省	個人	
5029	5029002	地球温暖化対策の推進に関する法律の温室効果ガス算定排出量の報告を鉄鋼業界の開示の義務化。	地球温暖化対策の推進に関する法律の温室効果ガス算定排出量を鉄鋼業界に報告を義務化させる。	<p>鉄鋼業界の二酸化炭素の排出量の報告義務免除を撤廃する。</p> <p>提案理由： 日本の二酸化炭素の排出量の13%は、鉄鋼高炉17事業所から排出されているが、地球温暖化の原因である二酸化炭素の排出量を開示する事は、原因を調べて対策を講じる上で大変重要である。</p> <p>代替措置： 例外の無い二酸化炭素の排出量の開示により、省エネや二酸化炭素排出抑制効果が期待出来る。</p>		地球温暖化対策の推進に関する法律第二十一条の二	環境省	個人	

提案事項番号	提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	要望の捕捉事項	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	その他(特記事項)
5029	5029003	窒素酸化物(NOx)や硫黄酸化物(SOx)の排出量を抑制する為の排出権取引制度導入。	大気汚染防止法第五条の三に窒素酸化物(NOx)や硫黄酸化物(SOx)の排出量を抑制する為の排出権取引制度を加筆。	窒素酸化物(NOx)や硫黄酸化物(SOx)の排出量を抑制する為の排出権取引制度導入し、国や自治体、企業などの排出主体間で排出する権利を決めて割振っておき、権利を超過して排出する主体と権利を下回る主体及び環境NPOや市民団体の植林活動や光触媒施工によるNOx、SOx浄化活動の間でその権利の売買をする事で、全体の排出量の抑制と浄化する仕組みを導入。 提案理由： 今、世界中で酸性雨が降っている。PH5.6以下の雨を酸性雨と定義され、現在日本で降っている雨の全国平均は、PH4.6～4.8と、かなり強い酸性を示している。酸性雨とは、車や工場や火力発電所等から排出される、窒素酸化物(NOx)や硫黄酸化物(SOx)が、大気中で化学変化をおこし、硫酸や硝酸になり雨や雪や霧に溶け込んで地上に降ってくる現象。このままでは、地球温暖化にも通じる甚大な環境破壊悪循環につながる。具体例として、プランクトンの減少、プランクトン捕食小型魚類の減少、生育不良、大型魚類の減少、食糧危機、土壌が酸性化、土中のアルミニウム溶出、土中の微生物死滅、やせた農地、農作物収穫量の激減、食糧危機、酸性の雨、土壌の酸性化、森林の立ち枯れ、生育不良、森林のCO ₂ 吸収能力の低下、地球温暖化促進。 又、近年頻発している光化学スモッグの原因もNOx、SOxである。 代替措置： そこで、環境NPOや市民団体の植林や光触媒施工によるNOx、SOx浄化活動を支援する事と排出権取引制度導入により、NOx、SOx排出者は、自助努力プラスアルファとなり、酸性雨と光化学スモッグ対策を促進させられる。又、排出者と国民に対して脱地球温暖化への啓発にもなる。		大気汚染防止法第五条の三	環境省	個人	
5030	5030001	シルバー人材センターの指定緩和及び取り扱い業務範囲の拡大	現在のシルバー人材センターは都道府県知事より指定を受けれるのは公益法人のみ ・市町村の区域ごとに一個と限定 ・登録できるシルバー人材センターは本人居住地管轄のセンターに限られる といった制限がある。 ・取り扱い業務は、臨時的かつ短期的かつ軽易な業務に限るとされている。 高齢者の就業意欲は高く、60-64歳男性不就業者(31.2%)のうち5割以上(女性は3割以上)が、65-69歳不就業者(50.5%)の4割以上(女性は2割以上)がそれぞれ就業を希望している。 一方、全国都道府県市町村にある「シルバー人材センター」の租入会率(60歳以上の人口のうちシルバー人材センター入会比率)は全国平均2.4% その要因として考えられるのが受注職種と会員希望職種の需給バランスが異なることが挙げられる。 指定緩和することにより、地域を越えた柔軟性のある需給に応える組織運営を可能にする。	「高齢者等の雇用の安定に関する法律」 第四十一条 「規定する業務に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により市町村の区域ごとに一個に限り、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。」 (実施内容) ・指定対象を「公益法人ならびに株式会社などの民間企業」とする。 ・一個に限定せず、複数設置を可能とする ・地域を越えた登録、活動を可能にする。 第四十二条 一「臨時的かつ短期的な就業(雇用によるものを除く。)又はその他の軽易な業務に係る就業……」 二「臨時的かつ短期的な雇用による就業又は……」 (実施内容) ・「臨時的、短期的、軽易」制限の撤廃 今後の人口減少時代に必要な労働力を維持・確保していくために「シルバー人材センター」の活動を活性化し、社会参加意欲のある高齢者をより一層就労に結びつける就労環境をつくる。 加えて、現行のセンターの就業形態は、配分金制度が主であり、又、派遣契約における雇用契約も臨時的、短期的に限定されている為、社会保険加入要件を満たさない就業形態が主である。よって、長期の雇用契約の提供を可能にする事により、社会保険加入者増加の期待効果もある。		「高齢者等の雇用の安定に関する法律」	厚生労働省	(株)パソナ シャドーキャピ ネット	
5030	5030002	在留資格更新の期間の要件見直し	1年間の就労実績があり、引き続き同一事業主に雇用される場合、その後の就労資格の更新を1ヶ月単位でできるようにする。	契約社員を多く抱えている企業においては、その契約期間の更新は1年単位とは限らず、3ヶ月、6ヶ月単位で更新という場合が多い。外国人雇用の場合にも例外ではない。ところが、現在就労ビザの更新にも1年の就労の見込が必要である。そのため、その見込みが薄い場合、更新の手続きができず、貴重な労働力を失うことになったり、あるいは就労期間が1年見込めない状況で手続きをしている場合は、就労ビザの期間と実際就労ができる期間との不一致が出てきており、健全な外国人雇用管理ができずにいる。		出入国管理及び難民認定法	法務省入国管理局	(株)パソナ シャドーキャピ ネット	
5030	5030003	公職選挙法の見直し	選挙活動を告示日から投票日前日までに限定されているが、選挙運動が可能な期間を延長する。 (現在の選挙運動期間) 参議院議員選挙・都道府県知事選挙 17日間 政令指定都市の市長選挙 14日間 衆議院議員選挙 12日間 都道府県議会議員選挙・政令指定都市議会議員選挙 9日間 それ以外の市の議員及び首長選挙 7日間 町村の議員及び首長選挙 5日間	選挙運動の期間を1ヶ月程度に延長することにより、有権者が自身の選挙区の候補者の情報をじっくりと見極め、投票の意思決定までの期間にゆとりを持てる仕組みとしていただきたい。有権者が選挙を意識できる時間が長くなるため、選挙そのものへの関心が高まり投票率のアップにもつながる。期間が長引くことで無駄にお金がかかったり、お金をかけた人が得をするということにならないよう、インターネットの活用など費用負担が安価な運動に限定することが必要である。		公職選挙法	総務省	(株)パソナ シャ ドーキャピ ネット	

提案事項番号	提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	要望の捕捉事項	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	その他(特記事項)
5030	5030004	公職選挙法の見直し	現在一部自治体で解禁されている電子投票制度を全国レベルまで拡大し、投票場外での投票を可能とする。	投票経験が一度もない若い世代にとっては、投票所に行かないと、投票の仕組みが分からず、それが原因で投票をしり込みし、政治への関心の希薄化につながっている現状がある。インターネット投票や公的機関・郵便局などでの場外投票を解禁することで、有権者の選挙への関心を高め、投票率の向上につながると考えられる。実施に当たってはなりすましや不正行為が行われないよう本人証明を確実に行うことができる制度の策定が望まれる。		公職選挙法	総務省	(株)バソナ シャドーキャビネット	
5030	5030005	公職選挙法の見直し	インターネットを利用した選挙運動を解禁する。	現在、インターネットを利用して選挙の候補者が選挙運動を行うことは「文書画像の配布」行為に当たるとみなされ禁止されているが、以下のような理由によりインターネットの活用を推進することが有権者の選挙への関心の高まり及び投票率の向上につながると考えられます。 ・自身でホームページを所有したりブログを開設している政治家が多い。 ・日本国内におけるインターネットの普及率は全人口の67%となっており、20代の若者においては80%が日常的に利用しているという現状がある。 ・選挙運動が行われている時間帯に仕事で選挙区にいない有権者が多く、24時間情報を取得できる媒体が必要である。 過度にお金をかけ露出をした人が目立つことや誹謗中傷がないようにするために次のような規定を設けての緩和からはじめる必要があると考えられる。 ・公平さを期すために選挙運動期間中に更新可能なページのフォーマットは選挙管理委員会が用意する。 ・ページへのリンク元を一元管理する。		公職選挙法	総務省	(株)バソナ シャドーキャビネット	
5030	5030006	労働者派遣に関する規制の緩和	現在1年(過半数代表の意見聴取により3年まで延長可能)となっている政令26業務以外の派遣職種に関して期間制限を撤廃し、長期間の受け入れを可能とする。	提案理由:次のような就業形態を希望する派遣スタッフの雇用の機会を拡大したい。 自分の好きな仕事のプロとして働きたい。 企画提案営業など特殊な業務での就業を希望するスタッフの中には、配置転換の可能性のある正社員として働くよりもその業務のプロとして仕事を限定して働くことを希望する傾向があるが、期間制限によってその就業期間が1年(3年)に限られてしまうという現状がある。 将来やりたいことがあるため短期で集中して働きたい。 資格取得や留学・起業など先々やりたいことがあるため短期的な仕事を希望しているスタッフは督促業務やローラーでの新規開拓営業・販売職などいわゆる新職種で短期で集中して勤務するケースが多い。また、これらの業務は派遣先としても継続的に人員の受け入れを行いたいポジションであることが多い。しかしながら、現状1年(3年)の期間制限があるため、前任者の受け入れ期間制限を引き継ぐこととなり就業期間中にやむなく終了するケースが見られ、短期での就業希望者の雇用の受け皿が限定されている現状がある。		労働者派遣法第40の2	厚生労働省	(株)バソナ シャドーキャビネット	
5030	5030007	保育士の受験資格の要件緩和	保育士受験資格のための要件に ・高等学校を卒業し、児童福祉施設において2年以上児童の保護に従事した者等(平成3年3月31日までの高校卒業生であれば受験資格あり) ・中学(義務教育)卒業後、児童福祉施設において5年以上児童の保護に従事したもの等 という規定があるが、これらの学歴要件は緩和し、高等学校卒業以上であれば受験可能とする。	保育士の専門課程卒業でない限りは、短大・大学・高専・高校・中学いずれの卒業生であってもスタートラインに大差はなく、高校卒業生のみが2年以上の児童保護に従事することが必要、という要件には不公平感がある。実態に資格がないと保育経験を積みにくい現状を考えると、高卒のみで保育士資格を取るのには難しい状況にある。この要件を緩和することで子育てが一段落し、その後子育てでの経験を活かして保育士の資格を取りたい主婦などが資格取得をしやすくなり、保育士不足への対応ができるようになると考えられる。			厚生労働省	(株)バソナ シャドーキャビネット	

提案事項番号	提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	要望の捕捉事項	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	その他(特記事項)
5030	5030008	教育訓練給付金制度 給付対象基準の緩和 講座の認定基準の緩和	支給要件緩和 ・年齢は25歳以下 ・支給が始めて 1)在職中の場合 雇用保険の加入期間にかかわらず 20%かつ10万円以下支給。 2)離職中の方)雇用保険の加入期間にかかわらず 過去1年以内に雇用保険加入実績が 有るならば20%かつ10万円以下支給。)更に、働きはじめたら (10万-()の支給額)も全額支給される。 上記対象者が受講できる講座の認定基準に緩和 ・若手労働者の雇用の安定、就職の促進を図るための新たな認定基準を設ける。例えば、ビジネス 経験の浅い者に必要な基礎的な講座(例えばワード・エクセル・アクセス基礎、会計・マーケティング 基礎、ビジネスマナー・ビジネス文書の書き方等)も対象講座として認める。 ・講座内容が基礎的であれば受講期間は内容次第で今の規定より短くても構わない。 (各世代、ビジネスの経験など特性に応じた効果的な職業能力の開発となる認定基準を要望しま す。)	働く人の主体的な能力開発の取り組みを支援し、雇用安定と再就職の促進をすることを目的としている教育訓練給付金制度を若手労働者を取り巻く労働環境 の変化に適合させたい。 今後、経済社会を支えるものが減少していきませんが成長を維持するためには、将来を担う若者の就労を支援し労働への参加を促すこと、能力開発を支援するこ とで生産性の向上を図ることが不可欠です。しかし、個人にとって能力開発を受けられる機会は、所属する会社の規模や雇用形態によってバラツキがあります。 能力開発機会にバラツキがある中、3年以内に会社を辞める新規学卒卒者は高卒で約50%、大卒で約35%と高く、職業能力が十分備わっていないまま、転職活動 を行わなければならない若者が多数存在します。第2新卒市場は活況ですが年齢制限を見ると、25歳を境として応募を受け付ける企業の割合が低下しています。 職業能力が未発達なまま不本意な転職を繰り返さないように、25歳以下を対象とした能力開発の支援策が不可欠です。 在職中における能力開発も重要ですが、仕事を辞めた若者がよりスムーズに再就職先を得るために、「教育訓練給付金制度の緩和」を要望します。 [詳細は添付資料]		雇用保険法第60条の2第1項	厚生労働省	(株)パソナ シャドーキャピ ネット	
5030	5030009	小学校・中学校・高校への ベンチャー教育の導入	小学校・中学校・高校にてベンチャー教育を導入し自ら考え行動を起こす人材の育成を目指す。	提案理由)現状は大学以降でベンチャー教育は充実しつつあるが、もっと早い段階で資質の向上とベンチャーに対する具体的なイメージを持つことで若者世代の ベンチャーに対する意欲を高めることが狙い。学校教育と連携することで、社会的価値のある、「志」を持つ起業を促進することに繋げる。 内容)毎年各学校で実施しているベンチャー教育を募集し、優秀賞を選び補助金を支給、あつまった情報はノウハウとして全国公開される。その内容も活かし、 ベンチャー教育する教師の養成につなげる。 また、ベンチャー教育のプログラム化には地域の企業・NPO・ボランティアなどを教育委員会等が組織化し支援する。 効果)学校側)自立する人材の教育が可能 学生側)自分の能力を引き出す教育を受けることが出来る 社会との接点を増やすことが出来る 企業)社会貢献、ブランド価値向上。 国)開業率UPの成果獲得		教育基本法 第2章 第5条	文部科学省	株式会社パソ ナ シャドーキャピ ネット	
5030	5030010	高齢者の退職時に「ベン チャー退職制度」を導入	継続雇用制度の一環として、「ベンチャー退職制度」による団塊世代のチャレンジの後押しと能力の 社会的活用を目指す	提案理由)継続雇用制度の定着が浸透しているが、高齢世代を活用でき、かつ高齢世代が活躍できる企業、事業と、そうでない企業、事業があるので、1 つの選択肢として「ベンチャー起業」を取り入れることで、会社内の活性化と高齢世代のチャレンジの後押しができる。 内容)定年退職制度として「ベンチャー退職制度」を導入した企業に奨励金を与える。「ベンチャー退職制度」とは、定年を迎える労働者が、スピアウトや社内 ベンチャー制度での起業を促進する制度。退職金も上乗せする。上乗せ分を奨励金で補助する。 効果)雇用延長制度の課題を抱える企業と、自分を活かす団塊世代の両者のニーズを実現。 社会的に埋もれてしまいがちな高齢層の能力を起業という形で活用できるので社会的価値もある制度		雇用保険法 第62条	厚生労働省	株式会社パソ ナ シャドーキャピ ネット	
5030	5030011	保育園における入所基準 「就職活動中」の場合も含 める条件緩和	保育の実施は、「児童の保護者のいずれもが昼間労働することを状態としていること等の要件に該当するこ とにより児童を保育することができないと認められる場合であって、かつ、同居の親族その他の者が児童を保 育することができる」と認められる場合に行うもの」と規定されている。 その基準に追加して、「就職活動中」であり、 今後児童保護者のいずれもが昼間労働することを状態となる可能性がある場合、も3ヶ月間という期間限定で 認められるようにする。	子供を持ちながらこれからお仕事探しをしようとする人にとって、子供を預ける保育園が見つからないから即日就業開始できず、それが理由で内定が取れず、仕事復帰をあき らめるケースが増えている。 その理由としては児童福祉法施行令27条にて保育の実施は、「児童の保護者のいずれもが昼間労働することを状態としていること等の要件に該当することにより児童を保育する ことができないと認められる場合であって、かつ、同居の親族その他の者が児童を保育することができないと認められる場合に行うもの」と規定されており、それを受け、各市町村 が入園申請に「児童の保護者のいずれもが昼間労働することを状態としている、ことを証明する書類として採用証明書や内定証明書が必要なケースが多く、就職活動中の人はそ れらの書類が提出できず子供を保育園に入所できない。 政府は2期にわたるエンゼルプランや待機児童ゼロ作戦に基づき、過去10年間で約40万人の保育所受入児童数を増加させてきたが、特に大都市では、入所希望児童数が受入 可能児童数を上回る傾向にあり、2005年には1-2歳児を中心に全国で約2万3,000人の待機児童が存在する。また、平成18年度版国民生活白書にあるように待機児童率の高い 地域に居住する女性の就業確率は低い傾向にあり、このような状況では女性の社会進出の大きな障害になっている。 つきましては、保育園の入所基準に「就職活動中」であり今後児童保護者のいずれもが昼間出勤する可能性がある」ことを入所基準に追加して欲しい。就職活動報告レポート(仮 称)や派遣会社の登録証明書で「就職活動中」であることを証明し、その間3ヶ月間は入所を認めるように改善したい。		児童福祉法施行令27条	厚生労働省	株式会社パソ ナ シャドーキャピ ネット	

提案事項番号	提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	要望の捕捉事項	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	その他(特記事項)
5030	5030012	地球温暖化防止における環境教育義務化	地球温暖化防止を第一に考え、小学校での環境教育をさらに推進するため義務教育化することを目指す。	ものを大切に、豊かな自然と共生した経験のある中高年の人材が、講義や野外学習などで学校や地域の活動に役立つ環境問題全般の幅広い知識と実践する力を身につける。 講義内容は、一般的な環境問題だけでなく、環境配慮型企業や環境NPOの活動紹介など、多彩なテーマを設定する。所定の単位を終了した修了生は、学校において総合学習の時間における環境教育のサポーターとして活躍する他、地域やNPOにおいても環境保全活動の担い手として幅広い活動を展開する事を期待するものとする。 提案理由： 長期的な温暖化防止の対策として、子供たちへの生活に密着した内容の環境教育を学校での教育の一環として行われることが求められる。しかし、A:教師の環境教育に対する知識の不足、B:身近にある優れた教材の不足、現在以上2点の問題点が存在し、その解決法として環境に優れた人材を育成する事を第一の提案とする。そして育成した、統一された知識を持つ人材を文部省を通じて各学校や多方向へ流通、派遣し、同一プログラムで児童への教育を行うことで国内に広く平等な環境知識を浸透させていくものとする。			文部省	株式会社パソナ シャドーキャビネット	
5030	5030013	社会保険の被扶養配偶者種の撤廃と加入基準の見直し	収入が130万円未満の被扶養配偶者の社会保険料負担の免除を取りやめる。	現行の社会保険加入条件は、週30時間以上で7ヶ月超継続就業者となっており、これを下回る場合は、国民健康保険、国民年金に加入することになっている。(現在、週30時間以上を週20時間以上に引下げの議論がされている)しかし、年収130万円未満の人は、被扶養配偶者として国民健康保険、国民年金の保険料負担を免除されている。この取扱いが就労意欲の阻害、正社員との賃金格差の要因ともなっている。 今後の労働力人口の減少に対応するため、一人一人のスキルアップによる生産性アップも不可欠である。社会保険被扶養配偶者種は、その意欲も阻害するものでもあり、撤廃すべきである。		健康保険法等	厚生労働省	(株)パソナ シャドーキャビネット	
5031	5031001	第三級海上特殊無線技士の操作範囲拡大	現行 1 船舶に施設する空中線電力五ワット以下の無線電話(船舶地球局及び航空局の無線電話であるものを除く。)で二万五千十キロヘルツ以上の周波数の電波を使用するものの国内通信のための通信操作及びその無線電話(多重無線設備であるものを除く。)の外部の 2 船舶局及び船舶のための無線航行局の空中線電力五キロワット以下のレーダーの外部の の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作 要望案 1 「空中線電力五ワット以下」を「空中線電力二十五ワット以下」に 2 「空中線電力五キロワット以下のレーダー」を「空中線電力十五キロワット以下のレーダー」	1 マリンVHFの運用に対象とした同資格であるが、現在マリンVHFを製造しているメーカーはなく新規開局が難しい。マリンVHF制度は諸外国のように国際VHFに統合して、市販の国際VHF無線機が操作できるように空中線電力の上限を2.5ワットまでに緩和する。 2 空中線電力5キロワット未満で資格不要のレーダー(第4種レーダー)が普及してきているため、5キロワット以下の制限の意味が無くなっている。1.5キロワット以下程度に規制緩和してほしい。		無線従事者の操作の範囲等を定める政令 第三条(操作及び監督の範囲)	総務省 国土交通省	個人	
5031	5031002	航空級特殊無線技士の操作範囲拡大	現行 航空機(航空運送事業の用に供する航空機を除く)に施設する無線設備及び航空局(航空交通管制の用に供するものを除く)の無線設備 要望案 「航空運送事業の用に供する航空機を除く」を「定期航空運送事業の用に供する航空機を除く」に	現在の航空特殊無線技士では、航空運送事業で使用する航空機の無線操作は出来ない。そのため、遊覧飛行のプロペラ機や物資輸送のヘリコプターを運行する際には、航空級無線通信士の取得が必要である。 しかし、遊覧飛行や物資輸送などの運行に使用されている航空機の無線機は、航空運送事業以外の航空機(測量用や家用機等)に使用されているものと大差はない無線運用も同様である。航空特殊無線技士でも運行に支障はないのではないか。操縦士の資格取得の負担を軽減することもできる。 なお、定期航空運送事業については、無線機や無線運用が高度になるため、今回の提案から外した。また、国外へ運行する航空機や短波帯を使用する航空機には、従来通り航空級無線通信士の取得を義務付けるものとする。		無線従事者の操作の範囲等を定める政令 第三条(操作及び監督の範囲)	総務省 国土交通省	個人	

提案事項番号	提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	要望の捕捉事項	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	その他(特記事項)
5032	5032001	測量法による資格要件の改正	測量士補試験に合格し測量士補の登録した者が一定の実務経験を経た後、測量士となる資格が得られる改正を求める	現在、測量法では、大学、測量専門施設を卒業し、一定の実務経験を経れば測量士となる資格を有する。測量士補の試験に合格したものは、測量法第50条第4号により、新たに国土交通大臣の定める測量に関する養成施設に入らないといけない状況にある。これは、測量法第50条第1から3号の測量士の養成課程からみて、不平等と思われる。養成施設は全国で1箇所しかない。		測量法	国土交通省	個人	
5033	50333001	「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」に基づく「環境物品等の調達に関する基本方針」の緩和	古紙パルプ配合率100%となっているコピー用紙について、他の情報用紙・印刷用紙(フォーム紙、インクジェットカラープリンター用塗工紙等)と同様の古紙パルプ配合比(古紙パルプ配合率70%以上)とし、一定要件を満たしたバージンパルプ(間伐材、製材工場から発生する端材等、合法性が証明された木材により製造されたもの)の使用を認めるべき。	地球温暖化防止対策をはじめ多様な公益的機能の発揮が森林に求められる中で、間伐の遅れから森林の健全な育成が危ぶまれる状況にある。間伐を進めるためには、間伐材利用を促進し間伐材から得られる収入を森林に還元することが必要であり、そのためには、これまで未利用であった間伐材を有効に利用することが重要であり、このため、環境省も含めた政府と民間関係者が一体となって「美しい森林づくり推進国民運動」が取り組まれているところである。このため、九州内の各県等においては、九州の市民、企業や行政機関等が協力し間伐材からつくった製品、特にコピー用紙の利用を促進することで九州の森林の間伐の促進を図り、その取組を全国に広めていく取り組みを進めている。しかしながら、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という)」におけるコピー用紙の取り扱いについては、古紙100%のコピー用紙のみをグリーン購入の対象としているとともに、地方公共団体に対しても、調達を推進するよう努めることと規定している(同法第10条の2)ことから、間伐材を原料の一部としたコピー用紙普及に向けた地域の取組の障害となっている。また、当該規定に基づく古紙100%のコピー用紙の調達については、森林の健全な育成に対する影響のほか、化石燃料由来のCO2排出量の増加(古紙パルプ100%のコピー用紙を製造する際の化石燃料使用量は、バージンパルプ100%の製造に比べ高い)といった地球温暖化への負の影響も見逃せないところである。このため、一部大手製紙企業では実際に、古紙100%の用紙類の製造中止を表明している(http://www.np-g.com/news/news07042401.html)とともに、一部環境NPOにおいても、紙に関わる産業全体としては古紙パルプの使用を積極的に進めるべきとしながらも、紙全体のライフサイクルを考えると、紙の生産には常にバージンパルプの投入が必要となること等を理由に、個々の製品銘柄(コピー用紙等)においては非常に高い古紙配合率(例:古紙パルプ100%)にこだわる必要はないことを表明しているところであり(http://www.gpn.jp/select/guidelines/oa1-1.html)、当該規定が実態に即したものとなっていないことは明らかである。以上のような実態に対して、基本方針における他の紙類との整合を図りつつ、リサイクルを引き続き推進するとともに、林業関係者、NPO、製紙メーカー、文具類販売者、行政などが意欲を持って、地域で取り組んでいることを支援するためには、現行基本方針におけるコピー用紙		・ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第6条 ・ 環境物品等の調達の推進に関する基本方針(平成19年2月) 別記2(1)品目及び判断の基準等	環境省	沖縄県	
5034	5034001	「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」に基づく「環境物品等の調達に関する基本方針」の緩和	古紙パルプ配合率100%となっているコピー用紙について、他の情報用紙・印刷用紙(フォーム紙、インクジェットカラープリンター用塗工紙等)と同様の古紙パルプ配合比(古紙パルプ配合率70%以上)とし、一定要件を満たしたバージンパルプ(間伐材、製材工場から発生する端材等、合法性が証明された木材により製造されたもの)の使用を併せて認めるべき。なお、情報用紙のうち、フォーム紙については、既に、上記の趣旨も認められており、両者の整合を図る意味からも必要と考える。	森林は、地球温暖化防止機能をはじめとして、多面的機能を有しているが、間伐の遅れからその持続的発揮が危惧されている状況にある。間伐を進めるためには、間伐材利用を促進し、間伐材から得られる収入を森林所有者に還元することが必要である。このためには、通常の間伐材利用に加えて、これまで未利用であった低質間伐材を有効に利用することも重要である。そこで、本県では、「間伐等の推進」「木材の利用促進」を重点施策と位置づけて、これらの取組みを強力に推進している。また、九州地方知事会議政策連合「森林の保全・活用の推進」の部会においては、「低質間伐材の製紙用パルプとしての活用など、コピー用紙等の間伐材製品への普及促進」等を図るべく、その意見交換を行っている。さらに、本県を含めた九州各県・国等の行政機関並びに製紙メーカー、文具類販売者等の企業との連携のもと、間伐材からつくった製品、特にコピー用紙の利用を促進することで九州の森林の間伐の促進を図り、その取組を全国に広めていく運動(「国民が支える森林づくり運動」)を進めており、昨年度にその試作品も完成したところである。また、新聞報道によると、県内の製紙会社では「古紙配合率100%紙の製造段階における化石燃料由来のCO2排出量は、バージンパルプを混入した配合紙よりも多い」との社内調査結果に基づき、今秋から古紙配合100%の生産を打ち切ることとあり、今後の古紙配合率100%のコピー用紙調達にも支障を来すことも想定される。しかしながら、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」において、コピー用紙を調達する際の判断基準古紙配合率100%の規定されており、間伐材を原料の一部としたコピー用紙普及に向けた地域の取組みの障害となっている。一方、本県では、農林水産部局から環境部局に対して「県グリーン購入推進方針」における「コピー用紙」調達の判断基準の緩和について、要望を行ったところである。このため、「基本方針」における他の紙類調達の整合を図りつつ、リサイクルを引き続き推進するとともに、「コピー用紙」調達に際して、現行の判断基準「古紙パルプ配合比100%」のほか、「他の情報用紙・印刷用紙(フォーム紙、インクジェットカラープリンター用塗工紙等)と同様の古紙パルプ配合比(古紙パルプ配合率70%以上)の規定を加えることとし、一定要件を満たしたバージンパルプ(間伐材、製材工場から発生する端材等、合法性が証明された木材により製造されたもの)の使用を認める」を提案することとは、林業関係者、NPO、製紙メーカー、文具類販売者、行政等による地域での取組みへの支援に直結して考えると考えられる。		・ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第6条 ・ 環境物品等の調達の推進に関する基本方針(平成19年2月) 別記2(1)品目及び判断の基準等	環境省	熊本県	
5035	5035001	商業・法人登記業務の行政書士への開放	行政書士業務に関連して行う商業・法人登記業務を、行政書士が行うことを認める。具体的には、司法書士法の業務の制限規定に除外規定を設けるか、同法の附則に「行政書士は、行政書士業務に関連して行う商業・法人登記申請の書類作成及び手続の代理を行える」ことを規定します。	商業・法人登記については、司法書士の独占業務となっているところであるが、規制改革・民間開放推進会議に、「商業・法人登記業務の行政書士への開放」要望が出され、平成18年3月31日の閣議決定によりその推進がはかられました。その決定に基づき、法務省は平成18年12月に、商業・法人登記申請人本人・行政書士・司法書士及び定款認証嘱託人に対し、アンケートを取った。その内容が、平成19年3月法務省民事局より公表された。その結果の中で、対象とした登記申請人本人が、今回登記申請を司法書士に依頼しない理由として「費用がかかること(59.2%)」及び「内容が簡単そうだったこと(38.1%)」の2つが多数を占めていた。また、行政書士が定款や各種議事録の作成に関与している実態と顧客満足度が司法書士を上回っている状況が表れている。行政書士が、その業務に関連する商業・法人登記申請手続まで行うことは、国民の利便に資するもの(ワンストップ・サービス、費用の節減)である。登記実務に関する能力担保については、特別研修制度等を構築すれば良い。行政書士に商業・法人登記の開放を行うよう要望します。		司法書士法第3条第1項第1号、同項第2号並びに第73条	法務省	個人	

提案事項番号	提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	要望の捕捉事項	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	その他(特記事項)
5036	5036001	地方公金のクレジットカード決済における納税証明書(領収証含む)の発行について	地方自治法第231条-2において指定代理納付者が指定日までに歳入を納付した場合、カードによる納付を申出て承認された日に遡り納付したとみなす、と規定されているが、納税証明書(領収証を含む)については、当該承認日ではなく、歳入納付日以降の発行と規定されている。これを、当該承認日に発行することを認めていただきたい。	カードによる納付申請をし承認を受けた時点で、納付義務者(カードによる申請者)が、当該相当額を支払えるか否かに問わず、指定代理納付者が歳入納付することは確定していること。これは歳入納付を担当しているカード会社(指定代理納付者)と納付義務者(カード会員)から当該金を受取るカード会社とは別であり、その2社間をカードブランド会社が間に立って管理しているのがカード決済スキームとなっていることとなる。カード会員からの当該金の受取りの有無はカード会員を管理するカード会社のリスクであり、そのリスクとは関係なく、カード会員管理カード会社から歳入納付するカード会社には当該資金が受け渡される。指定代理納付者であるカード会社は確実に歳入納付が行えるスキームとなっている。 コンビニにおける歳入納付手続きと比べると、歳入納付に関する契約の形態は異なるものの、コンビニ窓口における現金受取りから、歳入納付完了までは同じく数日以降のタイミングとなっており、お金の動きという観点からは同じと考える(コンビニ収納の場合は、窓口支払い時に収納印を持って納税証明となる)。指定代理納付者であるカード会社が支払い不能になるリスクは存在するが、カードブランドによる管理スキームにより、支払いは補償される仕組みとなっている(これはコンビニと同等レベルか補償という観点ではそれ以上のレベルであると判断している) 納付義務者からすると支払い手続きから後日の日付での納税証明書の受け取りに関しては、納税証明書を必須とする手続き(例えば自動車の車検や公立病院の領収証発行)に不便を生じる。		地方自治法	総務省	公金クレジット決済協議会(事務局株式会社ジーシー内)	
5037	5037001	EMS(国際スピード郵便)のユニバーサルサービスからの除外	EMSは万国郵便条約により提供が義務づけられている国際郵便サービスと同じ規制の枠組みの中にあるべきではない。	ゆうパックなどの国内郵便小包は、同等の業務を営む民間事業者に対して、不当な興想像の優遇を享受することがないことを確保するため、ユニバーサルサービスの定義から除外された。日本郵政公社は民間国際エクスプレス事業者と競争できるようなEMSのサービスを拡充することを表明し、すでに著しくその機能を向上させている。EMSタイムサーテンサービスと称し、中国(北京・上海)、香港、シンガポール、韓国および台湾では翌日配達保証を提供し、また試験的に行っている国も加えれば約90カ国・地域でEMSの追跡サービスが可能となっている。このように、EMSは同種の業務を営む民間業者と直接競争するサービスであることから、ゆうパックと同様にユニバーサルサービスから除外されるべきである。		郵政民営化法第2条	総務省	在日米国商工会議所	
5037	5037002	郵便事業株式会社の所轄官庁の見直し	郵便事業株式会社は、同種の業務を営む民間業者と同じ所轄官庁で監督されるべきである。	現在、日本郵政公社は総務省の監督下にあり、郵便事業株式会社によりユニバーサルサービスは引き続き同省が監督省庁となる。しかし、EMSは競争サービスであり、その監督省庁は民間のエクスプレス事業者と同じにするべきである。民間事業者は、運輸およびその保安に関しては国土交通省、通関および通関に係る保安面は財務省により監督を受けている。		郵政民営化法第2条	総務省	在日米国商工会議所	
5037	5037003	郵便事業会社への民間事業者と同じ規則の適用	郵便事業株式会社は、民間事業者と同じ規則に従うべきであり、特に通関、運輸、保安等に関して同じ規則が適用されるべきである。	日本郵政公社の輸出入貨物の通関手続は、同種の業務を営む民間事業者の手続よりかなり簡易であるため、人件費その他のコストを押さえることができ、民間国際エクスプレス事業者より50%から65%ほど安い価格でEMSを提供している。ACCJは、郵便事業株式会社が以下の3点を義務付けられることを要請する。 1) 価格にかかわらずすべての輸出入申告を行う 2) それらの国際郵便物は保税倉庫制度を利用する 3) 民間事業者と同じ臨時開庁手数料を払う また、2006年6月施行の改正道路交通法により駐車禁止違反の取り締りが強化されたが、郵便車両は駐車禁止違反の適応除外となっているため、日本郵政公社に民間事業者との競争に不公平な利点を与えている。郵便車両が享受するいかなる特典も民間企業の集配車両にも同様に適用されるべきである。同様に、日本郵政公社と民間貨物運送事業者の輸送貨物が同じ保安上のリスクを呈しているにもかかわらず、日本郵政公社は2005年に国土交通省が実施した保安規定の大部分をも除外されている。さらに民間事業者は2007年2月1日より航空貨物の事前情報提出を義務付けられているが、日本郵政公社に対してはこの規則は適用除外とされている。		郵政民営化法第2条 「郵政民営化関連法案の施行に伴う郵便事業と競争政策上の問題点について」(2006年7月公正取引委員会) 道 路改正法第4条第2項	総務省 公正取引委員会 国土交通省 警察庁 各都道府県公安委員会	在日米国商工会議所	

提案事項番号	提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	要望の捕捉事項	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	その他(特記事項)
5037	5037004	独立した機関による郵便料金の審査	EMSの価格設定は、総務省への報告で承認されるのではなく、独立した機関が公正な価格であるかを審査すべきである。	2007年1月31日に発表された「郵便法施行規則の一部を改正する省令案」では、郵便事業株式会社は、現行の承認手続を経るのではなく、郵便料金を単に郵政省に報告するのみで料金設定を行えるとしている。ACCJはEMSはユニバーサルサービスの定義から除外されるべきであると考え、EMSが不正確に郵便としてユニバーサルサービスの対象になる限り、その価格設定に関しても、総務省ではなく日本公正取引委員会のような機関が公正な価格であるかを審査すべきである。この方法は、米国における郵便法改正で設置された郵便規制委員会 (Postal Regulatory Commission) と類似したものとなる。		郵政民営化法第2条	総務省 公正取引委員会	在日米商工会議所	
5037	5037005	郵便事業会社の収支報告の透明性の確保	郵便事業株式会社の収支状況の報告は、保護されているユニバーサルサービスからの収益が、EMSのような競合サービスを補助していないことを、独立した機関が検証できるよう十分に透明性が要求されるべきである。	EMSは費競争的な補助金を享受すべきではない。一般市民がそのような補助が行われているかどうかを判断する唯一の方法は、郵便事業株式会社、郵便局株式会社と日本郵政株式会社が、支出、利益、キャッシュフローおよび他の財務データを競争的、非競争的サービス分野ごとに明確にするかどうかにかかっている。さらに、財務諸表は透明性が高く、民間企業に義務づけられるのと同様に、少なくとも5年間は公開されるべきである。郵便事業会社の収支状況は、EMSと他の競合サービスは分けて報告されるべきである。郵便事業株式会社の競合サービスはいかなる直接的または間接的な補助を、自社のほかの部門や他の商品または他の優先関連会社の収益や資産から受けるべきではない。		郵政民営化法第2条 郵便事業株式会社法第11条 郵便局株式会社法第12条 会社法第440条	総務省 法務省	在日米商工会議所	
5037	5037006	短時間(30分)用の荷さばき場を主要道路に増設	短時間(30分)用の荷さばき場を主要道路に増設。集配車両用の路上荷さばき場はわかりやすい標示で示し、民間監視員は集配車両でない車両と時間制限を越えた車両を頻繁に取り締まる。	東京都荒川区では、2006年10月1日より公共施設に16ヶ所の荷さばき場を設けた。集配車両はここに30分間駐車可能である。東京都の他の区や全国の市街地でもこの例に見習うべきである。荷さばき場では、駐車監視員が駐車制限(例えば、30分など)を厳しく取り締まり、駐車する権利のない車両に対しては迅速に違反標章を取り付けることが最も効果的である。		駐車場法第4条・第5条 道路法第24条	国土交通省 警察庁	在日米商工会議所	
5037	5037007	集配車両用の路上以外の駐車場の数を増やす	集配車両用の路上以外の駐車場の数を増やす。そのような駐車場は少なくとも、標準の集配用2トントラックが入る適当な幅と高さを持つスペースが必要である(すなわち、少なくとも2メートルの幅、6.1メートルの長さ、3メートルの高さが必要である。)	東京都は、集配車両が駐車できるコインパーキングの数を増やすことに取り組んでいる。2006年6月には、そのような駐車場は54ヶ所であったが、100ヶ所に増やすことを目標としている。100ヶ所できれば、駐車違反の多い東京の過密地区80パーセントを網羅することになる。長期的に、東京都は十分な荷さばき場を都市計画により確保できるよう進めている。		駐車場法第4条・第10条	国土交通省 警察庁	在日米商工会議所	

提案事項番号	提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	要望の捕捉事項	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	その他(特記事項)
5037	5037008	荷捌き駐車設備の附置義務	商業ビルには集配車両のための駐車場インフラ施設が設けられるよう、関係法令・条例を改正する。	香港特別行政区では新たな商工業地区の開発に対して、集配車両のために専用駐車スペースを設けることを要求している。具体的に、香港計画基準と指針はすべての新しいオフィスおよび工業ビルは下記を備えるよう明記している。 ・800～1,200平方メートルの商業延べ床面積に対して、集配車両のための駐車ベイを1つ設け、かつ ・最小外半径11.6メートル、45X40メートル以上のコンテナ車両積み降ろしベイを1つ設ける。 香港警察当局は積極的に駐車違反を取り締まるが、集配車両用に必要な駐車場を確保する計画基準によって集配会社は時間通りの集荷と配達を行うことができる。 東京都ではこれに似た市条例を2002年に導入し、集配車両のための駐車スペースを新しい商業用建物に必要とし、他の地方自治体でもこれに似た条例の導入を検討しているとのことである。このような条例を設けることを各地方自治体に任せるとはならず、日本政府によって集配車両用の駐車スペースを必要条件とするよう関係法令・条例を改正することがより効果的である。		駐車場法第20条 建築基準法第27条・第48条	国土交通省 警察庁	在日米国商工会議所	
5037	5037009	適切な場所にて全ての集配車両が駐車禁止区域で短時間の積み降ろしができるよう許可	札幌で認められているように、適切な場所では全ての集配車両が駐車禁止区域で短時間(例えば20分)の積み降ろしができるよう許可する。	札幌の市街地22ヶ所では、午前7時から午後7時の間、集配車両は20分間まで駐車禁止地区とされている場所での駐車を許可されている。また、千葉市では集配を行う事業者に対してプラカードの申請を警察署で行うことができ、集配車両が駐車禁止地区で積み降ろしをしている間、駐車することを認めている。ACCJは、改正道路交通法を施行するにあたり、同様の施策を適用することが集配車両の活動を妨げることなく、最善であり、東京やその他の市街地で緊急に必要とされていると考える。もちろん、将来集配車両のための専用駐車場が増設された際に、このような対策は変更可能である。		交通法第46条	国土交通省 警察庁	在日米国商工会議所	
5037	5037010	「観察期間のルール」を取り入れ	集配車両のための必要な駐車スペースが確保されるまで、駐車監視員が駐車禁止区域に駐車している集配車両に駐車違反の標章を取り付ける前に、少なくとも10分間の猶予をもたせる「観察期間のルール」を取り入れる。	少なくとも10分間の猶予をもたせる「観察期間のルール」のような時間を設定することにより、対象車両が放置車両ではなく運転手がいるのか、積み降ろし作業中なのかを確認することが可能になる。 英国は駐車違反の取り締りが厳しい国として知られているが、「観察期間のルール」も取り入れており、駐車監視員は集配車両に対して直ちに違反を確認するのではなく、駐車車両には運転手がいて、集荷・配達が行われている最中かを確認する。例として、カムデン、リッチモンド、ウェストミンスターなどのロンドン地区では20分の観察期間を設けている。		道路交通法第2条	警察庁	在日米国商工会議所	
5037	5037011	公正な改正道路交通法の施行	改正道路交通法が公正に施行されることが重要である。	最近、民間企業の集配車両運転手が、駐車違反で罰せられている一方、郵便車両の違反は取り締まられていないことを目の当たりにしている。さらに、民間企業が2人目の運転手を雇い、駐車違反の標章を取り付けられないよう取り組んでいることに対し、日本郵政公社は自由に1人体制で集配車両を運転している。改正法に従うために運転手を追加で雇う必要のないことは、日本郵政公社に民間会社との競争に不公平な利点を与えている。日本公正取引委員会が2006年7月に発表した「郵政民営化関連法律の施行に伴う郵便事業と競争政策上の問題点について」にあるように、郵便車両が享受する特典は民間企業の集配車両にも同様に適用されるべきである。		道路交通法第4条第2項	国土交通省 警察庁	在日米国商工会議所	

提案事項番号	提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	要望の捕捉事項	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	その他(特記事項)
5038	5038001	「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」に基づく「環境物品等の調達に関する基本方針」の緩和	古紙パルプ配合率100%となっているコピー用紙について、他の情報用紙・印刷用紙(フォーム紙、インクジェットカラープリンター用塗工紙等)と同様の古紙パルプ配合比(古紙パルプ配合率70%以上)とし、一定要件を満たしたバージンパルプ(間伐材、製材工場から発生する端材等、合法性が証明された木材により製造されたもの)の使用を認めるべき。	地球温暖化防止対策をはじめ多様な公益的機能の発揮が森林に求められる中で、間伐の遅れから森林の健全な育成が危ぶまれる状況にある。 間伐を進めるためには、間伐材利用を促進し間伐材から得られる収入を森林に還元することが必要であり、そのためには、これまで未利用であった間伐材を有効に利用することが重要であり、このため、環境省も含めた政府と民間関係者が一体となって「美しい森林づくり推進国民運動」が取り組まれているところである。 このため、九州内の各県等においては、九州の市民、企業や行政機関等が協力し間伐材からつくった製品、特にコピー用紙の利用を促進することで九州の森林の間伐の促進を図り、その取組を全国に広めていく取り組みを進めている。 しかしながら、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という)」におけるコピー用紙の取り扱い、古紙100%のコピー用紙のみをグリーン購入の対象としているとともに、地方公共団体に対しても、調達を推進するよう努めることと規定している(同法第10条の2)ことから、間伐材を原料の一部としたコピー用紙普及に向けた地域の取組の障害となっている。また、当該規定に基づく古紙100%のコピー用紙の調達については、森林の健全な育成に対する影響のほか、化石燃料由来のCO2排出量の増加(古紙パルプ100%のコピー用紙を製造する際の化石燃料使用量は、バージンパルプ100%の製造に比べ高い)といった地球温暖化への負の影響も見逃せないところである。 このため、一部大手製紙企業では実際に、古紙100%の用紙類の製造中止を表明している(http://www.np-g.com/news/news07042401.html)とともに、一部環境NPOにおいても、紙に関わる産業全体としては古紙パルプの使用を積極的に進めるべきとしながらも、紙全体のライフサイクルを考えると、紙の生産には常にバージンパルプの投入が必要となること等を理由に、個々の製品銘柄(コピー用紙等)においては非常に高い古紙配合率(例:古紙パルプ100%)にこだわる必要はないことを表明しているところであり(http://www.gpn.jp/select/guidlines/oa1-1.html)、当該規定が実態に即したものでないことは明らかである。 以上のような実態に対して、基本方針における他の紙類との整合を図りつつ、リサイクルを引き続き推進するとともに、林業関係者、NPO、製紙メーカー、文具類販売者、行政などが意欲を持って、地域で取り組んでいることを支援するためには、現行基本方針におけるコピー用紙		・ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第6条 ・ 環境物品等の調達の推進に関する基本方針(平成19年2月)別記2(1)品目及び判断の基準等	環境省	大分県	
5039	5039001	選挙期間中におけるマニフェストの頒布およびホームページ掲載に関する規制を緩和	・ 地方自治体の首長選挙において、候補者の掲げるマニフェストの頒布を認める。 ・ 候補者のホームページにおける掲載・更新を認める。 ・ 議会の会派マニフェストについて、頒布およびホームページ掲載・更新等を認める。	・ 公職選挙法の改正により、地方自治体の首長選挙においてマニフェスト頒布が解禁となったが、A4一枚のピラ形式に限定されており、本体の頒布はなお認められていない。 ・ また、ホームページへの掲載も、告示前に掲載することは可能だが、選挙運動期間中はホームページを更新できない。 ・ 最近では、首長のみならず、議会の会派マニフェストも次第に普及しつつあるが、地方議会議員選挙についてはなお対象外となっている。 ・ このため、数値目標、期限、財源等、マニフェストとしての一定の要件(会派の場合には、署名した議員数等)を満たすとともに、一定の候補者数(例:2名以上)、頒布形式(例:複数の候補者のマニフェストを一括頒布)を満たす場合には、首長、会派を含め、マニフェスト本体の頒布、ホームページへの掲載を解禁する。		公職選挙法142条の2	総務省	福井県	
5040	5040001	石油輸入業者に係る基準備蓄量の緩和	石油精製業者等(石油精製業者、特定石油販売業者又は石油輸入業者)は法第6条により、原則として、基準備蓄量以上の石油を常時保有しなければならないこととされており、法第5条に基づき当該直前の12箇月の我が国の石油の消費量に対する割合が概ね365分の70から365分の90までの範囲以上の石油を常時保有しなければならないこととされている。これを、石油輸入業者については、段階的に365分の14まで引き下げることをとする。	石油資源の確保はエネルギーセキュリティーの観点から米国等で見られる様に、国家備蓄に完全に移行することが理想であるが、他の多くの諸国のように民間備蓄と国家備蓄が併存している我が国の現状にあっては、段階的に民間備蓄量を削減して国家備蓄を増加させることとするのが妥当であると考えられる。また、現行制度においては、石油精製業者、特定石油販売業者及び石油輸入業者について、一律に備蓄しなければならないこととされているが、タンク等の石油備蓄施設を保有し精製や国内販売を行っている企業と、それを保有せずに輸入のみを行っている石油輸入業者について、一律に備蓄義務が課されることは妥当ではない。特に電力発電燃料として利用される原油の輸入を行っている事業者が、備蓄義務の履行が困難なことから、輸入数量を削減せざるを得なくなることも想定され、電力安定供給の観点からも妥当性を欠くものであると思われる。そこで、石油の国家備蓄と民間備蓄が併存しているオランダの事例を参照しつつ、石油輸入業者について、基準備蓄量を当該直前の12箇月の我が国の石油の消費量に対する割合の365分の14とするものである。		石油の備蓄の確保等に関する法律第5条第2項	経済産業省資源エネルギー庁	(株)三井物産戦略研究所	
5040	5040002	食品、添加物等の規格基準における検体の見直し	カカオ豆について、食品衛生法第11条第1項に基づく添加物等の検査の対象となる検体は殻を含む全体とされているところ、殻を取り除いた可食部とすること。	現行制度においては、カカオ豆は殻を含む全体が添加物等に関する検査の対象となっているが、殻、果梗、種子等を除去した可食部のみを対象とするものもあり、例えば、らっかせい、アーモンド、ぎんなん、くり、くるみ等は殻又は外果皮を取り除いた部分が試験部位と定められている。カカオ豆は殻を除いたカカオニブと呼ばれる中身が可食部分であり、カカオ豆を加工する際に殻は必ず除去されるにも関わらず、豆全体が検体とされているため、輸入されたカカオ豆に基準を超える残留農薬が検出された場合、輸入が禁止されてしまう。そもそも、可食性に関わらず、食品によって検体が可食部位のみであったり、殻や皮など可食部位以外を含む食品全体であったりすることは、著しく合理性を欠くものであり、食品の安定的な輸入に支障をきたすものであると考えられる。		食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)第1項第5目(2)	厚生労働省	(株)三井物産戦略研究所	

提案事項番号	提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	要望の捕捉事項	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	その他(特記事項)
5040	5040003	農薬の登録に係る手続の簡素化	農薬の登録の申請手続を簡素化し、提出しなければならないとされている農薬の薬効に関する試験成績を記載した書類について、これを提出しなくてもよいこととする。	現行制度においては、我が国において農薬を製造し若しくは加工し、又は輸入する場合については農林水産大臣の登録を受けなければならないこととされ、登録に係る申請書の外に、農薬の薬効、薬害、毒性及び残留性に関する試験成績を記載した書類並びに農薬の見本を提出しなければならない。このうち、薬効についてはその試験のために数百万円の費用が必要であり、これを一薬剤一作物という形で行わなければならないため、例えば、10の作物について登録を申請する場合にあっては数千円程度の費用が必要ということになる。また、試験にかかる期間は概ね2年を要しており、農薬の製造、加工又は輸入を行う民間事業者にとっては大きな負担となっている。また、こうした薬効に係る金銭的及び時間的費用は全て農薬の販売価格に上乗せされるため、農薬価格を引き上げ、農薬生産者の負担を増加させている。アメリカ合衆国においては、農薬の薬効については農産物の安全性の問題というよりも当該農薬の販売の促進に係る事項であることから、その説明責任の所在を民間事業者とし、農薬の登録においては薬効に関する試験結果の提出は求められていない。このことから、薬効に係る試験成績を記載した書類の提出を不要とすることを求めるものであり、これにより、農薬を製造、加工、輸入する事業者にとっては大幅な費用の削減が可能となり、農薬の販売価格の引き下げも可能となることから、農薬生産者にとっても生産資材に係る費用の削減が可能となる。さらに、農業生産に係る高コスト構造が是正され、第1次産業の活性化も期待できる。		農薬取締法第2条第2項	農林水産省	(株)三井物産戦略研究所	
5041	5041001	保険薬局の開設許可条件の緩和(統一)	保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則に定められた「保険医療機関と一体的な構造とし、又は保険医療機関と一体的な経営を行うこと」ならびに「保険医療機関又は保険医に対し、患者に対して特定の保険薬局において調剤を受けるべき旨の指示等を行うことの代償として、金品その他の財産上の利益を供与すること」の解釈について、都道府県の見解を統一すること。	保険薬局が所有(または賃借)する不動産を医療機関に賃貸(または転賃貸)し、隣接して保険薬局を開業しようとする場合、都道府県により取り扱いが異なる。具体的には千葉県では保険薬局の指定がなされるが、東京都、神奈川県では認められない。 医療機関と保険薬局が一体的な経営でなく、また、医療機関が支払う賃貸料が近隣相場に比べて妥当な水準であれば、「特定の保険薬局において調剤を受けるべき旨の指示等を行うことの代償として、金品その他の財産上の利益を供与すること」には当たらない。(医療機関より保険薬局への誘導がないことは当然の前提である) 保険薬局が不動産の貸主、医療機関が不動産の借主であることのみをもって療養担当規則に反するとは言えないので、本件のような場合、いずれの都道府県においても指定がなされるよう基準を統一していただきたい。		保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則(健康保険事業の健全な運営の確保) 第二条の三 保険薬局は、その担当する療養の給付に関し、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。 一 保険医療機関と一体的な構造とし、又は保険医療機関と一体的な経営を行うこと。 二 保険医療機関又は保険医に対し、患者に対して特定の保険薬局において調剤を受けるべき旨の指示等を行うことの代償として、金品その他の財産上の利益を供与すること。	厚生労働省	総合メディカル株式会社	
5042	5042001	船舶の建造許可に当たっての手続きの一層の簡素化	船舶の建造許可申請手続きの簡素化については、現在検討が進められているOECD造船協定が発効した際に、臨時船舶建造調整法の改廃を含む建造許可制度の抜本的見直しを行うとのことであるので、同協定発効後速やかな見直しをお願いしたい。	当該規制は、「我が国の国際海運の健全な発展に資することを目的とした臨時船舶建造調整法(昭和28年)法に基づき、造船事業者が総トン数2,500トン以上又は長さ90m以上で、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする鋼製の船舶を建造しようとするときは、その建造の着手前に国土交通大臣の許可を受けなければならない。」とされているものである。本法制定時には意義があったものと思われるが、近年の近隣諸国の造船所の発展もあり、わが国においてのみ本法に基づき需給調整を行うことの意義は、もはやないものと思われる。		臨時船舶建造調整法第2条及び第4条	国土交通省	社団法人日本船主協会	
5042	5042002	内航輸送用トレーラー・シャーシの車検制度の緩和	モーダルシフトに資する海上輸送用のトレーラー・シャーシに対する車検の点検項目および車検の有効期限を見直す。	モーダルシフトに資する海上輸送用のトレーラー・シャーシに対する自動車検査証の有効期限は、毎日陸上輸送している一般のトラック同様1年である。主に海上輸送用であるトレーラー・シャーシは、本船舶内または港頭地区駐車場に停車している状態が長く、陸上走行距離が短いものとなっている。また、シャーシ自体は動力を持たず、トレーラー(ヘッド)に牽引されるだけである。昨年、国土交通省が発表した「シャーシに係る物流効率化等に関する検討会・中間報告」において、シャーシの走行距離が乗用車と比較すると1.8倍となっており、車検の有効期間の見直しを妥当とするほどではないとの指摘があった。しかし、自主点検の体制等から事業用貨物車と比較するべきであり、それとの比較では1/3.5である。京都議定書批准国であるわが国が、モーダルシフトを推進していく上で、海陸を利用した複合一環輸送体制の法的整備という観点から、対象とするシャーシを海上輸送専用とし、欧州で導入事例のある海上輸送用のトレーラー・シャーシをナンバープレート等により陸上輸送用と区別した上で、車検の点検項目及び車検の有効期限を見直すべきである。		道路運送車両法第61条	国土交通省	社団法人日本船主協会	

提案事項番号	提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	要望の捕捉事項	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	その他(特記事項)
5042	5042003	免税コンテナの国内運送への使用に関する制限の緩和	一定期間内における免税コンテナの国内運送への使用を複数回行なうことを認めるとともに、届出を廃止または簡素化するべきである。	貨物を詰めて輸入された免税コンテナが当該貨物の取出国から輸出貨物の積込地(または輸出地)まで通常の経路によって運送される間においては、1回に限り国際運送以外の運送(国内運送)に供することができることとされているが、これに係る制限や、届出等の手続が煩雑なため、効率的・経済的なコンテナの運用を阻害している。このため、再輸出されるまでの一定期間内における免税コンテナの国内運送について、複数回の使用を認めるとともに、届出を廃止または簡素化するべきである。		コンテナに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約(TIR条約)の実施に伴う関税法等の特例に関する法律第8条	財務省	社団法人 日本船主協会	
5042	5042004	免税コンテナの再輸出期間撤廃又は申請手続の簡素化	免税コンテナの再輸出期間の撤廃する。撤廃が困難な場合には延長申請手続を簡素化する。	輸入税の免除を受けて一時輸入される免税コンテナについては、条約及び当該条約に係る国内法において原則として3カ月以内に再輸出しなければならないこととされているが、条約では各国の法令により当該再輸出期間を延長することができることとされている。しかしながら、条約の発効時に比べコンテナ輸送の大幅な増加に伴い対象コンテナの管理が煩雑になっており、効率的なコンテナの運用が阻害されている。諸外国では3カ月以内の再輸出期間という制限は設けておらず、わが国でも同様に制限を撤廃すべきである。再輸出期間の撤廃が困難であるならば、期間延長申請に関し、煩雑となっているデータの手入力作業に変わり、EDIによる申請を可能とするよう簡素化するべきである。		コンテナに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約(TIR条約)の実施に伴う関税法等の特例に関する法律 第4条	財務省	社団法人 日本船主協会	
5042	5042005	内航船の航行区域拡大の検討	内航船の航行の自由度が向上するよう、沿海区域の拡大についての見直しの検討	現在、内航船(沿海資格船)の航行区域は海岸から20海里の沿海に沿って航行せざるを得ないことから、航海時間、燃料消費等の面から物流効率化ならびに省エネルギー対策の妨げになっている。通信設備はじめ航海機器の発達と船舶の堪航能力及び航海速力の向上を勘案しても20海里以遠の海域の航海は充分可能と判断される。については沿海区域、限定近海の線引きを含めた制度の見直しを検討いただきたい。		船舶安全法船舶安全法施行規則船舶設備規程	国土交通省	社団法人 日本船主協会	
5043	5043001	特定建設副産物に指定されているコンクリート塊の再利用条件の緩和	現行法で、舗装の路盤材、埋め戻し材、基礎材、コンクリート用骨材の利用に限定されているコンクリート塊について、現場内で30cm程度以下に小割り(岩塊盛土扱い)にすることにより道路の路体等にも利用できるようにする。	客土工事である高速道路の新規建設区間において、住居移転等により土間のたたきコンクリート塊が多量に発生することから、30cm程度以下に小割り道路の路体等に転用したいと考えているが、現行法(建設リサイクル法基本方針)では舗装の路盤材、埋め戻し材、基礎材、コンクリート用骨材の利用に限定されていることから、十分な活用が図れない状況にある。そこで、実施主体(国等の行政機関及びそれに準じる機関)を限定し、かつ、道路事業で客土工区となり土が不足するような場合に限り、路体等への転用を可能とする。 提案理由: コンクリート塊の再生処理については、再資源化施設に運搬し、粒調砕石等の有価物として可能な性状に小割処分しなければならず、コスト及び環境への影響(CO2排出量)が大きい。有価性があることを条件にすることで、不法投棄を防止しようという狙いから再利用形態を具体的に規定していると考えられるが、発生量が多い場合には、コストは勿論のこと再資源化施設への運搬に係る環境負荷が大きい。		建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第3条第1項、第4条第1項 建設リサイクル基本方針	国土交通省、環境省	NEXCO 西日本高速道路(株) 四国支社	

提案事項番号	提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	要望の捕捉事項	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	その他(特記事項)
5044	5044001	要望事項1:日本司法書士会連合会がおこなう司法書士登録の審査基準の明確化 要望事項2:日本司法書士会連合会がおこなう司法書士登録の審査基準の緩和	要望事項1:日本司法書士会連合会がおこなう司法書士登録の審査に関する基準を、明確にして欲しい。 要望事項2:日本司法書士会連合会がおこなう、司法書士登録の審査に関する基準を緩和し、登録希望者が司法書士と会社員とを兼業することを希望する場合にも、登録が認められるようにして欲しい。	以下は要望事項1および2に共通のもです。 (1)具体的事業の実施内容:会社員(法務関連部門)を続けながら司法書士登録をし司法書士業を兼業したい。 (2)現状の規制の問題点:日本司法書士会連合会が司法書士登録希望者からの登録申請を受けると、申請者が司法書士法第10条第1項第3号の事由に該当しないかを審査するが、現状では、司法書士法第10条第1項第3号の規定が抽象的に過ぎるため、現に会社員である者が司法書士業とを兼業するために司法書士登録申請をおこなった場合などに関して、当該規定の事由に該当するかどうかを適切に判断することが困難となっている。その結果、事案ごとに審査の基準が揺らぐおそれがあり、その場合に不適切な参入規制が生じうる。そのため、司法書士と会社員とを兼業することを検討している登録希望者にとって、どのようであれば司法書士登録ができるのかを事前に予測できず、新規参入の障壁となっている。また、審査をおこなう日本司法書士会連合会にとっても、抽象的な当該規定の適用にあたっては慎重に審査せざるを得ず、審査事務に過度の労力と費用を費やしている。 (3)提案理由:本件要望が実現されれば、不適切な参入規制がおこなわれるリスクが軽減されます。また、登録審査の基準が明確となり、登録審査の基準が緩和されれば、より広く司法書士試験合格者等の能力が活用されることとなり、司法書士の利用者がより品質の高いサービスを受けられるようになるものと考えます。(4)以前に事業の実施を断念した際の経緯:勤務する会社からは司法書士業を兼業することにつき承諾を得ていたが、日本司法書士会連合会は司法書士法第10条第1項第3号の事由に該当するとして私の司法書士登録を拒否したため、断念した。		司法書士法第10条第1項第3号	法務省	個人	添付ファイル (1)弁明書:平成19年1月11日、司法書士登録申請をした際の提案者の弁明書。 (2)登録拒否通知書:平成19年1月11日、司法書士登録申請をした際の日本司法書士会連合会の登録拒否通知書。
5045	5045001	商業登記の開放	商業登記事務を行政書士にも認めるべきである	提案理由 1. 行政書士は登記事務に必要な原因証書(行政書士法第1条の2、3)を作成することを業としている。登記事務は原因証書の収集、審査、調整が主たる業務であり、行政書士の業務範囲とするのに適当である。 2. 申請書に原因証書の添付義務がないため、登記後の紛争の原因究明や登記官の責任の糾明が現状では困難となっている。登記事務には行政書士の作成・調整した原因証書の添付を義務づけるべきである。 3. 司法書士には原因証書の相続書類、定款、契約書等の作成業務が出来ない。事務のワンストップ化からも行政書士にも申請書の作成・申請代理を認めるべきである。 4. 登記申請書は申請書のみが司法書士の独占業務であるが、この簡便な書類を司法書士に独占させることは国民の利便を損なっており、電子化・定型化・簡便化すべきである。 5. 行政書士の登記事務に關与する資質が指摘されているが行政書士は自動車の登録事務(不動産登記法に類似しているがさらに行政登録等が付加され関係法令は80以上に及び複雑な手続き)に通曉しており、登記事務に専門的知見を活用出来るので行政書士に開放すべきである。 6. 紙による申請は電子申請を妨げ国民利便を損なっている。さらに自動車登録はリアルタイムで完結するが、登記事務は7~10日も遅延する。競争市場におけるこの期間の経済的損失は多大なものがある。行政書士の参入によって電子化・リアルタイム化を推進し経済効率を高めるべきである。 7. 登記事務は登録事務よりも30有余年にわたり電子化が遅延しており、電子申請に馴染みのある国民の利便や行政書士の参入を阻害している。また電子政府の実現の遅延の原因ともなっている。電子申請の実績のある行政書士や国民が容易に手続き出来る申請システムを直ちに構築すべきである。		司法書士法 商業登記法 行政書士法	法務省 総務省	団体	
5046	5046001	ヘアカット専門店における理容師、美容師の混在勤務規制の緩和	ヘアカット「髪を切ること」に特化した専門店であれば理容師、美容師の区別なく同一店舗で混在して勤務することを認めていただきたい。	現在、弊社では、国内、海外に386店舗を展開しており、月間95万人のお客様が来店され、有資格者である理容師、美容師は、あわせて1,500名余が従事している。ヘアカット専門店での理容師、美容師の混在勤務ができるようになれば、店舗間での有資格者の移動、再配置が柔軟に出来ることになり、新たな雇用機会の創出に繋がる。また、規制によって発生していた雇用機会の損失が解消できると考える。現状でも理容店、美容店では男女の顧客に関わらず短髪、長髪カットの施術を行っており、理容店、美容店におけるヘアカットのみ行う専門店が、何ら違法でないと認められている以上、混在勤務を認めていただきたい。またカット資格が理容と美容に分かれているのは、わが国特有の規制であり、ヘアファッション先進国である欧米各国においては、このような規制は、そもそも存在しない。よって、ヘアカット専門店の廉価で均質な利用しやすいサービスを維持発展させる為、また消費者利益の観点からも規制の撤廃をしていただきたい。		理容師法第1条の2、第6条、第6条の2、美容師法第2条、第6条、第7条、(通達)基本運用事項のうち(34)理容師法及び美容師法の運用について	厚生労働省	キュービーネット株式会社	理容師、美容師の同一店舗での混在勤務が、理容師法、美容師法で禁止され、店舗での人員配置や移動に困難をきたしている。また、新規人員募集に際して、特定の店舗で働きたい有資格者の採用についても理美容の資格不一致で新たな雇用ができない場合がある。
5047	5047001	身体障害者・知的障害者相談員の設置事務の見直し	都道府県が設置することができることとされている身体障害者相談員及び知的障害者相談員について、基礎自治体の事務とするよう制度の見直しを行うこと。	【実施内容】 身体障害者相談員及び知的障害者相談員の設置事務を基礎自治体の事務とすることで、基礎自治体において地域の実情に応じた福祉サービスと一体的かつ連携した相談業務等が可能となる。 【提案理由】 身体障害者相談員・知的障害者相談員は、障害者からの相談や指導に対応するとともに、障害者の地域生活を支援するためには、地域の実情に精通していることが必要であり、当該市町を範囲として活動するものとされている。また、障害者自立支援法の施行により、障害福祉サービスが市町で一元的に提供されることから、相談員の設置運営権限が市町へ移譲されれば、市町の実情に応じた福祉サービスと一体的かつ連携した相談業務等が可能となる。 本県においては、当該事務を、特例条例により市町に移譲しているが、そもそも、福祉サービスの提供は基礎自治体が一体的かつ総合的に担うべきであり、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法を改正し、基礎自治体において相談員の設置から指揮監督に至るまで一貫した事務執行が可能となるようにすべきである。		身体障害者福祉法第12条の3 知的障害者福祉法第15条の2	厚生労働省	広島県	【添付資料】 ・広島県が目指す分権型行政システム ・身体障害者・知的障害者相談員の設置事務の見直し

提案事項番号	提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	要望の捕捉事項	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	その他(特記事項)
5047	5047002	特別児童扶養手当の事務の見直し	都道府県が行うこととされている特別児童扶養手当の認定事務を、基礎自治体の事務とするよう制度の見直しを行うこと。	<p>【実施内容】 特別児童扶養手当の認定事務を基礎自治体の事務とすることで、基礎自治体において申請の受付事務から手当額等の認定事務に至るまで一体的な事務執行が可能となる。</p> <p>【提案理由】 特別児童扶養手当の申請の受付事務については市町村が行う事務、支給資格及び手当額の認定については都道府県が行う事務とされ、それぞれ国から事務費相当額が交付されているが、住民に身近な福祉分野の事務であり、既存の関連事務と併せて基礎自治体で実施する方が、より効果的・効率的である。 また、個人給付となる特別児童扶養手当の認定等の事務は、支給世帯の転居等の状況を速やかに把握することが可能な基礎自治体で実施することが、事務の円滑化につながる。 本県では、当該事務を、事務委託により市町に移譲しているが、そもそも、申請受付事務と手当額等の認定事務を、基礎自治体と都道府県とに分割することに合理的な理由はなく、特別児童扶養手当等の支給に関する法律を改正し、基礎自治体において申請の受付事務から手当額等の認定事務に至るまで一体的な事務執行が可能となるよう制度を見直すべきである。</p>		特別児童扶養手当等の支給に関する法律第5条	厚生労働省	広島県	<p>【添付資料】 ・広島県が目指す分権型行政システム ・特別児童扶養手当の事務の見直し</p>
5048	5048001	果実酒の製造及び提供に関する規制の緩和	宿泊施設、飲食店等において、自家製造した果実酒の自己の営業の場において無償または有償を問わず飲用に供する場合、酒税法における製造免許を不要とするなど規制の対象外(特例等)として扱い、消費実態にあわせて特色のある果実酒を広く楽しめるよう規制緩和すべきである。	<p>ニセコ町内のペンションが自家製果実酒を宿泊客らに有償で飲用提供していたことが酒税法違反として報道されたことにより、果実酒の製造と提供の酒税法適用について、その妥当性について波紋が広がっている。 かかる事案(問題)は本件だけに限定されるものではなく、以下の理由から先の場合を前提として、酒税法の規制対象外(特例等)として扱えるよう法令改正及び法令の弾力的運用等の対応を求めるものである。</p> <p>【提案理由】 果実酒の製造は既に製造され販売されている酒に果実を漬け込むものであり、新たな酒の製造とみなす法の規定は実態にそぐわない。 全国各地でも宿泊業者等による同様のサービスが行なわれている。 果実酒の製造と提供は、地域みずから作り出す特色ある観光資源としても一般的に認識されている。 自己の営業の場で消費する程度の果実酒の製造と提供が、酒税法の立法趣旨を揺るがすことは考えられない。また酒類の製造販売体系に悪影響を及ぼすことも考えられない。</p>		酒税法第7条(酒類の製造免許)、同法第43条(みなし製造)等	財務省(国税庁)	北海道	<p>【添付資料】 ・新聞記事</p>
5048	5048002	「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」に基づく「環境物品等の調達に関する基本方針」の緩和	「コピ-」用紙は古紙パルプ配合率100%のものほかに、「古紙パルプ配合率40%以上及び間伐材パルプ配合率15%以上で、双方を合算した配合率が70%以上であり、残配合パルプが低位利用木材、廃材、建築解体材により構成されていること」を追加すること。	<p>地球温暖化の防止、生態系の保全など、森林の有する多面的な機能を高度に発揮していくためには、間伐などによる適切な森林整備が不可欠である。間伐を進めていくには、間伐により産出される木材(間伐材)の利用の促進を図ることが必要である。 北海道では、平成17年度から、間伐材から製造されたバージンパルプ配合率15%以上を含み古紙パルプとの合算した配合率が70%以上のコピー用紙を、北海道のグリーン購入の特定調達品目として取り扱い、率先購入して、環境負荷の低減と間伐材の需要推進に取り組んできたところ。 cf:平成18年度購入実績(北海道庁関係のみ) ・A4サイズ3,280箱(1箱当たり2,500枚で枚数では820万枚) cf:間伐材パルプ使用の道内工場生産の製品 ・製品名:リボン間伐材PPC 日本製紙練紙製造(配合比:間伐材パルプ15%、古紙パルプ70%、道産広葉樹等の低位利用木材・廃材等パルプ15%) ・製品名:「道民の森」 王子製紙練紙製造(配合比:間伐材パルプ30%、古紙パルプ40%、道産針葉樹等の低位利用木材・廃材等パルプ30%) 以下、次列に記載</p>	<p>財団法人古紙再生促進センターの資料によれば、古紙の回収率は上昇傾向で推移し06年72.4%で、古紙の輸出货量も00年から中国向けに急増し、06年は390万トンで、00年に比べて10倍となっている。このことにより、古紙を再生利用するシステムの構築は、概ね確立されたものと考えられる。しかしながら、製紙原料に占める古紙の利用率は横ばいで推移し、06年は0.6%にすぎず、残りの約4割はバージンパルプである。この紙全体のバージンパルプは、国内の森林整備の推進の観点から、間伐材からなるバージンパルプを使用していくことが重要であると考え、とりわけ、コピー用紙については、官公庁が率先購入しやすいことから、古紙パルプ100%のものほかに、北海道の事例のように、間伐材によるバージンパルプ(配合率15%以上)のものを加えることを提案する。間伐材からなるコピー用紙を、森林整備の推進と地球温暖化の防止につながる象徴的なものとして全国的に展開するため、要望するものである。</p>	<p>国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第6条 環境物品等の調達の推進に関する基本方針(平成19年2月) 別記2(1)品目及び判断の基準等</p>	環境省	北海道	<p>別添資料: http://www.np-g.com/news/news07042401.html</p>
5049	5049001	コミットメントライン契約の適用対象企業の拡大	コミットメントライン契約(特定融資枠契約)の適用対象を拡大し、中小企業等の資金調達手段の多様化を図ることが必要であることから、中小企業(資本金3億円以下)、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人、地方公社等をその範囲に含めること。	<p>コミットメントライン契約(特定融資枠契約)に係る手数料が利息制限法及び出資法上の「みなし利息」の適用除外となるのは、借主が、資本金が5億円以上又は負債総額が200億円以上の株式会社(会社法第2条第6号に規定する大会社)、資本金が3億円を超える株式会社、有価証券報告書の提出会社(証券取引法第193の2第1項の規定による監査証明を受けなければならない株式会社で、同法第24条第1項各号に掲げる有価証券の発行者)、特定目的会社(資産の流動化に関する法律第2条第3項)等である場合に限定される。 信用組合のメイン取引先の大部分が当該契約の対象外であり借り手企業のニーズに応えるためにも、適用対象範囲を拡大することについて検討して頂きたい。 (参考) コミットメントラインの適用範囲を中小企業者に拡大することを希望する借り手企業は79.4%(平成18年3月中小企業庁実施による中小企業向けインターネットアンケートによる)に達している。(「経済産業省が平成18年7月に公表した「新しい中小企業金融研究会」報告書」) (参考) 平成16年5月28日に公表した中間報告では、コミットメントライン契約の効果をより幅広い企業に享受させていくことが必要であるとしている。(「経済産業省の産業構造審議会産業金融部会「新たな企業金融のあり方に関する検討小委員会」)。</p>		特定融資枠契約に関する法律第2条	金融庁、法務省	社団法人全国信用組合中央協会	

提案事項番号	提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	要望の捕捉事項	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	その他(特記事項)
5049	5049002	生命保険の構成員契約規制の撤廃	法人募集代理店として生命保険の募集を行う際の障害となっているため、生命保険の募集においては、法人募集代理店の役員・従業員又は当該法人募集代理店と密接な関係を有する法人の役員若しくは使用人に対する募集禁止の規制(構成員契約規制)を廃止すること。	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(法人)の役員・従業員に対する保険募集が一部の保険商品を除き禁止されている。 本規制が廃止されることにより、組合員の利便性向上や組合の収益機会の拡大等を図ることができる。 本規制の目的は、生命保険商品の圧力販売の防止にあるとされているが、信用組合は相互扶助を目的とした組合員で組織する協同組合組織の金融機関であり、株式の利益を追求する株式会社組織とはその目的を異にし、組合員の利益を常に第一に考える協同組合組織である。この構成員契約規制により、信用組合の組合員に対して実務上その取扱いができない状況にある。 業務上の優越的地位を利用した圧力販売の行為等については、保険業法等で禁止されており、組合員に対する不当な行為は相互扶助の理念においても行い難いことから、生命保険の構成員契約規制を廃止することについて、規制改革・民間開放推進3ヶ年計画に基づき速やかに検討して頂きたい。		保険業法第300条第1項第9号、保険業法施行規則第234条第1項第2号	金融庁	社団法人全国信用組合中央協会	
5049	5049003	確定拠出年金制度における営業職員による運用関連業務の兼務禁止の撤廃	営業職員による運用管理業務(運用の方法に係る情報提供)と運用商品の販売等の事務の兼務禁止を撤廃すること。	営業職員による運用管理業務(運用の方法に係る情報提供)と運用商品の販売等の事務の兼務禁止を撤廃すること。 本規制が撤廃されることにより、確定拠出年金制度の概要や各運用商品に関する説明から販売事務まで一担当が一貫して行うことが可能となり、利便性の向上に資することとなる。また、人的余力に乏しい信用組合においては、規模・特性に応じた組織運営、業務展開が可能となり、収益機会の拡大等を図ることができることから、営業職員による運用管理業務(運用の方法に係る情報提供)と運用商品の販売等の事務の兼務禁止を撤廃して頂きたい。		確定拠出年金法第100条第7号、確定拠出年金運営管理機関に関する命令第10条第1号	厚生労働省、金融庁	社団法人全国信用組合中央協会	
5049	5049004	自己資本比率算出の際の貸倒引当金の繰入限度額の引上げ	自己資本比率算出の際の貸倒引当金について、自己資本算出上の分子(自己資本額)算入割合を国際統一基準と同レベル(1.25%)まで緩和すること。	補完的項目のうち、一般貸倒引当金については、連結自己資本比率の場合は第1条(単体自己資本比率の場合は第8条)の算式の分母の0.625%を限度として算入することができるものとされている。 現行および新BIS規制における自己資本比率は、国際統一基準並びに国内基準も算出する際分母については同一の基準であり、一方、分子は一般貸倒引当金の算入限度を含め双方が異なるダブルスタンダード基準である。新BIS規制の第2の柱は、金融機関が適切な自己資本を認識するために自己のリスクプロファイルを通じて自己資本戦略を構築することが規定されており、一般貸倒引当金の算入限度は、この対応に少なからず影響を及ぼすものと認識している。 一般貸倒引当金の自己資本への算入主旨を考えれば、算入限度を国際統一基準の1/2に限定することはなく、引上げることに弊害もない。 特定されていない損失の可能性に対し積み立てられる一般貸倒引当金は、自己資本(補完的項目、tier2)に含めるべき適格性を有するものであることから、1.25%の上限まで算入できるよう検討して頂きたい。		大蔵省告示第192号(平9.7.31)	金融庁	社団法人全国信用組合中央協会	
5049	5049005	協同組合による金融事業に関する法律に基づくリスク管理債権の開示と金融再生法に基づく資産査定の開示の一本化	協同組合による金融事業に関する法律に基づくリスク管理債権の開示と金融再生法に基づく資産査定の開示を一本化すること。	協同組合による金融事業に関する法律に基づくリスク管理債権(貸出金のみ)と金融再生法に基づく資産査定の対象債権(総与信)の両者を当局宛報告・開示している。 協同組合による金融事業に関する法律に基づくリスク管理債権と、金融再生法に基づく資産査定とは、開示の対象となる債権とその開示基準が異なっており、事務上煩雑であるとともに、わかりにくい開示内容となっている。 また、利用者(組合員)からすれば、この2つの基準については、結局何を見ればよいのか分からず十分な理解が得られていない状況にある。新BIS規制においても、顧客に理解しやすい開示が求められていることから、実務対応並びに開示主旨に即し、開示を一本化することについて検討して頂きたい。		協同組合による金融事業に関する法律第6条で準用する銀行法第21条、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条～第71条、金融再生法第6条～第7条、金融再生委員会規則第2条～第6条	金融庁	社団法人全国信用組合中央協会	

提案事項番号	提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	要望の捕捉事項	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	その他(特記事項)
5050	5050001	市街化調整区域への出店規制に対する対応	都市計画法34条の制度見直し 1号店舗出店の場合、50戸連たんという基準が必要なのかどうか。 1号店舗出店の場合、周辺に小売店があると出店不可になる場合があるが、小売店という漠然とした範囲ではなくCVS同業種に限定すべきではないか。 8号店舗での飲食スペースは来店客の利用頻度も低く、必ずしも沿道サービスという見地からも必要だと思えない。8号店舗出店の場合は、大体、駐車場も広く整備されており、車内で休憩を取る方が大半を占めているのが現状である。	市街化調整区域への出店を行うことにより、CVSが持つ機能をもって地域の地域貢献を可能とするこれからはますます進化するであろうモータリゼーション社会の中で、CVSが兼ね備える機能、役割はますます大きくなり、市街化調整区域の中で「道の駅」的な出店を事業化し、企業の社会的責任を果たす。		都市計画法 第34条第1項・8項	国土交通省	社団法人 日本フランチャイズチェーン協会	
5050	5050002	開発許可面積の上限値緩和	調整区域で建築が許可される場合には一般的に500㎡(一部では1,000㎡)が上限許可面積となっているが、住民サービス(都市計画法34条1項)なら1,000㎡、1,500㎡、沿道サービスなら(都市計画法34条8項)なら2,000㎡と緩和してほしい。	現状車社会であり駐車場機能を必要最低限備えた店舗とする必要があるにも拘らず、都市計画の現状の面積ではそのニーズに合致していない。		都市計画法 第34条第1項・8項	国土交通省	社団法人 日本フランチャイズチェーン協会	
5050	5050003	建築面積の緩和	自治体(許可権者毎)により150㎡以下(名古屋市)があり、上限200㎡(大部分の自治体)としてほしい。	CVSで150㎡はスタンダード店舗とならないためお客様にご迷惑をかけることとなるため。		都市計画法施行令 第29条第3項	国土交通省	社団法人 日本フランチャイズチェーン協会	
5050	5050004	事業申請者の規制撤	事業申請者が地主(=大家)名義が原則としている自治体(許可権者)もあるが、賃貸人の地位承継、賃貸人の死亡等もあり実態と合わないため、規制はやめてほしい。	CVSはフランチャイズ事業であり、実態とそぐわない。賃借人を事業申請者として広く認めてほしい。		都市計画法 第29条	国土交通省	社団法人 日本フランチャイズチェーン協会	

提案事項番号	提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	要望の捕捉事項	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	その他(特記事項)
5050	5050005	たばこ販売の免許取得に関する距離規制の見直し	たばこ販売の許可申請における距離規制を撤廃してほしい。	免許取得における距離規制の撤廃が不正取引や未成年者喫煙に繋がる訳ではなく、免許取得者が対人販売による年齢確認等の徹底を図ることにより防止できる問題である。実際、コンビニエンスストアでは業界挙げての未成年者喫煙防止運動(SS活動)に取り組んでいる。		たばこ事業法第22条、23条 たばこ事業法施行規則20条	財務省	社団法人 日本フランチャイズチェーン協会	
5050	5050006	輸入豚肉差額関税制	豚部分肉を輸入する際に輸入価格(CIF)に対して4.3%の関税が発生しておりますが、基準価格(524円)以下の安価な部分肉については基準価格まで引き上げられ、更に関税も発生しております。牛肉同様に定率関税を要望します。	安価で良品質の輸入豚肉を使用したメニュー展開。		輸入豚肉差額関税制度	農林水産省	社団法人 日本フランチャイズチェーン協会	
5050	5050007	営業許可の申請に関する全国統一化(保健所)	飲食店の 営業許可申請に関して全国統一してほしい。	営業許可に関する保健所への申請に関して、現状各自治体により異なるものを全国統一の申請方法にすることにより、全国チェーンとしてスムーズな対応が可能になる。		食品衛生法	厚生労働省	社団法人 日本フランチャイズチェーン協会	
5050	5050008	景品表示法の景品類限度額等条件の緩和	一般懸賞の景品表示法における景品類の限度額を緩和してほしい。 【現行】 ・5000円未満 取引価格の20倍 ・5000円以上 10万円 総額は懸賞に係る売上予定総額の2%	お客様の景品に対する期待感が向上していることや、景品製作にかかる費用が上昇している。 また、一般消費者に対してより広く宣伝することによる景気回復が望めると思う。		景品表示法	公正取引委員会	社団法人 日本フランチャイズチェーン協会	

提案事項番号	提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	要望の捕捉事項	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	その他(特記事項)
5051	5051001	「特別徴収税額の決定・変更通知書」交付の電子化および一元化	各市町村が作成して特別徴収義務者及びこれを經由して納税義務者に交付する「特別徴収税額の決定・変更通知書」について、全国统一されたフォーマットの電子データにより提供いただきたい。上記通知書の発行元を一元化していただきたい。	電子データによる提供をいただくことにより、特別徴収義務者におけるデータのインプットに係る作業負担を著しく軽減することが可能となる。 また、通知書の発行元の一元化により更なる負荷軽減が期待できる。 特別徴収義務者の事務負担の軽減・利便性の向上、および行政機関の情報化を一層推進することによる行政運営の簡素化・効率化の観点から提案するもの。		地方税法第321条の4	各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議 総務省自治税務局	(社)日本損害保険協会	
5051	5051002	保険会社本体による投資顧問契約等の締結の勧誘	金融商品取引法において、投資助言・代理業が規定されたが、保険会社が系列の投資顧問会社等に依る投資一任契約・投資顧問契約の締結の勧誘を行うことを認めていただきたい。	「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」(2006年3月31日閣議決定)では、「保険会社本体を含めた第三者が投資顧問契約の締結の勧誘を行うことは是非について、投資家保護の観点や他の法令との整合性、他業リスクの制限等の観点から、保険会社の業務の在り方等に留意しつつ検討を行う」とされている。 保険会社は、付随業務として、投資顧問業の事務の代行を行うことは認められていることから、保険会社が投資顧問契約等の締結の勧誘を行うことは十分な関連性・親近性を有しており、本業務により生じ得る他業リスクも極めて限定的なものと考えられるため、早期実現をお願いしたい。		保険業法98条 保険業法施行規則第51条 金融商品取引法第33条3項、第33条の2	金融庁	(社)日本損害保険協会	
5051	5051003	自治体毎に差異のある第三者による住民票写し取得時の事務手続きの統一化	第三者が郵送にて住民票写しを取得する場合に必要な書類、事務手続きを明確にしていきたい。	お客様が既に転居されているにもかかわらず転居のお申し出をいただいていないケースが一定の割合で発生する。このようなお客様へ種々の書類を送付する場合には、お客様の転居先確認のために、通常、住所地の自治体へ郵送にて住民票写し取得の手続きを行うが、自治体毎に必要な書類や手続きに相違があるため、自治体に事前に確認し申請書類を作成するなど、自治体毎に異なる事務が発生している。この事務を統一することで、保険会社における住民票写し取得の事務手続きや要員配置の見直しを行うことができ、事務ロードが削減されることになる。		住民基本台帳法 第12条(住民票の写し等の交付)	総務省	(社)日本損害保険協会	
5051	5051004	金融業を行う者の資金の貸付の代理又は資金の貸付に依る事務の代行にかかる認可の緩和	保険業法第98条第2項の認可および銀行法第52条の36の許可を得て、銀行代理業及びそれに付随する事務代行(保険業法施行規則第51条1項3号・4号)を行っている保険会社が、例えば所属銀行の追加を行う等、その業務内容を変更する場合において、その変更が銀行法上の届け出の範囲(銀行法第52条の39)であれば、保険業法による認可申請(第98条第2項)によらず届出といただきたい。	認可申請手続を認可から届出とすることにより、代理、代行取引を機動的に行うことが可能となり、引いては顧客利便性に繋がる。 保険会社が銀行代理業を行うにあたって受ける許認可の審査について、保険業法上の認可の基準(保険業法施行規則第51条の2第2項)と、銀行法上の許可の基準(銀行法第52条の38)との間に大きな隔たりはない。 保険会社が行う資金貸付の代理又は資金貸付に係る事務の代行については、どのような業務が具体的に類型化できるのか前向きに吟味いただきたい。		・保険業法第98条1項1号、同2項 ・保険業法施行規則51条1項3.4号、同51条の2第2項 ・銀行法第52条の36,37,38,39	金融庁	(社)日本損害保険協会	

提案事項番号	提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	要望の捕捉事項	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	その他(特記事項)
5051	5051005	外貨建保険等の募集時書面の電磁的方法による提供の許容	運用実績運動型保険、外貨建保険契約及び無解約返戻金保険契約の募集の際に交付することが義務付けられている各々所定の事項を記載した書面について、保険契約者の了解を得られた場合においては、運用実績運動型保険契約における資産の運用等に関する書面と同様に、電磁的方法により提供できるよう要件を緩和していただきたい。	事業活動のIT化促進は政府全体の課題とされている中で、契約者の理解がある場合には説明書面等を電磁的方法により提供することを広く認めるべきである。これにより、運用実績運動型保険契約、外貨建保険契約及び無解約返戻金保険契約についてインターネット上で保険募集を完結できるようになる。 すでに運用実績運動型保険契約等に関する資産の運用等に関する説明書面については電磁的方法による提供が認められており、運用実績運動型保険契約、外貨建保険契約及び無解約返戻金保険契約の募集に際して交付することが義務付けられている説明書面についても電磁的方法により提供を認めない合理的な理由はないものと考えられる。なお、本要望については2006年のもみり月間において一定の方向性を示しているが、引き続き前向きなご検討をいただくようお願いしたい。		保険業法第100条の2 同施行規則第53条第1項・第2項	金融庁	(社)日本損害保険協会	
5051	5051006	自動車盗難対策の強化	インターネットオークションにおける盗品(自動車・カーナビ)の流通阻止(古物営業法第21条の3の申告義務違反に対する行政処分・罰則の制度化)	インターネットオークションは、盗難車やカーナビなどの盗品の不正流通経路として利用されるケースが散見される。警察庁では、古物営業法第21条の3の規定により、古物競り幹旋業者に対して、盗難自動車の流通防止のため、インターネットオークションサイトの運用を改善するよう指導されていると聞いているが、インターネットオークションを用いた盗品の売買は後を絶たないのが現状と考える。 インターネットオークション事業者が盗品の申告義務に対して違反した場合には行政処分・罰則を制度化するなどしてオークション事業者の責任を更に強化願いたい。		古物営業法第21条の3の申告義務違反に対する行政処分・罰則の制度化	警察庁	(社)日本損害保険協会	
5051	5051007	確定拠出年金の加入対象者の拡大(第3号被保険者、公務員)	確定拠出年金制度において、個人型年金への専業主婦、公務員の加入を認めていただきたい。	確定拠出年金制度に加入できないものが存在することにより、確定拠出年金のポータビリティが確保されず、十分なものとならない。 また、第3号被保険者が個人型年金に加入できないことは、女性の多い企業における企業型年金導入の障害要因となっている。 (現状) 確定拠出年金において、個人型への専業主婦(第3号被保険者)、公務員の加入が認められていない。		確定拠出年金法第62条、法人税法、所得税法	厚生労働省、財務省	(社)日本損害保険協会	
5051	5051008	確定拠出年金の経済的困窮時における年金資産取り崩しの容認	経済的困窮時においては、米国の401k制度の様に、税のペナルティを課した上での年金資産の取り崩し、年金資産を担保としたローン制度を認めるようにしていただきたい。	確定拠出年金では60歳までは高度障害時を除き理由の如何を問わず、年金資産の取り崩しが認められていない。困窮時の年金資産取り崩しニーズは高く、このままでは確定拠出年金普及を阻害する。		確定拠出年金法第28条、法人税法、所得税法	厚生労働省、財務省	(社)日本損害保険協会	

提案事項番号	提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	要望の捕捉事項	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	その他(特記事項)
5051	5051009	確定拠出年金の拠出限度額の更なる拡大	確定拠出年金の拠出限度額を更に拡大していただきたい。特に、個人型の第2号被保険者について、少なくとも企業型(企業無)と同額となるよう限度額の拡大を認めていただきたい。	2004年10月より拠出限度額が拡大したが、例えば個人型(2号)は180,000円から216,000円へ拡大したに過ぎない。少なくとも企業型(企業無)と同額となるよう限度額の拡大によって確定拠出年金制度の普及を促進する。 (現状) 現行の年間拠出限度額は以下のとおり。 企業型(企業有)276,000円 企業型(企業無)552,000円 個人型(1号)816,000円 個人型(2号)216,000円		確定拠出年金法第20条、第69条 確定拠出年金法施行令第11条および第36条、法人税法、所得税法	厚生労働省、財務省	(社)日本損害保険協会	
5051	5051010	確定拠出年金の老齢給付金の支給要件の緩和	老齢給付金の通算加入者等期間による受給開始年齢の制限を撤廃していただきたい。現在の法令では、通算加入者等期間が10年に満たない場合には、60歳から老齢給付金の支給を受けることができない。	制度導入時において、50歳以上の従業員の加入を阻害する要因になる。また、本来企業の退職金制度の一環として導入した制度であるのに、従業員からすると60歳で定年退職した際に受給権がないというのは制度の趣旨に反する。		確定拠出年金法第33条	厚生労働省、財務省	(社)日本損害保険協会	
5051	5051011	確定拠出年金の原簿記録事項の緩和	企業型年金実施事業主または加入者・運用指図者からの通知を義務付けている他年金等の資格の得喪および支給に関する情報に関し、原簿の記録事項から除外してほしい。	退職所得の課税計算に使用するとされるこれらの事項は、実際には退職所得の受給に関する申告書の提出を受けた際に本人から確認すればよい事項であり、制度加入時に事業主・加入者等に提出を求めかつ記録関連運営管理機関が長期にわたって記録を保存しなければならないのは、制度を煩雑にし、かつ記録関連コストの増加につながり加入者利益に反する。		確定拠出年金法第18条、第67条 確定拠出年金法施行規則第15条、第56条	厚生労働省、財務省	(社)日本損害保険協会	
5051	5051012	確定拠出年金個人型への企業年金のある企業の従業員の加入の容認	中小企業における退職金・企業年金の給付水準を考慮した場合、老後所得に係る自助努力の支援が必要と考えられるため、企業年金(企業型を含む)のある企業の従業員も個人型に拠出できるようにしていただきたい。	・中小企業の勤労者の場合、公的年金のモデル年金額に満たないケースや退職金・企業年金があっても給付水準が低いケースも多く、老後生活への不安を払拭できない現状にある。 ・企業型の枠組みの中で個人拠出を認める方法(マッチング拠出)などと比べ、企業年金(企業型を含む)と個人型との併用を可能とすることが、自助努力による老後の資産形成を可能とする上で、現実的かつ有効な措置と考える。 ・個人型の加入者が企業年金ありの企業に転職しても拠出の機会を失うことがなくなる、事業主による加入資格証明の廃止(社会保険庁データの利用)により個人型の加入資格審査の効率化・適正化が図られる、というメリットもある。		確定拠出年金法第62条、法人税法、所得税法	厚生労働省、財務省	(社)日本損害保険協会	

提案事項番号	提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	要望の捕捉事項	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	その他(特記事項)
5051	5051013	確定拠出年金の中小企業退職金共済制度からの制度移行の容認	中小企業退職金共済の被共済員の年金資産保全という観点より、中小企業退職金共済制度から確定拠出年金制度(企業型)への資産移換を可能としていただきたい。	・中小企業退職金共済を採用していた中小企業が、事業規模の拡大に伴い加入要件を満たさなくなった場合など、他制度へ移行できる措置を講じることが、従業員の年金資産を保全する上で必要である。 ・現在、確定給付企業年金と特定退職金共済制度のみが移行先として認められているが、同じ拠出型の制度である確定拠出年金制度(企業型)についても認めるべきと考える。 ・本件については、政府において、「企業における退職給付制度に関する調査研究報告書」の内容や中小企業の実態を踏まえつつ、2006年度から検討を開始したものと認識しているが、早期の実現をお願いしたい。		確定拠出年金法第54条、法人税法、所得税法	厚生労働省、財務省	(社)日本損害保険協会	
5052	5052001	国のリース契約の取扱いについて	1. 国とのリース契約を地方自治体と同様に長期継続契約の対象とすること、具体的には、会計法第29条の12について、地方自治法第234条の3、同法施行令第167条の17と同様の改正を行うこと、2. リース契約について、1. の措置が取られるまでの間は国庫債務負担行為として取り扱うこと。	現在、国がOA機器や車両を導入するに際しては、複数年度の使用が明白であっても、国庫債務負担行為として扱われることは少なく(18年度一般会計における18年度分の計画額 418億円)、また、国庫債務負担行為によりリース契約を締結している省庁は7省庁(18年度一般会計予算書 16年度以降に国庫債務負担行為として扱った省庁 財務省(国税庁含む)、外務省、農林水産省、厚生労働省、警察庁、防衛庁、金融庁)に限られている。それ以外の場合、複数年度の利用を前提としたリース料による「単年度リース契約」を更新している。この「単年度リース契約」は、ほとんどの場合にリース会社が投資元本の未回収リスクを負っている。投資元本の未回収リスクを負うか否かはリース会社の判断であるが、国は複数年度のリースと同等のメリットを享受しながら、リース会社のリスク負担を強めている		財政法第15条、会計法第29条の12、予算決算及び会計令第102条の2	財務省、国庫債務負担行為による単年度リース契約を行う省庁	社団法人リース事業協会	現在、国がOA機器や車両を導入するに際しては、複数年度の使用が明白であっても、手続上の煩雑さゆえに国庫債務負担行為として扱われることは極めて例外的(17年度中に9件予定)であり、ほとんどの場合、複数年度の利用を前提としたリース料による「単年度リース契約」を更新している。この「単年度リース契約」は、ほとんどの場合にリース会社が投資元本の未回収リスクを負っている。投資元本の未回収リスクを負うか否かはリース会社の判断であるが、国は複数年度のリースと同等のメリットを享受しながら、リース会社のリスク負担を強めている
5052	5052002	各種補助金制度等へのリースの適用	企業がリースにより設備等を導入する場合でも、取得した場合に利用できる優遇制度(補助金制度、低利融資制度等)の活用が出来るようにすること。	リース取引が取得と比べ競争条件で不利となっている。補助金制度等の優遇制度の活用は当該顧客が物件を所有することが前提となっているが、リースにおいても優遇制度の活用ができれば、顧客のメリットが拡大する。現状は、都道府県等の窓口にお問い合わせをしてリース活用に関する要請を行っているものの、所有が前提という理由から拒絶されている。			各省庁	社団法人リース事業協会	
5052	5052003	銀行法上のファイナンスリース規制の撤廃	銀行子会社であるリース会社については、リース収入中のファイナンスリースが占める比率を全体の50%超でなければいけないとする規制を撤廃すること(不動産リース含む)。	リース会計基準の変更によりファイナンスリース取引の市場性の劣化は不可避であるが、さらに銀行法の規制による対応範囲の制限によりユーザーニーズへの対応の点でリース市場が縮小する懸念があると思料する。		銀行法施行規則第17条の3第2項第11号、金融庁告示	金融庁	社団法人リース事業協会	

提案事項番号	提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	要望の捕捉事項	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	その他(特記事項)
5052	5052004	銀行の子会社等の業務範囲拡大	現在、銀行の子会社、関連会社等には物品の販売・斡旋業が認められていないが、当該規制を撤廃すること。	リース会社では、機械・装置等のリース満了物件の販売を行っているが、銀行関連会社等になっているリース会社では、リース満了物件の販売が自社リース物件のみに限定されている。リース会社を始めとした銀行の関連会社等に幅広く中古物件の販売・斡旋を容認しても、銀行法の本来的な主旨・目的を損なうことは無く、むしろ中古市場の育成とリユースの促進に効果が見込めると思われる。また、物件処分能力の向上を通じリース業務の強化にも寄与するものと思われる。		銀行法、銀行法施行規則	金融庁	社団法人リース事業協会	
5052	5052005	銀行等の子会社が行なう保証業務規制の撤廃	銀行等のグループ会社が行なう事業性ローンの信用保証業務範囲の業務制限については、平成19年4月に「同一グループ以外は撤廃」とされたが、これを「完全に撤廃」とすること。	銀行等のグループ内の信用保証会社に係る債務保証業務のうち、事業者に対する事業の用に供する資金に関する業務制限については平成18年度に撤廃されたが、「グループ内の銀行等の事業性ローンに係る保証」については「銀行等の経営の健全性の観点や、グループとしてのリスク管理の適切性の観点等を踏まえ、別途の取扱いとすることについて検討する」となっている。銀行等の子会社には、リース会社・消費者金融会社・割賦販売会社など銀行とは異なるノウハウを保有する会社があり、それらが「保証」という形態でそれぞれのノウハウを組み合わせることによりリスクシェアを行うことが可能となり、新たな金融サービスの提供が可能となるほか、中小零細企業及び個人事業者のニーズにも対応できることから、リスク管理態勢の整った会社については「グループ内の銀行等の事業性ローンに係る保証」についても早急に業務制限を撤廃する様、強く要望するもの。グループ内の保証に関する「銀行等の経営の健全性」については、連結ベースでは内部取引として連結消去対象であることから、連結経営の観点で問題ない。また、地域金融機関グループの会社にとっては、他の金融機関と提携しての信用保証業務を行なうことは実質的に難しく、平成19年4月の規制緩和は実効性が少ない、顧客の多様化する資金ニーズに対応できない、同一金融グループ内での信用保証業務のリスクは、案件毎の信用判断や取得する担保の評価等で判断されるべきであり、業務そのものを規制すべきとは考えにくい。		銀行法施行規則第17条の3第2項第3号及び第38号	金融庁	社団法人リース事業協会	
5052	5052006	従属業務を営む子会社の収入依存度規制の撤廃	銀行からの収入条項を廃止して業務の自由度を高め、本体の業務を子会社にアウトソーシングすることにより、業務の効率化が図れるものと思料。又、同種業務を他社から受託することにより事業拡大が見込まれ、雇用拡大等に寄与する。	銀行持株会社の銀行以外の子会社(以下、子会社)にも、業務効率化及び経営効率化が求められている。その手段の一つとして当該子会社の従属業務を営む会社に業務をアウトソーシングしているが、銀行持株会社又はその子会社等の従属業務を営む会社は、各事業年度においてその営む各々の従属業務について当該銀行持株会社の子銀行からの収入があることが要件として定められている。その結果、子会社が金融関連業務等、銀行法上認められた業務の一部を分担させているにもかかわらず、銀行持株会社の子銀行からの収入義務があるため経営効率化の阻害要因となる事態が発生している。子会社として認められている業務をグループとして積極的に展開していくためにも、検討期間、結論時期等を明確にした上で、検討を行うことを強く希望するもの。		金融庁告示第34号	金融庁	社団法人リース事業協会	
5052	5052007	シンジケートローンにおける定期預金等への質権設定について	シンジケートローンにおける金銭消費貸借契約又は手形割引契約における定期預金等に対する質権設定の取扱いは、次のように行われている。(1) 某市中銀行をアレンジとするシンジケートローンの条件として、借入人は幹事銀行を被裏書人として担保手形を裏書譲渡し、幹事銀行に交付。幹事銀行はシ団の全貸付人の為にこれを占有し、その取立金を幹事銀行の借入人名義の手形譲渡担保代金入金用口座に入金。借入人は、当該手形譲渡担保代金入金用口座にかかる預金通帳を幹事銀行に提出し、幹事銀行は、質権設定に必要な対抗要件具備手続(預金通帳の受領等)を行う。(2)商手割引等を極度扱いとする場合、銘柄が特定ないしは予見できないこともある為、極度の一定額につき、銀行定期預金を質権設定し保全。(3)債務者の与信状況が急激に悪化した場合、保全交渉として銀行預金等の質権設定につき交渉。今後、同様に定期預金等に質権を設定し、預金通帳・証書を債務者から預かるケースも想定されることから貸金業者が質権等担保契約を締結し、それに基づき債務者から預金通帳・証書を預かる行為を認めること。	・現行の「貸金業の規制等に関する法律(貸金業規制法)」では、第13条第2項「貸金業者は、貸付け又は貸付けの契約に係る債権の管理若しくは取り立ての業務を行うに当たり、偽りその他不正又は著しく不当な手段を用いてはならない。」旨規定。また金融庁制定の「事務ガイドライン」3-2-2でも、「法第13条第2項に該当するかどうかは、個別の事実関係に即して判断する必要があるが、例えば、貸金業者が次のような行為を行う場合は、当該規定に該当するおそれが大きいことに留意する必要がある。・・・(1) 印鑑、預貯金の通帳・証書、キャッシュカード、運転免許証・・・等の債務者の社会生活上必要な証明書等を徴求すること。」と規定されている。上記貸金業規制法の規定は、零細事業者又は個人が事業者ロー、消費者金融により生活を破綻されるケースが急拡大した為、それを防止する為の規定であると理解できる。金融機関が幹事会社となるようなシンジケートローンに参加する貸金業者に対して、同条の規定を形式的にそのまま適用するのは適切ではない(シンジケートローンに参加するため、主たる担保の変更届をしたところ形式的に受理されないケースがある)。		貸金業規正法第13条第2項、事務ガイドライン3-2-2	金融庁	社団法人リース事業協会	

提案事項番号	提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	要望の捕捉事項	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	その他(特記事項)
5052	5052008	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続の電子化等について	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続(検査・登録～国、車庫証明・納税～地方、自賠責保険確認～国)等の電子化は、新車の新規登録については平成17年12月から稼働とされ、その他の手続きは平成20年を目途に段階的に進めるとされているが、電子化に際しては、大量に自動車を所有する者の手続き等を十分に考慮すること。また、自動車登録情報について、利用者にとって利便性の高い方法で電子的に提供すること。	電子化により、申請項目の共通化・統一化と申請に必要な添付書類の削減化ができれば、自動車関連業界の生産・販売・流通に係わる申請及び手続代行コストは大幅に軽減され、その軽減分を直接部門へ投入することで新たな自動車リース市場の開拓が促進され、経済活性化に資する。また、自動車登録情報を活用することにより、自動車に係る環境対策、安全対策等の公益の増進に資する。		道路運送車両法、自動車登録令、自動車の保管場所の確保等に関する法律、自動車重量税法、自動車損害賠償保障法、地方税法、地方自治体条例等	国土交通省、財務省、総務省、警察庁 地方自治体	社団法人リース事業協会	
5052	5052009	機械類信用保険(リース信用保険)付債権の譲渡の容認	「債権整理」「債権譲渡」を促進し、実効性を上げるため、要件のうち以下の点については条件から除外して頂きたい。「管理債権譲渡要件(イ)支払対象機械類又は担保を処分していること。」	機械類信用保険の管理債権の整理及び譲渡については、平成14年12月に「中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止に関する法律」が成立して以降の規制改革要望の結果、平成18年10月に条件付で認められた。この点、「債権整理」及び「債権譲渡」が可能となったことは前進であるが、実効性を上げるためには上記要件は除外すべきと懸念するもの。リースでは物件と債権が一体化していることから、不良債権処理に先立ち物件の処分をするよりも、物件と債権を一体でサービサー宛に処分をする方が、回収額が大きくなる例も多く、「イ」の条件を外すべきと考える。		中小企業金融公庫平成18年9月12日付「機械類信用保険管理債権整理等実施要領の制定等について」	経済産業省	社団法人リース事業協会	
5052	5052010	薬事法の販売業規制について	中古医療機器を売却する場合、製造販売業者への通知が必要となる。一方、許可販売業者間の中古医療機器売買の際も製造販売業者への通知が必要とされているが、許可販売業者間の売買の場合は通知を不要とする措置が必要。	許可販売業者間の中古医療機器売買の際も製造販売業者への通知が必要とされているが、医療機器が使用されないような場合の当該通知の必要性に疑問を感じる。このような場合は、例えば、医療機関に医療機器として再販売される際に許可販売業者が通知を行うことにより、流通過程における許可販売業者間の通知を不要とする措置が考えられる。		薬事法	厚生労働省	社団法人リース事業協会	
5052	5052011	電気用品安全法規制対象物件の範囲見直し	リース満了物件を借主へ販売する場合には、電気用品安全法の規制対象外として欲しい。	リース取引では、リース物件を借主に物件を販売するケースもあるが、電気用品安全法の施行により、この販売が一部不能となった。本ケースでは売却前後の使用者が不変であるにも拘らず、リース物件を販売するとなると法の規制により、販売できなくなるというものであり、是正願いたい。また、製品のリユース・リサイクルを著しく妨げるものでもある。		電気用品安全法	経済産業省	社団法人リース事業協会	

提案事項番号	提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	要望の捕捉事項	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	その他(特記事項)
5052	5052012	消費生活用製品安全法について	特定製品に係る販売規制について、事業者間取引を対象外とすること。	消費生活用製品安全法の趣旨を踏まえ、事業者間取引は法規制の対象外とすべきである。		消費生活用製品安全法	経済産業省	社団法人リース事業協会	
5052	5052013	割賦販売法について	1. 割賦販売法の適用除外要件追加 割賦販売法第8条(適用除外)第8号として、以下の(1)案または(2)案の条項を追加願いたい。(1)案「指定商品を販売する契約であって、当該契約の申込みをした者、購入者又は役務の提供を受ける者のために商行為となる割賦販売」(2)案「指定商品を販売する契約であって、当該契約の申込みをした法人、購入者又は役務の提供を受ける法人のために商行為となる割賦販売」2. 施行令第1条で規定される指定商品が不明確であり、明確に定義して頂きたい。3. 法人向け割賦販売取引及び割賦購入あっせん取引(債務引受(立替払)型)において、割賦販売法に定める販売業者(またはあっせん業者)による契約時の販売条件に関する書面交付義務の撤廃もしくは購入者から要求されたときのみの交付義務への変更。4. 法人向け割賦販売取引及び割賦購入あっせん取引(債務引受(立替払)型)における、指定商品の削減。特に事務用機械器具(施行令別表1の22)、自動販売機(同23)、医療用機械器具(同24)、電動機(同29)、家庭用電気器具(同30)、電球類(同31)、電話・FAX(同32)、インターホン・ラジオ他(同33)、自動車他(同34)、運搬車(同37)、ポット等(同38)、パソコン(同39)についての削減。	1. 商行為を行う者(あるいは商行為を行う法人)との間で締結する割賦販売契約については、個別に割賦販売法上の規制が必要とは思われないこと。(割賦販売法第8条第7号では、「指定権利を販売する契約又は指定役務を提供する契約であって、当該契約の申込みをした者、購入者又は役務の提供を受ける者のために商行為となる割賦販売」は適用除外になっているのに「指定商品を販売する契約」が第7号に含まれない根拠が不明確と思われる)2. 施行令第1条で規定される指定商品が不明確である。<たとえば、「自動車」という指定商品について、道路運送車両法など他の法律では定義があるが、割賦販売法では定義がない>(指定商品の定義がないので、個別の商品について判断することができないケースが多々ある)3. 4. リース会社等により法人向けに様々な機械、器具等(以下「機械類」)の割賦販売等を行っており、割賦販売法の指定商品に該当する機械類を別に管理し、書面交付を行なう事務が極めて煩雑である。一方、法人については割賦販売等の情報についての啓蒙も充分進んでいる中で、これ以上法人の購入者に対する保護は不要ではないかと考える。もちろん消費者及び消費者との境界があやふやな個人事業主は引き続き保護すべきと考える。法人においては指定商品に係る機械類の割賦による購入は広く行なわれていて、またリース会計基準の変更に伴い更に増加することが予想される。法人の購入者がこれら機械類の購入時に割賦販売等の条件を検討しないとは考えにくい。		割賦販売法	経済産業省	社団法人リース事業協会	
5052	5052014	各種補助金制度の運用について	リースが利用できる補助金制度におけるリース期間について、リース通達による適正リース期間(法定耐用年数×60%~70%)とすること。ユーザーデフォルト時の補助金返還義務について、リース会社を免責とすること。リース期間終了後のグループ内(共同申請者)での財産処分を認めること。	補助事業におけるリース期間現状補助事業におけるリース期間は、対象物件のうち最長の法定耐用年数を取ることとされているが、使用実態と合わないケース或いは超長期の与信供与が難しい点から、実需にあわせリース通達によるリース期間(加重平均の法定耐用年数×60%~70%)として頂きたい。ユーザーデフォルト時の補助金返還については事業継続を自らの意思で中止するわけではないので、例外規定としてリース会社の返還義務を免責とし、ユーザー宛の返還義務として欲しい。補助事業における共同申請者を一つのグループとして考えれば、補助事業は継続していると考えられるため。		NEDO補助金交付規程等	経済産業省ほか各省庁	社団法人リース事業協会	
5053	5053001	外国人研修・技能実習制度の見直し(研修受け入れ機関の日本語教育機関への開放)	研修生受け入れの第1次機関として、日本語教育機関を認定する。来日後6ヶ月間の日本語教育機関による日本語教育を中心とする研修を終えた後に実務研修機関の研修に移行する。その後も、日本語教育機関による継続的または断続的な指導・教育を義務づける。	研修・技能実習制度に関する事業が(財)国際研修協力機構へ委託されている。当該制度においては、研修生・実習生が安価の労働力として見られる場合が多く、本来実施されるべき日本語研修がおざりにされている。若い親日家、日本ファンを育てるせっかくの機会にもかかわらず、逆に日本社会の安定性が損なう要素になっている。日本語教育のプロである日本語教育機関は、来日当初の日本語教育のみならず日本文化、日本社会への順応などの指導・監督を実施してきており、留学生の約7割を輩出してきている。また、全国で400弱を数える日本語教育機関の一部は欧米・韓国等のビジネスマン研修も行っており、その存在はすでに社会的インフラになりつつある。外国人受入れについて20年以上も経験を積み重ねている日本語教育機関を研修生・実習生の第1次的な受け入れ機関と認定して着実に日本語教育を実施することによって、若い外国人研修生、実習生の意欲を促し、平和で安全な日本社会を築くことができる。但し、当該業務を行う場合は、その業務を十分遂行できることを前提として、従来の(財)日本語教育振興協会の審査にあわせて一定の基準を設け認可制を採用する。		技能実習生制度に係わる出入国管理上の取り扱いに関する指針(平成十六年度法務省告示第九十八号、平成五年法務省告示第四百一十一号)技能実習制度推進事業運営基本方針(平成五年四月五日労働大臣公示、平成十六年四月十九日改正)	厚生労働省・法務省・経済産業省・文部科学省・外務省	有限責任中間法人 全国日本語学校連合会	

提案事項番号	提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	要望の捕捉事項	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	その他(特記事項)
5054	5054001	保険会社本体による信託業務の代理又は事務代行の解禁	保険会社の付随業務として、既に銀行等で行われている信託会社または信託業務を営む金融機関の信託契約の締結業務または金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項各号に掲げる業務を受託する契約の締結業務の代理や事務の代行を行うことを認める。	<ul style="list-style-type: none"> ・保険会社が顧客に対して信託商品の提示を行えることとなれば、顧客利便性の向上、保険会社のアクセスキャパシティ活用の観点から極めて有効である。 ・生命保険会社では、他の金融機関と共同してマスタートラスト業務等を行う信託銀行を設立しているケースがあるが、マスタートラスト業務等の代理を保険会社に認めることにより、当該信託銀行の顧客基盤拡充や経営効率化、保険会社の経営資源の有効活用が促進される。 ・なお、銀行等においては信託業務の代理が可能とされており、かかる点との公平性を図る必要がある。また、金融審議会「信託業のあり方に関する中間報告書(H15.7.28)」では、信託契約の取次ぎを行う者の範囲を幅広く認めることが適切とされている。 		保険業法施行規則第51条	金融庁総務企画局企画課	生命保険協会	<ul style="list-style-type: none"> ・顧客に対して幅広いサービスを提供することが可能となり、顧客利便性の向上が図られる。 ・保険会社の各種経営資源を有効活用することが可能となり、経営の効率化を図ることができる。
5054	5054002	保険会社本体による投資顧問契約等の締結の勧誘	保険会社本体で、系列投資顧問会社等に係る投資顧問契約等の顧客の勧誘を行うことを認める。	<ul style="list-style-type: none"> ・顧客ニーズ・保険会社の経営の効率性 企業年金市場における保険会社の顧客を中心として、投資顧問会社の商品に対する潜在的ニーズがあり、保険会社が顧客に対して投資顧問契約等の勧誘を行えることとなれば、顧客利便性の向上、保険会社のアクセスキャパシティ活用の観点から極めて有効である ・現在、保険会社は、投資顧問契約等について顧客の紹介を行うことは可能であり、顧客のニーズにより能動的に対応する観点からその勧誘を行える事としても、保険会社の業務範囲の中に現在行える業務と異質のものが混入する訳ではない。 また、信託銀行による投資助言業務・投資一任業務の本体兼営が可能とされた中、信託銀行と同様に企業年金受託機関として投資顧問業との親近性を有する保険会社について、投資顧問契約等の締結の勧誘を認めることは、規制の均衡という観点からも妥当なものと考えられる。 		有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第2条等、 保険業法施行規則第51条 金融商品取引法第33条3項、第33条の2	金融庁総務企画局企画課	生命保険協会	<ul style="list-style-type: none"> ・顧客に対して幅広いサービスを提供することが可能となり、顧客利便性の向上が図られる。 ・保険会社の各種経営資源を有効活用することが可能となり、経営の効率化、収益の拡大を図ることができる。 ・株式市場等におけるリスクマネーの供給促進に資することとなり、市場の活性化が図られる。
5054	5054003	保険会社の特定子会社(ベンチャーキャピタル子会社)の保有比率10%超投資対象企業の範囲等の拡大	保険会社の特定子会社が10%を超えて投資できる企業の範囲について、例えば設立間もない企業など、幅広いベンチャー企業に拡大する。また、10%超の投資を行った企業が、その後企業成長により対象から外れた場合についても、投資期間が10年に満たない場合は、追加投資を可能とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・昨今のベンチャー市場においては、従来からあるベンチャー企業に加え、大企業からのスピンオフや大学発など、多種多様な企業が設立されている。これらの企業は、技術的・ビジネスモデル的に競争力を有しているが、資金・人材等が不足している場合も多い。こうした状況において、保険会社の特定子会社が10%を超えて投資できる企業の範囲が拡大されれば、当該ベンチャー企業の資金ニーズに応えることができる。 ・また、投資した時点ではその対象であった企業について、成長により事業規模等が拡大した場合でも、追加投資を行うことが可能となれば、当該企業からの支援継続等の依頼に応えることができる。 ・保険業法107条では、保険会社の業務範囲規制の潜脱等を防ぐ観点から、保険会社の子会社が一般事業会社の議決権を10%超保有することを禁止しているが、特定子会社については、一定の要件を満たすベンチャー企業の議決権を10年間に限り10%超保有することが認められている。したがって、10年間の保有期間制限を維持した上で、保険業法施行規則56条に規定するベンチャー企業の範囲を拡大することや追加投資を可能とすることは、業務範囲規制等の趣旨からも問題ないものと考えられる。 ・なお、一般のベンチャーキャピタルでは、一定の出資割合をもってベンチャー企業の経営状況を詳細に把握することは、ベンチャー投資のリスク管理に極めて有効な手段として認識されており、左記要望が実現されれば、保険会社の特定子会社のリスク管理にも同様の効果が期待できる。 		保険業法施行規則第56条	金融庁総務企画局企画課 中小企業庁企画課	生命保険協会	<ul style="list-style-type: none"> ・優良なベンチャー企業に対してリスクマネーを今以上に供給することで、新しい産業の創出や企業成長の促進、経済活性化の一翼を担うことができる。 ・保険会社の特定子会社にとっても、これまでベンチャー企業に投資をする中で培ったノウハウを活用して、収益機会を拡大することが可能となる。
5054	5054004	保険会社本体による信託業務の実施	保険会社本体で、保険金信託以外の信託業務が行えるよう、保険会社本体の業務範囲を見直す。	保険と信託の親近性に鑑み、信託商品に対する潜在的ニーズがあり、生命保険会社が資産運用に係るノウハウを活用して信託商品を取り扱うことができれば、顧客利便性の向上、保険会社の収益性向上等の観点から有効である。 なお、銀行等については、既に本体での信託業務の兼営による参入が認められている。		金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第2条	金融庁総務企画局企画課	生命保険協会	<ul style="list-style-type: none"> ・顧客に対して幅広いサービスを提供することが可能となり、顧客利便性の向上が図られる。 ・保険会社の各種経営資源を有効活用することが可能となり、経営の効率化、収益の拡大を図ることができる。

提案事項番号	提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	要望の捕捉事項	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	その他(特記事項)
5054	5054005	確定拠出年金制度における支給要件の緩和	<ul style="list-style-type: none"> ・企業型における退職時の脱退一時金について、年齢到達要件および資産額の多寡にかかわらず支給可能とすべく、支給要件を緩和する。 ・かかる要望が実現しない間であっても、企業型から個人型に移行した者であって、第3号被保険者等個人型に拠出できない者について、中途脱退の要件である資産にかかる基準を現行の50万円以下から少なくとも100万円以下に引き上げていただきたい。 ・また、退職時の企業型での中途脱退の要件である資産にかかる基準を現行の1.5万円以下から少なくとも100万円以下に引き上げていただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・昨今の雇用の流動化を背景に退職時の資金ニーズは今後より一層高まることが予想され、特に退職金規定からの全面移行ニーズの強い中小企業等への更なる制度普及を促進するためにも、支給要件の緩和は非常に有効である。 ・企業年金制度は一般的に退職金制度からの移行となっているのが現状であり、厚生年金基金、確定給付企業年金等の企業年金制度では中途脱退に伴う給付が認められている。これらの制度との整合性の欠如から、円滑な制度間移行および制度普及の障害となっている。 ・なお、中途脱退の要件については、平成17年10月に、資産が少額の場合は運営管理手数料等で資産が減少する状況にあることを理由として一定の緩和が図られたが、現行の基準では、なおその趣旨を実現するのに不十分であり、更なる緩和が必要である。 ・また、企業型から個人型に移行後、掛金拠出を認められている者が掛金を拠出するかは任意であるから、個人型での掛金拠出が認められているか否かによって、中途脱退の要件である資産にかかる基準に差異を設けるのは合理的でない。 		<ul style="list-style-type: none"> ・確定拠出年金法第28条、第33条、 ・確定拠出年金法附則第2条の2、第3条 	厚生労働省	生命保険協会	<ul style="list-style-type: none"> ・確定拠出年金の普及促進に資する。 ・退職金からの移行が促進される。特に、全面移行が多いと考えられる中小企業への普及が期待できる。
5054	5054006	確定給付企業年金制度における老齢給付金の支給要件等の緩和	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳超で定年年齢が設定されている場合、65歳超の規約で定める年齢に到達した時点で年金の受給開始を可能としていただきたい。 ・60歳から65歳までの到達日以外の、例えば退職日などの規約に定める到達日から年金の支給開始を可能としていただきたい。 ・50歳未満で退職した者についても、50歳以上60歳未満の規約に定める年齢に到達した時点で年金の受給開始を可能としていただきたい。 ・老齢給付金の支給年齢要件以外の要件を満たす者に支給する脱退一時金の額について、老齢給付金の受給権者になったときに支給する給付の現価相当額と支給開始時点で比較する取扱いを認めてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・既に退職という事象が発生しており、かつ、50歳以上の規約に定める年齢到達という要件を満たした状態であるにもかかわらず、退職という事象の発生時期の問題のみによって年金受給を制限されることは、受給権者本人の納得が得られない。また、企業内における制度運営の観点から、50歳以上退職者との均衡を図る必要がある。さらには、ライフサイクルなどの観点からも、50歳未満退職者について、50歳～60歳の間における年金受給ニーズは高いと考えられる。 ・年金は退職後の所得保障を目的とするため、在職中に年金が開始することは制度の趣旨に合わない。また、弾力化の措置により事務負担の軽減を図ることができる。 ・老齢給付金の支給年齢要件以外の要件を満たす者に支給する脱退一時金を繰下げる際に、付利は要件とされていないため、取扱いの緩和により適格退職年金など企業の退職金制度からの円滑な移行を促すことが期待できる。 		<ul style="list-style-type: none"> ・確定給付企業年金法第36条、第41条 	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課	生命保険協会	<ul style="list-style-type: none"> ・確定給付企業年金制度の普及促進に資する。
5054	5054007	中小企業退職金共済制度からの確定給付企業年金への移行の弾力適用	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業者が確定給付企業年金制度を実施する場合にも、中小企業退職金制度の解約手当金を被共済者に返還せず、確定給付企業年金の掛金に充当することを認めていただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・企業のアライアンスが活発化している現状において、中小企業者が合併や営業譲渡などの組織変更を行うケースも多い。中小企業退職金共済契約を実施している中小企業者が確定給付企業年金を実施している中小企業者と合併するなど、確定給付企業年金に解約手当金を充当したいとするニーズがある。 		<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業退職金共済法第17条 	厚生労働省労働基準局勤労者生活部勤労者生活課	生命保険協会	<ul style="list-style-type: none"> ・確定給付企業年金の普及促進に資する。
5054	5054008	確定給付企業年金における規約の承認・認可申請手続きの簡素化	<ul style="list-style-type: none"> ・確定給付企業年金における規約の制定にかかる承認・認可申請手続きについては、多くの書類を添付して厚生労働大臣へ申請書を提出しなければならない。 ・また、規約の変更にあたっては、部分的に届出制となっているものの、原則として規約制定時と同様に厚生労働大臣へ申請書を提出する必要がある。 ・については、届出で足りる(もしくは届出不要)の規約変更内容の範囲を拡大するとともに、申請書類の簡素化を図っていただきたい。 ・さらに、一定要件を充たす場合は、規約の制定にあたっても届出制を導入していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・確定給付企業年金規約の承認・認可は、事前の承認・認可手続が必要とされており、過度の規制となっていると考えられる。適格退職年金制度では受託機関が自主審査を行い国税庁へ届出を行うことにより実施することができたが、確定給付企業年金では事業主等が厚生労働大臣へ承認・認可申請を行わなければならない、企業年金制度を実施しようとする事業主等の負担が大きく増加している。 ・厚生年金基金は最多でも1,800基金程度であったため認可申請制度での運営が可能であったと思われるが、現在の40,000件以上の適格年金(100人以上でも10,000件超)が確定給付企業年金へ移行するにあたっては、厚生労働省のスムーズな許認可事務運営のためにも、手続きの簡素化が不可欠であると考ええる。 ・確定給付企業年金の導入から約5年半が経過したところで確定給付企業年金の実施件数は約1,900件を超えたところであるが、一方で、適格退職年金制度の廃止までの期間が約5年であることを踏まえると、今後、確定給付企業年金の承認・認可申請の件数は大幅に増加するものと予想され、承認・認可手続きの一層の合理化を図ることが求められる。 ・さらに、確定給付企業年金の実施件数の増加に伴い、その規約変更の件数が増加することは確実であり、さらなる承認・認可手続きの簡素化を図らなければ厚生労働省の承認・認可手続きが遅延することも想定される。 ・上記を勘案し、かつ、現在の適格退職年金制度の運営を鑑み、届出で足りる規約変更内容の範囲を拡大するとともに、申請書類の簡素化を図ることが必要であると考ええる。 ・さらに、一定要件を充たす場合は、規約の制定にあたっても届出制を導入することが必要であると考ええる。 		<ul style="list-style-type: none"> ・確定給付企業年金法第5条、第6条、第12条、第16条 	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課	生命保険協会	<ul style="list-style-type: none"> ・顧客(事業主等)負担軽減に伴う、適格退職年金制度からの円滑な移行促進をはじめとした、確定給付企業年金制度の普及促進、健全な制度運営に資する。

提案事項番号	提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	要望の捕捉事項	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	その他(特記事項)
5054	5054009	適格退職年金廃止にともなう他制度への移行に関する規制緩和	すでに中退共を実施している団体の適格退職年金についても、中退共への移行を容認いただきたい。	加入者が少ない適格退職年金実施団体では、中退共への移行を希望するケースが多いが、この要件のために移行を断念せざる得ないケースがある。この規制をなくすことで廃止される適格退職年金の移行がスムーズになると考えられるため。		法人税法 確定給付企業年金法 中小企業退職金共済法	国税庁および厚生労働省	生命保険協会	廃止される適格退職年金の移行がスムーズになると考えられる
5054	5054010	確定拠出年金制度の加入者資格喪失年齢の引上げ	確定拠出年金の加入者資格喪失年齢について、労使合意に基づく柔軟な設定を認め、現行の資格喪失年齢(60歳)からの引上げが可能となるようにしていただきたい。	公的年金の支給開始年齢の引上げや高齢者雇用安定法改正等により、60歳以降の就労機会は拡大しているにもかかわらず、確定拠出年金については60歳到達により一律に加入者資格を喪失することとなっている。		確定拠出年金法第11条第6号	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課	生命保険協会	定年引上げ、雇用継続等に応じた制度設計が可能となり、確定拠出年金制度の普及促進および円滑な運営に資する。
5054	5054011	確定拠出年金制度の企業型における掛金の納付期限の弾力化	特段の事情によって、翌末日までに掛金を納付できなかった場合には、次回の納付時に2～3ヶ月分の納付を認める等の納付期限の弾力化を図っていただきたい。	・システムトラブルや制度運営者の万一の事務疎漏等により、当月分の掛金が翌末日までに資産管理機関に納付できなかった場合、当月分の掛金拠出は行われず、加入者に不利益が生じることとなるため、納付期限の弾力化が必要である。 ・また、納付期限が翌月末に限定され、何ら猶予期間が認められていないことは、他の年金制度と比較しても硬直的であると考えられる。		確定拠出年金法第21条	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課	生命保険協会	確定拠出年金制度の円滑な運営に資する。
5054	5054012	確定拠出年金制度の企業型における掛金の払込方法の弾力化	確定給付企業年金と同様に、事業主は掛金を年1回以上定期的に払込むことが可能となるよう払込方法の弾力化を図っていただきたい。	・収納事務の効率化により、運営コストの削減に資する。 ・また、確定給付企業年金では、事業主は規約で定めるところにより、年1回以上、定期的に掛金を拠出することが認められており、他の年金制度との整合性を図る必要がある。		確定拠出年金法第19条、20条	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課	生命保険協会	確定拠出年金の普及促進に資する。

提案事項番号	提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	要望の捕捉事項	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	その他(特記事項)
5054	5054013	確定拠出年金の規約変更手続きの簡素化	平成17年10月の確定拠出年金法改正により脱退一時金相当額等の移換に関する事項(法第54条の2第1項)について、新たに規約に定めることとなったが、このような関係法令の改正により義務付けられる規約の変更のうち軽微な変更と考えられるものについては、届出による変更を認めていただきたい。	平成18年3月に、事業主等の増加・減少を伴わない事業主の名称・住所の変更等について労働組合等の同意を不要とする取扱いが認められ、規約変更手続の簡素化が一定程度図られたが、現在届出による規約変更が認められている軽微な変更以外の変更について、全て厚生労働省の承認を要することは、事業主等にとって大きな負担であり、更なる手続の簡素化を図る必要がある。		確定拠出年金法第3条・第5条・第6条 確定拠出年金法施行規則第5条	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課	生命保険協会	事業主等の負担軽減により、確定拠出年金制度の円滑な運営に資する。
5054	5054014	特定退職金共済制度から確定給付企業年金制度への移換措置	特定退職金共済制度の共済契約者である事業主が確定給付企業年金制度を実施する場合、当該事業主が被共済者である従業員のために納付した掛金に対応する資産(解約手当金)を確定給付企業年金制度に移換できる措置を講じていただきたい。	現に特定退職金共済制度の共済契約者である事業主が新たに確定給付企業年金制度を実施する場合、または特定退職金共済制度の共済契約者である事業主と確定給付企業年金制度を実施する事業主が合併等を行い退職金制度の統合を図る場合、当該事業主が被共済者である従業員のために納付した掛金に対応する資産(解約手当金)を確定給付企業年金制度に移換したいというニーズがある。		所得税法施行令第73条	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課 国税庁	生命保険協会	特に中小企業における企業年金制度の普及が図られる。
5054	5054015	特別勘定に関する現物資産による保険料受入、移受管	株、債券等の現物資産による保険料受入、移受管を可能とすべく法令上措置する。	・新会計基準の適用に伴い、企業サイドでは、保有している株式を当該企業の年金制度に現物で拠出することにより、退職給付に係る積立不足額を解消したいというニーズが高まっており、企業の保有株式の年金制度への現物拠出は、企業間の持合株式を市場に悪影響を与えずに解消できる手段として有効視されている。 ・現金化のコストは顧客にとって不利益となり、単独運用契約の場合、現物をそのまま移管できれば資産価値を減じることなく移管が可能となる。 ・現金化に伴い、大量の株式の売却が行われた場合、株式相場等の下振れ要因になる。 ・信託については、厚生年金保険法の改正により以上の取扱いが可能であるが、生保が法的な解釈を理由に取扱えないと利用者利便が著しく阻害される。		保険業法第97条、第118条、附則第1条の13他	金融庁総務企画局企画課	生命保険協会	顧客の利便性が向上するとともに、市場の活性化が期待できる。
5055	5055001	外国人登録原票記載事項証明書の交付を請求することができる者に行政書士を指定されたい。	外国人登録法施行令第2条の外国人登録原票記載事項証明書の交付を請求できる者に、行政書士を加えて指定されたい。	1. [現状]外国人登録原票は原則として非公開とされ、現在、「他の法律の規定に基づく請求があった場合」以外に、「外国人本人」「同居の親族または本人の代理人」「国の機関又は地方公共団体」弁護士その他政令で定める者から請求があった場合に限って、登録原票の開示が認められている。() については、記載事項証明書のみの。 2. [必要性]行政書士法第1条の2、第1条の3は、「官公署に提出する書類」、「権利義務又は事実証明に関する書類を作成する」、「官公署に提出する書類を官公署に提出する手続について代理すること」、「契約その他に関する書類を代理人として作成すること」を行政書士の業務としている。 さらには、所属行政書士会を経由して地方入国管理局に届出を行った行政書士には、本人出頭を原則とする在留審査手続においても、申請取次資格が認められている。(出入国管理及び難民認定法施行規則第19条第3項第2号等。) 近年、行政書士業務において、在留審査手続は言うに及ばず外国人が当事者となる場合が非常に多くなっている。もっとも、「外国人本人」又は「同居の親族又は本人の代理人」には、記載事項証明書の交付請求権が認められているので、彼らから委任状等の交付を受け、行政書士が記載事項証明書を取得する方法もある。しかしながら、外国人登録原票が現在、公私の各種手続において本人確認等の資料として戸籍謄本、住民票の代替えとして運用されている現実があり、マネーロンダリング対策としての本人確認資料として重要な位置を占めている。国際化が進行する現在、外国人の利便性を重視すべきである。外国人の利便を図る観点と、マネーロンダリング対策から、行政書士に職務上請求を認める社会的要請は強いものと考えられる。 また、業務の性質上、委任状の交付を受け難い場合が多々ある。具体例は以下のとおりである。 以下、提案理由等については「その他(特記事項)」欄に記載		外国人登録法第4条の3 外国人登録法施行令第2条	法務省	日本行政書士会連合会	(1)認知等外国人の身分行為 外国人(父)が子の認知を躊躇している場合に、外国人(父)の本人確認、住所確認のために必要、認知があつて初めて親族となる。 (2)遺言 そもそも遺言は、遺言書の存在そのものを秘匿するのが通例であり、推定相続人に開示することは極めて稀である。ところが、遺言では手続上、推定相続人を確定する必要がある。 (3)相続人の確定 相続人間等で紛争を未然に防止するため、遺産分割協議書を作成する場合に必要。 (4)帰化等の国籍取得手続 帰化等の国籍取得手続の際、記載事項証明書が要求されるが、帰化に反対する同居していない親族に関しての記載事項証明書の交付申請ができない。 3. [相当性]「行政書士は、正当な理由なく、その業務上取り扱った事項について知り得た秘密を漏らしてはならない。」(行政書士法第12条)とされ、この規定に違反した場合は、都道府県知事による業務の禁止・停止の処分の対象になり得るほか(行政書士法第14条第1項)、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる(行政書士法第22条第1項)等、重い守秘義務が課されており、行政書士に登録原票の開示請求権を認めた場合の弊害予防措置も法令上確保されている。

提案事項番号	提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	要望の捕捉事項	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	その他(特記事項)
5056	5056001	高速道路における大型貨物自動車の最高速度規制の緩和	高速道路における大型貨物自動車の最高速度規制の緩和	高速自動車国道における最高速度は、大型トラックと牽引装置により牽引状態にある車両のみが80km/hに抑えられており、同一の走行車線に速度の異なる車両が混在して走行することは、車両の安全走行を妨げるばかりか、事故を誘発する一因にもなりかねない。他の交通と合わせ、高速道路の円滑な走行を確保する観点から、高速道路における大型貨物自動車の最高速度規制を現行の80km/hから100km/hに引き上げるなど見直しをお願いしたい。		道路交通法施行令第27条の2第1項	警察庁	(社)全日本トラック協会	
5056	5056002	「中型運転免許」に合わせた各種規制の見直しについて	「中型運転免許」に合わせた各種規制の見直しについて	道路交通法改正により、貨物自動車に係る運転免許制度は、「大型免許」を車両総重量11トン以上とし、同じく5トンから11トンを「中型免許」として創設されたが、運転免許制度の基準と同様に有料道路の通行料金区分車両総重量8トン以上の貨物の運送の用に供される自動車等について、「大型」は車両総重量11トン以上とするよう見直しをされたい。		国土交通省 道路運送車両法61条、同法施行規則第11条 - 第1号様式、道路運送車両の保安基準第8条・第18条の2・第41条・第44条・第48条の2、貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条・第9条、道路整備特別措置法第2条の4、警察庁・国土交通省 道路標識、区画線及び道路標識に関する命令第2条(別表1 - 305・305の2・327の2)、第9条(別表5 - 109の4)	国土交通省 警察庁	(社)全日本トラック協会	
5056	5056003	土砂等を運搬する大型自動車に係る規制の緩和	土砂等を運搬する大型自動車に係る規制の緩和	「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(ダンプ規制法)」等に基づく以下の規制について、物流コストの軽減等を図る観点から、早期に緩和されたい。 (1)道路運送法において営業用貨物自動車には、使用者の名称等の表示が義務付けられており、さらに、ダンプ規制法による「表示番号の指定」及び「表示番号の表示」の表示番号制度の義務がなされており二重規制となり、これの車体への表示に1台約数万円の費用負担が必要となる。また、表示番号制度は運転者・使用者の無謀な運転に対する自戒自粛を促すことが主旨とされているが営業用ダンプカーについては、貨物自動車運送事業輸送安全規則等による運行管理等が義務付けられ遵守をしていることから、営業用ダンプカーについては「表示番号の指定」及び「表示番号の表示」義務について廃止されたい。仮に廃止が不可能であるならば明解な理由を示されたい。 (2)ダンプカーへの「積載重量の自重計」の取付け義務について、営業用については貨物自動車運送事業輸送安全規則等による過積載の防止など運行管理等の規程を遵守しており、また、物流コストの軽減を図る観点からも積載重量の自重計取付け義務を早期に廃止されたい。国土交通省よりダンプカーの過積載義務違反の多さが指摘されているが、営業用、自家用別に義務違反件数等を公表されたい。		土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法第3条第2項・第4条、6条	国土交通省	(社)全日本トラック協会	
5056	5056004	フォークリフトの特定自主検査期間の延長	フォークリフトの特定自主検査期間の延長	フォークリフトの特定自主検査期間の延長については、1ヶ月毎の自主検査項目と同じであり、特定自主検査期間を延長しても安全は確保できると思われることから、以前より、特定自主検査期間を1年から2年に延長していただきたい旨要望を行っている。これに対し、厚生労働省では、平成16年7月の調査データによると、新車使用後1年目であっても約9割の検査車両に不良箇所が見出されているとしており、メーカー名、不良箇所名、検査実施機関を早急に公表するよう要望しているが、無回答である。速やかに、公表するよう、再度、要望をしたい。		労働安全衛生法第45条、労働安全衛生規則第151条の21	厚生労働省	(社)全日本トラック協会	

提案事項番号	提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	要望の捕捉事項	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	その他(特記事項)
5056	5056005	障害者雇用に係る「除外率」の見直しと雇用実態公表	障害者雇用に係る「除外率」の見直しと雇用実態公表	当業界としても、障害者雇用については、法制度の主旨を十分に理解し、会員事業者に対し、啓発活動を行っているところである。しかしながら、トラック運送事業従事者の約8割は現場作業員で労働負担が多く、多数の過労死認定者を生じており、その対策に苦慮しているような現状である。障害者雇用については、今後も努力を続けていくが、除外率については、バス・タクシーと同等にされたい。また、平成16年以降、国、地方自治体等においても、除外職員の見直しが行われたが、官民で取組む内容ということから、現在の障害者雇用実態について公表されたい。		障害者の雇用の促進等に関する法律 第14条	厚生労働省	(社)全日本トラック協会	
5057	5057001	生命保険の構成員契約規制の撤廃	構成員契約規制は、過剰な事前販売規制と言わざるを得ないことから、早期に規制を撤廃していただきたい。	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、圧力募集が生じかねないとの観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(法人)の役員・従業員に対する保険募集が一部の保険商品を除き制限されている。しかしながら、そもそも圧力募集は、保険業法において禁止行為と規定されていること。行政においては事前規制から事後チェック型への転換が進み、不適切な募集に対する措置策も講じられているなかで、圧力募集への虞を前提として一切の販売禁止を措置することは、もはや過剰な規制であること。第二分野(損保商品)、及び第三分野(生保・損保商品)については既に販売可能とされているなか、第一分野商品のみ販売規制とすることについて、合理的な理由が存在しないこと。銀行における保険窓販においては、本規制の存在によって顧客に勤務先等の質問を行わざるを得ないが、プライバシーに関わるなど顧客対応上も好ましい措置とは言えず、さらに円滑な募集実務を却って阻害している虞があること、などの理由から、本規制を見直す必要性は一層高まっているものと考ええる。本質的には、販売者による説明責任の着実な履行と、不適切な募集に対する苦情対応等も含めた適切な事後措置を講ずることが重要であり、今日的な取引ルールの整備といった観点から、懸念される圧力募集に対する弊害防止策など、消費者保護に留意したうえで、本規制を早期に撤廃する必要があるものと考ええる。		保険業法第300条1項9号 同施行規則第234号1項2号 大蔵省告示238号	金融庁	損害保険労働組合連合会	
5057	5057002	保険会社本体の業務範囲の見直し	保険会社本体における「付随業務」「その他付随業務」についての現行規定を見直し、対象業務の拡大を図っていただきたい。	保険会社は、顧客の様々なリスクを軽減するといった観点から、既に顧客の資産運用、管理等に係わっており、以下の業務との強い関連性・親近性を有している。ついては、保険会社の有するノウハウ等の活用による、より高度な顧客サービスの実現や顧客の利便性向上といった観点も踏まえ、保険会社本体における以下の業務範囲の拡大を図っていただきたい。 信託契約代理業務 投資信託委託会社が行う投資商品の商品提案等の業務の代理		保険業法98条1項1号 同法施行規則51条	金融庁	損害保険労働組合連合会	
5057	5057003	保険会社子会社対象会社の業務範囲の拡大	保険会社の子会社が行うリスクコンサルティング業務や、身体障害者等の福祉に関する役務の提供を行う業務、あるいは、健康、福祉又は医療に助言を行う業務を行う上で利用が必要となる用品・機器等のレンタル、リース、販売の取次ぎを利用者のために行うことを認めていただきたい。	近時、従来以上に顧客のニーズが高まってきているリスク対策に関するコンサルティング(ロスコントロール・ロスプリベンション業務)や、健康や医療等に関する助言を行う業務、あるいは福祉に関する役務の提供等を保険会社の子会社で行っているが、これらの業務・サービスを顧客のニーズに適切に沿った形で実施する場合に一定の関連機器、用品等の提供が必要となることがある。こうしたサービスの提供や業務の実施の一環として必要となる用品・機器等のレンタル、リース、販売の取次ぎは、利用者利便の向上・サービスの質の向上の観点から合理的であり、望ましいと考える。		保険業法第106条第2項第2号 保険業法施行規則第56条の2 第2項第8号および第9号	金融庁	損害保険労働組合連合会	

提案事項番号	提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	要望の捕捉事項	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	その他(特記事項)
5057	5057004	交通事故証明書の電子的交付	交通事故証明書を電子的に交付、ないしは記載内容を電子的に確認できるよう、検討を進めていただきたい。	交通事故証明書の申請については、オンライン申請が可能となったものの、証明書の交付手段については依然として紙媒体に限定されていることから、証明書の取得に相当の日数や事務ロードがかかり、迅速な保険金支払いにも影響を及ぼしている。賠償事故の被害者救済ならびに保険金支払いプロセス全体の品質向上の観点から、証明書の交付手段についてもオンライン化等による更なる合理化をすすめていく必要があると考える。		自動車安全運転センター法	警察庁	損害保険労働組合連合会	
5057	5057005	民間保険会社による診療報酬明細書の電子的取り付け	診療報酬明細書の電子化を一層推進するとともに、本人同意に基づき、保険会社等第三者による明細データの取得を可能とするよう、そのあり方について検討していただきたい。	自賠責保険や人身傷害保険の保険金支払いに際して、診療報酬明細書の取り付け、内容確認が必要となるが、同明細書の取り付けには一定の日数を要することから、迅速な保険金支払いにも影響を及ぼしている。医療分野におけるIT化推進の一環として、2011年までに診療報酬明細書のオンライン化の実施が決定されているものの、保険金支払い実務において、レセプトチェックの効率化を通じた消費者サービスの向上につなげていくためには、各診療機関と保険会社間のネットワーク構築等のインフラ整備が必要であることから、国レベルでの検討を要望するもの。		療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第3条 等	厚生労働省	損害保険労働組合連合会	
5057	5057006	登記事項要約書などの公的書類の電子化・電子的取り付け	登記事項要約書などの公的書類について、保険会社等の第三者による電子的取り付けを可能とするよう、そのあり方について検討していただきたい。	火災保険および地震保険等の安定的な保険供給と公平な保険料負担を実現していくためには、対象物件のリスク評価や構造判定にあたって、建築年月に応じた国の建築基準等の充足状況を公的な資料によって確認する必要がある。一方で、これらの情報を確認するための、登記事項要約書や建築確認申請書、登記簿謄本などの公的資料の取得にあたっては、インターネットによる不動産登記情報提供制度等のインフラ整備が進められているものの、請求者本人のオンラインによる申請が前提となっているなど、一般の個人利用には限界が生じているものと考えられる。以上をふまえ、広く一般の利用者が活用できる仕組みの構築に向けて、規制改革推進のための3カ年計画(共通的事項8.(1)情報公開の推進)等の趣旨をふまえ、登記情報等の確認申請時の委任に関わる手続きの簡素化やオンラインシステムの利便性拡充に向けた検討を要望するもの。		電気通信回線による登記情報の提供に関する法律および施行規則、施行令	法務省	損害保険労働組合連合会	
5057	5057007	確定拠出年金の制度拡充	確定拠出年金制度について、以下の制度拡充を検討して頂きたい。 専業主婦・公務員を加入対象とし転職時のポータビリティを向上させる 一定の要件を満たす場合は、別途課税等の対処を講じたうえで年金資産の取り崩しを認める 企業拠出に対する個人の上乗せ拠出を認める 拠出限度額のさらなる引き上げをはかる 10年間の通算加入者期間による受給開始年齢の制限を撤廃し、確定拠出年金の老齢給付金の支給要件を緩和する	新たな企業年金制度として導入された確定拠出型年金制度については、当該導入企業退職時のポータビリティが不十分であるほか、年金資産の中途引き出しが60歳までは高度障害時を除き不可とされているなど、老後の生活保障の確保の手段として、また資産形成の手段の一つとしては、不十分な点が多く存在する。については、以下の期待効果をふまえ、制度面の拡充をはかるべく、検討を進めていただきたい。 ・確定拠出年金の制度普及が図られる。 ・従業員の自助努力による老後資金形成の促進に寄与する。 ・少子高齢化の進展、高齢期の生活の多様化等の社会経済情勢の変化にかんがみ、国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、国民の生活の安定と福祉の向上に寄与する。		確定拠出年金法第62条、法人税法、所得税法 確定拠出年金法第28条、法人税法、所得税法 確定拠出年金法第19条、第20条、確定拠出年金法施行令第11条、法人税法、所得税法 確定拠出年金法第20条、第69条、確定拠出年金法施行令第11条および第36条、法人税法、所得税法 確定拠出年金法第33条	厚生労働省 財務省 金融庁	損害保険労働組合連合会	

提案事項番号	提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	要望の捕捉事項	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	その他(特記事項)
5057	5057008	盗難自動車のインターネットオークションによる流通防止策の強化	盗難自動車の流出防止に繋げるため、インターネットオークションにおける盗難自動車の流通阻止などの対策を講じていただきたい。	重大な社会問題となっている自動車盗難に関し、社会的な損失の低減や犯罪組織の資金源の根絶といった観点から、盗難自動車の流通段階での様々なプロセスにおける多面的なチェック強化が重要である。ついで、警察庁による古物営業法第21条の3の規定に基づく古物競り斡旋業者に対するインターネットオークションサイトの運用改善に向けた指導に加え、盗品の申告義務違反等に対する行政処分や罰則の制度化など、インターネットオークションで盗難自動車を流通させないような仕組みの構築をお願いしたい。		古物営業法第21条の3	内閣官房国際組織犯罪等対策推進本部 財務省関税局 監視課、業務課 国土交通省 警察庁	損害保険労働組合連合会	
5057	5057009	事故発生時の飲酒事実調査の強化・飲酒の事実の交通事故証明書への記載	飲酒運転による交通事故防止の観点から、夜間発生事故等における飲酒事実調査の一層の強化と調査結果の交通事故証明書への記載と情報開示を可能といただきたい。 あわせて、主要な交差点に設置されているビデオカメラ(交通事故自動記録装置)の撮影情報の保険会社による閲覧利用を可能といただきたい。	飲酒運転の防止については、政府・警察等の積極的な取り組み(道交法改正や取り締まりの強化)の効果が見られる一方で、依然として死亡事故を含めた重大事故が後を絶たず、社会問題化している。また、飲酒の事実を隠しての保険金の不正請求に対して、当事者の告知以外に保険会社が有効な対抗手段をもちえないことから、保険金の不正請求の排除を通じた飲酒運転への抑止効果を十分に発揮できない現状にある。以上をふまえ、飲酒運転に対する牽制効果の発揮、ならびに保険金の不正請求の排除、利用者サービスの向上といった観点から、飲酒調査結果の交通事故証明書への記載と各種情報開示について要望するもの。		道路交通法	警察庁	損害保険労働組合連合会	
5058	5058001	2010年までの公正競争環境の整備	NTTの在り方の抜本的見直しが行われるまでの暫定的な措置として、総務省は、早期に以下のような措置を講じてほしい。 ボトルネック設備の開放徹底 ・FTTH市場等におけるシェア増加が顕著なNTTグループは、固定電話市場の優位性をブロードバンド等の隣接市場に波及させている。ボトルネック設備の開放を徹底するため、実際にユーザを収容する加入者光ファイバ(シェアアクセス)のユーザ単位の開放、線路敷設基盤や同舎への指定設備の対象拡大等が必要。また、NTT東・西のNGNに関する接続ルールの早期整備が必要。 事業領域に関するルール整備 ・独占時代に構築したボトルネック設備、顧客基盤を継承するNTT東・西が単独で移動通信市場等へ事業領域を拡大することの禁止や、NTT東・西が主体となる形でのグループ連携による統合サービスの提供禁止等の措置が必要。 禁止行為等に関するルール拡充 ・NTT東・西は、持株会社を軸としたNTTグループ内兄弟会社(通信事業者以外の子会社含む)との連携により、市場支配力を行使しているため、禁止行為に関するルールをグループ内兄弟会社にも適用すべき。	・平成18年6月の政府与党合意により、NTTの組織問題は、2010年の時点で検討を行うこととされた。しかしながら、中期経営戦略を通じたNTTグループの市場支配力は持株会社体制下で更に強化されている。2010年までの間に、ドコモ分割・NTT再編成の趣旨は没却され、ボトルネックの問題も一層顕在化する恐れがある。 ・抜本的見直しまでの暫定措置として、総務省は「新競争促進プログラム2010」の推進により、公正競争ルールの見直しを進めており、ボトルネック設備開放や、グループの共同的・一体的な市場支配力について検討を進めている。 ・大きな方向性は示されているが、NTT東・西の委託子会社等グループ内連携の問題(ドコモショップにおけるBフレットとドコモ端末のセット割引の実施等)への対応(特定関係事業者制度の見直し等)について、具体的なルール化に向けた検討の場の設定が明確ではない。また、総務省は、NTT東・西の事業領域拡大の認可における検討でも、NTT東・西の移動体事業や上位レイヤ(ISP等)への進出について、ボトルネックの問題を解消しないまま、条件付きで認める内容を示している。		日本電信電話株式会社等に関する法律 電気通信事業法 総務省電気通信審議会答申「日本電信電話株式会社の在り方について」 日本電信電話株式会社の再編成に関する基本方針 規制改革推進3カ年計画 規制改革・民間開放の推進に関する第3次答申	総務省	KDDI株式会社	・平成18年度までの答申では、継続してNTTの在り方に対する問題意識を持ちつつ、具体的な施策が掲げられていたが、平成19年5月の答申では、問題意識として「通信市場における競争政策の在り方」と記載されたのみ。 ・電気通信市場における真の公正競争を確保するためには、残課題であるNTTのボトルネック性の問題やドミナンスの問題を解決する必要があるため、引き続きNTTの在り方に留意して頂きたい。
5059	5059001	「酸又はアルカリによる洗浄施設」の届出に関する見直し	PRTR法に基づき、特定化学物質を含まない水溶性洗浄液を使用し、施設からの排水漏洩防止のために、工場敷地内に側溝を設け、最終的には事業所内の総合排水処理場で処理した上で、排水を敷地外へ排出する等の対策を講じ、最終的な排水基準の担保ができていない事業者においては、「酸又はアルカリによる洗浄施設」の特定施設の届出を免除する。	・特定施設を設置・変更・廃止する際には、排水、地下浸透水を規制するために届出が必要。(対象施設は省令で指定) ・当社工場内には、「酸又はアルカリによる表面処理施設」に該当する「酸又はアルカリによる洗浄施設」が多数存在する。届出を個々の設備毎に行うため、書類作成・届出に多大な手間・時間を費やしている。 ・洗浄剤は、環境(水質汚染・排水処理)、人体への影響等の観点からも改良が続けられ、省令制定当初と比較すると、危険性は低下していると思われる。国では環境保全を目的にPRTR法を制定し、人体や生態系に有害な恐れがある特定化学物質を定めているが、当社では、この特定化学物質に該当しない洗浄剤を使用している。 ・更に、排水処理に関しては、施設からの排水漏洩防止のために、工場敷地内に側溝を設け、最終的には事業所内の総合排水処理場(終末処理場)で処理するため、敷地外に排出する時点での水質基準の安全性は担保できている。 ・このようなケースにおいては、工場全体で捉えた場合の安全性が担保できているため、個々の設備毎の届出を行わずとも特段の問題はないと思われる。		・水質汚濁防止法第5条 ・水質汚濁防止法施行令別表第1 65(酸又はアルカリによる表面処理施設)	環境省	民間企業	

提案事項番号	提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	要望の捕捉事項	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	その他(特記事項)
5060	5060001	電報受付番号「115番」を全ての電気通信事業者に開放する、或いは「115番」を撤廃する件	電報受付番号「115番」の使用許可について、希望する電気通信事業者に対し許可する件を要望します。 具体的には、「115番」の電話番号を利用することが出来る企業を、現在のNTT及びKDDI以外の電気通信事業者へ広げ、電報と同等の類似サービスである信書によるメッセージカードの受注・作成・送達サービスを提供しようとする全ての電気通信事業者が公平に「115番」を利用できるようにすべきである。 また、電報或いは電報と同等の類似サービスの利用者自身の判断で、より多くの電報或いは電報と同等の類似サービスと判断出来る信書によるメッセージカードサービスを選択できる環境を整えるべきである。 また、現行規制の基、希望業者の使用許可が出せない場合は、115番自体の使用を中止する。	実施内容は、国内に存在する全ての電気通信事業者が、電話回線およびP電話を介して電報或いは電報と同等の類似サービスの受注を受ける際の受付電話番号を「115番」とし、利用者は、自身が加入する電気通信事業者(電話会社)が発信する公平なガイダンス等に従い、利用したい電報および電報に類似した信書によるサービスを提供する会社を公平に選択出来るようにする、或いは、現行法規ではNTT、KDDI以外が使用する事が出来ないようなら、公平な市場競争が働くように、「115番」自体の使用を中止する。 提案理由として、電報事業は電気通信事業法附則第5条にあるとおり、現在で云うNTTとKDDIしか事業として行えない事になっています。さらに、電気通信事業法の電気通信番号規則によると、電気通信事業者が付加的な機能を用い提供する電気通信役務の識別番号(電話番号)の使用許可は、総務大臣への申請・許可をもって管理規制されていますが、既に許可された番号の中には、民間が電気通信事業へ参入出来るようになる以前にNTT等が取得している番号があります。 この既取得番号のうちに、電報申込の番号である115番があります。 この番号は現在に至るまでの永きに渡り、国民に電報受付番号として周知されてきた電話番号であり、それ故に新規に、電報と同等の類似サービスを信書便を用い参入する企業が事業を始める際に「別の受付番号」を用いても競争力に大きな隔たりがあり、NTTが行う電報との市場競争を阻む大きな障害になっています。 そして、特定企業による市場独占の大きな要因になっていると考えられます。 また現在では、電報自体が郵便よりも緊急を要する電文の送達を行なう手段として用いられていた時代は既に過ぎ去り、今では電報は慶弔を主とした冠婚葬祭での利用が殆どを占めるため電報事業を特定企業がほぼ独占する状態や、115番を緊急番号として国や一部企業が占有することは、特定組織の保護であり今の時代に合わないとも考えられます。 そして、本要望の要点である「115番」の電報受付番号の取扱いが、NTTとKDDIしか使用出来ない状況は、自由な競争を阻む特定企業に対する保護と捉えられ、国民の多くはこの構造を知らないうちに、事実上、NTTが電報および類似サービス市場における価格の決定権を持つ、市場競争性のない商品の利用を強いられていると考えます。 当社は、信書便法の許認可のもと特定信書便事業者として、信書による電報と同等の類似商品の受注・販売を事業として行なっておりますが、元来信書便が云う民間の事業参入は、市場の競争によって利用者利益をもたらそうと云う考え方であります。 しかし現実には、信書である電報の拡販を広げるべく(電気通信事業者との業務提携を行なう中で、電報受付番号の「115番」はNTTとKDDIしか利用できない状態以上のこと踏まえ、115番を電気通信事業者が公平に利用できるようなりて置き、電報および信書による電報類似サービスの事業において、正当な市場競争がはたらく環境を開き、利用者である国民に対し、利便性と経済効果をもたらしたく、要望を提出いたします。	電気通信事業法 電気通信番号規則	総務省	株式会社KSG インターナショナル		
5061	5061001	保安距離を規制する小規模高圧ガス保安物件要件の規制緩和	保安距離の規制対象となる、処理することができるガス容量を、高圧ガス保安法上の許可要件と同様にしたい。	オートレブを使用する高圧ガス実験棟の建設をする時、事業所の構内には危険物一般取扱所としての研究所が回りにあり、消防法上は危政令 第9条第1項第1号二、19条に及び、危規則第12条第1号により、「高圧ガス保安法の規定で許可を受けなければならない施設及び届出なければならない高圧ガスの製造設備であって…処理することができるガス容量が1日30m ³ 以上である設備を使用して高圧ガスの製造するもの、20m ³ 以上」となっている。 上記規制の処理量30m ³ の根拠は1997年に高圧ガス保安法が改正される前の高圧ガス取締法第5条での製造の許可要件であると推察される。 改正された高圧ガス保安法では30m ³ から許可要件が第一種ガス以外は100m ³ 、第一種ガス(窒素等)で300m ³ 以上に改正されている。なお、高圧ガス施行令第3条および一般則 第101条では、第1種ガスとそれ以外のガスが100 - 300m ³ を含む場合は、[100 + (2/3) × S] m ³ と規定されている。(Sは第1種ガスの処理量。) そこで消防法の保安距離20mの要件である高圧ガス容積は、一律の30m ³ でなく、高圧ガス保安法と整合させ、取扱いの高圧ガスの種類に応じた処理量([100 + (2/3) × S] m ³)としていただきたい。	危険物の規制に関する政令第9条、第19条 危険物の規制に関する規則第12条 高圧ガス保安法 第5条(製造の許可等) 高圧ガス保安法施行令 第3条(政令で定めるガスの種類) 高圧ガス保安法一般則 第101条(第1種製造者に係るガス処理容積の算定方法)	総務省消防庁・危険物保安室	日本化学工業協会 経済・税制委員会 規制緩和検討部会		
5062	5062001	行政書士の業務独占を廃止し、行政書士の業務を隣接士業が行うことができるようにする。	行政書士の業務を隣接士業が行うことができるようにし、行政書士は名称独占資格とする。	1. 行政書士法第2条により、行政書士の資格を有する者は、試験合格者以外に、弁護士、弁理士、公認会計士、税理士、一定の年数以上(17年又は20年)行政事務を担当した公務員と規定されている。行政書士資格には、特に専門性が求められているわけではない。行政書士の業務については、「他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類を作成すること」(行政書士法第1条の2)かつ「そのうち他の法律において制限されているものについては業務を行うことができない」(同第2項)とされている。業務範囲が広範であると解されているわりには、専門性の高い業務については他の資格に制限されているものである。これは、「権利義務又は事実証明に関する書類」を作成することが、本来は「官公署に提出する書類」の作成に附随して、限定的に認められるべきものであることを意味している。このように専門性の高い業務については行政書士資格の専業とする意義が現代において既になく、むしろより高い専門性を持つ各士業が行政書士業務を行えば十分足りるものである。なお、このような行政書士の業務範囲は国民にわかりにくく、行政書士がその業務範囲を超えて業務を行ったとしても国民に気づくことが困難であることから、業務過誤発生時における責任の所在が不明確になるなど、国民にとって大きな危険性をはらんだ制度であると言える。 2. 行政書士は、弁護士法72条違反や司法書士法違反等により逮捕されたり、戸籍謄本等の職務上請求書の不正利用など(その他の欄へ続く)	行政書士法、弁理士法、公認会計士法、税理士法、司法書士法、土地家屋調査士法、社会保険労務士法	総務省、特許庁、金融庁、国税庁、法務省、厚生労働省	個人	(実施内容・提案理由の続き) 違法行為を行う者が後をたたく、国民の権利を侵害し、損害を与えている。3. よって、より専門性の高い隣接専門職である弁理士、公認会計士、税理士、司法書士、土地家屋調査士、社会保険労務士の各士業が行政書士業務を行うことができるようにすべきである。これにより、国民の法益が保護され、また利便性が非常に高まるからである。	
5063	5063001	ハンドル型電動車いすの鉄道利用に関する調査及び規制緩和	ハンドル型電動車いす使用者の鉄道乗車は、身体障害者福祉法における補装具として交付された場合に限り、介護保険利用者については、乗車を承認していない。(公営地下鉄を除く)介護保険利用者の増加に対応すべく制度の見直し、調査、規制の運用を緩和すべきである。	ハンドル型電動車いす使用者の鉄道乗車は、身体障害者福祉法に基づく補装具として交付された場合に限られ、車いす交付証明書、交付決定通知書の提示が条件となっている。したがって介護保険利用者については、同様の制度がないため証明書等の提示が出来ない。また根拠となる国土交通省の答申により、その答申に基づいて民間鉄道会社は運用し、証明書の提示を定めているが、公営地下鉄は、答申にとらわれず条件を設けていない。鉄道事業所で見解、対応が異なるのは生活権、移動の差別である。また同じ電動車いすを使用する介護保険利用者側から、不公平な措置である。車いすの開発、鉄道駅、車両が整備されつつあり、利用者の増加に対応すべく制度の見直し、調査、規制的な運用緩和が早急に望まれる。平等に鉄道利用が可能になれば、福祉サービスの充実や社会参加の拡大が見込まれる。	2003年3月国土交通省答申「交通バリアフリー技術企画調査研究報告書」及び身体障害者福祉法20条	国土交通省	個人		

提案事項番号	提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	要望の捕捉事項	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	その他(特記事項)
5064	5064001	1. 公共嘱託登記土地家屋調査士協会について 2. 上記以外の専門業界の社団法人について	1. 公共嘱託登記土地家屋調査士協会だけに業務を丸投げ可能な制度の見直し 2. 上記が不可能でしたら、他の団体も丸投げを可能な制度の見直し	1. 土地家屋調査士も法人設立が可能になりましたので、協会だけに大きな特権があるのはおかしいと思います。 2. 他の社団法人なども公共嘱託登記土地家屋調査士協会と同様に丸投げを合法化してもらいたい。 例えば、測量協会など。今の制度は不公平です。		測量法 土地家屋調査士法 不動産登記法	法務省 国土交通省	個人	添付書類 制度の現状
5065	5065001	行政書士制度の廃止 行政書士業務の国民への開放	行政書士制度を廃止し、行政書士業務を広く国民全体に開放すること	1. 行政書士法制定当時の地方行政委員会議事録によると、行政書士法第1条の2、第1条の3に規定されている行政書士の業務としては、「忙しい」又は「字が書けない」というような国民の代わりに出生届けなどを出すことなどが考えられていた。したがって、その専門性はほとんど無い、若しくは著しく低いと言えるもので、各種メディアの発達、教育の徹底がなされた今日においては、制度それ自体が不要なものである。 2. 行政書士は、日本全国で39,031名存在する(平成19年4月末日現在)。ところで、行政書士法第2条により、行政書士となる資格を有する者は、弁理士7,259名(第3号)、公認会計士17,246名(第4号)、税理士69,913名(第5号)、国家公務員約48万名(第6号)地方公務員約154万名(第6号)、合計約211万名、実に国民の100人に1名以上(1.75%)が該当することになる。これに加えて多数の公務員退職者及び行政書士試験合格者で、未登録の者がいる。このような資格が、専門性を有しているとは、到底認めがたい。(その他欄に続きあり)		行政書士法第1条の2、1条の3	総務省	個人	3. 行政書士には、弁護士法第72条、司法書士法第73条1項、弁理士法第75条、税理士法第52条等において、その職種以外の者が業務を行うことを禁止している事項に反し、違法行為を公然と行う者が非常に多い。また、これを取り締まるべき立場にある、日本行政書士会連合会及び各行政書士会も、これらの行為を事実上黙認している状態にある。このような自浄努力が期待できない、倫理観の欠如した職種は排除されるべきである。
5066	5066001	商品取引所法第214条第3項の適用除外法令の制定ないし制限の緩和	証券取引法に対する「証券会社の行為規制等に関する内閣府令」(適用除外行為)第1条第3～5項があることにより、証券においてはシステムトレードが一般顧客に対して提供でき、現にマネックス証券等も提供している(参照: http://www.monexbeans.net/pdf/press/mbh/press2007_03_01_rtt.pdf)が、商品取引所法においては適用除外行為が制定されていないため、同様なサービスを提供することができないという回答を経済産業省商務情報政策局商務課より得た。商品先物市場の国際化と活性化、及び投資家保護の観点から、システムトレードを提供可能とするよう、法令の制定ないし法解釈の明確化を行うべきである。	商品取引所法 第214条第3項において、「顧客の指示を受けないでその委託を受けること」は禁止されているが、「顧客の指示」の定義があいまいである。経済産業省商務情報政策局商務課にの回答では、Webトレードにおいては「顧客の発注意思の発露としての発注ボタンのクリック」が必要であるということであった。しかしながら解釈次第では「顧客の主體的な意思によって定められたルールに基づいて発注すること」はすなわち「顧客の指示を受けた委託」であると当社は解釈し、諸外国で急速に一般に普及しているシステムトレード(参照: http://www.tradestation.com/ 、 https://www.tradesignal.com/)を日本の商品先物市場への一般投資家に提供することを企画している。システムトレードを商品先物市場の一般投資家に提供することで、海外からの資金の流入による国際化と活性化、及び恣意性の入らないルールに基づいた投資行為を一般化することによって投資家保護にも寄与するものと考えられる。そのために、前述の条項における「顧客の指示」の解釈の明確化による制限の緩和、ないし証券取引法に対する証券会社の行為規制等に関する内閣府令の適用除外行為第1条第3～5項と同様の法令を制定するべきである。		商品取引所法 第214条第3項	経済産業省、農林水産省	大洗ホールディングス株式会社	
5067	5067001	特別職公務員(嘱託)の徴税吏員任命	地方税法第1条第3項の徴税吏員には一般職公務員のみ任命できるとされるところ、特別職たる嘱託職員も任命できるものとすべきである。	地方税では特に滞納整理業務に要する人件費が大きな負担となっている。また、近年は時効欠損を漫然と放置したとして首長が敗訴する裁判事例も登場しており、滞納対策が法的にも道義的にも喫緊の課題である。 他方、時効中断のためには主として督促や差押を行う必要があるが、督促は一度だけとされ、その後は主として差押によるざるを得ない。ところが、地方税法上は督促も差押も徴税吏員にのみ授權されている。 嘱託は一般職よりも低廉なうえ、自治体が直接雇用し指揮監督を行えるため、多くの自治体で様々な業務に活用されている。しかし、徴税吏員に関しては、強力な公権力の行使を行うため、地公法上の服務規律を負う一般職のみが任命できるとされ、嘱託を任命することは否定されている。このため、現状では嘱託による督促や差押は困難である。 しかし、滞納処分といえども行政上の義務履行確保手段の一つであり、その制度設計は立法政策上の問題に過ぎない以上、特別職たる嘱託を徴税吏員に任命することは可能なはずである(その証左に、非公務員型独立行政法人や認可法人、さらには株式会社に対し滞納処分権限を授權する立法例が20事例以上も存在する)。 仮に地公法上の服務規律が必要であるとしても、特別職国家公務員たる執行官が裁判所職員臨時措置法により国公法上の服務規律が準用されたうえで民事執行に従事しているのと同様に、嘱託にも法令の特例として地公法上の服務規律規定を準用すれば良いだけである(そもそも、前述立法例では独法等職員には地公法上の服務規律は適用されていない)。 なお、嘱託・民間活用により、毎年徴収コストが少なくとも2,600億円削減され、徴収額が1兆1,600億円増加する。		地方税法第1条	総務省	市場化テスト推進協議会	

提案事項番号	提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	要望の捕捉事項	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	その他(特記事項)
5067	5067002	地方税滞納処分業務のうち、督促、第三者への質問検査・差押の各権限の民間事業者への授権	<p>税目により異なるが、市町村税を例とすれば、地方税法第298条(質問検査権)、第329条(督促)、第331条(差押、交付要求、参加差押)、第333条・国税徴収法141条(滞納処分に関する質問検査権)について、民間にも授権できる旨の規定を置く。</p> <p>督促状において、民間による調査を拒絶し、捜索権限まで有する徴税吏員による滞納処分を選択することができる旨を記載し、滞納者の申し出により選択させる。滞納者の申し出がなければ民間による調査に同意したものと扱ふ。</p> <p>民間の調査・差押を実施する範囲について、国税徴収法第141条二～四までとし、滞納者本人への調査及びこれに伴う差押は授権しない(なお、必要であれば国税徴収法施行令第十三条第一項の特殊関係者への調査・差押も除く)。これにより、滞納者本人への直接接点回避し、トラブルを防止する。また、調査の相手方を官公庁や金融機関等、勤務先など、一定の法的知識などを有する第三者にすることで、職権濫用や違法行為、その他各種トラブルの抑制も十分期待できることとなる。</p>	<p>地方税徴収業務では徴税費用が増高し、また近年は時効欠損を漫然と放置したとして首長が敗訴する裁判事例も登場しており、滞納対策が法的にも道義的にも喫緊の課題である。</p> <p>時効中断には主として督促か差押を行う必要があるが、督促は一度だけとされ、その後は主として差押によらざるを得ない。このため、滞納者の所在確認や財産調査など徴収業務のノウハウを有し、機動的かつ柔軟な対応が可能な民間事業者に差押権限までを授権すべきである。</p> <p>ところが、地方税法上は督促も差押も徴税吏員にのみ授権され、民間への授権は困難である。</p> <p>しかし、滞納処分といえども行政上の義務履行確保手段の一つであり、その制度設計は立法政策上の問題に過ぎない(その証左に、非公営型独立行政法人や認可法人、さらには株式会社に対し滞納処分権限を授権する立法例が20事例以上も存在する)。また、差押の本質は滞納者の財産の保全に他ならず、その剥奪ではないことを考えれば、滞納処分権限の全てではなくとも、督促・質問検査・差押の民間授権は可能はずである。</p> <p>罰則付調査権を根拠に民間授権を否定する見解もあるが、質問検査権自体は任意調査権であるし、罰則は最判昭45.12.18によれば公務執行妨害罪の補充的規定とされるが、本体たる公務執行妨害罪は民間事業者でもみなし公務員規定で成立しうる。補充的規定は民間不可というのは、判例との整合性に疑問がある。</p> <p>なお、本人(黙示)同意のもと、官公庁・金融機関などに対してのみ調査及び差押を行うなど、授権にあたっては当然ながらスキームの工夫を行うものである。これにより、毎年徴収コストが少なくとも2,600億円削減され、徴収額が1兆1,600億円増加する。</p>		地方税法第1条、地方税法第298条(質問検査権)、第329条(督促)、第331条(差押、交付要求、参加差押)、第333条・国税徴収法141条(滞納処分に関する質問検査権)	総務省	市場化テスト推進協議会	
5067	5067003	固定資産評価業務の民間開放	<p>地方税法第404条(固定資産評価員)から「固定資産が少い場合」を削除し、市町村の自主的判断で評価員を置かないことができるようにする。</p> <p>評価員405条(固定資産評価補助員)に、「市町村長は、適切と認める法人その他の団体に対し、固定資産評価員の職務の全部または一部を委託して行わせることができる。この場合において、受託者又は委託事務従事者(受託者の役員又は職員その他の委託事務に従事する者をいう。)は、固定資産評価補助員とみなす。」旨の規定を追加する。</p> <p>なお、により、同法第353条(徴税吏員、固定資産評価員、固定資産評価補助員の質問検査権)の権限も受託者に授権されることとなるものと考え、必要であれば質問検査権を受託者に授権することの確認規定が必要であればこれを置き、明確化する。</p>	<p>固定資産税に関する評価業務は地方税業務の中でも大きな割合を占める、全国で約28,000名が従事、その人件費は約2,000億円に上る。ところが、この固定資産評価業務はほとんどがいわゆる正規職員により実施されており、航空写真の撮影など周辺業務のみ民間に委ねられているというのが実情である。</p> <p>固定資産評価業務に関しては、これまで、固定資産評価員・評価補助員には質問検査権が付与されており民間に委ねられないこと、評価と課税とは一体不可分であることなどを理由に包括的民間開放が認められていない。</p> <p>しかし、質問検査権を民間に授権している例は多数あるうえ、評価業務自体、詳細かつ定型的な固定資産評価基準に基づき実施されるものであり、委託が困難とはいえない。また、評価への不服申立の途も制度として確立されている。</p> <p>また、土地区画整理法・都市再開発法では換地計画・権利変換計画策定業務が株式会社により包括的に授権され、その計画を知事が認可することとされている。ところが、この計画には固定資産評価も含まれている。このように、他の立法例では固定資産の評価と決定(認可)が分離され、しかも前者が包括的に民間に授権されているにもかかわらず、地方税法における固定資産評価業務については包括民間開放が認められないというのは、その根拠に強い疑問を持たざるを得ない。</p> <p>包括的民間開放を認めることで全国で毎年数百億の人件費が節減可能であるにもかかわらず、また他法との矛盾があるにもかかわらず、仮になお包括民間開放を認めないというのであれば、もはや行財政改革・規制改革・民間開放の推進という政府の方針に面従腹背の姿勢であるとか考えられないところである。</p>		地方税法404条・405条及び353条	総務省	市場化テスト推進協議会	
5067	5067004	自治事務に関する自治体条例制定権の強化	<p>地方自治法第14条第1項を次のように改正すべきである。</p> <p>「普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第9項の事務に関し、条例を制定することができる。」</p>	<p>自治体の自治事務は、法定受託事務と異なり、自治体の裁量を広く認めるべきである。しかし、現実には地方自治法第14条第1項により、条例制定権が政省令に劣後することとされ、地方議会の議決という民主的手続きを経て制定された条例が、法の委任を受けただけの政省令に制約されることとなっている。</p> <p>分権改革前においても自治事務に相当する業務のほとんどは条例を制定することが可能であったが、それは政省令に反しない限りであった。分権改革後の現在においてもその基本的な構造は変わっておらず、いわば自治事務に関しては分権改革から取り残されたままである。</p> <p>自治立法権を強化充実するためにも、地方自治法第14条第1項は法定受託事務についてのみ適用されることとすべきである。</p>		地方自治法第14条第1項	総務省	市場化テスト推進協議会	
5067	5067005	自治体が条例により定めることができる罰則の上限引き上げ	<p>地方自治法第14条第3項を次のように改正すべきである。</p> <p>「普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、二年以下の懲役若しくは禁錮、一億円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は百万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。」</p>	<p>個人情報の不正漏洩問題に象徴されるように、現代社会では不正行為も多様化、悪質化しており、自治体が自治立法により積極的に保護すべき法益も多様化・高度化している。また、公共を担う主体が公務員から民間に拡大する中、公務を担う民間への実効性ある統制や監督、そして公務自体の保護も重要となっている。</p> <p>これに対し、自治法第14条第3項による罰則の範囲は旧態依然としており、犯罪抑止力を欠き、かかる状況に対応できない。</p> <p>国法レベルでは、行政犯に対し自治法第14条第3項よりも重い罰則を定めている例が多数あるところ、自治体が条例により課することができる罰則の上限もこれと同程度まで引き上げるべきである。</p> <p>なお、以下の立法例は自治体が地域の実情に応じて定めてもおかしくないところ、これと同程度の罰則を自治体に授権することは十分検討し得るはずである。</p> <p>(一億円以下の罰金を定める例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第36条 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第30条 ・食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第5条 ・食品衛生法第78条 (百万円以下の過料を定める例) ・中部国際空港の設置及び管理に関する法律第27条 ・高速道路株式会社法第22条 ・成田国際空港株式会社法第22条 ・東京地下鉄株式会社法第16条 ・東京湾横断道路の建設に関する特別措置法第16条・第17条 		地方自治法第14条第3項	総務省	市場化テスト推進協議会	

提案事項番号	提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	要望の捕捉事項	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	その他(特記事項)
5067	5067006	行政代執行法第1条の改正により、行政代執行を除く行政上の義務履行確保手段を条例により創設できるようにする	行政代執行法第1条を、次のように改める。 「行政上の義務の履行確保に関しては、別に法律又は条例で定めるものを除いては、この法律の定めるところによる。」	地方公共団体は多様な行政事務を抱えており、たとえば委託事業者に対して適切な業務運営を行うよう義務付けたい場面も想定される。また、そもそもこれ以外にも様々な行政課題があるところ、これらに適切確実に対応していくためには、行政上の義務履行手段を持つことが重要である。 ところが、行政代執行法第1条の定めにより、課徴金や直接強制といった行政上の義務履行確保手段については条例により創設することができないと解される(通説)。これは地方分権という観点からは適切ではない。 自治体が違法不当行為に対し柔軟かつ実効的に対応できるようにするためにも、行政上の義務履行確保手段を広く自治体に付与していく必要がある。 このため、行政代執行法第1条を改正し、地方公共団体が条例により義務履行手段を創設できるようにすべきである。		行政代執行法第1条	総務省	市場化テスト推進協議会	
5067	5067007	特別職の見直し	地方公務員法第3条につき、特別職を再整理し、一般職と特別職のいわば中間ともいえるべき新たな枠組みを創設し、地公法上の服務規律等を課したうえ、嘱託職員などを当該枠組みに位置付け、これを一般職と同様に広く活用できるようにすべきである。	自治体の実務では特別職地方公務員たる嘱託職員が極めて多く用いられている。 ところが、いわゆる吏員規制業務については、民間への委託が困難であるだけでなく特別職の地方公務員を充てることも困難と解されており、嘱託職員を吏員規制業務に充てるのが困難である。このように、特別職のあり方および吏員規制業務の存在が自治体における人的資源活用を硬直化させる一因ともなっている。 そもそも、特別職という枠組みは一般職以外という意味しか持たず、これに対し権限や資格が積極的に付与されているわけではない。現行の特別職という概念は非生産的な枠組みであり、そのあり方を見直し、嘱託職員等に一定の規整や権限・資格を与え、一般職と同様に広く活用できるようにすべきである。		新規特例措置要望	総務省	市場化テスト推進協議会	
5067	5067008	地方公務員の営利企業への派遣を柔軟化するための特別法	公務員の民間事業者への派遣出向等に関しては、国家公務員に關しいわゆる「官民交流法」が整備されているのに対し、地方公務員については、「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」が公益法人への在籍出向や出資法人への退職出向を定めるだけであり、民間事業者への出向に關し法的疑義もあるところである。 このため、「地方公務員版官民交流法(仮称)」を整備し、営利法人等への派遣に關する法的疑義を払拭し、地方公務員の民間事業者への一時的移籍を柔軟化させるべきである。	【制度の概要案】 (1) 対象法人: 公共サービス改革法上の公共サービス実施民間事業者等、一定の要件に該当するもの(各種欠格事由も検討の余地あり) (2) 退職の扱い: 分限免職の一つとして位置付けるべき。 (3) 派遣終了後の採用: 職員が退職したのち、株式会社等において一定期間在職した場合又は派遣先の株式会社等との契約が途中で解除された場合は、欠格条項に該当する場合等を除き、任命権者はその者を職員として採用するものとする。 (4) 契約解除時の対応: 派遣先の株式会社等との契約が途中で解除された場合において、引き続き別の株式会社等と新たな契約を締結した場合、任命権者は、前項にかかわらず、当該職員を新たに契約を締結した株式会社等に派遣させることができる。 (5) 退職派遣期間: 契約期間を上限とし、派遣先との協議により定める。契約解除時には終了するものとする。 【派遣された職員の処遇等の案】 (1) 給与差額の補填: (認めるか否か検討の必要あり) (2) 災害補償・医療保険: 派遣先の制度を適用 (3) 共済長期給付・退職手当: 派遣期間を通算 (4) 復帰後の処遇: 部内の職員との均衡を失うことのないよう、必要な措置又は適切な配慮を行う。		地方公務員法第35条、第38条	総務省	市場化テスト推進協議会	
5067	5067009	自治体版PEO(共同雇用職員制度)の導入	第一任用主(自治体)が指揮命令権及び人事権を行使し、第二任用主(民間企業)が雇用管理及び福利厚生を実施する仕組みを導入する。 これにより、指揮監督系統を確保したうえ、人事管理を民間に委ね、自治体が徐々に組織のスリム化を図れるようにすべきである。 なお、労働者派遣と類似する部分があるが、本制度では期間制限を設けないものとすべきである。	自治体においては、業務の適切な管理運営のため、外部人材資源を活用する場合でも指揮命令権を直接行使したいというニーズが強く存在する。他方、給与計算や福利厚生事務などはまさに外部委託を実施すべき業務に他ならない。こうした点を考えると、自治体においてはPEOへの潜在的ニーズが高いものと思われる。 現行の地方公務員制度・労働法制度はかかる共同雇用制度を想定していないと思われるが、新しい公共を創出するためのツールとして、地方公共団体に関する法特例措置として検討すべきである。		新規特例措置要望	総務省	市場化テスト推進協議会	

提案事項番号	提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	要望の捕捉事項	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	その他(特記事項)
5067	5067010	民間事業者への通則的権限委任規定の創設	地方自治法第153条第1項において、長が条例の定めるところにより指定する者に業務を委ねることができるようにし、併せて指定を受けた者に対しみなし公務員規定や秘密保持義務規定及び監督規定を定める	自治体の業務を民間に包括的に委託しようとする場合、当該業務の権限が法令により定められたものであるときは法令による権限配分を変更することになるため、法令の根拠が必要となる。このため、自治体が民間事業者に対して柔軟に権限を授権することは困難である。 地方自治法は第153条第1項において長が吏員に権限を委任できる旨定めているが、さらに民間事業者に対しても柔軟に権限を委任できるようにするため、条例の定めるところにより、自治体が指定する者に業務を委ねることができるようにし、併せて指定を受けた者に対しみなし公務員規定や秘密保持義務規定及び監督規定を定めるべきである。 新しい公共を創出するためには、その担い手についても一定の規整を行ったうえで、彼らがどのような業務に従事できるのか、その根拠と範囲を明確に定める必要がある。		地方自治法第153条第1項	総務省	市場化テスト推進協議会	
5067	5067011	民間事業者に対する補助執行通則規定の創設	地方自治法第180条の2と同様に、民間事業者による補助執行規定を定め、併せて当該民間事業者に対しみなし公務員規定や秘密保持義務規定及び監督規定を定めるべきである。 なお、第180条の2は「他の執行機関との関係」について定める第5款に置かれているため、執行機関ではない民間事業者についてここで規定することは形式上適切でないことも想定される。このため、同条と類似した規定を特別措置として定めることを要望する。	自治体の業務には、業務権限それ自体の移動を伴わず、民間事業者が業務を内部的に補助し、対外的には長の名で執行するいわゆる補助執行とすることが適切な場合も多い。 ところが、法令には民間事業者に委託ないし補助執行させることができるとは書いていないことが通例であり、民間事業者への委託の可否を巡りしばしば混乱が生じているところである。 これに対し、長の権限に属する事務の一部を民間事業者にも補助執行させることができる(あるいは委託できる)ことを明確化するため、自治法第180条の2と同様に民間事業者への補助執行規定を定め、併せて当該民間事業者に対しみなし公務員規定や秘密保持義務規定及び監督規定を定めるべきである。 なお、従来の民間委託では法改正なしでも実施されていたのであり、法改正の必要性がないという反論も想定されるが、自治体の業務につき、原則として民間委託が可能であることを明確化し、さらにみなし公務員規定等の措置を講じることを主眼とするものである。 新しい公共を創出するためには、その担い手についても一定の規整を行ったうえで、彼らがどのような業務に従事できるのか、その根拠と範囲を明確に定める必要がある。		新規特例措置要望 (または地方自治法第180条の2)	総務省	市場化テスト推進協議会	
5067	5067012	みなし公務員規定の適用に関する一般的根拠規定の創設	構造改革特区法における法特例措置として、みなし公務員規定特区を創設する。 自治体は、みなし公務員規定の適用を希望する業務につき構造改革特区申請し、認定された場合、当該業務についてみなし公務員規定を適用するものとする。 案 1. 措置の概要 (1) 構造改革特区法において以下のような法特例措置を追加する。 (2) 自治体の長は、対象とする業務の範囲及びみなし公務員規定を適用すべき期間を明らかにしたうえで構造改革特区認定を行う。 (3) 認定を受けることにより、当該業務はみなし公務員規定の対象業務となる。 (4) 当該業務に従事する者は、これにより当然にみなし公務員規定が適用される。 2. 運用など (1) みなし公務員規定の適用期間は必要に応じ更新することができるものとする。 (2) 公共サービス改革法の第2条第4項第1号に関するみなし公務員規定と同様に、自治体が対象範囲や期間を一定程度柔軟に定めることを可能とする。	公共サービスの中には、特にその適切確実な実施を確保することが求められるものがあり、このような業務には必要に応じ各種監督措置やみなし公務員規定が置かれていることも少なくない。 特にみなし公務員規定は、贈収賄や職権濫用の防止という点で大きな意義が見出せる規定である。自治体の業務には、贈収賄や職権濫用等を防止すべき必要性がある業務も少なくない以上、自治体がみなし公務員規定を柔軟に活用できれば非常に有益である。 ところが、みなし公務員規定は、個別法において定められる場合のほか、公共サービス改革法においても定められているものの、自治体がこれらを柔軟に活用できるかという点では極めて不十分である。 このため、自治体が必要に応じみなし公務員規定を柔軟に適用できるよう、みなし公務員規定特区を創設し、みなし公務員を特定の業務に適用したい自治体はその業務の範囲を明らかにした上特区申請し、認定された後は当該業務に従事する民間事業者にみなし公務員規定が適用されるものとする。 これにより、特区がみなし公務員規定の通則法として機能することが期待され、適切確実なアウトソーシングの実施に大きく寄与すると期待される。 なお、刑法は特区になじまないという反論が想定されるが、既に特区においてみなし公務員規定が定められている事例がある以上、この反論には理由がない。		新規特例措置要望	(不明)	市場化テスト推進協議会	
5067	5067013	債権管理回収業に関する特別措置法上の特定金銭債権の追加	債権管理回収業に関する特別措置法第2条第1項に各種公金債権を追加すべきである	いわゆるサービサーは、資本規模要件や弁護士取締役要件が置かれ法務大臣の認可を要するなど一定の厳格な規整を受けており、自治体としても公金債権の回収委託先として活用しやすい。 他方、サービサーが取り扱うことのできる金銭債権は、債権管理回収業に関する特別措置法において、特定金銭債権として個別列挙されている。このため、同法所定の特定金銭債権に各種公金債権を追加し、自治体がサービサーを利用しやすくするべきである。		債権管理回収業に関する特別措置法第2条第1項	法務省	市場化テスト推進協議会	

提案事項番号	提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	要望の捕捉事項	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	その他(特記事項)
5067	5067014	下水道法における排水設備等立入検査の民間開放	下水道法第13条所定の工場などの排水設備等への罰則付立入検査権限を民間に授権するため、以下のように改正する。 「公共下水道管理者は、公共下水道若しくは流域下水道の機能及び構造を保全し、又は公共下水道からの放流水若しくは流域下水道からの放流水の水質を第八条の技術上の基準に適合させるために必要な限度において、その職員又はその命じた者若しくは委任を受けた者をして排水区域内の他人の土地又は建築物に立ち入り、排水設備、特定施設、除害施設その他の物件を検査させることができる。ただし、人の住居に使用する建築物に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。」	下水道法は第13条において、工場などの排水設備等への罰則付立入検査を定める。この権限も民間に授権することは困難とされている。 しかし、この権限は、居住者がある場合にはその事前承諾を得るものとされるうえ、検査妨害の罰則も20万円以下の罰金に過ぎず、民間に授権したとしても弊害は考えにくい。 罰則付調査権は、調査客体の同意に基づく一種の任意調査とされ、実力により実施する強制調査ではない。また、その罰則(調査妨害罪)は公務執行妨害罪の補充的規定でもであるとされるが、本体である公務執行妨害罪では民間事業者が客体となり得るのに、補充的規定である調査妨害罪では民間事業者を客体とする法特別措置ができないというのは直ちに首肯し得ない。そもそも、反証となる民間授権立法例も多数存在する。 こうした点からすれば、罰則付調査権が民間授権できないという解釈にはその根拠に強い疑問がある。 下水道関係業務は既に大部分が民間委託されているところ、包括民間委託を進めるためにも、下水道法第13条の立入調査権限を民間に授権できるものとし、下水道管理者のほか民間事業者も立入検査を行えるものとすべきである。		下水道法第13条	国土交通省	市場化テスト推進協議会	
5067	5067015	生活保護資産調査・訪問調査権限の民間授権等	生活保護法第21条(補助機関)に特例を設け、民間事業者も事務の補助を行うことができるものとする。 その他、これに基づき第27条、第28条第1項・第4項、第29条、第61条、第62条第1項・第3項の事務を民間に委ねる。 同法28条・29条の調査権限等を民間事業者にも付与する。 みなし公務員規定・秘密保持義務規定その他所要の監督規定を定める。	生活保護業務は生活保護法に基づき実施されるが、現状では生活保護現業員の業務が過重となり、チェック不全による不正受給も問題となっている。このため、民間活用が重要な課題として認識されている。 これに対し、既に厚生労働省からも大部分の業務において民間活用が可能である旨の見解が示されているところであり、これは自治体の経営改善のための選択肢を増やすものとして極めて高く評価すべきものであると考える。 そのうえで、民間が業務に従事した場合のプライバシー保護や権限濫用の防止のため、みなし公務員規定や秘密保持義務規定を定めるべきであり、また、居宅訪問や資産調査の円滑化・実効化を図るため、民間事業者に明確な法的根拠を有する調査権限を付与すべきである。 なお、罰則付調査権は、調査客体の同意に基づく一種の任意調査とされ、実力により実施する強制調査ではない。また、その罰則(調査妨害罪)は公務執行妨害罪の補充的規定でもであるとされるが、本体である公務執行妨害罪では民間事業者が客体となり得るのに、補充的規定である調査妨害罪では民間事業者を客体とする法特別措置ができないというのは直ちに首肯し得ない。そもそも、反証となる民間授権立法例も多数存在する。 こうした点からすれば、罰則付調査権が民間授権できないという解釈にはその根拠に疑問がある。 特に、民間事業者に調査権限を付与する場合、金融機関等は条理・契約あるいは慣習上の守秘義務を迫うため、金融機関としては、調査が法令に基づくものでない限り協力しにくい。このように、法律により民間事業者に調査権限を付与しないと実務が動かず、極めて重要な課題である。		生活保護法第21条・第27条、第28条第1項・第4項、第29条、第61条、第62条第1項・第3項・第28条・第29条	厚生労働省	市場化テスト推進協議会	
5067	5067016	戸籍法関係業務の民間委託可能範囲の拡大	戸籍法関係事務の民間委託可能領域を拡大するため、戸籍法1条に次を追加すべきである。 「市町村長は、その職務の全部または一部を適切と認める民間事業者に委託して行わせることができる。」	戸籍法関係業務については、類似の特区・市場化テスト提案において民間開放になじまないとして否定的な回答が示されてきたところである。 しかし、郵政官署法や公共サービス改革法を待つまでもなく、ほかならぬ戸籍法自体が第55条及び第93条において民間人たる船長に戸籍業務の補助を行わせているところであり、戸籍業務を民間に行わせることができないという点には疑問がある。 しかもこの規定は、同法51条第2項と比較すれば明らかであるが、航海日誌を備えているか否かで民間に業務を委ねるか否かを分けており、やむを得ない場合に戸籍業務を補助させているのではない。これは戸籍業務を民間に委ねることの可否は立法政策上の問題であることの証左である。 自治体のニーズを正面から受け止め、民間開放を積極的に検討すべきである。		戸籍法第一条	法務省	市場化テスト推進協議会	
5067	5067017	住民基本台帳法関係業務の民間委託可能範囲の拡大	住民基本台帳法関係の業務につき、民間委託可能な領域を拡大すべきである。	住民基本台帳関連業務は自治事務であり、自治法第2条第13項の定めるとおり、地域の特性に応じて事務処理すべきとする特別配慮義務が妥当するはずである。 また、住基ネットワーク業務については、民法上の法人たる財団法人地方自治情報センターが、一定の服務規律等を課せられたうえ指定情報処理機関とされている。とすれば、他の民間事業者であっても一定の資格要件を定め、所要の服務規律等を課すことにより、住基関係業務を行うことができるとすべきである。 住民基本台帳のデータは住民への様々な行政サービスの基礎となっている。住民基本台帳関係業務を民間に委ねることができるか否かは他の多くの自治体業務の民間開放とも深く関わる以上、自治体の要望を踏まえつつ建設的かつ積極的な検討を行うことを強く要望する。		住民基本台帳法	総務省	市場化テスト推進協議会	

提案事項番号	提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	要望の捕捉事項	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	その他(特記事項)
5067	5067018	国民健康保険、業務の民間委託可能領域の拡大	国民健康保険被保険者証の交付その他の業務について民間委託可能な領域を拡大すべきである	国民健康保険関係の窓口業務においては、他の窓口業務と同様、国民健康保険被保険者証の作成交付などの業務は民間に委託できないものとされ、申請受付と引渡しといった程度の極めて限定的な作業のみが委託できるものとされている。 しかし、国民健康保険被保険者証についてみれば、そもそも、国民健康保険は医療保険の一領域に過ぎず、組合管掌保険などと本質的な差異があるとは考えられない。ところが、組合管掌保険では被保険者の資格審査や被保険者証作成交付なども含めて包括的にアウトソーシングすることは禁じられていないと解される。同じ医療保険の一領域に過ぎない国民健康保険において、なぜ交付事務のアウトソーシングが認められないのか、極めて疑問があるところである。 自治体のニーズを踏まえ、建設的な検討をされることを要望する。		厚生労働省	厚生労働省	市場化テスト推進協議会	
5067	5067019	児童手当・児童扶養手当関係業務の包括民間委託	1. 権限の授権 (1) 児童手当法第7条の認定業務を民間事業者に委託できる旨定める。 (2) 同法第27条・第28条の調査権を受託民間事業者に授権し、第10条の支給制限についても所要の改正を行う。 2. 監督措置 秘密保持義務、みなし公務員規定、監督規定その他所要の措置を講じる。 (児童扶養手当法においても同旨の特例措置を講じる)	児童手当は、児童手当法に基づき、所得要件等一定の要件に合致する場合、支給が決定され開始される。受給権者からは毎年6月頃に現況届が提出され、自治体は支給決定業務だけではなく大量の現況届確認作業が必要となる。このような給付行政には、児童手当(市区町村)のほか、児童扶養手当(市区町村)、自治体独自の手当など、いくつかの類似制度があり、従事する職員の数も各自治体ごとに数名は存在するところである。 ところが、これらは定型的審査であるうえ、受益的処分であること、特に出生の際には窓口業務に付随する業務でもあることから、民間開放の途を検討して然るべきである。 架空の議論ではあるが、自治事務である自治体独自の手当では、自治体が認定まで含めて民間に授権することも可能なのである。これとの平仄を考えれば、児童手当等についてもこれを民間に授権することを可能とすべきである。		児童手当法7条、27条、28条および支給制限について10条 児童扶養手当法6条、28条、28条の2、29条、30条、33条、および支給制限について14条	厚生労働省	市場化テスト推進協議会	
5067	5067020	暴力団欠格審査に関する調査手続の合理化による入札参加者の負担軽減	入札参加者に対する暴力団調査手続は落札事業者に対し実施することで良いものとするべきである。	公共サービス改革法の運用に関し、暴力団排除のための調査を行うよう通知が示されているところであるが、調査手続は極めて詳細であり、自治体だけではなく入札参加民間事業者にとっても入札の度に詳細な資料を作成するのは手続的負担が大きいところである。 同通知は、すべての入札参加者に対して暴力団調査手続を実施すべきとするが、暴力団排除の趣旨を達成するためには落札事業者に対して調査を実施すれば足りるのであり、またそうすることで多くの民間事業者から作業負担を軽減させることにもなる。 同通知については自治法245条に基づく技術的助言とされるが、暴力団調査手続について通知以外の他の要領によることも可能であることを明確化するが、あるいは同通知を改め、前述のように手続を簡素化すべきである。		府官監第28号 平成18年12月13日(地方自治法第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言)	公共サービス改革推進室、総務省	市場化テスト推進協議会	
5067	5067021	指定管理者制度の契約化	地方自治法第二百四十四条の二(公の施設の設置、管理及び廃止)を次のとおり改正すべきである。 「3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体(以下本条及び第二百四十四条の四において「受託管理者」という。)に、当該公の施設の管理を行わせることができる。」 このほか、契約化に伴い所要の改正を行うべきである。	指定管理者制度では、指定は行政処分として扱われ契約とは解されないため、自治法上の契約に関する規定は適用されない。このため、一般競争原則主義は適用されず、選定手続が不透明な随意指定が横行する一因ともなっている。また同条第6項では指定管理者の指定にあたり議会の議決が必要とされているため、極めて小規模な案件であっても議決を要し手続が硬直的であるという問題がある。 また、たとえば公の施設を民間事業者に管理運営させたい場合、当該事業者に特定公共サービスたる窓口業務を実施させようとした場合、現行制度では指定と契約の二種類の手続きを行う必要が生じる。 ところが、仮に現在でも指定管理者制度が導入されていなかったとすれば、公の施設の管理は公共サービス改革法上の特定公共サービスとなり得る。この場合、行政処分権限は、法律(公共サービス改革法)の根拠に基づき契約により民間に授けられるものとなる。 このように指定管理者制度における指定が契約化されることにより、通常の委託契約と同様に一般競争入札原則主義が適用され、選定手続の透明化の一助となるうえ、少額案件は議会の議決が不要となり手続が簡素化できる。 さらには、委託手続を契約に一本化することが可能となり、手続を簡素化することができる(PFIにおいても同様のメリットがある)。 こうした点から、指定管理者制度を契約化することを検討すべきである。		地方自治法第244条の2第3項	総務省	市場化テスト推進協議会	

提案事項番号	提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	要望の捕捉事項	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	その他(特記事項)
5067	5067022	指定管理者に対する公の施設の目的外使用許可権限授権	施設の効率的な管理運営のため適当であると認められる場合、自治体はその条例において指定管理者が目的外使用許可を代行できるものと解釈を改めるべきである。	平成15年7月17日総行第87号総務省自治行政局長通知によれば、指定管理者には目的外使用許可を代行させることができないと解されている。しかし、この結果、目的外使用に関しては目的内使用とは別個の事務処理が必要となり、業務が複雑化しコストの増嵩を招くうえ、迅速な対応も困難となり、住民サービスの観点からも適切ではない。そもそも現状では、行政財産すべてについて画一的に指定管理者による目的外使用許可を認めないものとしているが、指定管理者が管理運営する公の施設には規模・内容ともに様々なものが含まれるところ、自治体が、その必要性および当該公の施設の規模・内容に応じ、指定管理者にも適宜目的外使用許可権限を授権することができるようにすべきである。		地方自治法第244条の2第3項に関する平成15年7月17日総行第87号総務省自治行政局長通知	総務省	市場化テスト推進協議会	
5067	5067023	私人の公金取扱禁止原則の廃止	地方自治法第243条(私人の公金取扱いの制限)を次のように改正すべきである。 「普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除き、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任し、又は私人をして行なわせることができる。」	自治法243条は私人に公金を取り扱わせることを原則的に禁止し、例外的に、自治令第158条に個別列挙されたものを私人に委託できるものとする。これは、公金ゆえその取扱を慎重に行うべきという配慮に基づくものとされる。しかし、既に多くの公金項目が私人に取り扱えるものとされており、今後私人に取り扱わせるべきとして発生する要望は少額かつ発生頻度の少ない項目と考えられる。仮にこれらについて逐次個別に解禁要望を行わせるとすれば、その手続きが煩瑣であるうえ、自治法の改正を待たねばならず、迅速な対応が困難である。そもそも、原則禁止・個別解禁という思考形式は、自治体の行政運営に対する不信を前提としたものとも言え、問題がある。実務的にも、要望があれば自治令第158条への追加を積極的に検討するとしており、もはや自治法第243条は形骸化しているというべきである。仮に私人に取り扱わせるべきではない公金項目があるとすれば、むしろ禁止される公金項目を明示列挙すべきである。自治法第243条は全面改正し、私人の公金取扱禁止原則は廃止すべきである。		地方自治法第243条	総務省	市場化テスト推進協議会	
5067	5067024	公立幼稚園に関する設置者管理主義の緩和	学校教育法第5条の例外として、民間による管理運営を認めるべきである。	学校教育法第5条所定の設置者管理主義については、その例外を認めるよう自治体から累次の要望が提出されているところである。これに対し、構造改革特区に基づき公私協力学校制度が創設されたところであるが、この制度の利用は極めて低調であり、自治体などのニーズを充足するには至っていないと考えられる。この結果、現状では公立幼稚園の見直し方策としては、現状の維持か、廃園・民間委譲という選択肢が与えられるだけとなり、自治体の関与を残しつつ経営改善を図りたいという公設民営化が実現できない。直営の維持か、廃止・民間委譲かという両極端な選択肢だけではなく、第三の途として公設民営化が可能となるよう、所管省庁におかれては是非積極的・建設的な検討を図られたい。		学校教育法第5条	文部科学省	市場化テスト推進協議会	
5068	5068001	紹介予定派遣の派遣期間の上限の延長【新規】	紹介予定派遣の派遣期間の上限を最長6ヵ月から最長1年に延長すべきである。	紹介予定派遣は、求人企業と求職者双方のニーズが一致すれば、労働市場におけるマッチング機能という点で大きな効果をもたらすことが期待できる制度であり、2005年度の実績では紹介予定によって派遣された労働者のうち約6割(約2万人)が直接雇用されている。企業の業務サイクルは1年であり、最低でも1年を通じた能力発揮により雇用契約締結の是非を判断したいとの要望があることや、経験不足などにより就職が困難である求職者の適性や能力を見極めるには、紹介予定派遣期間における能力伸長の幅が大きな判断材料となることから、直接雇用に至る割合を高めるためにも、派遣期間の上限を最長1年にする必要がある。		派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針(平成11年労働省告示第137号)第2・12(1) 派遣先が講ずべき措置に関する指針(平成11年労働省告示第138号)第2・18(1)	厚生労働省職業安定局需給調整事業課	(社)日本経済団体連合会	紹介予定派遣の派遣期間の上限は、最長6ヵ月とされている。

提案事項番号	提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	要望の捕捉事項	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	その他(特記事項)
5068	5068002	派遣禁止業務の解禁	派遣禁止業務における労働者派遣を、原則解禁すべきである。特に、病院等における医療関係の業務等についての労働者派遣は、早期に解禁すべきである。	国民の職業選択の自由は憲法に保障されており(憲法第22条第1項)、どのような職業に就き、どのような働き方をするかという選択は国民に委ねられている。近年、働き方の多様化に伴い、派遣という働き方を希望する者もいる。派遣という働き方を選択した労働者にも、他の労働者と同様にあらゆる業務に自由に就労できるようにすべきである。特に、病院等における医療関係の業務については、医師職の人材不足の一方で、主婦や定年退職者等の中には優秀な人材が多数存在している。柔軟な勤務形態等を適用しやすい人材派遣を活用することで、医師職の人材不足を解消できる。		労働者派遣法第4条 労働者派遣法施行令第1条、第2条	厚生労働省職業安定局需給調整事業課	(社)日本経済団体連合会	病院等における医療関係の業務など(当該業務について紹介予定派遣をする場合等を除く)について、労働者派遣を行ってはならないとされている。
5068	5068003	労働者派遣法上のいわゆる26業務の拡大	労働者派遣法施行令第4条のいわゆる26業務について、実態にあったものとなるよう、業務の種類を拡大すべきである。現行の26業務の内容についても拡大すべきである。例えば、ア. 施行令第4条の第24号テレマーケティングの営業業務は、商品、権利もしくは役務に関する説明等やその売買契約等の締結等に限定せず認めるべきである。イ. 同第25号セールスエンジニアの営業業務は、営業に限定せず、一般機械の保守、点検、修理業務等も認めるべきである。	労働者派遣が認められている業務については、労働者派遣法独自の区分が設けられており、特に、専門的な知識等、もしくは、特殊な雇用管理を必要とする業務とされている「いわゆる26業務」に関する理解が困難である。労働者派遣法施行令第4条で定める26業務は、今日のような高度に技術化・情報化した社会における専門的な知識等を必要とする業務を必ずしも網羅していない。また、業務範囲の固定化が派遣労働者の就業を通じた経験や技能の習得や能力発揮を阻害している面もある。特に、同施行令第4条の第24号業務は、特殊な雇用管理を要するものであることを理由に電話その他の電気通信を利用して行うものに限定して、商品、権利もしくは役務に関する説明等やその売買契約等の締結等を認めているものであるから、消費貸借契約に基づく弁済計画の見直しを含む契約の更改に関わる業務等についても同様であり、特に売買契約等に限定する必然性は認められない。また、第25号業務も、機械等の保守及びアフターサービスの業務が明確に除外されているが、高度の知識・技術と経験が要求され、トレーニング等が必要である点では、(*)	(*)機械の保守、点検、修理も同様であり、営業業務に限定する必然性は認められない。例えば、MRやCTといった操作に高度の専門性が要求される医療機器の場合、営業に限らず、保守・点検・修理業務にあたっては、電気工学や電子工学など一定の知識を必要とし、放射線作業主任者等一定の資格保有が望ましいとされている。適時適切な対応についてのニーズが高いことも考慮し、認めるべきである。	労働者派遣法第40条の2第1項第1号 労働者派遣法施行令第4条 労働者派遣事業関係業務取扱要領第9 4(3)	厚生労働省職業安定局需給調整事業課労働者派遣事業係	(社)日本経済団体連合会	労働者派遣法第40条の2第1項第1号、同施行令第4条では、派遣受入期間の制限のない業務として26の業務(いわゆる26業務)が限定列挙されている。
5068	5068004	派遣労働者を特定することを目的とする行為の禁止の撤廃	過剰な規制を課している指針を早急に見直すべきである。また、派遣労働者を特定することを目的とする行為は、現在紹介予定派遣の場合のみ許されているが、これを通常の労働者派遣についても、解禁すべきである。	派遣就労開始前に派遣労働者を特定することを目的とする行為を行い、派遣労働者、派遣元、派遣先が適性を確認することは、ミスマッチや派遣就労開始後のトラブルを防止する観点から必要なことであり、かつ、派遣労働者、派遣元、派遣先にとって好ましいものである。業務の多様化、専門化に伴い、派遣元を介した情報提供だけでは不十分なケースが増加し、ミスマッチのリスクが高まっている現状を勘案し、派遣労働者と派遣先が相互に条件を評価できる仕組みが必要である。		労働者派遣法第26条第7項 派遣先が講ずべき措置に関する指針(平成11年労働省告示第138号)第2 3 派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針(平成11年労働省告示第137号)第2 11	厚生労働省職業安定局需給調整事業課	(社)日本経済団体連合会	労働者派遣法第26条第7項では、派遣先は、労働者派遣契約を締結するに際し、派遣労働者を特定することをしないよう努めなければならない(努力義務規定)とされている(紹介予定派遣の場合は除く)。一方、派遣先が講ずべき措置に関する指針及び派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針では、派遣労働者を特定することを目的とする行為は行わないこと(義務規定)とされており、過剰な規制が課せられている。「派遣労働者を特定することを目的とする行為」には、派遣先がその受入れる派遣労働者を選別するために行う事前面接や履歴書の送付要請等のほか、若年者に限定すること等が該当する。
5068	5068005	障害者の雇用に際する労働者派遣法の適用の一部除外【新規】	障害者である労働者を雇入れする場合は、派遣労働者への雇用契約の申込義務の適用を除外すべきである。	ノーマライゼーションの促進に向けて、企業が障害者の雇用を積極的に進めようとした場合に、このような規制により障害者を雇用することができないのは合理的でない。		労働者派遣法第26条第7項、第40条の2、第40条の4、第40条の5 派遣先が講ずべき措置に関する指針	厚生労働省職業安定局需給調整事業課、障害者雇用対策課	(社)日本経済団体連合会	いわゆる自由化業務では派遣期間制限を超えた派遣労働者を使用しようとする時、また、26業務では同一業務について派遣元事業主から3年を超える期間継続して同一の派遣労働者の派遣を受けて、その同一業務に労働者を従事させるため、当該3年が経過した日以後労働者を雇入れようとする時はその派遣労働者に対して、雇用契約申込みをしなければならない。そのため、その同一業務に障害者を雇用しようとした場合、障害者ではなく、派遣労働者に対して雇用契約を申込まなければならない。

提案事項番号	提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	要望の捕捉事項	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	その他(特記事項)
5068	5068006	いわゆる26業務における派遣労働者への雇用契約申込義務の廃止	いわゆる26業務における派遣労働者への雇用契約申込義務を廃止すべきである。特に、特定労働者派遣事業の場合や、一般労働者派遣事業主に常用雇用されている派遣労働者の場合には、すでに雇用の安定が図られているため早期に廃止すべきである。	雇用契約申込義務は判例でも認められる事業主の労働者の採用の自由を侵害し、働き方の選択肢を狭めるものであるから廃止すべきである。雇用契約申込は、当事者間で決めるべきことであって、直接雇用の労働者と派遣労働者の人材活用を分けて考える会社が多い現実を考えると法律で一律に義務付けることは馴染まず、企業・労働者双方にとって、雇用機会を縮小する要因にもなるため廃止すべきである。 また、雇用契約申込義務が派遣先に課されることによって、派遣先がこの義務を回避するため、一定以上の派遣労働者の交代を要求するケースが見受けられ、派遣労働者の雇用や就業場所がかえって不安定化しかねない状況にある。 特に、特定労働者派遣事業の場合や、一般労働者派遣事業主に常用雇用されている派遣労働者の場合は、法律の目的である雇用の安定がすでに満たされているほか、すでに教育訓練を行った自社の派遣労働者が派遣先に雇用されることによる損害は小さくない。そういった意味からも雇用契約の申込義務は適当ではない。		労働者派遣法第40条の5	厚生労働省職業安定局需給調整事業課	(社)日本経済団体連合会	いわゆる26業務のように派遣受入期間の制限のない業務の場合、派遣先は、派遣先の事業所その他派遣就業の場所ごとの同一の業務に同一の派遣労働者を3年を超えて受入れており、その業務に新たに労働者を雇入れようとする時は、その派遣労働者に対し、雇用契約の申込みをしなければならない。
5068	5068007	いわゆる自由化業務における派遣労働者への雇用契約申込義務の廃止	いわゆる自由化業務における派遣労働者への雇用契約申込義務を廃止すべきである。特に特定労働者派遣事業の場合や、一般労働者派遣事業主に常用雇用されている派遣労働者の場合には、すでに雇用の安定が図られているため早期に廃止すべきである。	雇用契約申込義務は判例でも認められる事業主の労働者の採用の自由を侵害し、働き方の選択肢を狭めるものであるから廃止すべきである。雇用契約申込は、当事者間で決めるべきことであって、直接雇用の労働者と派遣労働者の人材活用を分けて考える会社が多い現実を考えると法律で一律に義務付けることは馴染まず、企業・労働者双方にとって、雇用機会を縮小する要因にもなるため廃止すべきである。 また、雇用契約申込義務が派遣先に課されることによって、派遣先がこの義務を回避するため、一定以上の派遣労働者の交代を要求するケースが見受けられ、派遣労働者の雇用や就業場所がかえって不安定化しかねない状況にある。 特に、特定労働者派遣事業の場合や、一般労働者派遣事業主に常用雇用されている派遣労働者の場合は、法律の目的である雇用の安定がすでに満たされているほか、すでに教育訓練を行った自社の派遣労働者が派遣先に雇用されることによる損害は小さくない。そういった意味からも雇用契約の申込義務は適当ではない。		労働者派遣法第40条の4	厚生労働省職業安定局需給調整事業課	(社)日本経済団体連合会	いわゆる自由化業務のように派遣受入期間の制限のある業務の場合、派遣先は、派遣受入期間制限に抵触する日以降も、派遣停止の通知を受けた派遣労働者を使用しようとする時は、抵触日の前日までに、派遣先に雇用されることを希望する派遣労働者に対し、雇用契約の申込みをしなければならない。
5068	5068008	いわゆる複合業務に関する判断基準の見直し【新規】	いわゆる複合業務に関する1割という基準を撤廃し、主たる業務が派遣期間制限のない26業務であれば、26業務として取扱うようにすべきである。	いわゆる複合業務については、Q&A形式でガイドラインが出されたが、付随業務や付随的業務といった区別は実態として困難であり、実務上混乱を極めている。このような判断基準は、派遣労働者や派遣先に不安を与え、労働者派遣の活用が阻害される恐れがある。また、業務範囲の固定化が派遣労働者の就業を通じた経験や技能の習得や能力発揮を阻害している。		Q & A いわゆる「複合業務」における派遣受入期間の制限等について労働者派遣事業関係業務取扱要領第9 4(3)ハ	厚生労働省職業安定局需給調整事業課	(社)日本経済団体連合会	派遣期間制限のない26業務と期間制限のある自由化業務を併せて行ういわゆる複合業務の場合、付随的な自由化業務の割合が1日または1週間あたりの就業時間の1割以下であれば期間制限のない業務として、1割超であれば期間制限のある業務として取扱われることになっている。また、いわゆる26業務と密接不可分な、もしくは、一体的に行われる業務については、付随的な自由化業務とみなされず、付随業務として26業務に含まれる。
5068	5068009	いわゆる自由化業務における派遣期間制限の撤廃	派遣受入期間の制限のあるいわゆる自由化業務について、派遣可能期間の制限を撤廃すべきである。また、早期に撤廃ができない場合には、派遣可能期間を延長しないしは原則3年とすべきである。	派遣労働は就労形態の一つとしてすでに認知されている。派遣労働者だけに働く期間を制限する理由はなく、派遣労働者として継続して働くことを希望する労働者の希望やライフスタイルを尊重すべきである。派遣可能期間経過後は、別な派遣先で派遣就労すればよいので、職業選択の自由を侵害していないとの反論がありえようが、どこの派遣先を選択するかは、派遣労働者の自由であり、派遣労働者の意思が無視され、働き方の選択肢が制限されるような規制を設けるべきではない。また、派遣期間に制限があることにより、派遣労働者は派遣先を変えざるをえず、派遣労働者の雇用がかえって不安定化しかねない状況も無視できない。 国際的な企業間競争の激化や経済動向の急激な変化に企業が対応するためには、期間の問題に制限されない多様な雇用ポートフォリオの実現が有効であり、単なる労務費の削減ではなく、専門性を持った優秀な労働者の確保として派遣労働者を活用している企業にとって、一方、多様化する働き方ニーズが高まっている労働者の双方にとって、派遣可能期間を制限することはその妨げになる。		労働者派遣法第40条の2	厚生労働省職業安定局需給調整事業課	(社)日本経済団体連合会	派遣受入期間の制限のあるいわゆる自由化業務については、派遣先の事業所その他派遣就業場所ごとの同一業務について、派遣可能期間が原則1年、派遣先の労働者の過半数で組織する労働組合ないしその労働組合がない場合には労働者の過半数を代表する者(以下「過半数組合等」という)の意見聴取によって延長しても、最大3年までに制限されている。派遣労働者、派遣元を変えたとしても派遣を継続することはできない。派遣契約を更新する場合は、3ヵ月間空白期間を設けなければならない。

提案事項番号	提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	要望の捕捉事項	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	その他(特記事項)
5068	5068010	派遣労働者の直接雇用申込についての厚生労働大臣が行う指導及び助言などに関する規定の見直し	法令上の根拠が存在しない労働者派遣事業関係業務取扱要領の第9の4(7)ロ(イ)を速やかに削除または改正すべきである。	派遣先の派遣労働者に対する雇用契約の申込義務を定める労働者派遣法40条の4ないし同40条の5においても、厚生労働大臣の指導及び助言並びに勧告を定める第48条及び第49条の2においても、派遣労働者に提示する雇用条件が期間の定めのない雇用でなければならないという法令上の根拠はなく、また、どのような雇用条件を提示するかは契約自由の原則その他の私的自治に委ねられるべき領域であり、必要以上の行政の関与は認められるべきではない。 労働者派遣事業関係業務取扱要領第9の5においては、上記趣旨を反映して、一貫して、「労働条件は、当事者間で決定されるべきものであるが、派遣先と派遣労働者との間で、派遣就業中の労働条件や、その業務に従事している派遣先の労働者の労働条件等を総合的に勘案して決定されることが求められる。」「労働者を雇入れ」とは、雇入れの形態は特に問わないものであり、常用雇用に限らないもの」とされているにもかかわらず、厚生労働大臣の指導及び助言並びに勧告に関わる記載においてのみ、「期間の定めのない雇用となるよう」とされており、理由が不明確である。		労働者派遣事業関係業務取扱要領第9の4(7)労働者派遣法第48条、第49条の2	厚生労働省職業安定局需給調整事業課	(社)日本経済団体連合会	労働者派遣事業関係業務取扱要領の第9の4(7)「派遣受入期間の制限を超えて労働者派遣の役務の提供を受けた場合の取扱い」では、労働者派遣法第48条、第49条の2に基づき「派遣先に対し派遣労働者を雇い入れるように指導又は助言、勧告する際には、当該派遣労働者の希望による場合を除き、期間の定めのない雇用になるよう指導又は助言、勧告する」と記載されている。 しかし、厚生労働大臣が派遣労働者を雇い入れるよう指導又は助言、勧告を行う場合の「指導又は助言、勧告」の内容が、期間の定めのない雇用となる法令上の根拠は存在しない。
5068	5068011	労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準(告示37号)の見直し	労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準(告示37号)について、例えば、生産効率を維持・向上させるために必要なコミュニケーション大規模な設備等の共同利用の際の発注主からの無償提供資材の調達に関して、同一の製造ラインにおける半製品に対する部分的な加工工程など、受渡しに伴う伝票処理が馴染まないものについて、伝票処理を不要とすることなどを請負により行われる事業として認めるべきである。	同基準では、発注主から請負労働者への指揮命令は原則禁止されているが、近年の製品サイクルの短期化や技術革新に対応していくためには、日々のコミュニケーションが欠かせない。これができなければ、生産効率の低下を招き、発注主と請負事業者の双方の競争力・技術力の向上は図れない。 設備等の調達については、製品の製造工程では一つの設備を共有することで全体の効率化を実現することが可能である。実態と照らし合わせたくうえで、どの範囲まで無償提供等が許容されるものなのか明確にしなければ、現場の混乱は避けられない。 資材等の調達については、例えば、半製品がラインを流れていく場合に、各行程の全てにおいて受渡しに際し伝票処理を要するというのは、効率性の観点から現実的ではない。		労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準	厚生労働省職業安定局需給調整事業課	(社)日本経済団体連合会	現行、「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準(告示37号)」において、労働者派遣事業と請負事業の区分の基準が定められている。具体的には、請負により行われる事業は、業務の遂行に関する指示その他の管理を自ら行うものであること等自己の雇用する労働者の労働力を自ら管理するものであること、請負契約により請負った業務を自己の業務として当該契約の相手方から独立して処理するものであること、とされている。
5068	5068012	週休2日制の場合のフレックスタイム制の適用	平成9年3月31日基発第228号の要件のうち、「週休2日の要件、以外のものを削除し、これにより、企業が完全週休2日制で週40時間制をクリアした形において、1ヵ月単位のフレックスタイム制を行う場合には、1ヵ月の法定労働時間の枠は、当該月の週2日ずつの週休日を除いた日数に即して算定すべきである。	現行制度は運用が煩雑であり、フレックスタイム制の導入を阻害する要因となっている。昨年の回答では、「例えば、29日を起算日とする週の翌月1日、2日、3日の労働時間が法定労働時間を超える場合には、当該週の実労働時間が過剰なものとなる可能性はあり、不当な長時間労働を助長させないためにも、要望に応えられない」とのことであったが、週休2日制を条件とすれば、労働時間の偏り等、不当な長時間労働を助長するおそれもなく問題がない。		労働基準法第32条の3労働基準法施行規則第12条の3平成9年3月31日基発第228号	厚生労働省労働基準局監督課	(社)日本経済団体連合会	週休2日でフレックスタイム制を運用する場合、曜日の巡りによっては、法定労働時間数(8時間)どりに勤務したとしても、一定時間を時間外労働扱いとしなければならない月が発生する。こうした状況を回避するために、平成9年3月31日基発228号の通達により、「週休2日で、かつ、29日を起算日とする7日間の実労働時間が40時間を超えず、各日の労働時間がおおむね8時間以下等」という要件を満たす場合に限り、時間外として扱わない」とこととされている。
5068	5068013	1年単位の变形労働時間制における变形期間途中の異動者の時間外清算に関する適用除外	变形期間途中で他の事業場に異動した場合でも、異動前事業場と同じ变形労働時間制の適用を受ける(年間の労働日及び各日の労働時間数が変わらない)場合には、賃金清算の対象としないことを認めるべきである。	昨年の回答は、「1年単位の变形労働時間制は、あらかじめ、業務の繁簡を見込んで、それに合わせて労働時間を配分するものであり、そのような業務の繁簡も含めた労働の実態は、事業場ごとに異なるものであるので要望に応えられない」とのことであったが、企業の実態として、繁簡は季節的要因が大きく、複数の事業場、工場が同じ時期に同様に繁忙期・閑散期を迎える、つまり同一变形労働時間制を適用するケースは少なくない。 対象期間を1ヵ月以上の期間毎に区分して運用している場合であっても、「各期間における労働日数・総労働時間」「各期間の初日の30日以上前に定める労働日・労働日ごとの労働時間」等を定める労使協定内容と労働者代表等との同意内容が、異動前の事業場と同じであれば、労働者に不利益は一切生じない。 事業場単位で1年単位变形労働時間制を運用するという原則の趣旨は、労働時間の実態が事業場で異なりうるため、導入の是非や条件を異にできるようにする点であり、条件を同じにした事業場間で清算を要求するものではない。		労働基準法第32条の4	厚生労働省労働基準局監督課	(社)日本経済団体連合会	1年単位の变形労働制では、变形期間途中の異動者や退職者について賃金清算が必要となっており、例えば、異動後の部署で異動前と全く同じ1年単位の变形労働時間制が採用されていたとしても、賃金の清算が必要となっている。

提案事項番号	提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	要望の捕捉事項	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	その他(特記事項)
5068	5068014	管理監督者に対する割増賃金支払義務の見直しの早期実現	現行の管理監督者に対する深夜業規制の適用除外について積極的に検討を行い、早期に実施すべきである。	使用者と一体的な立場にある管理監督者は、必要に応じ深夜業を行うことが求められる一方、製造現場における交替勤務のように深夜業が常態となることは考えにくく、深夜業の規制について適用を除外しても保護に欠ける危険性はない。「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」(2006年3月31日)では、検討すべきとされており、現行の管理監督者に対する深夜業の規制の適用除外を早期に実施すべきである。		労働基準法第37条、第41条、第61条	厚生労働省労働基準局監督課	(社)日本経済団体連合会	労働基準法第41条は同法第4章、第6章及び第6章の2で定める労働時間、休憩及び休日の規定を適用除外としているが、深夜業の関係規定(第37条の関係部分及び第61条の規定)は適用除外とされるものではない。したがって、管理監督者であっても、深夜に労働させる場合は、深夜業の割増賃金を支払わなければならない。
5068	5068015	労働条件の明示の方法にかかる電子メール等の解禁	使用者が、労働者に対して明示する賃金及び労働時間に関する事項その他の厚生労働省令で定める事項については、明示方法を書面の交付のみならず、ファクシミリ又は電子メールでも可能とすべきである。	労働者派遣事業では、「就業条件の明示」と「労働条件の明示」を一体的に通知することが一般的に行われている。労働者派遣法の改正により、就業条件の明示についてファクシミリ又は電子メールによる方法が認められたが、「労働条件の明示」の方法についても同様の取扱いが認められない限り、規制緩和のメリットが受けられない。ファクシミリや電子メールの利用が認められれば、手続きの簡素化、派遣労働者に対する迅速な情報提供に資することが期待できる。政府のIT新改革戦略の推進方向とも合致するものであることから、早期に実現すべきである。		労働基準法第15条 労働基準法施行規則第5条	厚生労働省労働基準局監督課、職業安定局需給調整事業課	(社)日本経済団体連合会	労働基準法第15条第1項、労働基準法施行規則第5条により、労働条件の明示は書面によるものとされている。
5068	5068016	労働時間規制の適用除外制度の拡充	管理監督者に限らず、裁量性の高い労働者など一定の要件を満たす労働者について、対象者の健康確保に留意しつつ、労働時間等規制を除外することを認める制度を早期に導入すべきである。	ホワイトカラーの働き方については、労働時間と非労働時間との境界があいまいであり、その賃金を労働時間の長さによって支払うことは、効率的に短時間で成果を上げた労働者よりも非効率的に長時間働いて同じ成果を上げた労働者の方が結果として報酬が多くなるという矛盾が生じるため、合理的でない。また、ワーク・ライフ・バランスを実現するためには、これまで以上に労働者が自己の裁量で労働時間を弾力的に運用できる制度が必要である。このため、一定の要件を満たすホワイトカラーについては、健康確保に十分留意した上で、労働時間等規制の適用除外とすることにより、職務の遂行手段や方法、時間配分等を労働者の裁量に委ね、労働時間にとらわれない自律的かつ自由で多様な働き方を可能とする社会の形成を目指すべきである。昨年の回答では「労働政策審議会労働条件分科会において検討中」とのことであったが、その労働条件分科会が取りまとめた「今後の労働契約法制及び労働時間法制の在り方について(報告)」(2006年12月27日)及び「労働基準法の一部を改正する法律案要綱」(2007年2月2日)においても、(*)	(*)こうした制度を設けることが妥当であるとしていることから、早期に法制化すべきである。	労働基準法第32条、第34条、第35条、第36条、第37条、第41条	厚生労働省労働基準局監督課	(社)日本経済団体連合会	管理監督者に限って、労働時間規制の適用が除外されている。
5068	5068017	企画業務型裁量労働制に関する対象業務の早期拡大(1)	営業職を含め、ホワイトカラー労働者の業務全般に企画型裁量労働制を適用するため、対象業務の制限を原則撤廃し、労使が決議した業務に同制度を適用できるようにすべきである。	企画型裁量労働制をホワイトカラー労働者に広く適用することで、自律的で自由度の高い柔軟な働き方が可能となるほか、企業にとっても、労働者自身が「仕事の質・成果」を追求することにより、生産性の向上、競争力の強化が期待できる。包括的な指示の下、業務遂行を自己裁量に委ねているホワイトカラー労働者は増えており、現行の対象業務の範囲では狭すぎる。例えば、営業職であっても、個々人が異なるニーズ等を分析しながら企画提案を行うケースも多くみられ、対顧客営業というだけの理由で対象外とすべきではない。対象範囲は、業務実態を知る個別労使に委ねるべきである。		労働基準法第38条の4 労働基準法第38条の4第1項の業務に従事する労働者の適正な労働条件の確保を図るための指針(厚生労働省告示第353号)	厚生労働省労働基準局監督課	(社)日本経済団体連合会	企画型裁量労働制の対象は、労働基準法第38条の4第1項において「事業の運営に関する事項についての企画、立案、調査及び分析の業務であって、当該業務の性質上これを適切に遂行するにはその遂行の方法を労働者の裁量にゆだねる必要がある」業務であることとされている。さらに「労働基準法第38条の4第1項の業務に従事する労働者の適正な労働条件の確保を図るための指針」(平成15年10月22日厚労省告示第353号)により、さらに詳細な規制が課せられている。

提案事項番号	提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	要望の捕捉事項	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	その他(特記事項)
5068	5068018	企画業務型裁量労働制に関する対象業務の早期拡大(2)	「労働基準法第38条の4第1項の業務に従事する労働者の適正な労働条件の確保を図るための指針」の内容を見直し、労働基準法第38条の4第1項の要件を満たす労働者が同制度の適用を受けられるようにすべきである。	企画型裁量労働制をホワイトカラー労働者に広く適用することで、自律的で自由度の高い柔軟な働き方が可能となるほか、企業にとっても、労働者自身が「仕事の質・成果」を追求することにより、生産性の向上、競争力の強化が期待できる。包括的な指示の下、業務遂行を自己裁量に委ねているホワイトカラー労働者は増えており、現行の対象業務の範囲では狭すぎる。 制度導入時における懸念を払拭するためには必要な措置であったかもしれないが、一定期間を経て制度趣旨の浸透も進んだこと、また制度の積極的な活用を促進するためにも、指針を緩和の方向で見直すべきである。		労働基準法第38条の4 労働基準法第38条の4第1項の業務に従事する労働者の適正な労働条件の確保を図るための指針(厚生労働省告示第353号)	厚生労働省労働基準局監督課	(社)日本経済団体連合会	企画型裁量労働制の対象は、労働基準法第38条の4第1項において「事業の運営に関する事項についての企画、立案、調査及び分析の業務であって、当該業務の性質上これを適切に遂行するにはその遂行の方法を労働者の裁量にゆだねる必要がある」業務であることとされており、包括的な要件として、ある程度の範囲が認められている。 これに加えて、「労働基準法第38条の4第1項の業務に従事する労働者の適正な労働条件の確保を図るための指針」(平成15年10月22日厚労省告示第353号)により、さらに詳細な規制が課せられている。この結果、制度の積極的な活用が妨げられている。
5068	5068019	企画業務型裁量労働制に関する対象業務の早期拡大(3)	一部定型業務を行っていても大部分を裁量的業務に従事していれば同制度の対象として認めるべきである。	企画型裁量労働制をホワイトカラー労働者に広く適用することで、自律的で自由度の高い柔軟な働き方が可能となるほか、企業にとっても、労働者自身が「仕事の質・成果」を追求することにより、生産性の向上、競争力の強化が期待できる。包括的な指示の下、業務遂行を自己裁量に委ねているホワイトカラー労働者は増えており、現行の対象業務の範囲では狭すぎる。特に、担当業務の大部分を裁量的業務が占めているにも関わらず、一部定型業務を行っているために対象者とならないとする取扱いを改め、対象者として認めるべきである。昨年(2006年)の回答では「労働政策審議会労働条件分科会において検討中、とのことであったが、その労働条件分科会が取りまとめた「今後の労働契約法制及び労働時間法制の在り方について(報告)」(2006年12月27日)及び「労働基準法の一部を改正する法律案要綱」(2007年2月2日)においても、「中小企業については、事業の運営に関する事項についての企画、立案、調査及び分析の業務に主として従事する労働者について、企画業務型裁量労働制を適用することができる」としていることから、早期に法改正を行うべきである。 (*)	(*)なお、制度のさらなる活用を促すためには、対象業務の拡大は中小企業のみならず大企業においても不可欠なことから、同様の扱いとすべきである。	労働基準法第38条の4	厚生労働省労働基準局監督課	(社)日本経済団体連合会	企画型裁量労働制の対象は、労働基準法第38条の4第1項において「事業の運営に関する事項についての企画、立案、調査及び分析の業務であって、当該業務の性質上これを適切に遂行するにはその遂行の方法を労働者の裁量にゆだねる必要がある」業務であることとされている。さらに「労働基準法第38条の4第1項の業務に従事する労働者の適正な労働条件の確保を図るための指針」(平成15年10月22日厚労省告示第353号)により、さらに詳細な規制が課せられている。
5068	5068020	企画業務型裁量労働制に関する手続きの簡素化	労使委員会の決議に替え、労使協定の締結等により制度導入ができるようにすべきである。 企業単位での一括届出を認めるべきである。 労働基準監督署長への定期報告書の届出義務を廃止すべきである。	「今後の労働時間制度に関する研究会報告書」(2006年1月27日)は、労使委員会の設置負担を理由に中小企業でその設置を求めないことを提案しているが、設置や届出等の諸手続きの負担は中小企業に限られるものではなく、広範かつ大幅な手続き緩和が求められる。労使委員会の決議要件を廃止することで、制度の利用拡大を図ることができる。企画型裁量労働制の手続きについては、専門の労使委員会の設置・合意ではなく、企業での労使関係の実態を踏まえ、労使協定でも可とすべきである。 企業実務の実態として、制度を導入・運用する際には、事業場ごとでなく企業単位で行うほうが一般的である。地域事情により事業場ごとに取扱いを一部変更する場合もあるが、労使委員会決議の内容が同一であれば、企業として一括して届出ることを認めるべきである。 労働基準監督署長に対する定期報告書の届出は、実務上負担となっている。現行において、企画業務型裁量労働制の導入は労使委員会の決議に基づいており、対象者の健康管理措置等については労使で不断のチェックを行わざるを得ない状況であり、報告義務がなくとも適正な運用を図ることができるため、(*)	(*)届出義務を廃止すべきである。なお、労働条件分科会が取りまとめた「今後の労働契約法制及び労働時間法制の在り方について(報告)」(2006年12月27日)及び「労働基準法の一部を改正する法律案要綱」(2007年2月2日)においても、定期報告書の廃止を妥当としていることから、早期に法改正を行うべきである。	労働基準法第38条の4 労働基準法施行規則第24条の2の5 労働基準法第38条の4第1項の業務に従事する労働者の適正な労働条件の確保を図るための指針(厚生労働省告示第353号)	厚生労働省労働基準局監督課	(社)日本経済団体連合会	企画型裁量労働制を導入するには、労使委員会を当該事業場ごとに設置し、労使委員会で決議を行わなければならない。 労使委員会決議を事業場ごとに届け出なければならない。 制度運用上、使用者は6ヵ月以内ごとに労働基準監督署長に企画型裁量労働制に関する報告をしなければならない。
5068	5068021	解雇の金銭解決制度の早期導入	解雇の金銭解決制度を速やかに導入し、職場復帰より金銭解決を求める当事者の意向を反映させ、柔軟かつ迅速な紛争解決の選択肢を増やすべきである。	金銭賠償による解決策が労使双方に提示されることにより、紛争の解決方法の選択肢が増え、紛争の早期解決に資するとともに、労働力の流動化、中長期的には経済の活性化につながる。使用者側からの金銭解決の申入れについては、いかなる解雇についても認めるのではなく、ネガティブリストにより一定の解雇を除外するなどすれば、使用者による濫用の懸念を払拭できるので不都合はない。2002年12月26日の労働政策審議会建議(「今後の労働条件に係る制度の在り方について」)では、解雇の金銭解決制度の必要性をうたっている。また、「今後の労働契約法制及び労働時間法制の在り方について(報告)」(2006年12月27日)でも、解雇の金銭的解決について引き続き検討することが適当であるとのことから、早期に具体的な制度設計について検討し法制化すべきである。		労働基準法第18条の2	厚生労働省労働基準局監督課	(社)日本経済団体連合会	解雇については、判例における解雇権濫用法理および同法理を明文化した労働基準法第18条の2によって厳しく制限されている。また、争いが生じた場合、裁判では当該解雇が有効であるか無効であるかの解決しかないため、妥当な紛争解決に至らなかったり、早期解決が妨げられている場合もみられる。

提案事項番号	提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	要望の捕捉事項	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	その他(特記事項)
5068	5068022	紹介報奨制度の規制解除【新規】	知人・友人等を新入社員等として紹介した自社労働者に対して、紹介の報奨金として会社が現金を支給することを認めるべきである。	<p>自社労働者が新入社員を紹介することは、有為な人材を確保したいという企業のニーズと企業の業務、方針、カルチャーを良く知る従業員により紹介される新入社員の双方にとって有益であり、雇用の適切なマッチングという点からも望ましい。従業員が報奨金を受取れるようになれば、さらに適切なマッチングが促進される。</p> <p>有為な人材を紹介した労働者に対しその貢献に対して然るべき報奨金を与えることを禁止する必要性は、職業安定法制定当時のように中間搾取を誘発し違法であった時代と異なり、今日では存在しない。</p> <p>現行においても、自社労働者の業務内容として就業規則において知人紹介を明記すれば同法違反とはならないとの解釈もあるが、本業とは異なる業務内容を就業規則に記載するというは現実的ではない。</p>		職業安定法第40条	厚生労働省職業安定局	(社)日本経済団体連合会	<p>知人・友人等を新入社員等として紹介した自社労働者に対して紹介の報奨として賞金、給料その他これらに準ずるもの等以外の報酬を支給することは、職業安定法第40条により禁止されている。社会的儀礼の範囲内であれば許容されるとする解釈もあるが、基準が不明確である。</p>
5068	5068023	有料・無料・特別の法人無料・地方公共団体無料職業紹介事業 取扱職種範囲等届出書の記載事例の拡大【新規】	<p>有料・無料・特別の法人無料・地方公共団体無料職業紹介事業取扱職種範囲等届出書の記載事例を拡大し、取扱範囲をより明確にすべきである。</p> <p>例えば、新規学卒者の就職未内定者、第二新卒者(卒業後数年の者)、女性、主婦、ニート・フリーター、概ね30歳未満、22～35歳などを追加すべきである。</p>	<p>求人・求職の申込みの全件受理の原則のもと、ハローワークが全国に整備されており、セーフティネットとして大きな役割を果たしているが、全ての民間職業紹介所においても同様に全件受理の原則を求めることは、社会的コストの重複となっている。</p> <p>現在は記載事例が少ないため、紹介事業者が民間らしい特色を出した事業を実施することが難しい現状がある。</p>		職業安定法第5条の5、第5条の6、第32条の12	厚生労働省職業安定局需給調整事業課	(社)日本経済団体連合会	<p>現在、職業紹介事業については「求人申込み」と「求職の申込み」は全件受理が原則となっている。ただし、取扱職種の範囲等が、「特別の者に対し不当な差別的取扱いをするものである」として、厚生労働大臣が変更を命じない限り、全件受理原則の適用は所定の申出の範囲に限定される。また、社会的弱者等についてのみ業務対象とする場合は、個別にその可否を判断している。</p> <p>この所定の申出の書式は職業紹介事業の業務運営要領に記載されているが、取扱職種の範囲等の記載事例としては、以下が記載されている。</p> <p>職種…事務的職業、会社・団体の役員、飲食物調理の職業、林業の職業など</p> <p>地域…国内、大阪府、中部地方など</p> <p>その他…紹介予定派遣に関するもの、母子家庭の母等、中高年齢者、本校所定の課程を修了した者など</p> <p>本件に関し、厚生労働省は「求人・求職の申込みにおいて、社会的弱者等についてのみ業務対象とする場合は、個別にその可否を判断している」との見解を示している。</p>
5068	5068024	障害者雇用における雇用率算定対象範囲の特例措置【新規】	持株会社制を採用している企業においては、特例子会社の有無に関わらずグループ会社合計での集計も可能とする仕組みを設けるべきである。	<p>持株会社制におけるグループ各社は、その業種・業態によって、障害者雇用の労働環境・職務内容など、雇用の難易度が異なる。例えば、製造系の業種では雇用しにくく、事務サービス系では雇用しやすい。障害者の雇用を促進することが法の主旨であることを鑑みると、特例会社を持つ場合にはグループ適用が認められ、持たない場合には認められないというのは、公平性を欠く。事業の効率化を図る持株会社制の特性を踏まえ、グループ全体で雇用率を算定することで、安定的に障害者雇用を推進しやすい制度とすべきである。</p> <p>政府より示されている「成長力底上げ戦略」においても、福祉から雇用の推進がうたわれており、この主旨にも合致するものと思われる。</p>		障害者の雇用の促進等に関する法律第45条	厚生労働省職業安定局	(社)日本経済団体連合会	<p>現在の障害者雇用率の算定は、雇用保険適用事業所単位の集計となっている。また、特例会社については親事業主と同一の雇用義務適用を受けることになっているほか、所定の要件を満たした場合には、関係下にある企業をグループ化し、一元的に算定するグループ適用が可能となっている。</p> <p>しかしながら、特例会社を持たない持株会社制においては、グループでの障害者雇用率の算定は認められていない。</p>
5068	5068025	障害者雇用率のグループ適用における、障害者雇用調整金・報奨金の取扱い【新規】	グループ適用による障害者雇用率の算定が行われている場合、障害者雇用調整金・報奨金の受取りは、親会社もしくは特例子会社のいずれかに限らず、障害者雇用人数割合等で、関係会社を含めた各企業ごとに授受することを可能とすべきである。	<p>グループ全体で障害者雇用を進めている場合においては、各社の経済的負担に応じて調整金・報奨金を受取ることができると合理的である。</p> <p>また、現行制度に基づいてグループ適用にある親会社もしくは特例会社が調整金・報奨金を受取り、各社に配分する場合、受取った親会社もしくは特例会社にのみ課税されるため、課税負担の公正性を欠くものとなっている。</p>		障害者の雇用の促進等に関する法律第50条第4項	厚生労働省職業安定局高齢・障害者雇用対策部障害者雇用対策課	(社)日本経済団体連合会	<p>障害者雇用のために設けた特例会社を持つ場合、所定の要件を満たすことで、親会社とその関係会社も含めた企業グループとして雇用率を算定するグループ適用が認められる。</p> <p>また、調整金・報奨金を受け際、親会社と特例子会社のいずれかで受取ることとされている。</p>

提案事項番号	提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	要望の捕捉事項	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	その他(特記事項)
5068	5068026	雇用保険・労災保険事務における継続事業の一括要件の緩和	継続事業の一括適用の条件である「それぞれの事業が、事業の種類を同じくすること」の要件を削除すべきである(労災保険料の料率の違いについては、一括適用の中で区分することとする)。	継続事業の一括適用については労災保険上の事業の相違(料率の違い)により認可されないケースが多く、結果として、事業所ごとに同じ事務手続を並行して行うことが強いられている。本規制の緩和により、雇用保険事務の大幅な効率化、集中化が期待できる。		労働保険の保険料の徴収等に関する法律第9条 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第10条第1項 昭和40年7月31日基発第901号	厚生労働省労働基準局労災管理課	(社)日本経済団体連合会	現行徴収法では、異なる事業所で一括して雇用保険・労災保険を適用する場合、労災保険適用上の「事業の種類(料率)」が同一であることが要件となっており、業務効率化を妨げている。
5068	5068027	雇用保険手続の簡素化【新規】	雇用保険手続の簡素化を実現すべきである。特に以下の点について改善すべきである。 雇用保険を再取得する際の雇用保険資格取得届、雇用保険資格喪失届のFD(データ)での提出の容認 高齢雇用継続給付申請手続におけるFD(データ)提出の容認、ならびに署名・押印(本人・事業主とも)の省略 「雇用保険被保険者離職証明書」「雇用保険被保険者休業開始時賃金証明書」「雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書」について、複写方式の用紙から、各事業所にて印刷可能な用紙への変更	事業主の事務手続作業における負担を軽減するために、利用しやすいシステムの構築の検討を推進する必要がある。特に申請頻度が高い手続き(高齢雇用確保措置の義務化により、高齢雇用継続給付の申請対象者は増加)については早急に改善すべきである。		雇用保険法第7条、第61条 雇用保険法施行規則第6～7条、第101条、第146～149条	厚生労働省職業安定局雇用保険課	(社)日本経済団体連合会	雇用保険を再取得する際には、雇用保険被保険者資格取得届、喪失届はFD(データ)提出が認められていない。 高齢雇用継続給付の手続では、申請者の個別押印が必要なため、各自へ配布・回収しなければならず、申請書についてはFD(データ)提出が認められていない。 「雇用保険被保険者離職証明書」「雇用保険被保険者休業開始時賃金証明書」「雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書」は、3枚複写の用紙である。
5068	5068028	育児休業期間中の社会保険料免除の拡大等	法定の育児休業制度を上回る形で、企業が独自に、「養育する子が1歳未満で復帰し、1歳未満で再び育児休業を取得すること」が可能な制度を就業規則等で導入している場合、1歳未満の子の育児休業期間中については、社会保険料の免除、ならびに育児休業給付の受給も可能とすべきである。	企業が、育児を行う従業員に対する支援策として、養育する子が1歳未満で復帰し、1歳未満で再び育児休業を取得できる制度を導入しても、現制度下では養育する子が1歳未満で再度育児休業を取得する場合、社会保険料が免除されず、また育児休業給付金も受給できない。少子対策の観点から、柔軟な育児休業制度を持つ企業を後押しするために、社会保険料の免除、ならびに育児休業給付の受給も可能とする必要がある。		健康保険法第159条 厚生年金保険法第81条の2 雇用保険法第61条の4、第61条の5	厚生労働省保険局保険課 厚生労働省年金局年金課 厚生労働省職業安定局雇用保険課	(社)日本経済団体連合会	養育する子が1歳未満で育児休業から復帰し再び1歳未満で育児休業に入った場合、育児休業法では、特別の事情がある場合を除き同一の子については再び育児休業を取得できないとされているため、社会保険の保険料免除を受けられず、また雇用保険の育児休業給付金も受給できない。
5068	5068029	勤労者財産形成促進制度の見直し【新規】	財形年金貯蓄の据置期間を10年に延長すべきである(5年を超える期間の利子については通常の課税扱いとしてもよい)。 長期退職や休業の場合、財形住宅貯蓄及び財形年金貯蓄における積立て中断期間の上限を少なくとも3年に延長すべきである。	現行では、55歳未満での退職者については要件違反により解約せざるを得ない状況にある。事業再編に伴う会社間の異動も増加する中、異動先が財形制度を導入していない場合は、財形年金貯蓄を解約せざるを得なくなることもあり得ることから、対象者の異動の妨げ、ひいては企業の事業構造改革の妨げとなることがある。 企業の育児休業制度の充実により、2年以上の休業を取得するケースが生じており、その場合に積立て中断の限度期間を超過し、一般の課税扱いとなる事例が生じている。少子化対策の一環としても改善を検討すべきである。		勤労者財産形成促進法第6条第1項、第2項 租税特別措置法施行令第2条の13	厚生労働省労働基準局勤労者生活部	(社)日本経済団体連合会	財形年金貯蓄の据置期間は5年以内と決められている。 財形住宅貯蓄及び財形年金貯蓄における積立ての中断期間は2年未満とされている。

提案事項番号	提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	要望の捕捉事項	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	その他(特記事項)
5068	5068030	エレベータ設置時における申請手続の一本化	国土交通省および厚生労働省におけるエレベータ設置のための申請手続・検査合格済の手続きについての一本化を図るべきである。	重複手続きを撤廃することにより手続きの効率化が期待される。		建築基準法第6条、第7条、第12条、第87条の2、労働衛生安全法第88条、労働安全規則第140条、第141条、第143条、第145条	厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課 国土交通省住宅局建築指導課	(社)日本経済団体連合会	工場等にエレベータを設置する場合の手続きとして、建築基準法では確認申請手続、検査済証が、また、クレーン等安全規則では設置届、検査証取得が必要とされ、国土交通省と厚生労働省の重複規制が存在する。
5068	5068031	乗用エレベータ設置届の提出期限の変更【新規】	「設置届」提出期限の「着工30日前」を「着工前」に変更すべきである。	建築基準法では「着工日」までに「確認済証」の受領が必要とされるが、建築基準法対応物件における1t以上の乗用エレベータの場合、30日以上前の確認済証の受領が必要となり、事務手続きをとる上で問題がある。		労働安全衛生法第88条、クレーン等安全規則第140条第2項、同第138条第1項、労働安全衛生法施行令第12条第1項第6号	厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課	(社)日本経済団体連合会	労働安全衛生法第88条に基づき、乗用エレベータにおいて建築基準法対応物件における1t以上のものは所轄労働基準監督署に「設置届」を仕事の開始(着工)30日前に提出しなければならないが、併せて、建築基準法による「確認済証」の添付も求められている。
5068	5068032	可搬式ゴンドラの設置届の提出期限の変更【新規】	設置届の提出期限を仕事の開始(着工)前とすべきである。	可搬式ゴンドラの安全性及び性能については製造検査及び性能検査(年1回)で確認しており、そのことによって安全性は十分担保されていると考える。 他方、設置届は書類審査のみで、かつ最初の使用時に限られていることも勘案すると、着工前30日以上前とする届出時期の必要性は小さい。 届出を着工前までとすることで、事務の効率化が期待される。		労働安全衛生法第88条、ゴンドラ安全規則第10条、昭和49年3月28日基収第581号の2	厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課	(社)日本経済団体連合会	労働安全衛生法第88条に基づき、可搬式ゴンドラにおいて最初の使用のみ所轄労働基準監督署に設置届を仕事の開始(着工)30日前に提出しなければならない。なお、その後の設置については届出は必要とされない。
5068	5068033	じん肺審査におけるDR(デジタル・ラジオグラフィ)写真の活用【新規】	じん肺管理区分決定の審査にDR(デジタル・ラジオグラフィ)写真の使用を認めるべきである。	DR(デジタル・ラジオグラフィ)は発売後10年経過し、国内で約1000台が稼働している。とりわけ、DRは画像撮影後、数秒で確認がとれるため、単位時間あたりの撮影数を増やすことができ、健診効率を上げることができる。仮にじん肺管理区分決定におけるDR写真の活用が認められれば、じん肺写真を撮影する機会の多い健診施設での一層の普及が見込まれ、健診効率の向上及び本業としての労働生産効率に寄与することが期待できる。 アナログ写真に比べ、被ばく線量を低減できる可能性が指摘されていることから、労働者の健康に資する効果が期待される。 CR写真同様データ送信が可能ことから、審査迅速化に資する効果が期待される。		じん肺法第13条 平成13年6月25日基安労発第19号	厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課	(社)日本経済団体連合会	現在、じん肺管理区分決定の審査を行う場合には、アナログ写真もしくはCR(コンピューテッド・ラジオグラフィ)写真の使用が承認されているが、2006年末時点で日本国内において約1,000台稼働しているDR(デジタル・ラジオグラフィ)写真の使用が承認されていない。

提案事項番号	提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	要望の捕捉事項	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	その他(特記事項)
5068	5068034	表示対象物質に関する裾切値単位の一部選択制の導入【新規】	気体混合物のように、容量濃度で取引きが行われているものについては、「表示対象物質」及び「通知対象物質」の裾切値として容量濃度を用いてもよいものとすべきである。	GHS、ISOやACGIHでは、気体状物質の危険有害性の指標である急性毒性値(LC50)や許容濃度(TLV値)等はすべて容量濃度によって評価、公表されており、国内法においても、毒物劇物取締法における毒物劇物の吸入毒性の判定基準(LC50・容量ppm)や高圧ガス保安法における毒性ガスの指定(じょ限度・容量ppm)などは、全て容量濃度によって判定を行っている。 さらに、GHS分類における裾切値についても、健康有害性に関する気体状物質の判定は体積/体積%(容量濃度)で行うことと規定されている。気体は全て同じ分子数であれば、同じ体積となることから、容量濃度で設定すると一元的に濃度が決定され安全の指標として妥当と考える。 気体は液体とは違い、比重が大きく異なるので、重量濃度での判定には妥当性が無い。例えば、表示対象物質であるホルムアルデヒド(MW:30、LC50:480ppm)を軽量のヘリウムで希釈した混合ガスでは、ホルムアルデヒドの裾切値である0.1重量%は約130容量ppmに相当し、やや重量な窒素で希釈した混合ガスでは、0.1重量%は約930容量ppmに相当しており、容量濃度による指標との矛盾が生じている。(*)	(*)以上のことに加え、労働者に対して危険有害性をより容易に認識してもらうことが表示制度の目的であることを考慮すれば、気体の場合は容量濃度による裾切りが適当である。	労働安全衛生法第57条 労働安全衛生法施行令第18条 労働安全衛生規則第30条、第33条、別表第2 化学品の分類及び表示に関する世界調和システム(GHS)改訂初版	厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課	(社)日本経済団体連合会	2006年12月1日より「改正労働安全衛生法」が施行され、第57条によって「表示対象物質」及び「通知対象物質」を裾切値以上含んだ化学物質に関しては、GHSに基づいた危険有害性の分類を行い、その分類に応じた表示及び通知を行うことが義務付けられた。しかしながら、「改正労働安全衛生法」で用いられている単位が重量濃度のみであるのに対し、工業ガス業界が取扱っている気体混合物の濃度は一般的に容量濃度である。
5068	5068035	レセプト様式の見直し	レセプトのオンライン請求の義務化に先立ち、特に以下の点について、レセプト様式を変更し、事務経費の削減と疾病予防を含めた医療の質的向上を図るべきである。 傷病名と診療行為のリンク付け 医科・歯科レセプトと調剤レセプトとのリンク付け 市町村助成制度への対応(レセプトに市町村助成制度の適用の有無と助成額の記載欄を設ける)	精度の高い医療費分析を可能とするため、レセプト記載の主傷病名については「レセプト電算処理システム用傷病名マスタ」に基づく記載と傷病名コードの記載を行い、傷病名には傷病番号を付与し、摘要欄の診療行為に該当する傷病名番号の記載を通じたリンク付けを義務化すべきである。昨年のもみじ月間の再回答では、「診療行為は患者の状況を総合的に捉えて行なわれるため、個々の傷病と診療行為の対応関係を結びつけることは困難である」とのことであったが、最も関連性の高い傷病名とのリンク付けは可能であると考え、昨年のもみじ月間の再回答では、「レセプトのオンライン化の過程において結びつけの必要性も含め検討する」とのことだが、医科・歯科レセプトと調剤レセプトを一体的に処理及び分析をするためにも、コード等による関連付けは不可欠である。早期に検討状況を明示すべきである。 助成制度は市町村毎にその対象者の範囲や助成内容等が異なっている。そのため、健保組合においては、付加給付や高額療養費の支払いにあたり、これらの助成との重複をさけるため、その都度確認の作業を行っているのが現状である。(*)	(*)レセプトへの市町村助成に関する情報の記載が義務付けられなければ、2011年度からのレセプトの原則オンライン化以降も結果的にオフライン(マニュアル)対応の作業が残ることになり、不十分な対応であると考え、また、昨年のもみじ月間の再回答では「保険医療機関の請求事務を増加させるため困難」とあるが、保険者、医療機関双方において正確な請求・給付業務を行う上でも市町村助成制度についてレセプトの記載を義務付けるとともに、公的機関による、各自治体の助成制度のデータベースを構築し、随時閲覧が可能な仕組みとすべきである。	健康保険法第76条第6項 療養の給付、老人医療費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令	厚生労働省保険局医療課	(社)日本経済団体連合会	健康保険法第76条第6項において、療養の給付に関する費用の請求に係る必要な事項は厚生労働省令で定めることとされており、レセプトの様式は「療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」により定められている。
5068	5068036	医療機器の第三者認証機関による審査範囲の拡大	少なくともISO/IEC等国際規格に整合したJISを引用した承認基準及び認証基準に準じた構成の承認基準のある医療機器については、国内の認証基準に移行させていくべきである。 また、その他の医療機器についても、安全性に十分留意しながら、民間企業の要望の高いものから順次認証の対象へと移行すべきである。	国際的な基準に裏付けされた承認基準をもって、認証に置き換えることにより、患者・利用者への早期提供に資することになる。 また、同時に医薬品医療機器総合機構(PMDA)においては基準のない医療機器の審査に注力できることになり、限られたリソースを有効に活用できることになる。 今般、厚生労働省等が取りまとめた「革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略」の中でも「承認審査の合理化・簡素化」が指摘されており、本要望についてもその趣旨に照らせば妥当であると考え、		薬事法第23条の2～第23条の19	厚生労働省医薬食品局審査管理課	(社)日本経済団体連合会	改正薬事法において、リスクが比較的低く、技術的な要件が確立できた医療機器については、認証基準を策定し第三者認証機関による認証制度が導入された。しかし、認証基準のある医療機器には限りがある一方、医薬品医療機器総合機構(PMDA)の審査対象となる医療機器についても、認証基準とほぼ同じ考え方に基づき承認基準を作成している。
5068	5068037	特定健診・保健指導における看護師による保健指導の制限措置の緩和【新規】	「標準的な健診・保健指導プログラム(確定版)」で、施行後5年間に限り認められている「一定の保健指導の実務経験がある看護師」による「動機づけ支援」および「積極的支援」(初回の面接、対象者の行動目標・支援計画の作成、保健指導の評価)を恒久化すべきである。	これまでも企業内等において、同様の指導等の経験を有してきた看護師を引き続き活用することにより、今般の生活習慣病対策という所与の目的達成は可能である。制度の効率的な運用のために、人材等既存の資源を有効的に活用するとともに、各保険者あるいは委託事業者の実態に応じた円滑な運用を可能とすべきである。		高齢者の医療の確保に関する法律第18～20条 「標準的な健診・保健指導プログラム(確定版)」(2007年4月)	厚生労働省健康局総務課生活習慣病対策室 厚生労働省保険局総務課医療費適正化対策推進室	(社)日本経済団体連合会	昨年の医療制度改革において、2008年度から保険者による40歳以上の加入者に対する、特定健診・保健指導の実施義務付けが決定されている。具体的な実施内容等については「標準的な健診・保健指導プログラム(確定版)」(2007年4月)が取りまとめられている。

提案事項番号	提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	要望の捕捉事項	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	その他(特記事項)
5068	5068038	民間事業者による電子化された診療録等の外部保存	情報の漏洩防止対策などに対し一定の要件を満たす民間事業者(Pマーク、SMS、ISO等の取得事業者)であれば、電子化された診療情報等の保存を可能とすべきである。	必要な技術及び運用管理能力を有する民間事業者が診療情報の外部保存を効率的に行うことにより、データ保管に要するコスト削減が期待できる。医療機関にとっても投資コストを削減することが可能となる。 また、診療情報の保存については、医療機関の機能分化・連携が進展していく中で、各医療機関ごと独自に対応するよりも、専門的に取扱う事業者が一括して情報を集積・管理する方が、医療機関同士の情報共有が促進され、患者本位の医療提供体制が確立されると考える。 「『全国規模の規制改革・民間開放要望』に対する各省庁からの再回答について」(平成19年1月15日)で厚生労働省が指摘している、情報漏洩や不正使用に対しては、厚生労働省が民間のデータの保存・管理方法等に関するガイドラインを定め運用ルールを策定し責任分界点等を明確にする、不正使用等に対しては該当企業名の公表等の措置を講ずること、防止可能と考える。		診療録等の保存を行う場所について(平成14年3月29日医政発第0329003号) 「診療録等の保存を行う場所について」の一部改正について(平成17年3月31日医政発第00331010号) 民間事業者が行なう書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律等の施行等について(平成17年3月31日医政発第00331009号・薬食発第00331020号・保発第00331005号)	厚生労働省医政局	(社)日本経済団体連合会	電子化された診療録および診療諸記録の保存場所は、病院、診療所、医療法人等が適切に管理する場所、行政機関が開設したデータセンター、医療機関等が震災対策等の危機管理上の目的で確保した安全な場所に限られており、民間事業者が設置したデータセンター等における保存は認められていない。
5068	5068039	医療・健康・介護・福祉分野におけるネットワーク要件の共通化(インターネット等の活用)【新規】	医療・健康・介護・福祉分野において、厚生労働省各局から個別に示されている、ネットワーク要件を、インターネットをベースにしたものに共通化すべきである。	2007年3月に改定された「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第2版」(厚生労働省)においては、セキュリティ対策(IPSecとIKEの組合わせを用いた安全性確保など)を前提に、インターネットをベースとしたオープンなネットワーク接続が認められている。健康・医療・介護・福祉分野全般について同ガイドラインで示されているインターネットをベースに共通化すべきである。 これにより、コスト面では、医療機関が各局が個々に示している指針等に対応するために二重のネットワークを敷設する等の重複投資が避けられる。 さらに、保険者、健診・保健指導機関、介護事業者等の利便性を確保する基盤ともなることから、健康・医療・介護・福祉分野に共通の要件を適用することでIT化が加速すると考える。		医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第2版(平成19年3月19日) レセプトのオンライン請求に係るセキュリティに関するガイドライン等の策定について(平成18年4月10日保総発第0410002号)	厚生労働省保険局、医政局ほか	(社)日本経済団体連合会	厚生労働省保険局から通知されている「レセプトのオンライン請求に係るセキュリティに関するガイドライン」では、オンラインレセプトのネットワークをISDNあるいはIP-VPNに限定している。一方で、医政局からはインターネット利用を前提とした「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第2版」が示されており、両ガイドラインにおいて、異なるネットワーク要件が明記されている。
5068	5068040	新規事業所編入(同一健保組合内事業所における会社設立等)に関する規約変更手続の緩和	同一の健康保険組合にすでに加入している事業所が会社設立により新規に当該健保組合に編入する場合は、厚生労働大臣の認可を不要とし、届出制へ移行させるべきである。	企業は国際競争力維持のため、アウトソーシングや分社化、子会社統合など、機動的な再編を行っており、それに伴い、健保組合への設立事業所の編入統合が必要となる。その際、同一健保組合における会社設立の場合、現行制度のもとでは、認可の前提となる登記簿等の準備の都合上、設立後に認可申請せざるを得ず、被保険者証の交付が遅れるなどの事態が発生している。このような事態を回避し、手続きにかかる負担が企業の組織再編を妨げることのないよう、柔軟な対応が求められる。 なお、「『全国規模の規制改革・民間開放要望』に対する各省庁からの再回答について」(平成19年1月15日)では「事業所編入によって共通基盤が損なわれることのないよう、あらかじめ共通基盤の有無を確認するために認可が必要」とのことだが、すでに健保組合内に設立されている事業所が新規に会社設立を行う場合においては、事業所編入とはいえ、加入者の権利・義務、企業・業種といった共通基盤に実質的な変更は生じえないことから、一定の要件を満たす場合にあっては、届出のみによりこれを認めるべきである。		健康保険法第16条 健康保険法施行規則第5条第2項 健康保険組合の事業所編入について(平成14年3月22日保発第0322003号) 健康保険組合の事業所編入の取扱いについて(平成14年3月22日保発第0322001号)	厚生労働省保険局保険課	(社)日本経済団体連合会	健康保険組合法施行規則第5条第2項に規定されている規約の変更(設立事業所の増加または減少)を行う場合には、厚生労働大臣の認可を要することとされている。
5068	5068041	健康保険被保険者証の券面表示の見直し	被保険者証の券面表示については、次の内容で印字することを可能とすべきである。 記号： 全事業所の共通番号 名称： 健康保険組合加入事業所 所在地： 健康保険組合の所在地	事業再編等による事業所名称の変更が多々発生しており、健康保険組合ではその都度、法令の定めにより、被保険者・被扶養者全員分の被保険者証の更新を行っているが、このためには回収・配布等の手間や費用等が多額である。 上記の通り、2007年4月より、記載項目については変更がなされたものの、緩和の範囲は、本店と支社間における人事異動に際してのみであり、同一健保組合内での事業所再編等による事業所名称の変更などには対応できないことから、記載の変更を求める。		健康保険法施行規則第47条第1項、48条第1項 被保険者証の記載事項の見直しについて(平成19年3月13日保発第0313002号)	厚生労働省保険局保険課	(社)日本経済団体連合会	一般被保険者が在籍する事業所について、記号(3桁)、名称、所在地の印字は、人事異動等で変更した場合、速やかに変更(保険証の差替え)することとなっている。 なお、平成19年3月13日付保険局保険課長通知(保発第0313002号)において、2007年4月1日より事業所所在地及び事業所名称については、各健康保険組合の判断により、会社の本店の所在地及び本店の名称を記載すれば足りることの緩和がなされた。

提案事項番号	提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	要望の捕捉事項	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	その他(特記事項)
5068	5068042	任意継続被保険者制度の見直し	任意継続被保険者制度の廃止について検討を行うべきである。仮に廃止が困難な場合にあっては、少なくとも、その存廃については、健康保険組合が選択することができるようにすべきである。上記選択に基づき、健保組合が制度の存続を選択する場合であっても、任意継続期間(現行2年以内)、イ.資格取得に必要な被保険者期間、ウ.前納する保険料額における控除額について、それぞれ任意に設定できるようにすべきである。	2008年度からの保険者による特定健診・保健指導の義務化を控え、雇用関係のない任意継続被保険者に対して健康保険組合が保険者機能を及ぼすことは困難になっている。また、居住地把握等のための事務処理コストが保険者財政を圧迫する結果、他の被保険者にも影響も及ぶ。 「全国規模の規制改革・民間開放要望」に対する各省庁からの再回答について、(平成19年1月15日)では「被保険者保護の観点から、全保険者同一条件で設けられている制度であり、健康保険組合の任意の設定は困難」との回答があったが、わが国では国民皆保険が成立し、すでに給付率が統一されていることから、「被保険者保護」に対する特段の配慮は不要と思われる。以上を踏まえ、少なくともその存続の可否については、各健康保険組合の判断に委ねるとともに、制度の廃止に向けた検討を進めるべきである。		健康保険法第3条第4項、第37条、第38条、第47条、第165条 健康保険法施行規則第49条	厚生労働省保険局保険課	(社)日本経済団体連合会	継続して被保険者期間が2ヵ月以上の者が資格喪失後、保険者に申出ることによって最長2年間、任意継続被保険者として資格が継続される。 2006年の医療制度改革により、2007年4月より任意継続被保険者への出産手当金・傷病手当金が廃止されたものの、保険料前納の際に年4%の控除が受けられるなど、一般被保険者との比較において合理的でない枠組みが依然として維持されている。
5068	5068043	厚生年金保険・健康保険・雇用保険の資格取得・喪失にかかる届出手続の一元化、及び社会保険適用事業所全喪失届等にかかる添付書類の省略【新規】	社会保険と雇用保険の資格取得・喪失に係る届出手続を書類も含めて一元化し、単一の書類で双方の手続きを完了できるようにすべきである。また、同センターでは届出が認められていない、離職票の交付を伴う雇用保険被保険者資格喪失届についても届出を認めるべきである。 「インターネット登記情報提供サービス」を利用することで、謄本添付の省略を認めるべきである。	企業の事務処理負担軽減、行政の縦割りによる無駄の排除の観点から、社会保険・雇用保険の一元化を速やかに進めるべきである。また、退職にかかる資格喪失時には概ね離職票交付を必要とすることからも届出一元化の目的が実質的に達成されるためには、離職票の交付を伴う届出も認めるべきである。 添付書類の削減による事業主の事務負担コストの軽減、あるいは電子政府の推進も勘案し、早期に本要望の実現を図るべきである。 なお、総務省の「厚生年金保険に関する行政評価・監視結果報告書」(平成18年9月)によると、法務省においては登記情報の電子化を推進しており、2005年度現在、商業登記・法人登記簿等については、全ての会社法人(約360万)の98%の電子化を完了しているところである。		健康保険法施行規則第20条、第24条 厚生年金保険法施行規則第13条の2、第15条、第22条 雇用保険法施行規則第6-7条	厚生労働省保険局保険課、社会保険庁	(社)日本経済団体連合会	社会保険と雇用保険の資格取得届及び資格喪失届については、2006年10月から、全国の社会保険事務所に設置している「社会保険・労働保険徴収事務センター」においても受付が可能となったが、求められている手続きの様式が異なっている。 健康保険・厚生年金保険適用事業所全喪失届には、解散登記の記載のある法人(商業)登記簿謄本が添付書類として求められているが、電子通信回線による登記情報の提供に関する法律に基づく「インターネット登記情報提供サービス」の利用による登記簿謄本等の提出の省略を認めていない。
5068	5068044	育児休業終了時の報酬月額変更に係る手続きの簡素化【新規】	本件の届出を事業主からの届出のみで可能とすべきである。	本人の署名押印がなければ届出が行えないため、本人からの申出が遅れるなど、事業主の責任によらない事情で届出が遅れると、保険料徴収の清算を遡及して行わなければならないなど、事業主の事務負担が大きい。事業主、本人双方にとって負担部分が減るにもかかわらず、本人の届出を待たなければならないのでは、不合理である。 なお、通常の月額変更届や育児休業届は、事業主の届出で受理されているところである。		厚生年金保険法第23条の2 厚生年金保険法施行規則第10条	厚生労働省年金局、社会保険庁	(社)日本経済団体連合会	育児休業から復職した際、被保険者が3歳未満の子を養育している場合、社会保険庁長官に申出を行えば、終了日の翌日の属する月から以後3ヵ月の報酬月額の平均が標準報酬月額とされるが、この申出は事業主を経由して社会保険事務所等に提出することによって行うため、本人の署名等が必要である。
5068	5068045	3歳未満の子を養育する厚生年金保険被保険者の標準報酬月額の特例措置の弾力的適用【新規】	認定を受ける要件を満たしていれば、海外赴任等のやむをえない事情で、「養育」の要件が満たされなくなった場合でも、継続して適用できるようにすべきである。	すでに認定に該当する被保険者が、例えば業務命令により海外に赴任することとなり、本人の赴任後、一定期間(例えば6ヵ月後)を経て、家族が赴任することとなると、本法の「養育」の要件を満たさなくなるというのは、不合理である。		厚生年金保険法第26条	厚生労働省年金局	(社)日本経済団体連合会	3歳未満の子を養育する期間の標準報酬月額が、その子を養育することとなった月の前月の標準報酬月額を下回る場合、被保険者の申出により、従前標準報酬月額をその期間の標準報酬月額とみなすことができる。

提案事項番号	提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	要望の捕捉事項	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	その他(特記事項)
5068	5068046	加入対象者の拡大	個人型確定拠出年金への国民年金第3号被保険者(専業主婦)への加入を認めるべきである。	加入対象者を拡大すれば、利便性の向上とポータビリティの拡充が促され、加入者の増大など制度普及にも大いに寄与することとなる。		確定拠出年金法第9条、第62条	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課	(社)日本経済団体連合会	確定拠出年金では、国民年金第3号被保険者(専業主婦)の加入が認められていない。
5068	5068047	企業型確定拠出年金における掛金の本人拠出の容認	企業型確定拠出年金の掛金について、事業主の拠出に加えて、本人拠出を可能とすべきである。	個人又は事業主が拠出した資金の自己責任による運用、及び高齢期における所得の確保に係る自主的な努力の支援を図るといふ、確定拠出年金法の趣旨に鑑みれば、将来の生活設計を十分に念頭において、個々のニーズにあった資産運用を可能とし、一定の範囲内で加入者の裁量による資産形成を可能とする仕組みが不可欠である。本人の拠出を容認し、毎月の掛金についても自己裁量で決定できるようになれば、自助努力の意識の醸成につながる。ひいては制度の利便性が向上し、制度の普及にもつながる。		確定拠出年金法第20条	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課	(社)日本経済団体連合会	企業型確定拠出年金の掛金については、事業主からの拠出しが認められていない。
5068	5068048	中途引出し要件の緩和	脱退一時金の受給要件のさらなる緩和に向けて、まずは、やむを得ない事情(自然災害や経済的困窮時など)があれば、加入者の取崩しを可能とするとともに、個人別管理資産を担保とした借入れを容認すべきである。	2005年10月に改正が行われたが、依然厳しい要件であるため、制度自体の普及の阻害要因となっている。ライフスタイルの多様化が進む中で、各人に有利不利が出ることのないよう、中立的な制度設計とする必要がある。		確定拠出年金法第28条、第33条、附則第3条 確定拠出年金法施行令第60条	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課	(社)日本経済団体連合会	個人型確定拠出年金において、脱退一時金を受給できる要件は、拠出期間3年以下または資産額50万円以下で制度上掛金を納められない場合となっている。60歳未満で給付を受けられるのは、高度障害または死亡の場合に限られる。
5068	5068049	確定拠出年金の老齢給付金の支給要件の緩和	老齢給付金の通算加入者等期間による支給開始年齢の制限を撤廃すべきである。	確定拠出年金において、60歳以降に受給開始となる者は、制度上個人拠出が認められないため、運用成績等によって資産額が目減りする恐れもある。また、制度導入時に、50歳以上の加入者を阻害する結果となりがねない。		確定拠出年金法第33条	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課	(社)日本経済団体連合会	確定拠出年金の企業型年金加入者であったものが、老齢給付金の支給を請求するには、最低10年の通算加入者等期間が必要となる。

提案事項番号	提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	要望の捕捉事項	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	その他(特記事項)
5068	5068050	確定拠出年金における規約承認申請手続き簡素化等	企業型の確定拠出年金における規約承認手続について、法改正に伴い一斉に行われる事業主の就業規則変更に伴う撥ね改正など、受給権保護の問題が生じないと考えられる内容の変更については、労使間の合意を不要とする、あるいは届出のみで変更を可能とするなど、手続きの簡素化を図るべきである。 具体的には、運営管理機関の登録済証、勧誘方針の添付を不要とするともに、運営管理機関選定理由書を簡素化すべきである。	不利益変更とならない改正にまで認可・承認を求められるため、事業主の負担は大きなものとなっている。 運営管理機関は登録制であり、運営管理機関、資産管理機関との契約書も添付する中で、当該資料を添付する必要性に乏しい。 また、運営管理機関選定理由書について、他の機関との比較(3社程度)を記載しなければならないなど、小規模事業主にとって事務作業負担が大きくなっている。		確定拠出年金法第5条、第6条 確定拠出年金法施行規則第3条、第5条、第6条、第7条	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課	(社)日本経済団体連合会	企業型年金規約の変更をしようとするときは、軽微な場合を除き、厚生労働大臣の承認が必要である。
5068	5068051	確定拠出年金における規約の統合の容認【新規】	企業型の確定拠出年金においても、確定給付企業年金や厚生年金基金制度等で認められている規約統合を可能とすべきである。	現行では、制度の一元化にあたり、煩雑な手続きを要するため、企業の事務負担が大きくなっている。しかも、運用指図者が存在する間は、実質的に一元化ができないなど、機動的な事業再編を妨げる要因となっている。 規約統合が可能となれば、加入者等にとっても、運用資産の現物による移換を併せて実現することで、異動に伴う不利益を回避できる他、運用指図者について、制度の廃止による清算を求められる可能性を軽減できる。 なお、確定給付企業年金や厚生年金基金制度では認められているところである。		確定拠出年金法	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課	(社)日本経済団体連合会	企業型の確定拠出年金では、規約の統合が認められていないため、会社合併等の企業再編時において、合併前の会社がそれぞれ企業型を実施している場合、いずれか一方の加入者について、資格喪失・新規加入の手続きを行わなければならない。 また、廃止する側に運用指図者が存在する場合、運用指図者が個人型への移換もしくは全額受給を行わない限り、制度の廃止ができない。
5068	5068052	確定拠出年金制度における規約分割の容認【新規】	規約分割を認めるべきである。 複数事業主による共同規約において事業所が脱退した場合、当該事業所を退職して運用指図者になった者の権利義務について、本人の同意等の手続きを経ることなく、分割後の新設規約への移換を可能とすべきである。	【要望 について】 他の人事処遇制度については、会社分割等の事業再編時の円滑な移行が可能となる中で、年金制度では煩雑な手続きが課せられているため、機動的な事業再編を阻害する要因となっている。 また、対象事業所の加入者については、新設規約に加入することとなるので、資産移換に伴う運用商品の現金化等により不利益が生じる可能性がある。運用資産の現物移換により、時価の変動影響を受ける商品の異動に伴う不利益を回避することができる。さらに、従前と運用商品等に変更が発生しないため、異動に伴う不安を最小にすることができる。 【要望 について】 複数事業主による共同規約から一部の事業所が脱退する場合は、当該事業所の運用指図者に係る権利義務の移換が想定されていないため、運用指図者本人や他の事業主にも、資産移換に伴う手数料負担など、不利益が及ぶ可能性がある。 なお、確定給付企業年金や厚生年金基金制度等では認められているところである。		確定拠出年金法	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課	(社)日本経済団体連合会	確定拠出年金制度(企業型)では、規約分割が認められていないため、例えば会社分割等の事業再編時などで特定事業所が脱退し、脱退事業所において同一制度を継続する場合でも、規約の新設として扱われる。
5068	5068053	確定拠出年金の掛金拠出方法の弾力化	特段の事情によって、掛金を納付できなかった場合、労使の合意があれば、次回の納付時に遅延分を含めた拠出を可能とするなど、弾力的な運用とすべきである。 事業主の掛金拠出方法について、弾力化を図り、各月ごとではなく、年1回以上の定期的な拠出でも済ませられるようにすべきである。	システムトラブルなど偶発的・例外的な事情等の理由により、当初予定時に納付できないこともありえる。確定給付企業年金では遡っての修正が認められる中、何らの猶予期間がないのは硬直的であるばかりか、追加拠出が認められずに給与で支払われることとなると、所得税等の対象となって、結果的に加入者の手取額を減少させてしまい、不利益を蒙らせることにもなりかねない。 事業主からの掛金がトータルで過不足なく拠出されることが確保されれば、拠出方法を各月ベースから年ベースに弾力化しても、何ら不都合は生じないと考えられる。また、事務が効率化され、運営コストの削減にも資することとなる。		確定拠出年金法第21条	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課	(社)日本経済団体連合会	事業主は、企業型年金加入期間の計算の基礎となる各月につき、拠出することができる事業主掛金の上限の範囲内で掛金を拠出し、毎月の事業主掛金を翌月末日までに資産管理機関に納付することとされている。

提案事項番号	提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	要望の捕捉事項	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	その他(特記事項)
5068	5068054	企業型確定拠出年金における運用方法(商品)除外にかかる手続きの緩和	十分な情報提供を行った上で、一定の周知期間を設け、加入者からの特段の異議申立てがない、あるいは運営管理機関が専門的知見に基づいて必要と判断した場合などは除外できるなど、加入者等全員の同意がなくても運用方法(商品)の除外を可能とすべきである。	2007年の改正法案においても、依然、個別同意を前提としているため、ニーズの高い運用商品への円滑かつ機動的な移行が困難である。		確定拠出年金法第26条	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課	(社)日本経済団体連合会	企業型運用関連運営管理機関等が、提示運用方法から運用の方法を除外しようとするときは、当該除外しようとする運用の方法を選択して運用の指図を行っている企業型年金加入者等の同意を得なければならない。
5068	5068055	確定拠出年金制度への資産移換における一括移換の容認【新規】	退職一時金制度から企業型の確定拠出年金への資産移換について、一括移換を可能とすべきである。	退職一時金からの移行にあたり、早期に移換することで、年金財政の健全化を図り、加入者の運用機会の逸失を回避することができる。 併せて、分割移換中に退職者が出るたび、未移換金を一括移換しているが、一括移換により事務処理の軽減が期待されることから、確定拠出年金制度の導入時における移換期間短縮へのニーズはきわめて高まっている。		確定拠出年金法施行令第22条	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課	(社)日本経済団体連合会	企業型年金の資産管理機関が、企業で実施している退職一時金に係る資産の移換を受ける場合、当該企業の退職給与規程の改正または廃止が行われた日に属する年度から、その翌年度から起算して3年度以上7年度以内の各年度に均等に分割して移換することとされている。
5068	5068056	確定拠出年金への移行に伴う積立金の移換に係る要件緩和	確定拠出年金へ移行する事業所に係る最低積立基準額(もしくは数理債務)の不足分を一括拠出すれば、当該事業所に係る年金資産を移換できるようにすべきである。	現行制度では、確定拠出年金への移行とは無関係の事業所においても、負担が生じるスキームであるため、確定拠出年金へのスムーズな移行を妨げ、結果的に確定拠出年金制度の普及を阻害する要因となっている。 確定拠出年金へ移行する事業所の積立不足のみの一括拠出としても、当該確定給付企業年金の積立て水準が悪化し、受給権者の不利益になるとは考えにくい。		確定給付企業年金法施行令第91条	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課	(社)日本経済団体連合会	複数事業主が1つの年金制度を実施している場合、一部の事業所が確定拠出年金に移行する場合、当該事業所のみならず、全参加事業主により、制度全体の最低積立基準額(もしくは数理債務)に対する不足分を一括拠出しなければならない。
5068	5068057	確定給付企業年金制度における老齢給付金の支給要件の緩和	50歳未満で退職した者についても、50歳以上60歳未満の規約に定める年齢に達した時点で、年金の支給開始を可能とすべきである。 加入期間が20年以上の場合でも、老齢給付金を設定しない取扱いを可能とすべきである。 65歳超で定年年齢が設定される場合、労使合意の下、65歳超の規約で定める年齢に達した時点での支給開始を可能とすべきである。	退職(加入者資格喪失)という事象が発生しているにも関わらず、時期(年齢)によって年金受給の開始時期に制限が加えられるのは、受給権者本人の納得を得られないものでないばかりか、他の50歳以上の受給権者との均衡を図り、制度の公平性を確保する観点からも望ましいものでない。また、50歳未満退職者における50～60歳での受給ニーズは高いものと考えられる。 加入期間が20年以上の場合であっても、年金の支給要件を定め、一時金のみを設定としたいニーズが強い。また、制度設計の自由化により、適格退職年金など企業の退職金制度からの移行を促すことが期待できる。 高齢者雇用安定法の改正により、段階的に65歳までの就労機会を確保することが義務化され、60歳超の雇用形態が多様化していくことが予想される。かかる状況の下、年金制度についても、各企業の実情に合った弾力的な支給開始年齢を選択できるようにすれば、制度間の連続性が確保されるとともに、企業・受給者双方に利益が及ぶと考えられる。		確定給付企業年金法第36条	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課	(社)日本経済団体連合会	現行制度では、老齢給付金の支給開始要件として、以下の内容が規定されている。 50歳未満で退職(加入者資格を喪失)した場合は、60歳到達時まで年金の支給ができない。 20年を超える加入期間を支給要件として定めてはならない。 老齢給付金の支給開始年齢は、65歳を超えることができない。

提案事項番号	提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	要望の捕捉事項	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	その他(特記事項)
5068	5068058	確定給付企業年金における受給者給付減額に関わる承認基準及び手続きの緩和	<p>制度存続のための労使合意による給付減額を可能とすべきである。また、給付減額時に受給権者が希望した場合の一時金清算については、制度上の選択一時金額とすることを認めるべきである。</p> <p>労使合意による給付減額が認められない場合でも、以下の事項により、承認基準の要件緩和、手続きの簡素化を実施すべきである。</p> <p>ア. 給付額減額判定等に関する法令解釈や基準等を明確にする。 イ. 給付額減額の同意について、本人の署名のみでも可とする。</p>	<p>加入者にかかる制度改定は労使自治の範囲内であり、制度の存続と従業員雇用等を守るためにも、各企業の実態を踏まえながら、自主的に減額などを決定できる仕組みが不可欠である。</p> <p>また、退職一時金からの移行が一般的である実態を踏まえると、退職時点で一時金を選択したもののとのバランスを維持する観点からも、選択一時金と同水準とした方が納得性は高いといえる。最低積立基準相当額の支給額であると、概して一時金ベースに比して過大となるため、受給権者の多数が一時金清算を選択することで、年金財政に大きな影響を及ぼす可能性がある。</p> <p>例えば、制度改定後の掛金の減額可能性がある場合、経過措置の採用により加入者の同意なしで規約変更可能かどうか、従前と対応が異なってしまうなど、担当者によって、法令等の解釈が異なってしまうのでは、公正性に欠けることとなる。</p> <p>解釈や基準などが明確になり、手続きの簡素化が図られれば、企業側において制度に対する予見可能性が高まり、規約変更などの承認手続きなどにも、入念な準備の下での機動的な対応を図ることができる。(*)</p>	<p>(*)押印等の手続きに関しても、要件として署名・押印双方を求める理由が不明であり、本人性の確認などに必要最小限の事項に限ること、企業・行政双方にとって、事務処理の負担軽減などのメリットがある。</p>	<p>確定給付企業年金法施行令第4条 確定給付企業年金法施行規則第5条、第6条</p>	<p>厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課</p>	<p>(社)日本経済団体連合会</p>	<p>受給権者等の給付額を減額することを内容とする規約の変更(将来的な掛金に減額可能性がある場合も含む)について、厚生労働大臣の承認を得るには、その給付減額についてやむをえない理由などがあるとともに、規約の変更について、対象となる受給権者の2/3以上の同意取得などの手続きを経る必要がある。</p> <p>また、受給権者等が希望したときには、最低積立基準額相当を一時金として受取ることができるなど、減額前の最低積立基準額が確保されるような措置が必要である。</p> <p>この「給付額の減額」には、経過措置期間を設け、実際に掛金の減額を回避するにも関わらず、将来的な掛金に減額可能性がある場合も含まれる。また、「一部の加入者又は受給権者等」について減少する場合の「一部」には、「個々の加入者又は受給権者等」において判定することが求められる。</p> <p>なお、給付減額の同意にあたり、本人の署名及び押印が必要である。</p>
5068	5068059	確定給付企業年金における規約承認・認可申請手続きの緩和	<p>確定給付企業年金における規約の制定・変更手続は、不利益変更に対応する場合を除き、原則、事後届出制度とすべきである。</p> <p>承認・認可手続に関する審査基準や法令解釈等を明確にし、本省・地方局及び担当者間での見解が異なることのないようにするとともに、併せて、加入者となる者の数を示した書類や資産管理契約に関する書類など、申請書類の廃止・簡素化を図り、認可手続期間を短縮すべきである。</p>	<p>企業年金は規約の変更等を含めて労使自治の範囲内であり、各企業の実態を踏まえながら自由に制度決定できることが原則である。かかる観点からすれば、不利益変更などの場合を除けば、現行規制は過剰な規制となっている。</p> <p>現在、適格年金は40,000件以上あり、かつ適格退職年金制度の廃止までの期間が5年であることを鑑みれば、確定給付型企業年金への移行も相当程度考えられる。しかも、確定給付企業年金の実施件数が増加していることも併せて考えると、規約の承認・認可申請が増加することは不可避である。とりわけ、適格年金のスムーズな移行を可能とする上でも、手続きの簡素化は不可欠である。</p> <p>厚生労働省からの承認・認可がおりるまで、きわめて長期の時間を要するのが実情であるが、原則届出制度の導入、及び手続きの簡素化などにより、効率化が図られれば、基金にとって、円滑な企業年金の運営に資することとなる。</p>		<p>確定給付企業年金法第5条、第6条、第16条、第17条 確定給付企業年金法施行規則第7～10条、第15～17条</p>	<p>厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課</p>	<p>(社)日本経済団体連合会</p>	<p>確定給付企業年金の規約を制定・変更する場合には、軽微な変更の場合を除き、原則として、事前に厚生労働大臣の承認・認可を受けなければならない。</p>
5068	5068060	確定給付企業年金の選択一時金、脱退一時金に係る弾力的運用の容認	<p>「保証期間に係る現価相当額」の計算に用いる割引率として、一時金選択時に支給されている年金額又は支給される予定の年金額の給付利率及び繰下利率を使用することを認めるべきである。</p> <p>老齢給付金の支給年齢要件以外の要件を満たすものに支給する脱退一時金の額について、その者が老齢給付金の受給権者となった時に支給する給付の現価相当額と支給開始時点で比較する取扱い、あるいは脱退時点で付利を固定する取扱いを認めるべきである。</p>	<p>今後、金利上昇局面では、「前回の財政再計算の下限予定利率」が、年金額を確定するために使用した給付利率を上回り、一時金支給が年金支給に対して不利益となることも生じる可能性がある。この場合、一時金の額を維持するために、年金額を上げることが必要となる。</p> <p>老齢給付金の現価相当額が脱退一時金の額を上回らなければならないという要件を確保するため、付利せざるをえないのが実態である。取扱いの緩和により、適格年金など企業の退職制度から円滑な移行を促すことが期待される。</p>		<p>確定給付企業年金法第41条 確定給付企業年金法施行令第23条 確定給付企業年金法施行規則第24条</p>	<p>厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課</p>	<p>(社)日本経済団体連合会</p>	<p>一時金として支給する老齢給付金の額は、保証期間において支給する年金額が「現価相当額」を上回ってはならず、その「現価相当額」の計算の基礎となる予定利率(割引率)は、前回の財政再計算の下限予定利率を用いることとされている。</p> <p>老齢給付金の支給年齢要件以外の要件を満たすものに支給する脱退一時金は、規約で定める要件を満たせば支給されるが、その額は、その者が老齢給付金の受給権者となった時に支給する給付の現価相当額を上回らないこととされており、その比較時点は脱退時期とされている。</p>
5068	5068061	閉鎖型確定給付企業年金終了時の残余財産取扱いの明確化	<p>閉鎖型確定給付企業年金終了時の残余財産について、事業主へ返還できるようにすべきである。</p>	<p>本来、確定給付企業年金の年金資産は、加入者および受給権者に帰属するものと考えられるが、当該者が存在しなくなった場合の残余財産の帰属先として、實際上、事業主以外に返還先が見当たらないのが実情である。</p>		<p>確定給付企業年金法第89条</p>	<p>厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課</p>	<p>(社)日本経済団体連合会</p>	<p>現行制度では、閉鎖型確定給付型企業年金について、受給権者等が存在しなくなった(給付終了)ことに伴い制度終了する場合の取扱いが規定されていない。</p>

提案事項番号	提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	要望の捕捉事項	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	その他(特記事項)
5068	5068062	確定給付企業年金における次回再計算までの不足見込みに基づく掛金拠出の弾力化【新規】	事業年度毎に設定する予算に基づき拠出する特例掛金を認めるべきである。	次回再計算までの不足見込額に基づく掛金拠出は、償却額が次回再計算時まで固定されてしまい、柔軟性に欠けてしまう。例えば、毎年度の予算で、特例掛金を設定できるよう弾力化が図られれば、予想される不足額に機動的に対応でき、早期の解消につなげることが可能となる。		確定給付企業年金法施行規則第44条、第45条、第47条	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課	(社)日本経済団体連合会	事業主は、次回の財政再計算までの間に積立金の額が責任準備金又は最低積立基準額を下回ることが予想される額を償却するための掛金の額は、次回の再計算までに償却が完了するように計算されなければならない。
5068	5068063	確定給付企業年金及び確定拠出年金における加入者範囲の見直し	厚生年金適用事業所単位の適用を廃止し、加入者の範囲については、当該企業及び従業員(労組)との労使合意に基づき決定できるようにすべきである。 確定拠出年金法第9条、確定給付年金法第25条の「実施事業所に使用される被用者年金被保険者等」について、実施事業所と雇用関係にあり、実施事業所以外の事業所で厚生年金の被保険者資格を取得している者(具体的には、企業外への出向者)も、企業年金の加入者と認めるべきである。	確定給付企業年金制度、及び確定拠出年金制度は、退職金の一形態として導入されることが多いにもかかわらず、本規制があるために、企業外へ出向し、出向先の厚生年金被保険者資格を取得する者については、一旦脱退扱いせざるを得ない。企業も、当該従業員の出向期間について掛金を拠出することができず、また確定給付企業年金の場合は、従業員の掛金拠出も停止されることから、企業・従業員双方にとって、不利益となるおそれがある。		確定拠出年金法第9条、第11条 確定給付企業年金法第25条、27条	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課	(社)日本経済団体連合会	確定給付企業年金及び確定拠出年金制度の加入者は、「実施事業所に使用される被用者年金被保険者等」でなければならない。
5068	5068064	確定給付企業年金、厚生年金基金における権利義務移転継承方法の多様化	複数の事業主で1つの年金制度を実施している企業年金において、一部の実施事業所が第1年金と第2年金からなる2階建ての制度を実施している場合、第2年金部分のみを別の確定給付企業年金制度へ権利義務継承するような、「一部の給付に係る権利義務継承」についても、可能とすべきである。	例えば、第2年金だけの権利義務移転を可能とするなど、柔軟な権利義務移転継承の方法が認められれば、加入者期間を通算することで、受給可能性が高まり、加入者にとっても利益となる。		確定給付企業年金法第79条 厚生年金保険法第144条の2 厚生年金基金令第41条	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課	(社)日本経済団体連合会	確定給付企業年金または厚生年金基金の「一部実施事業所に係る権利義務継承」のように、対象者を区分する形での権利義務継承以外は認められていない。
5068	5068065	代行返上に伴う一時金清算方法の見直し	基本部分の上乗せ部分については、年金支給額と経済的に等価な一時金を支給する仕組みを設け、個人の選択によらず、一律の一時金による清算を認めるべきである。 結果的に支給開始年齢の差異などで不利益となる受給者が発生する場合でも、給付減額と扱うことなく変更を可能とし、不利益部分の一時金清算を可能とすべきである。	基本部分の上乗せ部分については、一時金を選択しない者が残り続ける限り、事務的負担がきわめて重くなっている。年金支給額と経済的に等価な一時金を支給するのであれば、一律の一時金清算としても、必ずしも不当な扱いであるとはいえない。 代行返上による給付減額は、国の制度に合わせるために発生する部分である。内容も、合理的な水準への切下げであることから、一般的な企業の業績悪化に伴う給付減額の場合と同等の要件や手続きを課す合理的な理由が見当たらない。 給付の減額要件が厳しいため、各基金が補填を行っているのが実情で、基金の財政を圧迫する結果となっている。		厚生年金基金から確定給付企業年金に移行(代行返上)する際の手続及び物納に係る要件・手続等について(平成15年5月30日年企発第0530001号・年運発第0530001号) 確定給付企業年金法第5条 確定給付企業年金法施行令第4条 確定給付企業年金法施行規則第5条、第6条	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課	(社)日本経済団体連合会	代行返上し、新型企業年金に移行した場合、受給権者の基本部分の上乗せ部分については、年金に代えて一時金を支給することができる。この場合、当該一時金の支給は当該受給権者の選択により行われる。 不利益となる受給者が発生する場合は、給付の減額となるため、確定給付企業年金法施行規則第5条に定める要件と同法第6条の手続要件を満たさなければ、給付減額は認められない。

提案事項番号	提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	要望の捕捉事項	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	その他(特記事項)
5068	5068066	中小企業退職金共済制度からの確定給付企業年金、確定拠出年金への移行の弾力適用	中小企業が確定給付企業年金を実施する場合にも、中小企業退職金制度の解約手当金を被共済者に返還せず、確定給付企業年金の掛金に充当することができるようにすべきである。 中小企業退職金共済制度の解約手当金を被共済者に返還せず、移換できる相手として、確定拠出年金も加えるべきである。	企業のアライアンスが活発化している中で、中小企業が合併や営業譲渡などの組織変更を行うケースもあり、このような場合に、中小企業退職金共済契約を実施している中小企業が、確定給付企業年金を実施している中小事業者と合併した際に、確定給付企業年金に解約手当金を充当したいとのニーズがある。 中小企業退職金共済を採用していた中小企業が、事業規模の拡大等により、要件を満たさなくなった場合、円滑に他制度へ移行できる制度を設けることで、従業員の年金資産の保全につながることも、確定拠出年金の制度普及にも寄与する。 政府では、2006年度より検討を開始しているとのことだが、早期の実現に向けた取組みが不可欠である。		中小企業退職金共済法第8条、第17条 確定拠出年金法第54条 確定拠出年金法施行令第22条	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課 労働基準局勤労者生活部勤労者生活課	(社)日本経済団体連合会	中小企業退職金共済制度から確定給付企業年金制度への移行は、中小企業退職金共済制度実施事業主が中小企業者に該当しなくなった場合のみ認められている。 中小企業退職金共済制度から確定拠出年金への解約手当金の移換は認められていない。
5068	5068067	中小企業退職金共済実施団体における適格退職年金の移行の容認【新規】	すでに中退共を実施している団体の適格退職年金についても、中退共への移行を容認すべきである。	加入者が少ない適格退職年金実施団体では、中退共への移行を希望しながらも、この要件があるため、移行を断念しているケースもある。弾力的な適用を図ることで、適格退職年金の円滑な移行が可能となる。		確定給付企業年金法附則第28条	厚生労働省	(社)日本経済団体連合会	適格退職年金制度から中小企業退職金共済制度(以下、中退共)への移行の申出の日において、中退共契約を締結している事業所は、適格退職年金を中退共に移行できない。
5068	5068068	主任技術者・監理技術者への出向者の就任制限の緩和	主任技術者・監理技術者の親子会社間の出向について、さらなる規制緩和をすべきである。具体的には、親会社、子会社がともに経営事項審査を受けている場合でも主任技術者・監理技術者の出向を以下の条件で認めるべきである。 親会社・子会社のある一物件下で同時入札の禁止 子会社の新設時及び経営事項審査時に厳密な審査によるペーパーカンパニー設立の防止	出向者は出向元、出向先双方に雇用関係がある上、特に親子会社間の出向者についてはグループ企業内の実質的かつ密接な連関がある。このため、主任技術者、監理技術者が出向先で職務を行うことに支障はなく、「親子会社が共に経営事項審査を受けている」という形式的理由で会社間の連関が否定され、出向者に「直接的かつ恒常的」な雇用関係が認められないのは不合理である。本規制緩和策を実施しても、親子会社の同時入札を禁止する等の運用で他の入札者との平等性が保たれる。また、「本規制緩和をするとペーパーカンパニーが増加する」との指摘があるが、これは建設業許可申請時の審査を厳しくすることや経営事項審査を厳しくすることで解決する。さらに、営業所の専任技術者は出向者が認められており、それと比較すると本緩和に反対する論理的根拠に欠ける。		建設業法第26条1項、第2項、第3項 親会社及びその連結子会社間の出向社員に係わる主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取り扱い等について(平成15年1月22日国総建第335号)	国土交通省総合政策局建設業課	(社)日本経済団体連合会	企業集団に属する建設業者の間(親会社とその連結子会社の間に限る)の出向社員を出向先の会社が工事現場に主任技術者又は監理技術者として置く場合に、当該出向社員と該出向先の会社との間に直接的かつ恒常的な雇用関係があるものとして取扱うことについて2003年1月に通知されたところであるが、親会社又は連結子会社(その連結子会社が2つ以上ある場合には、それらのすべて)のいずれか一方が経営事項審査を受けていない者であることを、その要件の一つとしている。
5068	5068069	公共工事標準請負契約約款の柔軟な運用(現場代理人の工場製作期間中における工事現場への常駐ならびに複数工事の兼任)	工場製作期間中は現場代理人の工事現場への常駐は求めないよう、発注者に周知すべきである。 またその場合、工場製作期間中は、監理技術者等と同様に、現場代理人も複数工事の兼任が可能であること、及び工場製作期間と現場施工期間とで現場代理人を交代可能であることを併せて周知すべきである。	工場製作中であるにもかかわらず、約款をそのまま適用して現場代理人に工事現場への常駐を求めることは、合理性に欠け、工事を請け負う建設業者は過大な負担を負うこととなる。 公共工事標準請負契約約款は公共工事における工事請負契約の標準であり、公共工事の各発注者はこれに基づく請負契約を締結することが基本であるが、工事の種類や実態に合わせて、約款とは異なる内容で請負契約を結ぶことを妨げるものではないと考えられる。		公共工事標準請負契約約款第10条第2項	国土交通省ほか公共工事発注者	(社)日本経済団体連合会	公共工事標準請負契約約款は、中央建設審議会が作成した公共工事における工事請負契約の標準であり、公共工事の各発注者はこれに基づいて請負契約を締結することが基本であるが、その中で現場代理人の工事現場への常駐が規定されている。工事の種類や実態如何にこだわらず、工場製作期間中も含めて現場代理人の現場常駐が求められる場合が多い。 なお、2006年度あじさい要望では国土交通省より「公共工事標準請負契約約款はあくまでも契約書の標準的な形を示しているに過ぎず、発注者と請負者が個別の合意に基づいて個々の工事の事情に応じた現場配置の仕方を定めることを妨げてはいない」と回答があったが、工場製作期間においても現場代理人の常駐を求められているケースは例外的ではなく、非常に多いのが実態である。

提案事項番号	提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	要望の捕捉事項	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	その他(特記事項)
5068	5068070	建設業許可要件の緩和	一定規模以上の会社の役員(取締役)については、経営業務を総合的に執行した経験年数(5年又は7年)の要件を短縮すべきである。執行役員としての経験も役員と同等の扱いとすべきである。	<p>現行では、一定規模以上の会社の役員であっても、個人事業主であっても、一律の要件(5年又は7年の経験)としているが、その質については、同レベルの経験を有しているとは言いがたい。</p> <p>少なくとも「株式会社」の監督等に関する商法の特例に関する法律で定義する大会社等の取締役については、個人事業主と同一の要件(5年又は7年)とするのではなく、経験年数を短縮する緩和措置を講ずるべきである。</p> <p>また執行役員については昨年、経営業務の管理責任者として認められ得る旨明確化され、一定の前進が見られるものの、役員と同等の扱いとはなっていない。</p> <p>近年では、取締役会を機動的な経営判断の場と位置付けその員数を削減し、業務執行については、執行役員制度を導入している企業が増加傾向にあるなかでは、むしろ執行役員が「経営業務の管理責任者」としての経験(工事内容に応じた資金の調達、資材の購入、技術者・下請負人の配置、下請契約の締結)を有しているケースも多い。こうした経営実態を考慮すると、常勤の役員として執行役員も含めるべきである。</p>		建設業法第7条 国土交通省告示第438号 建設省告示第351号	国土交通省総合政策局建設業課	(社)日本経済団体連合会	<p>建設業においては、建設業の経営業務について総合的に管理した経験を有する「経営業務の管理責任者」が許可を受けようとする工事業種ごとにいるが許可要件の1つとされている。</p> <p>法人の場合、経営業務の管理責任者と認定されるためには、建設業法・国土交通省告示において「許可を受けようとする建設業」に関しては5年以上、許可を受けようとする業種以外の建設業に関しては7年以上、経営業務を責任者としての経験を有することが求められている。</p> <p>また、経営業務の管理責任者に準じるものとして、建設省告示351号において「許可を受けようとする建設業」に関し、7年以上経営業務を補佐した経験を有することと規定されていたが、2006年度末の改正により、「許可を受けようとする建設業」に関し、経営業務の管理責任者に準じる地位にあって、経営業務の執行に際して取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受け、かつ5年以上執行役員として経営業務を総合的に管理した経験、7年以上経営業務を補佐した経験のいずれかが求められることとなり、執行役員としての経験は7年から5年に短縮されたが、要件は依然、限定的である。</p>
5068	5068071	電気通信工事監理技術者要件への国家資格「電気通信主任技術者」の追加	電気通信工事監理技術者資格の内容を拡充したうえで、建設業法における電気通信工事に関する監理技術者資格要件として、国家資格「電気通信主任技術者」の取得者を認めるべきである。	<p>建設業法に基づき適正な施工体制について、昨今の問題から技術者配置の確保がより重要性を増してきた。しかし、電気通信分野の技術者が監理技術者となるためには、技術士(電気電子)資格を取得するか、実務経験によるかの道筋しかなく電気工事など他の分野と比較して限定的であるといわざるを得ない。発注工事の小規模化、IT関連機器の価格低下の進展等によって、実務経験の対象となる工事が減少しており、限られた要件の工事の実務経験を要件とする現状の監理技術者確保方式では監理技術者不足により情報通信工事への阻害をきたすことになる。情報通信環境、とりわけインフラ整備はわが国の喫緊の課題であり、これに携わる適切かつ有能な人材を必要数確保するため、規制緩和策を早急に講ずる必要がある。</p> <p>主任技術者については、一定の条件を満たす電気通信主任技術者に対して門戸を開く措置がとられたが、電気通信工事分野の監理技術者についても電気通信主任技術者など既存資格の取得者が一定の要件を満たすことで、監理技術者として認めるなど、監理技術者育成ルートの拡充を図るべきである。</p>		建設業法第15条の2、第26条第2項、第27条の1 建設業法施行令第27条の3 昭和63年6月6日建設省告示第1317号	国土交通省総合政策局建設業課	(社)日本経済団体連合会	<p>監理技術者となり得る資格は、各業種の技術者としての資質(知識、技術及び技能)を満たしたものでなければならず、試験のカバー範囲や難易度、実務経験の年数など一定の条件を満たしたものでなければならず、「電気通信主任技術者」資格については、現状では、監理技術者として求められる資格要件を満たしているとはされない。</p> <p>「全国規模の規制改革・民間開放要望」に対する各官庁からの再回答について、(2006年8月14日)では、国土交通省は「電気通信主任技術者資格の内容の拡充等がなされた場合に監理技術者の資格要件として検討することは否かではない。」としている。</p>
5068	5068072	監理技術者等の専任期間及び途中交代に関する要件の明確化【新規】	工場製作期間中の専任を要しない工事の対象として、電機品・電気通信機器も該当することを明確化するため、監理技術者制度運用マニュアルに「重電設備に係る電気設備工事や電気通信工事」を明記すべきである。兼任が可能であることと技術者の途中交代が可能であることは不可分の関係であることを発注者に周知すべきである。	<p>重電設備に係る電気設備工事や電気通信設備工事においても、「ダム、トンネル、橋梁、ポンプ、ゲートエレベータ」など土木・建築・機械設備同様に、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで行われており、工場製作期間中の兼任ならびに途中交代に関して重電設備に係る電気設備工事や電気通信設備工事を認めないのは合理的ではない。</p> <p>専任を要しないということは他工事との兼任が可能と解釈されることも考えられる。しかし、工場製作期間が兼任可能であったとしても現場施工期間に入ると、専任の技術者が必要であるから当然技術者は交代する。</p>		建設業法第26条 監理技術者制度運用マニュアル	国土交通省総合政策局建設業課	(社)日本経済団体連合会	<p>監理技術者制度運用マニュアル(国総建第315号)において、監理技術者等の専任期間及び途中交代について定められている。専任を要しない期間の例としてダム、トンネル、橋梁、ポンプ、ゲートエレベータ等の工場製作のみが行われている期間が挙げられている。また、途中交代が認められる例として橋梁、ポンプ、ゲートエレベータ等の工場から現地へ工事の現場が移行する時点がそれぞれ挙げられている。</p> <p>しかしながら「電機品」の据付工事については明確な記述がないため、これらの特例を不可とする発注者が多く、工場製作期間でも専任を要求されたり、途中交代は不可とされるケースが多い(公募型入札で一度技術者を登録したら、二度と交代できないと誤解している発注者も多い)。</p> <p>監理技術者制度運用マニュアル三-(2)</p> <p>なお、工場製作の過程を含む工事の工場製作過程においても、建設工事を適切に施工するため、監理技術者等がこれを管理する必要があるが、当該工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の監理技術者等がこれらの製作を一括に管理することができる。</p>
5068	5068073	建設工事に配置する技術者の兼務可能条件の緩和【新規】	一体性の認められる工作物に関する複数の工事については、契約形態にこだわらず、監理技術者の兼務を可能とすべきである。	<p>兼務可能な要件を随意契約に限定するのは、競争入札が一般的となった公共事業の現状に即していない。</p> <p>工事窓口が集約されることにより発注者、元請いずれにおいても業務遂行の効率化を図ることができる。また、関連する複数の工事を同一の技術者による管理とすることで施工の技術上の管理を合理的に行うことが可能となる。</p>		建設業法第26条第1項、第2項 建設業法施行令第27条第1項、第2項 監理技術者制度運用マニュアル	国土交通省総合政策局建設業課	(社)日本経済団体連合会	<p>昨今の公共事業では、大多数の工事は競争入札方式での契約となっており、一体性の認められる複数の工作物でも、各々の工事が随意契約となるケースはきわめて稀である。一体性の認められる工作物でも、競争入札で別々に落札した工事については、専任を求められ、複数の技術者を配置せざるを得ない。</p> <p>一方で、密接な関連のある二以上の工事を同一又は近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者が管理できるとされているが、この場合には上記のような契約形態に関する制約が設けられていない。</p> <p>監理技術者制度運用マニュアル三-(2)</p> <p>同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であっても、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの(当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結された場合に限り、)については、全体の工事を当該建設業者が設置する同一の監理技術者等が掌握し、技術上の監理を行うことが合理的であると考えられることから、これら複数の工事を一の工事と見なして、同一の監理技術者等が当該複数工事全体を管理することができる。</p>

提案事項番号	提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	要望の捕捉事項	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	その他(特記事項)
5068	5068074	市街地再開発事業における非公募特定建築者の範囲拡大【新規】	公募によらないで決定できる特定建築者の範囲に「組合総会で承認された者」を加えるべきである。	特定建築者の「建築計画」及び管理処分に関する計画は、事業計画及び権利変換計画に適合することが求められるため、特定建築者の公募は、通常は権利変換計画認可後の手続きとして運用されている。しかし、市街地再開発事業は、権利変換の前段で連続性を有しており、事業協力者としての選定を受けた民間事業者は、事業終了時までを視野に入れて活動を行う。権利変換計画認可後に、再び特定建築者の選定を行うことを求める本規定は、再開契約の実態に即しておらず、事業の効率的な執行を妨げている。		都市再開発法第99条の3 都市再開発法施行令第40条の2	国土交通省都市・地域整備局 市街地整備課 国土交通省住宅局市街地建築課	(社)日本経済団体連合会	市街地再開発事業において特定建築者を決定する場合には、国・地方公共団体、地方住宅供給公社、日本勤労者住宅協会等を除いて公募によることとされている。
5068	5068075	特定業務代行者と保留床取得者公募のあり方の見直し【新規】	特定業務代行者公募時にデベロッパーが業務代行者に含まれ、保留床価格の提示がされる場合は、特定業務代行者と保留床取得者を同時決定すべきである。また、特定業務代行者選定期と権利変換認可申請時期が近い場合(例えば1年以内)も、同様の扱いを可能とすべきである。あわせて、都市再開発法第108条に「特定業務代行者の公募が行われた場合は、この限りではない」という旨の但し書きをつけるなどの対応を行うべきである。	特定業務代行者に申込むにあたっては、グループとして組むデベロッパーに対する営業的判断を含め、様々なリスクとその程度を想定し、許容しうる限界の内容で応募しているのが現状である。後の都市再開発法第108条に基づく公募で別のデベロッパーが選定されると、特定業務代行者応募時の前提条件が崩れることになる。また、一度、特定業務代行者の公募で競争をした結果があるにも関わらず、再び公募に応じることは、デベロッパーに負担を強いるとともに、先の結果が覆されるリスクを包含することになる。		都市再開発法第108条	国土交通省都市・地域整備局 市街地整備課 国土交通省住宅局市街地建築課	(社)日本経済団体連合会	市街地再開発事業において権利変換後に特定業務代行者を公募により選定した場合においても、都市再開発法第108条に基づいて、保留床取得者を公募している。
5068	5068076	都市計画法第37条の開発工事と建築工事同時進行に関する承認要件の緩和【新規】	「37条承認」の要件を緩和し、市街地での再開発を行う事業においては理由付けや手続き無しで開発工事と建築工事を並行して進められるようにすべきである。	市街地での再開発的な開発事業においては、開発工事を建築工事と併せて施工すれば工期、コスト、安全性といった面で有利なことが多い。そういった場合に、特に大きな開発工事も無い代わりに「37条承認」を受けるための「擁壁等に対して建築物が構造的に影響する」といった理由も無いことが多く、その場合は開発工事を完了させてから建築確認、建築工事へと進めざるを得ない。開発工事と建築工事を切り離すことによる工期、コスト、手続き等のロス無くし、開発許可の運用の合理化を行うことが必要である。		都市計画法第36条、第37条	国土交通省都市・地域整備局	(社)日本経済団体連合会	都市計画法第37条において、基本的に開発工事の完了まで建築物の建築は行ってはならないとされている。開発工事を完了させて同法第36条により検査済み証を取得するか、もしくは同法第37条に定める「都道府県知事が認める場合」として擁壁等に対して建築物が構造的に影響し、後日建築物を建設することで危険が生じる場合に限られる「37条承認」を受けてからでなければ、建築工事に着手することができない。
5068	5068077	共同住宅建替事業における入居者のための宅建業法の緩和【新規】	建替事業に関しては、建築確認後でない販売契約できない宅建業法上の制約をなくすべきである。または、従前からの所有者がまだ既存建物に入居している状態で、開発許可等全ての許認可及び建築確認までを取得できるよう、運用を弾力化すべきである。	デベロッパーが所有者から従前資産を買い上げて事業主となって行う建替事業の場合、宅建業法により建築確認取得後でない販売契約ができない為、所有者は土地を事業主に譲渡したまま建替後の物件の権利を手せず一時退去することになる。一般的にはデベロッパーは従前入居者と何らかの約束をして従前資産を買い上げるが、建替え後の物件の販売契約までの間、入居者は何の権利もない不安な状況となる。また、一時退去後に必要な申請手続に時間を要するほど、所有者の仮住まい費用も増えることになる。		宅建業法第36条	国土交通省住宅局市街地建築課	(社)日本経済団体連合会	共同住宅建替事業においては、従前からの入居者が住み続ける中で計画を進め、各種許認可の取得、建築確認、所有者の一時退去、工事着工といったスケジュールをたてていく。開発許可を要する計画の場合、開発工事を完了するかもしくは一定部分の開発工事後に都市計画法第37条建築承認を受けないと建築確認申請を認めない行政庁があり、この場合、所有者の一時退去の後、既存建物の解体工事と開発工事をしてから建築確認取得となる。

提案事項番号	提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	要望の捕捉事項	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	その他(特記事項)
5068	5068078	区分所有法における決議要件の緩和	建物の主要用途毎に、組合総会の決議要件を定めることとすべきである。例えば、居住用は現行のままとして、商業用・オフィス用については頭数要件を削除して議決権要件のみとすべきである。また、規約で別段の定めができる範囲を広げるべきである。	<p>現行の建物区分所有法は、区分所有者が相当数存在し、且つ各区分所有者の持分割合(専有部分面積割合)が近似している分譲マンションを念頭に規定されており、決議要件においても例外ではない。</p> <p>一方、オフィス・商業用途の区分所有建物においては、1～2名程度の大オーナーが専有部分の大半を有し、多数の小オーナーが一部の専有部分を有しているケースも多いが、現行の制度においては、大規模改修工事を実施する際に「頭数要件」が充足されず、当該建物の経済的価値の大半を有している大オーナーの権利が制限されているケースも多々ある(例えば、商業ビルにおいて集客力を高めるために外壁や共用部の大規模改修工事を実施しようとした場合、費用拠出を嫌がる個人オーナーが4分の1以上存在すると大規模改修工事は実施できず、当該建物の大半を有する大オーナーに多大な不利益が生じる)。同様のことは、建物の建替についても該当する。</p> <p>特に上記不都合は、築数十年の老朽化したビルにおいて顕著であるうえ、このような区分所有ビルでは管理規約が存在しないことが多いため、立法化により解決を図る必要がある。</p>		建物区分所有法第17条、第39条、第62条	法務省民事局 国土交通省住宅総合整備課	(社)日本経済団体連合会	<p>区分所有建物については、用途(居住用、商業用、オフィス用)に関係なく、管理組合総会の決議要件は一律以下の通りである。</p> <p>普通決議(例:共用部分の軽微変更) …区分所有者及び議決権の各過半数の賛成。但し、規約で別段の定めが可能。</p> <p>特別決議(例:共用部分の重大変更[例:大規模修繕]、規約の変更) …区分所有者及び議決権の各4分の3の賛成。原則、規約で別段の定めはできないが、「共用部分の重大変更」に限り、規約により、区分所有者の定数を過半数まで減減することが可能。</p> <p>特殊決議(建替決議) …区分所有者及び議決権の各5分の4の賛成。規約で別段の定めはできない。</p>
5068	5068079	定期借家制度の見直し	定期借家制度導入前に締結された賃貸住宅契約についても既存の賃貸借契約を合意解約し、定期借家契約に変更できるようにすべきである。定期借家契約に際し、書面交付・説明の義務を廃止すべきである。床面積200㎡未満の居住用建物の借家人の中途解約権を見直すべきである。	<p>既存の借家契約を定期借家に切替えることができないことが定期借家制度普及のネックとなっている。</p> <p>契約上定期借家である旨明記されていれば十分であり、別途書面交付・説明をすることは手続きを煩雑にするだけである。</p> <p>借家人の一方的な中途解約権は法的安定性を阻害し、定期借家制度普及のネックとなっている。</p>		<p>良質な賃貸住宅等の供給の促進に関する特別措置法附則第3条</p> <p>借地借家法第38条第2項、第38条第5項</p>	法務省民事局 参事官室	(社)日本経済団体連合会	<p>定期借家制度導入前に締結された賃貸住宅契約は、当分の間定期賃貸住宅契約への切換が認められない(良質な賃貸住宅等の供給の促進に関する特別措置法附則第3条)。</p> <p>定期借家契約に際しては、契約の更新がなく、期間の満了とともに契約が終了する旨契約書とは別に書面を交付の上説明しなくてはならない(借地借家法第38条第2項)。</p> <p>床面積200㎡未満の居住用建物の借家人は、当該住居がやむを得ない事情により生活の本拠とできなくなった場合、特約がなくとも中途解約できる(借地借家法第38条第5項)。</p>
5068	5068080	国有地を取得する際の取得代金の納付方法の見直し【新規】	振込(口座振替)又は納付書での納付ができるようにすべきである。	現状では多額の現金を窓口(地方財務局)まで持参せざるを得ず、実務上、大きな危険が避けられない。		<p>歳入徴収官事務規程(昭和27年11月29日大蔵省令第141号)第17条</p> <p>大正5年法律第10号第1条</p>	財務省理財局	(社)日本経済団体連合会	<p>国有地を取得する際の取得代金は、現在、現金又は小切手以外の方法では納付できない。</p>
5068	5068081	公道(市道)をまたぐ歩道橋又はトンネル等の設置の許可【新規】	社員の安全確保等を目的とした工場間の通路として公道をまたぐ渡り廊下、歩道橋、地下道等を設置することを許可すべきである。	地下道等の設置は、工場間移動における公道横断による社員の安全確保と事故防止、生産品の品質の確保等を図る上で、非常に重要である。		建築基準法第44条	国土交通省住宅局建築指導課	(社)日本経済団体連合会	<p>公道をまたぐ、渡り廊下等の道路内の建築は、建築基準法により原則禁止されているが、例外規定として「公共用歩廊その他政令で定める建築物で特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上他の建築物の利便を妨げ、その他周囲の環境を害するおそれがないと認め許可したもの」については建築が可能である。</p> <p>一部特定行政庁では工場間を連絡する公道の道路の上空等に設ける渡り廊下等が道路の交通の緩和に寄与する場合には例外規定として許可されることとなっている。しかし、基準を満たしていないと判断され、事実上このような許可が下りていないケースがある。</p>

提案事項番号	提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	要望の捕捉事項	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	その他(特記事項)
5068	5068082	地域冷暖房等エネルギーの面的利用にかかるエネルギープラントの公園地下への設置許可【新規】	公園地下における地域冷暖房等エネルギー面的利用にかかるエネルギープラントの設置を認めるべきである。	地域冷暖房等エネルギー面的利用の促進は、「京都議定書目標達成計画」の温室効果ガスの排出削減対策・施策において、「複数の施設・建物への効率的なエネルギーの供給、施設・建物間でのエネルギーの融通、未利用エネルギーの活用等エネルギーの効率的な面的利用は、地域における大きな省CO ₂ 効果を期待し得ることから、地域の特性、推進主体、実現可能性等を考慮しつつ、環境性に優れた地域冷暖房等の積極的な導入・普及を図る」と記載されており、今後の普及が期待される。 また地域冷暖房施設は、都市計画法第11条第3項においてその他の供給施設として都市施設に位置づけられており、「都市計画運用指針」において、必要に応じ都市計画に定めることが望ましいとされている。 ところが実際、都市部において面的利用が期待される地域の約7割以上は、新規の都市開発ではなく、既成市街地であり、プラントスペース確保の困難さが、課題として残る。 そこで公園地下スペースを地域冷暖房施設の設置場所として有効活用することにより、既成市街地におけるエネルギー面的利用を促進できるものと考えが、(*)	(*)公園内の占有物件を規程する都市公園法第7条第7号及び都市公園法施行令第12条において本施設は対象とされていない。 一方、同令第12条2の2では、「国土交通省令で定める水道施設、下水道施設、河川管理施設および変電所で地下に設けられるもの」は占有可とされている。 地域冷暖房施設の設置は実績も多く、変電所と同様に地下への設置が可能であり、かつ熟供給事業法のもと経済産業大臣の事業許可を受け、技術上の安全性を担保された事業であり、変電所と安全レベルも遜色ないものと考えられる。	都市公園法第6、第7条 都市公園法施行令第12～16条 都市計画法第11条、都市計画運用指針	国土交通省都市・地域整備局	(社)日本経済団体連合会	都市公園法では、地域冷暖房等エネルギー面的利用にかかるエネルギープラントの設置が不可能となっている。
5068	5068083	圧縮天然ガス自動車燃料充てん設備の蓄ガス量上限の拡大	圧縮天然ガススタンドに関して、高圧ガス保安法に規定されている安全対策に加え、当該の蓄ガス器を部分的に障壁等で囲う等の処置を施した場合に蓄ガス量の上限拡大を認めるべきである。 具体的には住居地域、商業地域における蓄ガス量の上限を最低1,700Nm ³ まで拡大すべきである。	圧縮天然ガス自動車は、運輸部門におけるNOx低減、PM削減による都市内環境保全に加え、CO ₂ 排出量削減による地球環境保全に資することができる自動車としてすでに3万台を越えて普及が進み、より一層の普及が期待される。しかし、燃料供給インフラである天然ガススタンドの設備規模に対して、特に普及効果の高い都市部では、蓄ガス量の制限(住居地域では350Nm ³ 、商業地域では700Nm ³)により、実用に即した、規模の利便性の高い天然ガススタンドの建設が困難となっている。		建築基準法第48条第1～第10項 別表第2(ト)項第4号、(リ)項第4号、(ぬ)項第2号 建築基準法施行令第116条、第130条の9	国土交通省住宅局	(社)日本経済団体連合会	圧縮天然ガスの貯蔵可能な数量の上限は、第2種中高層住居地域・第1種住居地域・第2種住居地域・準住居地域においては350Nm ³ 、近隣商業地域・商業地域においては700Nm ³ である。 圧縮天然ガススタンドについては、高圧ガス保安法において他の高圧ガス設備に比べて、追加の安全対策(受入配管、圧縮機出口、蓄ガス器出口、ディスプレイ等への緊急遮断弁の設置、感震装置や障壁、防火塙の設置等)が規定されている。
5068	5068084	既存住宅の査定基準の策定【新規】	既存住宅の査定項目を明確化し、その評価方法までのガイドラインを示すべきである。	中古住宅を安心して購入する市場を形成するためには適切な情報開示が必須だが、現在は市場が未成熟であり情報開示が十分に進んでいない。 優良ストックは未永く活用され、不良ストックは更新されるという市場原理を機能させるためにも、情報開示による適切な評価は、市場活性化には不可欠である。		日本住宅性能評価基準(平成18年国土交通省告示第1129号)	国土交通省住宅局住宅生産課	(社)日本経済団体連合会	既存住宅流通市場の活性化が望まれているが、不動産の仲介業者では、(財)不動産近代化センターの価格査定マニュアルをベースに物件の査定を実施することが一般的だが、そのマニュアルの中に定められている建物の品質や性能に対する評価項目は多くない。 その結果、既存住宅の新築時及び維持管理情報蓄積・開示が進まず、既存住宅の性能評価では実査中心にならざるを得ず、購入者はかなりのリスクをふまえた上で購入せざるを得ない状況にある。
5068	5068085	市街化調整区域における物流施設の開発許可のあり方に関する見直し【新規】	市街化調整区域における倉庫業者についての物流施設の開発許可のあり方に関して再検討すべきである。	倉庫業は、重要物資の保管・備蓄並びに海陸運送の連絡調整機能等を通じて、あらゆる産業と国民生活の基盤を培う公共性の高い役割を果たしている。 一方、倉庫業は、事業の性格から、用地取得と倉庫建設に多額の投資を必要とし、投下資本の回収に長期間を要するきわめて収益性の低い事業である。 市街化調整区域における開発許可が不要になれば、高速道路のIC周辺等への物流拠点の集約化が促進され、物流の効率化が進む。 これらにより、物流コストの低減や環境負荷の低減並びに地域雇用の創出が推進される。		都市計画法第29条、第34条 都市計画法施行令第21条等	国土交通省都市・地域整備局 都市計画課	(社)日本経済団体連合会	倉庫事業者が市街化調整区域に物流施設を開発する場合、都道府県の許可が必要である。自治体によっては倉庫事業者の物流施設開発を一律不許可としている。 物流総合効率化法における総合効率化計画の認定を受けた物流施設については、開発許可を「配慮する」とことされている。

提案事項番号	提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	要望の捕捉事項	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	その他(特記事項)
5068	5068086	薬液注入工事に伴う水質調査のあり方の見直し【新規】	薬液注入工事に伴う水質調査の期間、頻度などにつき、周辺環境条件に応じた合理的なあり方を検討すべきである。	<p>(社会的な影響) 全国的に年間約8,000件の薬液注入工事が、実施されており、16,000本の観測井戸が必要となる。この設置および撤去工事は、路上工事縮減目標が掲げられている中で、増加要因のひとつとなっている。 また、薬液注入工事後から6ヵ月間の長期にわたり、観測を継続する必要があり、これにより請負契約期間を長くする、または別途委託工事を契約するなど、経済的にも大きな負担となっている。</p> <p>(測定結果の実態) 過去の事例で、過去3年間の水質調査データでもpHが基準値を一度も超えなかった例がある。 6ヵ月間の測定期間中pHに大きな変動は無かった。(注入前のpHに対して±0.5以内) (注入工法の進歩) 指針制定後、注入方式が改良されて限定された範囲で高い改良効果が見られるようになり、指針制定前と比較して、注入想定範囲外への逸散が減少した。</p>		薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針(昭和49年7月10日付通達)	国土交通省大臣官房技術調査課	(社)日本経済団体連合会	<p>都市土木工事等の補助工法として用いられる薬液注入工法については、「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針(昭和49年7月10日付通達)」の中で使用薬剤の制限と施工後6ヵ月の水質観測が義務付けられている。</p> <p>[採水回数] 工事着手前 1回 工事中 毎日1回以上 工事終了後 (2週間を経過するまで) 毎日1回以上 工事終了後 (2週間経過後半年を経過するまで) 月2回以上 [検査項目] 薬剤に有機物を含まないもの:水素イオン濃度(pH) 薬剤に有機物を含むもの:水素イオン濃度(pH)、過マンガン酸カリウム消費量</p>
5068	5068087	羽田空港の発着枠有効活用による早期24時間化・国際化【新規】	<p>以下の方策により全時間帯において発着枠を捻出することで、羽田空港の実質的な24時間化を図り、昼間時間帯も含めて全時間帯で国際定期便の運航を可能とすべきである。</p> <p>深夜早朝時間帯における発着回数制限を緩和するとともに、特定時間帯の発着枠のフル活用を通じて昼間時間帯発着枠数に近づける。また、再拡張工事による滑走路使用不可時間帯の短縮を可能な限り図る。</p> <p>公用機等用発着枠等を柔軟に運用することにより、昼間時間帯発着枠を実質的に増加させる。</p>	<p>羽田空港の早期24時間化・国際化と国際航空政策見直しは緊急課題 わが国の空港整備、とりわけ現在旺盛な需要がある首都圏空港の国際化の遅れ、ならびに国際航空自由化政策の遅れは、首都圏を発着する国際線便がアジアの中で国境を超えた地域化や共通市場の形成から取り残されることを意味し、場合によってはこれにより、わが国に拠点を置く企業がアジア域内の人流・物流網から取り残される可能性がある。これを防ぎ、ひいてはわが国国際競争力の維持・強化を図るために、首都圏の空をアジア・世界に開き、人・物の流れを促進する必要がある。そのためには、各国と互恵の立場で国際航空自由化を段階的に実施していくことが必要である。</p> <p>アジアゲートウェイ構想の早期実現 ア. 人流・物流ビッグバン実現 現在、安倍内閣を中心に策定中の「アジアゲートウェイ構想」の重点政策第1項目は「利用者の視点に立った航空・港湾・物流改革」を柱とした「人流・物流ビッグバン」である。羽田空港の早期24時間化・国際化に加え、人流における出入国審査、物流における輸出入通関制度の見直し、原産地証明に関わる制度・手続きの弾力化等、(*)</p>	<p>(*)空港インフラのハード・ソフト両面での整備において、アジア諸国との格差を縮め「アジアゲートウェイ構想」の早期実現に努力する必要がある。 イ. 日本の国際金融センター化等の推進 「アジアゲートウェイ構想」では、わが国とりわけ東京を国際金融センター化する政策を検討しているが、東京をニューヨークやロンドンとならぶ金融センターにするためには、朝9時からはもちろん24時間会議が可能な体制を構築する必要がある。このためには、羽田空港の早期24時間化・国際化が必要である。 また、観光立国をめざすわが国にとって、同空港の早期24時間化・国際化実現は他の国内空港と組み合わせることで旅行のバリエーションを増やすことになり、訪日外国人観光客のさらなる誘致が可能となる。</p>	行政指導	国土交通省航空局	(社)日本経済団体連合会	<p>羽田空港はすでに24時間化されていることになっているが、深夜早朝時間帯は発着回数や使用機材が制限されており、現実的には24時間運用とはいえない状況にある。また、再拡張工事中は00:40～03:40の間、全滑走路が閉鎖される予定である。</p> <p>現在羽田空港では定期国際線の発着が認められておらず、例外として国際線チャーター便の運航が認められている(羽田・金浦については、実質的には「定期便」であるが、チャーター便の枠内として例外的に運航することが認められている)。</p>
5068	5068088	廃棄物処理法に係る許可の欠格事由の見直し	<p>悪質な廃棄物処理業者の排除を目的とした欠格要件が、廃棄物処理に掛かる構造改革を推進しつつ、循環型社会の構築に向けた動脈産業等の取組みを阻害しないよう、両者を両立しうる制度への改善をすべきである。具体的には下記の4点について見直すべきである。</p> <p>欠格要件に該当することになった場合、自動的に許可が取消されるのは廃棄物処理業の許可のみとし、廃棄物処理施設の許可については「裁量的取消し」(「取り消すことができる」とすべきである。 過失によるその他環境関連法令違反で直罰を受けた場合については、施設許可のみならず、業の許可についても「裁量的取消し」とすべきである。</p> <p>欠格要件が適用される法人役員の範囲について、株式会社の監査役は対象外とすべきである。 欠格要件に該当した場合においても、個別リサイクル法におけるリサイクル施設の認定については裁量的な取消しとともに、個別リサイクル法の認定が取消されないようにすべきである。</p>	別添資料()を参照		廃棄物処理法第15条の3第1項、第14条第5項第2号イ、第7条第5項4号ハ同法施行令第4条の6	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部	(社)日本経済団体連合会	<p>悪質な処理業者を排除する観点から、2003年12月施行の改正廃棄物処理法によって、廃棄物処理業ならびに処理施設の許可の取消要件が強化され、廃棄物処理法第7条第5項第4号又は第14条第5項第2号に規定する欠格事由に該当する時は、地方公共団体の長は、「許可を取り消さなければならない」(「義務的取消し」)ことになった。</p> <p>その一つとして、事業者が、大気汚染防止法、騒音・振動規制法等の環境関連法令()違反で罰金刑を受けた場合、5年間にわたって「欠格要件」に該当することとなり、廃棄物処理業のみならず処理施設に係る許可も自動的に取消される。その場合、5年間、廃棄物処理法に係る許可を新規に取得することができない。</p> <p>規制改革・民間開放推進3か年計画に基づき、「学識経験者等からなる検討会」を設け、2007年3月に報告書がまとめられた。その報告書の内容は一定の評価はするものの、当会の要望事項は実現されていない。</p> <p>その他の環境関連法令 大気汚染防止法、騒音規制法、振動規制法、海洋汚染防止法、水質汚濁防止法、悪臭防止法、特定有害廃棄物の輸出入等規制に関する法律、ダイオキシン対策特別措置法、PCBの適正処理に関する特別措置法</p>
5068	5068089	<p>廃棄物処理法に係る許可手続の簡素化・電子化</p> <p>(右欄の続き) 産業廃棄物処理業に係る許可権限をより一層広域化すべきであり、都道府県単位やさらにブロック化した地方単位の集約すべきである。</p>	<p>産業廃棄物処理施設ならびに収集運搬業の許可について、役員の異動に係る変更手続に要する添付書類(住民票・登記事項証明書等)を削減する方向で見直すべきである。</p> <p>廃棄物処理法上の行政手続について情報化を推進し、民間事業者が行う許可申請手続を一括してインターネットで行えるようにすべきである。規制改革・民間開放推進3か年計画(2006年3月)において、廃棄物処理法上の許可情報等について「事業者や地方公共団体の意見も踏まえつつ、電子化にむけた取組みを開始する」と記載されたことは評価でき、民間事業者の行政手続の簡素化に資する情報システムの構築を早期に実現すべきである。</p> <p>その際、許可情報について地方公共団体間で共有し、民間事業者が複数の地方公共団体で許可を取得する場合には、ある一つの地方公共団体で手続きを行えば、その他の地方公共団体への行政手続は大幅に簡素化できるようにすべきである。また、廃棄物処理法に基づく各種届出業務(多量排出事業者による産業廃棄物処理計画・報告書、自治体条例に基づく情報提供等)を簡素化・統一化するなど、民間事業者の申請手続の情報化・合理化を推進すべきである。(左欄へ続く)</p>	<p>大規模製造事業者等においては、役員は数十人にも及び、また、役員が外国に居住している場合もある。このような場合において、役員の異動がある度に、代表者や当該施設を所管している役員以外の役員についても、添付書類を求めるのは非常に事務負担が大きい。とりわけ廃棄物収集運搬業者は多くの地方公共団体の許可を有しており、その事務手続は膨大である。</p> <p>将来的には、廃棄物処理法に係る情報システムを構築し、民間事業者がインターネットの活用により、複数の地方公共団体に対して申請手続を一括して行うことができれば(ワンストップサービスの実現)、事務負担の大きな軽減につながる。行政手続に係る事務負担の軽減、電子政府化の推進等の観点から、民間事業者にとっても使い勝手のよい廃棄物処理法に係る情報システムを構築すべきである。</p> <p>2005年5月18日に公布された改正法では、保健所設置市による事務処理の仕組みが見直されたが、依然として中核都市が政令で指定されており、廃棄物処理法に係る許可権限のさらなる広域化が望まれる。都道府県及びいわゆる政令指定都市への集約化、(*右欄へ続く)</p>	<p>(*左欄の続き) さらには、許可手続の電子化と併せて、都道府県をブロック化した地方単位への集約化も検討すべきである。</p>	廃棄物処理法第14条第1項、第15条第1項	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部	(社)日本経済団体連合会	<p>産業廃棄物処理業ならびに産業廃棄物処理施設の許可申請にあたっては、当該業を行おうとする区域ならびに当該施設を有する区域を所管する都道府県知事、政令で定める市の長の許可を個々に取得する必要がある。</p> <p>また、許可申請・変更手続に際して、全役員に係る住民票や登記事項証明書等が求められるなど、膨大な事務処理が必要とされている。</p>

提案事項番号	提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	要望の捕捉事項	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	その他(特記事項)
5068	5068090	PCB廃棄物に係る届出事項の簡素化・重複報告の削減【新規】	廃棄物処理法で規定している「多量排出事業者」の計画・報告内容から、PCB廃棄物は除外すべきである。また、多量排出事業者に該当するか否かの判断基準からもPCBは除外とすべきである。 「特別管理産業廃棄物」を発生する事業者が実施すべき「帳簿」ならびに「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」の記載内容から、PCB廃棄物に係る情報は排除すべきである。	PCB廃棄物の処理は、多量排出事業者制度の意図でもある排出抑制・リサイクル促進等といったものとは異なる観点から行われるべきものである。都道府県知事等への届出事項の簡素化・重複報告の排除の観点から、PCB廃棄物に関する事項については、多量排出事業者に係る報告制度の枠組みから切り離すべきである。 PCB廃棄物に関しては、PCB特別措置法の届出事項及びそれに添付するマニフェストにより、特別管理産業廃棄物に係る帳簿記載事項を満足しており、事業者ならびに都道府県等はPCB廃棄物の的確な管理が可能である。 加えて、「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」でマニフェストの発行枚数、委託業者等の情報を提出する必要があるが、これも、PCB特措法の届出書に添付するマニフェストの写しで代替可能である。 事業者の事務負担を軽減する観点から、行政報告の簡素化・重複報告の削減を図るべきである。		PCB特別措置法第8条 PCB特別措置法施行規則第5条 廃棄物処理法第12条の第7、第8項、第12条の2、第12条の3 廃棄物処理法施行規則第8条の17の2、3、第8条の18、第8条の27	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課	(社)日本経済団体連合会	PCB廃棄物保管事業者及びPCB廃棄物を処分する者は、PCB特別措置法に基づき、PCB廃棄物の保管・発生・移動・処分・使用状況等について、量の多寡に係らず詳細な情報を都道府県知事等に毎年度届出なければならない。 一方、廃棄物処理法では、産業廃棄物の排出抑制・リサイクル促進等の観点から、「多量排出事業者」に対し、PCB廃棄物も含めて、廃棄物の種類ごとに発生量・処理量など、産業廃棄物等に毎年度提出すべき旨、規定している。 廃棄物処理法では、「特別管理産業廃棄物」を運搬・処分する事業者に対して、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、処理に係る「帳簿」を記載することを規定している。加えて、2008年度から、マニフェストの交付枚数や委託業者等を記載した「産業廃棄物管理票交付等報告書」を提出する必要がある。これらの記載事項は、PCB特措法に基づく保管処分状況の届出・添付書類と重複している。
5068	5068091	広域認定制度における取扱いの明確化	広域認定制度において、対象産業廃棄物が「情報処理機器(及び通信機器)が産業廃棄物となったもの」の認定を受けている場合で、製品の販売に伴い発生する使用済み製品(新製品の導入に伴い撤去された機器等)の回収が適正かつ効率的に行われると認められる時は、全てが同一性状の他社製品であっても回収を可能とすべきである。	別添資料()を参照		廃棄物処理法第15条の4の3第1項第2号 同法施行規則第12条の12の8	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部	(社)日本経済団体連合会	広域認定制度の対象となる廃棄物は、基本的に、認定された者が「製造加工又は販売を行った製品」に限定されている。 ただし、情報処理機器及び通信機器の場合、同一性状の他社製品の回収依頼を受けることが多いことから、政省令改正の際に、実態を踏まえた運用を行うよう関係業界から要望したところ、パブリックコメントに対する環境省の回答や広域認定制度の手引きでは、他社製品の回収も可能との方針が示された。しかしながら、全てが他社製品の場合の回収は認められていない。 2003年度の要望を受けて政府より発出された他社製品に関する見解は以下のとおり。 パブリックコメント:「本制度においては、製造事業者等が同種の他社製品が廃棄物となったものを含めて処理する行為も対象となる。」 広域認定制度申請の手引き(環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部発行):「第2 広域認定制度の対象となる廃棄物(補足説明):製造事業者等が自ら製造、加工又は販売を行った製品と一体的に販売される他社製品や、当該製品と同一性状の他社製品を付随的に併せて製造事業者等が回収して処理を行うくみについても本制度の対象となり得る。」
5068	5068092	再生利用認定制度における収集運搬に係る規制の緩和	「再生利用認定制度」において、再生利用認定を受けた事業者が、再生資源を自らの施設に搬入するために、廃棄物の収集運搬を委託する場合は、委託先業者の廃棄物処理法上の収集運搬業許可の取得を不要にすべきである。 少なくとも、収集運搬の委託先が子会社である場合について、許可を不要とすべきである。	再生利用認定は主として「対象物」及び「処理方法」の認定であり、認定を受けた「対象物」は、再生されることが確実な物として廃棄物として扱わないよう処理に関する許可の規制は緩和されている。 しかしながら再生利用認定事業者が対象物である再生原料を取りに行く行為(収集運搬)を自ら実施する場合には、収集運搬に関する許可を不要としているが、他人に委託する場合には収集運搬業の許可を有する者に委託しなくてはならない。 容器包装リサイクル法の規定では、再商品化事業者は、収集運搬業の許可を取得しなくとも、一般廃棄物を地方公共団体へ取りに行くリサイクル施設に搬入することができる。また、家電リサイクル法でも、再商品化に必要な運搬行為に廃棄物収集運搬業の許可は不要である。 再生利用認定制度においても同様に収集運搬の許可を不要とすべきである。少なくとも、収集運搬の委託先が子会社である場合、委託先に対する指導監督権を及ぼすことが可能であることから、許可を不要とすべきである。 本要望が実現した場合、再生利用認定事業者は、製品の出荷に利用した帰り便等を利用して再生原料となる廃棄物を取りに行くことが可能となり、(*)	(*)広域かつ効率の良いリサイクルの仕組みの構築が可能になる。	廃棄物処理法第15条の4の2 容器包装リサイクル法第37条 家電リサイクル法第49条	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部	(社)日本経済団体連合会	産業廃棄物の「再生利用認定制度」においては、環境大臣の認定を受けた再生利用事業者は、廃棄物処理法上の処理業ならびに処理施設の許可取得が免除されている。しかしながら、再生利用事業者の施設まで再生資源を運搬する行為については、廃棄物処理法上の収集運搬業の許可が必要となる。
5068	5068093	アジアの資源循環に資する特定有害物質含有物の輸入手続の緩和	わが国における製造・販売・輸出事業者が明確である材料・部品が、輸出国で使用された後に発生した特定有害物質含有物であって、わが国において再生利用可能な資源については、「製造から廃棄物管理に至るまでのアプローチ」のひとつとして、これを輸入する手続きの緩和措置を講じて資源循環を促進すべきである。	生産活動後に発生する有価物を含むもの()は、アジアの諸外国で処理をしようとする廃棄物となって環境汚染につながるケースがあるが、わが国の事業者は高いリサイクル技術を有していることから、わが国に逆輸入できれば、資源として有効に活用できる。しかし、希少貴金属等の有価物は市況の変動が激しいため、行政手続に多大な時間がかかってしまうと、ビジネスとして成り立たなくなり、資源の再利用ができない。 ちなみに、EU圏では、特定有害物質を含有したものであっても、バーゼル条約よりOECD理事会決議が優先され、廃棄物の再資源化循環目的の輸出入が行われている。 2007年6月に閣議決定された「21世紀環境立国戦略」においても「途上国では適正な処理が困難だが日本では可能である廃棄物等を、各国から日本がその対応能力の範囲内で受け入れ、高度な技術で金属を回収し、リサイクルする取組を進める」旨が明記されたところである。現状では、わが国からアジア諸国に再資源化技術を供与することは、現地国の規制や経済状況等の条件から困難を伴うことが多い。(*)	(*)したがって、まずは本規制を緩和することにより、わが国はアジア圏における資源循環・再利用の促進と発展に大きく寄与すべきである。	特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(バーゼル法)	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部経済産業省産業技術環境局環境政策課	(社)日本経済団体連合会	日本国内で製造された材料・部品が、海外企業に輸出・販売され、海外の工場で生産活動等に使用された後に、使用済触媒やめっき液などが発生する。これら()は有価物を含んでおり、わが国の優れた技術でもってすれば、環境に負荷をかけずに有価物を取り出し、リサイクルすることができる。しかし、こうした有価物を含む特定有害物質含有物をリサイクル目的で日本に逆輸入しようとする、いわゆるバーゼル法の適用を受けるために、行政手続等に2ヵ月以上かかる場合もあるなど、多大な時間を要することから、ビジネスチャンスを失うこともある。 2006年3月の「3Rイニシアティブ高級事務レベル会合」においても、3R推進の成功事例やこれらを推進していくためのポイントとして、「製造設計段階から廃棄物管理に至るまでの総合的アプローチ」等の取組みが挙げられたが、現状関係国間では実現されていない。 生産活動後に発生する有価物を含むものとして、例えば下記がある。 プロダクト・スクラップ、使用後のめっき材料等、製造工程での金属付着物、使用済触媒、めっき液等

提案事項番号	提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	要望の捕捉事項	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	その他(特記事項)
5068	5068094	廃棄物処理法等に係る事前協議制等の見直し	地方公共団体による事前協議制を簡略化あるいは廃止するよう、環境省は地方公共団体に対して通知する等、引き続き指導していくべきである。少なくとも、「域外から産業廃棄物を搬入する場合であって、最終処分や単純焼却処理を行わずにリサイクル等の資源循環を行うときは、地方公共団体への届出で済むようにする」等、環境省は、資源循環型社会の形成の阻害要因となる行政指導等については見直すよう、地方公共団体に対して指導の徹底を図るべきである。	事前協議が必要な場合は、許認可の取得までに非常に時間がかかり、迅速な適正処理が困難となっている。とりわけ、産業廃棄物の域外からの搬入について、処理業者が、最終処分を行うかリサイクル処理を行うかにかかわらず、一律の行政指導を受けてしまう。 最近では、リサイクルの進展により、域外からのリサイクル処理案件が増加しているが、そうしたものについても一律に取り扱われるため、事前協議の審査予約が取り難く、リサイクル処理が進まないのが実情である。 こうしたことから、排出事業者がリサイクルを志向しても、事前協議の難しさから、結果的にリサイクルせずに近隣の最終処分場で処分してしまうケースもあり、循環型社会の構築を阻害する原因となっている。 実際に、ある都道府県では、リサイクルを推進するため、一定の基準を満たすマテリアルリサイクル施設の設置については、住民同意を不要とする指導要綱の改正を行った。 規制改革推進のための第1次答申(2007年5月30日)において「各地方公共団体の事前協議規制の運用改善を通じて、産業廃棄物の搬入・搬出がスムーズに行われるように、地方公共団体に対して、周知徹底を図るべきである」とし、(*)	(*)2007年度中の措置が明記されていることは高く評価でき、確実な措置を要望する。	地方公共団体の指導要綱	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 地方公共団体	(社)日本経済団体連合会	廃棄物処理法上、「廃棄物処理施設の設置」や「域外からの産業廃棄物の搬入」等にあたって、地方公共団体との事前協議や周辺住民の同意が必要であるとの規定はない。にもかかわらず、地方公共団体の行政指導等によって、各種許認可の取得・更新の申請を行う際に、事前協議の実施、周辺住民説明会の開催、同意書の取得等が義務付けられている。
5068	5068095	産業廃棄物収集運搬業許可に係る取扱いの徹底	産業廃棄物収集運搬業許可の更新手続において、許可内容に変更のない場合に添付不要とされている「事業計画の概要を記載した書類」の提出を求めることのないよう、地方公共団体への指導を徹底すべきである。 積替え・保管施設の設置・変更にあたって、周辺住民への説明会開催や同意書の取得を求めないよう、地方公共団体に対して指導・徹底を図るべきである。また、貨物駅又は港湾における、積替え・保管の取扱いについて、平成17年3月25日付環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知の運用を、地方公共団体に対して周知徹底すべきである。	輸送業務は典型的な受注産業であり、いつどの顧客からどのような輸送方法の発注を受けるかをあらかじめ把握することは困難である一方、いつ発注があっても迅速に対応できるように準備しておくことが、適正かつ迅速に廃棄物を処理するために不可欠である。許可更新時に排出事業者からの排出計画に関する書類が添付できずに、当該種類の産業廃棄物の収集運搬許可を削除され、例えばその翌月に当該種類の運搬を受注しても、そこからまた2~3ヵ月をかけて、許可変更の申請を行うようなことのないようにすべきである。 なお、地方公共団体の作成する申請者向け説明資料等にも、新規許可申請、更新許可申請の区別なく、上記書類の添付を要する旨が表記されているものがある。 積替え・保管施設を設置・変更する場合に、周辺住民への説明会開催や同意書の取得を申請要件とする地方公共団体がある。動脈物流において輸送の効率化を図るためには、小口で集めた物をまとめて運ぶことが基本であり、このことは、動脈物流を通じて広く消費された後の物を集める静脈物流においても同じである。(*)	(*) 住民の同意が取れない結果、積替え・保管場所を一定のエリア内に配置できず、トラック1台分に満たないような少量単位で排出されるもののリサイクルは進まない。 また、貨物駅又は港湾における産業廃棄物の積替え・保管に係る解釈について、地方公共団体に周知徹底されておらず、効率的な物流の妨げになっている。	廃棄物処理法施行規則第9条の2第6項 平成17年3月25日付環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部	(社)日本経済団体連合会	産業廃棄物収集運搬業許可の更新手続においては、取扱う廃棄物の種類等に変更がなければ、「事業計画の概要を記載した書類」の添付は不要とされている(廃棄物処理法施行規則第9条の2第6項)。しかしながら、地方公共団体によっては、上記書類に、産業廃棄物の種類ごとの排出事業者に関する詳細な情報(所在地、名称、連絡先、排出場所の所在地、事業内容、産業廃棄物管理責任者の役職・氏名)を記載させることがあり、そのような地方公共団体では、許可更新時に「事業計画の概要」の提出を求めている。さらに、排出事業者からの排出計画を提示できない場合に、その産業廃棄物の種類についての許可を取消す措置が取られることがある。 積替え・保管施設に関して、地方公共団体から、法律で規定されていない周辺住民への説明会開催や同意書の取得を求められることがある。 平成17年3月25日付環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知により、貨物駅又は港湾における積替え・保管の定義が明確化された。この扱いについては徐々に地方公共団体の扱いが統一されつつあるが、その他の場合の扱いについても見直すべきである。
5068	5068096	廃棄物処理施設の設置に伴う都市計画審議会手続の合理化	廃棄物処理施設の新築又は増築に伴う都市計画審議会の開催を定期化するとともに、現状よりも開催頻度を増大するよう、環境省ならびに国土交通省は都道府県に対して、引き続き指導の徹底を図るなど、廃棄物処理施設が円滑に整備できるようにすべきである。 もしくは、都市計画法に定める一定の用途地域内(例えば、工業専用地域、工業地域など)におけるリサイクル施設の新築又は増築については、都市計画審議会の承認を要する行為の対象外とすべきである。	都市計画審議会の開催が不定期で、なかなか開催されないため、建築基準法に基づく諸手続きを経るのに非常に長い時間がかかり、廃棄物処理施設の設置が円滑に進まない。 とりわけ、リサイクル施設であれば、焼却や埋め立てを伴わないようなマテリアルリサイクル(木くず、がれき類、廃プラ等)であっても、建築確認や都市計画審議会での承認、さらには地方公共団体によっては近隣住民の同意を要する場合がある。 少なくとも、「再生利用工場」として循環型社会の形成に寄与する施設については、工業専用地域、工業地域等の一定の用途地域内においては、すみやかに設置できるようにすべきである。		建築基準法第51条	国土交通省住宅局市街地建築課 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部	(社)日本経済団体連合会	一定規模以上の廃棄物処理施設の新築または増築にあたっては、リサイクル施設であっても、廃棄物処理法に基づき「許認可申請」のほか、建築基準法に基づいて、都道府県都市計画審議会の承認を得る必要がある。 廃棄物処理施設に係る都市計画審議会の開催が不定期で、なかなか開催されないのが実情であるとともに、法的な根拠がないにもかかわらず、地方公共団体から周辺住民の同意を取り付けることを求められることがあり、廃棄物処理施設の設置が進まないのが現状である。
5068	5068097	石綿含有産業廃棄物の積替・保管施設に係る許可の迅速化【新規】	石綿含有産業廃棄物について、環境省は、地方公共団体に対し、速やかに積替保管を含む収集または運搬の許可を発出するよう強力に指導すべきである。	石綿含有産業廃棄物の中間処理は、原則、溶融や無害化等の施設において行い、収集運搬又は設備投入目的の場合には、必要な限度において破砕又は切断を行うこととされている。 しかしながら、全国的にみても石綿含有産業廃棄物の処理施設は非常に少なく、また、処理能力は石綿含有産業廃棄物の発生量に比べてきわめて小さい。このため、ほとんどを最終処分しているのが現状である。 大部分の石綿含有産業廃棄物は都市部で発生するため、最終処分場まで遠距離の輸送が必要となる。小規模な解体工事、改修工事においては、石綿含有産業廃棄物の発生量が僅かな場合が多い。このような場合には、積替・保管施設において一時保管し、1台分の量がストックされた時点で、最終処分場に搬出することが、輸送の効率化、ひいてはCO ₂ 削減に役立つ。 環境省はすでに、平成18年9月27日付通知「環廃対発第060927001・060927002」を出しているが、それが地方自治体において徹底されていない。		廃棄物処理法第12条、第12条の2 平成18年9月27日付通知環廃対発第060927001・060927002	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部	(社)日本経済団体連合会	石綿含有産業廃棄物の処理にあたって、多くの自治体が積替・保管を認めず、直接、処理施設に搬入するよう指導している。

提案事項番号	提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	要望の捕捉事項	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	その他(特記事項)
5068	5068098	騒音規制法ならびに振動規制法の特定施設の見直し	騒音規制法ならびに振動規制法が「特定施設」と規定する圧縮機のうち、スクリー式圧縮機を対象外とすべきである。 「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」(2006年3月31日)、ならびに昨年度一次回答において「2007年度にスクリー式圧縮機の騒音・振動データを基に技術的検討を行い、結果に基づき2007年度を別途として必要に応じ中央環境審議会に諮問し、対応する」としていることは評価でき、本要望が実現するよう確実に措置すべきである。	騒音規制法ならびに振動規制法が定められた1960～70年代に比べて、圧縮機の騒音・振動は格段に改善されている。特に、スクリー式コンプレッサーの開発によって、今では高効率、高静寂性が確保されている。従って、特定施設の「圧縮機」の定義を見直し、スクリー式圧縮機は対象外とすべきである。		騒音規制法第6条 同法施行令第1条別表第1 振動規制法第6条 同法施行令第1条別表第1	環境省環境管理 局大気生活 環境室	(社)日本経済 団体連合会	騒音規制法において、指定地域内における工場又は事業場において、著しい騒音を発生する施設であって政令で定める「特定施設」を設置しようとする者は、特定施設の設置の工事の開始日の30日前までに、市町村長に届出なければならない。 その「特定施設」として、圧縮機(原動機)の定格出力が7.5kW以上のものに限る)が指定されている。 同様に、振動規制法において、指定地域内における工場又は事業場において、著しい振動を発生する施設であって政令で定める「特定施設」を設置しようとする者は、その特定施設の設置の工事の開始日の30日前までに、市町村長に届出なければならない。 その「特定施設」として、圧縮機(原動機)の定格出力が7.5kW以上のものに限る)が指定されている。
5068	5068099	水質汚濁防止法・大気汚染防止法における特定施設等に係る届出の緩和	水質汚濁防止法に基づく(特定施設等ならびに大気汚染防止法に基づく)ばい煙発生施設について、その設置や構造の変更等に係る届出は、原則、着工予定日の30日前に行えばよいこととし、届出施設の内容が特に複雑であるなど特に問題がある場合には、30日間に限って実施制限期間を延長できるようにすべきである。	着工の約30日前までに、発注先、機器の仕様、工程が確定できない場合が多々あるため、着工予定日の60日前までに、設置及び変更等の届出を行うことが難しいのが現状である。 現行規定は、1960年代に設定されたものであり、現在のように、環境保全に関わる設備や体制が整えられた状況では過剰なものと言える。スピード経営が求められる時代にあつて、60日間もの期間は非常に大きな事業機会の損失になる。技術進歩や時代の要請に合わせて、自治体における審査も迅速化を図るべきである。 環境省は、1999年4月の「大気汚染防止法および水質汚濁防止法に基づく届出対象施設の設置等に係る届出事務の処理について」により、法に基づく実施制限期間の短縮措置をとるべく、積極的に都道府県知事等に通知した。その結果、審査に要した日数が30日以内である割合がおおむね9割であり、ほとんどの届出が実質的に30日以内で審査を終えている(環境省資料2003年4月)。 例えば、ばい煙発生施設の届出書類で確認可能な内容(工事者氏名、所在地、施設の種類の、施設の構造、使用の方法、処理の方法)では、(*)	(*)工事着工30日前までの計画の届出が規定されている労働安全衛生法、電気事業法、ガス事業法の届出内容と比べても、その審査・確認作業に2倍の日数を要するとは考えにくい。 このような状況を踏まえ、実審査に60日間を要している案件の要因分析を行い、長期間の審査を必要とする傾向のある施設・設備に関する条件・情報を取りまとめて、これを地方公共団体に開示することなどにより、「実施制限期間は原則30日間とし、届出施設の内容が複雑である等の特別の場合に、その制限期間を30日間を上限として延長すること」をすべきである。 企業は、着工予定日に向けて様々なスケジュールを組んでおり、法規定が「着工予定日の60日前までに届出をしなければならない」というままでは、都道府県等の審査機関の短縮努力が、企業の実務上のメリットにつながらない。	水質汚濁防止法第9条 大気汚染防止法第10条、第18条の9	環境省環境管理 局水環境部 環境管理課	(社)日本経済 団体連合会	水質汚濁防止法に基づく「特定施設」ならびに大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設を新設・改造・変更・廃止する場合、都道府県知事に届出が必要とされる。法令上、事業者は、届出受理の日から60日間は、その届出に係る特定施設等の設置・変更等を行うことができない。
5068	5068100	共同住宅の共住区画を貫通する灯油配管の取扱いの明確化(新規)	共住区画を貫通する配管について、「原則として、給配水管、空調用冷温水管、ガス管、冷媒管等」と規定する消防予第53号の「等」に灯油配管が含まれる旨の解釈通達を発するなどして、明確化すべきである。	本件については、消防庁予防課が「配管に必要な要件」として、耐火性能を有すること、日照をカバーする被覆銅管を採用すること、貫通部と一体となって耐火性能が担保される施工方法を採用すること等を列記し、これを満たす場合は灯油配管についても給配水管の貫通と同等の安全性を確保したものとし、共住区画貫通を求める方針を示している。よって、消防予第53号の「給配水管、空調用冷温水管、ガス管、冷媒管等」の「等」にも灯油配管が含まれる旨明示されて然るべきである。また、ガス管の共住区画貫通が認められているのに対して、灯油配管の貫通は認められないという合理的な理由はない。		「令8区画及び共住区画の構造並びに当該区画を貫通する配管等の取扱いについて(通知)」(平成7年3月31日消防予第53号)	消防庁予防課	(社)日本経済 団体連合会	「令8区画及び共住区画の構造並びに当該区画を貫通する配管等の取扱いについて(通知)」(平成7年3月31日消防予第53号)は、共住区画を貫通する配管、ガス管、冷媒管等」と規定し、灯油配管については明示していない。このため、共同住宅の集中給油システムの灯油配管について、メーターボックスからベランダに設置されたボイラーまでの間の共住区画を貫通することが認められないことが多い。
5068	5068101	1-S型泡放射砲のリング火災への適用	1セット目から高所放水車に代えて1-S型泡放射砲を配備することを認めるべきである。	大型高所放水車で遠方から放射しても、フォームダム内の火災状況や泡投入状況が見えないため、泡の大半がフォームダム内に入らず、中央部の浮き屋根に溜まってしまう。かかる消火方法は非効率であるのみならず、浮き屋根の沈下につながりかねない。他方、タンクのトップアングルに1-S型泡放射砲を設置しフォームダム内の火災をめぐけてピンポイントで放射すれば、2～3分で消火できるとの実証事例がある。 2006年8月14日の「全国規模の規制改革・民間開放要望」に対する各省庁からの再回答」では、「1-S砲は地上から放射するため、その正確性が3点セットに比べ劣る」としているが、上述のとおり、1-S砲は地上ではなくタンクのトップアングルから放射するものであり、フォームダム内の火災に対して正確に放射することができる。また、防災要員の安全性についても、1-S砲を利用する以前に、固定屋根消火設備による消火とタンク側板上部にフォームワンダーを引っ掛けての消火を行うため、輻射熱も含めて問題はないといえる。		石油コンビナート等災害防止法 施行令第8条	消防庁予防課 特殊災害室	(社)日本経済 団体連合会	石油コンビナート等災害防止法施行令は、タンクのリング火災に備え、大型化学消防車、高所放水車、泡原液搬送車を3点セットで配備するよう義務付けている(第8条)。3点セットが複数配備されている場合、2セット目以降については高所放水車の代わりに1-S型泡放射砲を配備することが認められているが、1セット目については大型高所放水車を配備することが求められている。

提案事項番号	提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	要望の捕捉事項	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	その他(特記事項)
5068	5068102	石油コンビナート等災害防止法施行令の性能規定化	日進月歩する防災資機材の技術を導入することにより石油コンビナート防災体制の高度化を図るべく、石油コンビナート等災害防止法施行令を仕様規定から性能規定に変更すべきである。あるいは、実証実験や消火実績データ上一定の条件をクリアする資機材の導入を認めるよう、解釈を柔軟化すべきである。	新技術・より高性能な資機材の導入によって石油コンビナートの防災体制を強化できるにもかかわらず、仕様が違うという理由でそれが妨げられるのは本末転倒である。2006年8月14日の「全国規模の規制改革・民間開放要望」に対する各官庁からの再回答では、同施行令は性能規定であり新技術に即応した対応が可能である旨の言及があったが、そこで示された防災資機材の要件を見る限り、性能規定ではなく仕様規定であると判断される。大型高所放水車と同等以上の性能を有する1-S型泡放射砲について、消火実績データがあるにもかかわらず1セット目からの配備が認められない等の事例も実在している。		石油コンビナート等災害防止法施行令第7～13条、第15条、第16条、第19～22条	消防庁予防課 特殊災害室	(社)日本経済 団体連合会	石油コンビナート等災害防止法施行令に定める防災資機材は、大型化学消防車、大型高所放水車、泡原液搬送車、大容量泡放水砲といった形で仕様規定化されており(第7～13条、第15条、第16条、第19～22条)、技術の進歩に即応した新技術の導入が難しいのが実情である。
5068	5068103	保安法令の重複適用の排除	装置を構成している一つひとつの機器・設備までが複数の法令によって重複して規制されることのないよう、各法の適用範囲に係る基準を策定し、それに則して重複適用を排除すべきである。 また、高度の保安管理体制の確立を前提として、以下の点につき検討すべきである。 設備設置・変更について、許認可制(事前審査型規制)から規定遵守状況を適宜確認する方法(実行監視型保安規制)への移行 技術的事項(設備設置、検査等)について、法令の性能規定化の下、民間規格の積極的活用 国際整合性のとれた保安規制の整備	コンビナート事業所の機器・設備は全体で一つのシステムとして機能しており、保安諸法はプラント全体の総合的な保安確保の目的には必ずしもそぐわない。また、こうした規制の重複は、技術基準の性能規定化を推進するうえで妨げとなるほか、基準の解釈と整合性の確保、申請手続、検査への対応等、事業者にも多大な負担を強いている。 確かに、熱交換器の新增設について、消防法と労働安全衛生法の重複適用が調整される(平成19年3月消防危第68号)など、一定の前進は見られるが、本件も申請資料の一部省略が認められたにとどまり、重複する許可申請を合理化するものではない。「再度関係官庁において、石油精製事業者を交えて、更なる合理化・簡素化の必要性について検討を行う」との昨年度回答にしたがい、抜本的な合理化を推進すべきである。 重複適用の排除により、許認可にかかる手続きが簡素化され、負担が軽減されるとともに、事業者の国際競争力の強化に寄与することが期待される。		消防法第2条 高圧ガス保安法第2条 労働安全衛生法施行令第1条	消防庁危険物 保安室 経済産業省原子力安全・保安院 保安課 厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課	(社)日本経済 団体連合会	石油コンビナートに適用される保安諸規制は、法ごとに異なる官庁が所管するため、技術基準、申請・立要件等が異なる規制を重複して受けている。例えば、プロセスのほとんどが気液混合の大気圧を超える状態で行われる石油精製・石油化学の場合、消防法、高圧ガス保安法又は労働安全衛生法が複数適用され、許可申請、完成検査(落成検査)、検査記録の作成・保存等が重複している。また、大気圧以上の機器については「消防法では「圧力タンク」、高圧ガス保安法では「ガス設備、高圧ガス製造設備」、労働安全衛生法では「圧力容器」と異なる名称で規制されるなど、装置を構成する一つひとつの機器・設備まで、複数の法令が重複して適用されている。
5068	5068104	危険物の仮貯蔵の期間延長【新規】	必要な説明(期間や異常時の処置等)を申請書類に添付することを条件に、10日を越える仮貯蔵が可能となるよう法を改正すべきである。あるいは、仮貯蔵期間が10日を越えることがあらかじめわかっている場合、最初の申請時に、次回以降の申請分もまとめて受理する運用を認めるべきである。	原油タンク気中洗浄には30日、燃料タンクの開放点検には60日、変圧器等の絶縁油を含む大型機器のメンテナンスには10日以上をそれぞれ要し、各々危険物の仮貯蔵の再申請を余儀なくされている。仮貯蔵の目的、異常時の対処法等を最初に提出し、安全が担保されれば、10日を超過することに再申請を行う合理的理由はない。		消防法第10条	消防庁予防課 危険物保安室	(社)日本経済 団体連合会	指定数量以上の危険物の仮貯蔵は、所轄消防長の承認の下、10日以内に限って認められており(消防法第10条)、この期間を超過するたびに再申請を行い、承認を得る必要がある。
5068	5068105	石油コンビナート等災害防止法に基づく異常現象の通報の合理化【新規】	異常現象を通報した際の報告書作成の要否は、各都道府県が災害の重要度に応じて判断できるような運用とする旨の通達を発すべきである。	法律上は通報義務があるのみで、原因と対策までを報告する法的根拠はない。異常現象通報後の報告書作成の必要性については、異常現象の重要度に応じて判断するのが現実的・合理的である。原因と対策を記載した報告書を提出すべき異常現象と、通報だけで済むものとを、重要度に応じた基準で区分できるようになれば事業所の負担が軽減される。 例えば、高圧ガス保安法では、小規模災害(少量の高圧ガスの漏洩、公設消防機関の消火活動を必要とせず人身被害を伴わない火災)については、災害覚知後迅速に都道府県等に通知するのみの運用となっている。		石油コンビナート等災害防止法第23条	消防庁予防課 特殊災害室	(社)日本経済 団体連合会	特定事業所において統括管理する者は出火、石油等の漏洩その他異常な現象の発生について直ちに消防署または市町村長の指定する場所に通報しなければならない(石油コンビナート等災害防止法第23条)。 法上は通報義務のみが定められているが、都道府県の石油コンビナート等防災計画に定められた異常現象の報告様式では、全ての異常現象について原因究明まで記載するようになっている。

提案事項番号	提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	要望の捕捉事項	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	その他(特記事項)
5068	5068106	天然ガススタンドに必要な保安監督者の資格取得機会の拡大【新規】	丙種化学責任者資格の受験機会を増大すべきである。あるいは、天然ガススタンドの保安監督者に特化した資格を新設し、年間複数回の受験機会を確保することにより、天然ガススタンドの保安監督者資格の取得機会を増やすべきである。	天然ガススタンド数は年10%以上の伸びを記録している(過去3年平均)。このため、保安監督者の確保が重要な課題となっており、特に天然ガス自動車のヘビーユーザーからは、自家用天然ガススタンドを設置するうえで有資格者の確保が急務との意見が寄せられている。しかし、丙種化学高圧ガス製造保安責任者の資格試験は年1回しか実施されておらず、資格取得の機会が限られている。 例えば、ガソリンスタンドに必要な乙種第4類危険物取扱者の資格試験は各都道府県で年間2～31回行われており(2007年度予定)、丙種化学高圧ガス製造保安責任者についても、これに倣って受験の機会を増やすべきである。天然ガス自動車の普及は、温室効果ガスの削減やエネルギー安全保障というわが国の重要課題にも貢献することから、早急に対応すべきである。		高圧ガス保安法第27条の2 一般高圧ガス保安規則第64条 第2項第4号	経済産業省原子力安全・保安院保安課	(社)日本経済団体連合会	天然ガススタンドには保安監督者を配置する必要があるが、丙種化学以上の高圧ガス製造保安責任者の資格と6ヵ月以上の実務経験がその要件となっている。しかし、丙種化学責任者資格の試験は年1回しか実施されていない。
5068	5068107	タンク底板溶接部検査の省略	溶接部に関する検査について、タンク製作時あるいは直近の保安検査時に行うのみでよいものとすべきである。	タンクの安全性については、腐食の速度の方が割れの進展より支配的である。 「特定屋外タンク貯蔵所の開放周期の算定方法に関する調査検討報告書」(平成14年3月)において、応力集中部に生じた割れが進展してタンクを貫通するに至るまでの時間は、地震や通常の油の出入れに伴う累積損傷疲労を考慮して破壊力学的に計算しても100年要することを、消防庁自ら明らかにしている(130～131頁参照)。 検査の省略によって溶接部試験の度にコーティングを剥離する必要がなくなり、産業廃棄物の量を抑えることができると同時に、グラインダーがけの作業がなくなりタンク内の作業環境が改善する。 海外において、タンクの溶接部を定期的に検査している国はない。		消防法第14条の3、第14条の3の2 危険物の規制に関する政令第8条の4第6項 危険物の規制に関する規則第62条の5 危険物の規制に関する政令及び消防法施行令の一部を改正する政令等の施行について(昭和52年3月30日消防危第56号)	総務省消防庁危険物保安室	(社)日本経済団体連合会	タンクの底板溶接部については、開放検査ごとに磁粉探傷試験を実施することとされている。また、溶接線については、ほぼ全線(側板とアニュラ板の内側溶接継手、3枚重ね溶接継手及び三重点突合せ溶接継手)についてコーティングを剥離し、検査を行うこととなっている。
5068	5068108	引火性液体危険物の定義の見直し	引火性液体危険物について、国際基準との整合化を図り、引火点の上限を93度に引下げることが望まれる。 引火点区分については、国連で製造現場や消費段階を含む全ての段階において、世界共通で利用できる「化学物質の分類及び表示の世界調和システム」の採用が決定するなどしていることから、各国並とするよう見直すべきである。	世界各国(英、仏、独、蘭、米)の国内法では、100度前後を上限として、それ以上の引火点を有する物質に対して、引火性危険物としては事実上規制しておらず、その管理は事業者の自己管理に委ねられている。 他方、わが国では、規制に伴い、石油製品を消費する多くの産業において、貯蔵、製造、流通、管理等のコストが高み、負担となっている。昨年の省庁回答では、「日本における危険物保安の観点」から上限引下げは困難とされているが、それ以上の説明はされておらず、根拠が不明確である。 わが国も参加している国連のシステム「GHS 化学物質の分類及び表示の世界調和システム」も2008年に採用が決定しており、危険物施設の火災事故と一般の火災事故の発生件数を比較し、また地震対策などの安全対策の推進状況を勘案しつつ、制度の国際整合化を図ることが望まれる。		消防法第2条	総務省消防庁危険物保安室	(社)日本経済団体連合会	引火点の上限設定については、250度以上の引火性液体危険物は非危険物とされている。
5068	5068109	委託放送事業の制度見直し・手続きの簡素化【新規】	委託放送事項の変更手続き等の簡素化を図るべきである。	採算のとれない番組からの撤退や新規番組の展開、放送内容の変更などを機動的に行ううえで、現行制度が妨げとなっている。 買収や合併、事業譲渡など、番組供給会社の再編などに際しても、機動的に対応することができない。		— 放送法第52条13～28	総務省衛星放送課	(社)日本経済団体連合会	委託放送事項等の変更の都度、総務大臣許可を取得しなければならない。

提案事項番号	提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	要望の捕捉事項	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	その他(特記事項)
5068	5068110	公的個人認証サービス(JPKI)の認証用途での利用【新規】	JPKIを認証用途として使用できるよう、法制度を整備すべきである。	JPKIの利用用途を、電子署名の検証・確認だけでなく、本人認証を認めることで、インターネット上での本人確認がより厳密に行えるようになる。これにより、例えば、今後、整備が予定されている医療・保健分野における個人情報に、安全にアクセスできるようになる等、国民の誰もが利用可能なPKIの仕組みの有効活用が期待される。		電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第19条第2項	総務省自治行政局自治政策課	(社)日本経済団体連合会	現在、公的機関による個人認証の仕組みとして、地方公共団体が発行する公的個人認証サービス(JPKI)があるが、当該仕組みは法律上、行政機関が電子証明書に添付された署名を検証・確認する目的でしか使用が認められていない。
5068	5068111	公的個人認証サービス(JPKI)における電子証明書の格納媒体の緩和【新規】	半導体集積回路を一体として組んだカードと同等の耐タンパ性を持つ記録媒体として、カード以外の媒体を認めるべきである。	電子証明書の記録媒体をカードに限定せず、カードと同等の耐タンパ性が確保された媒体を認めることで、電子署名が必要な電子申請を行う場合でも、ICカードリーダーの準備が不要となる。例えば、携帯電話に電子証明書が格納されれば、身近な情報機器を使った申請・届出等手続が可能となり、利用者にとっての利便性向上が期待できる。		電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行規則第8条 認証業務及びこれに附随する業務の実施に関する技術的基準第6条	総務省自治行政局自治政策課	(社)日本経済団体連合会	電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行規則第8条において、利用者署名符号及び利用者署名検証符号を記録する電磁的記録媒体は、「カード」媒体であることが規定されている。
5068	5068112	ドクターヘリに搭載可能になった医療業務用無線・消防無線の規制の見直し【新規】	ドクターヘリに搭載する医療業務用無線・消防無線(携帯局)の免許主体を、運航会社とすべきである。	例えば、本社が東京都に存在するヘリの運航会社が、東京都の総合通信局で免許申請を行い、東京都での修理改造検査に合格した場合に、同一の免許で北海道での運航が可能になれば、免許申請も修理改造検査も初回以降は実施せずに済むことになり、運航会社にとっては多大なコストの削減につながる。さらに、ヘリの年間不稼働日数を大幅に削減することもでき、ドクターヘリの効率的な全国配備が可能となって、大規模災害発生時などにおいて支援・応援を円滑に行うことができるようになる。実際、医療業務用無線については、全国同一の周波数によって運用されており、どこで無線交信をするにしても使用する周波数が同一であるので、初回の検査を合格していれば問題はない。		厚生労働省医政指発第0801002号	総務省総合通信基盤局電波部基幹通信課重要無線室	(社)日本経済団体連合会	ドクターヘリに搭載できることとなった医療業務用無線・消防無線の免許主体が都道府県であるため、各都道府県が免許申請を行うとともに、無線機をドクターヘリに搭載するための修理改造検査(ヘリの上空飛行中、ヘリに搭載された無線機と、医療機関あるいは消防機関に設置された無線機が交信しても、航空機の運航には支障がないことを確認する検査)を実施しなければならない。例えば、東京都でドクターヘリを運航するためには、東京都が搭載する無線の免許申請を行い、修理改造検査も実施しなければならないが、同じ無線機を搭載した同一のヘリを北海道で運航しようとする場合には、北海道が再び免許申請を行い、修理改造検査も実施しなければならない。
5068	5068113	銀行代理業における届出事項の緩和【新規】	銀行代理業における子法人等の届出対象範囲を類似規定がある証券取引法の子法人等と同じ範囲にし、海外の法人を除外すべきである。また、子法人等に係る届出事項についても、証券取引法と同じレベルとし、子法人等の代表者、所在地ならびに業務内容の変更については届出事項から除外すべきである。	銀行代理業は法令上事業会社も参入可能であるが、現在、大企業の多くは、海外の子会社を含む多くの子会社を保有しており、仮に大企業が銀行代理業に参入しようとした場合、すべての子会社につき、届出に必要な情報を漏れなくタイムリーに把握することは困難である。特に国際的に業務を展開している企業の場合、多くの海外現地法人を有しているが、経営のほとんどを当該現地法人に委任している場合もあり、特に届出漏れ、届出遅延の恐れがある。銀行代理業者の行為規制については銀行と同等の規制を課す必要があることは理解するものの、銀行代理業者には免許制の銀行と異なり、子会社の範囲に制限がないことから、子会社に関する届出事項については緩和をしてもよいと考える。		銀行法第52条の39第1項 銀行法施行規則第35条第4項	金融庁総務企画局信用制度参事官室	(社)日本経済団体連合会	銀行代理業者は銀行法に基づき、議決権の過半数を有する子法人等の設立・廃止及び代表者、所在地ならびに業務内容に変更が生じた場合、2週間以内に金融庁に届出なければならない。なお、子法人等には銀行代理業者の持株会社傘下の子会社・孫会社等(外国法人を含む)を通じて議決権を過半数保有しているすべての法人が含まれる。

提案事項番号	提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	要望の捕捉事項	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	その他(特記事項)
5068	5068114	リース業務を営む銀行グループ会社の中古物件売買業務の範囲拡大【新規】	リース業務を営む銀行グループ会社については、リース取引と一体でない中古物件の売買も認めるべきである。	元タリースは、貸手にとって、資金使途が明確であり借手の営業に直接関わる物件に対する与信であるため、貸倒リスクが低く、中小零細企業宛にも融資しやすいという特徴を持つ。借手に取っても敷居が低く、利便性の高い資金調達手段として十分に浸透している。 よって今後も、設備投資に係る調達手段として大きな役割が期待されるが、リース会計基準の変更及び減価償却に係る税制改正が実施されることを受け、従来のファイナンスリース主体から、オペレーティングリースに大きくシフトすることが予想される。オペレーティングリースでは残存価格をいくらに設定できるか、即ち対象物件がリースアップした際にどれくらいの中古価格となるかをいかに見積もるかという選別能力・査定能力が不可欠である。 また一方で、設備機器の陳腐化や消費者ニーズの変化がめまぐるしいことを受け、製品のライフサイクルの短期化が進んでおり、新規設備投資にあたってのリスクを軽減するため、中古の設備機器の導入ニーズも増大してきており、中古設備機器の取引マーケットの充実・拡大も予想される。(*)	(*)こうした流れの中、中古物件の選別能力・査定能力がリース会社経営上の重要なポイントとなることが想定されるが、リースを活用した産業振興を図るため、銀行系に限って設けられた規制は撤廃すべきである。	銀行法施行規則第17条の3第2項第11号	金融庁総務企画局企画課	(社)日本経済団体連合会	リース業務を営んでいる銀行グループ会社の中古物件売買業務については、リース取引と一体とみなされる取引に限って認められている。
5068	5068115	金融業を行う者の資金の貸付けの代理又は資金の貸付けに関する事務の代行にかかる認可の緩和【新規】	保険業法第98条第2項の認可及び銀行法第52条の36の許可を得て、銀行代理業及びそれに付随する事務代行(保険業法施行規則第51条第1項第3・4号)を行っている保険会社が、例えば所属銀行の追加を行う等、その業務内容を変更する場合、その変更が銀行法上の届出の範囲(銀行法第52条の39)であれば、保険業法による認可申請(第98条第2項)によらず届出とすべきである。	認可申請手続を認可から届出とすることにより、代理、代行取引を機動的に行うことが可能となり、顧客利便性が向上する。 保険会社が銀行代理業を行うにあたって受ける許認可の審査について、保険業法上の認可の基準(保険業法施行規則第51条の2第2項)と、銀行法上の許可の基準(銀行法第52条の38)との間に大きな隔たりはない。 保険会社が行う資金貸付の代理又は資金貸付に係る事務の代行については、どのような業務が具体的に類型化できるのかを検討すべきである。		保険業法第98条第1項第1号、第98条第2項、 保険業法施行規則第51条第1項第3・4号、第51条の2第2項、 銀行法第52条の36～39	金融庁	(社)日本経済団体連合会	保険業法第98条第2項の認可及び銀行法第52条の36の許可を得て、銀行代理業及びそれに付随する事務代行(保険業法施行規則第51条第1項第3・4号)を行っている保険会社が、例えば所属銀行の追加を行う等、その業務内容を変更する場合において、その変更が銀行法上の届出の範囲(銀行法第52条の39)であっても、保険業法による認可申請(第98条第2項)が必要とされている。
5068	5068116	信託契約代理店における財務局宛届出の緩和【新規】	銀行等が信託契約代理業を営む場合、役員が常務に従事する他の会社の状況(兼職状況)について、届出不要とすべきである。	銀行等が銀行代理業や証券仲介業を営む場合に兼職届出が不要とされているのは、銀行等の兼職状況について銀行法等において認可制とされ、直接当局の監督下にあるためであり、兼職届出を不要としても監督の実効性が損なわれるものではないからである。これは銀行等が信託契約代理店を営む場合も同様と考えられ、信託契約代理店のみ当該届出を求められることは不合理である。 信託契約代理店における管理負担を業務運営に支障がない範囲で軽減し、信託利用者へのサービス向上に一層注力できる体制を整えるうえでも、兼職状況について届出不要とすべきである。		信託業法施行規則第70条第2号	金融庁	(社)日本経済団体連合会	信託契約代理店は、信託業法第68条に規定される事項を財務局宛に対し登録・変更届出を行う必要がある。 銀行等が銀行代理業や証券仲介業を営む場合には兼職届出が不要とされているのに対し、信託契約代理店を営む場合には兼職状況の届出が必要とされている。
5068	5068117	信託兼営金融機関等に対する、信託専門関連業務子会社が営む業務(信託兼営金融機関が本体で営みうるものに限る)の代理業務の解禁	信託兼営金融機関等に、信託専門関連業務子会社が営む併営業務(信託兼営金融機関が本体で営みうるものに限る)の代理業務を解禁すべきである。 特に、証券代行業務、相続関連業務については実務上強いニーズがあることから、規制改革・民間開放推進会議第3次答申を踏まえ、2007度中に検討・措置すべきである。	信託兼営金融機関が営むことができる併営業務を信託専門関連業務子会社が営み、当該業務について、親会社である信託兼営金融機関が代理業務を行うことは銀行法の「他業」には該当しないと考えられる。 さらに、本要望においては、親会社である信託兼営金融機関が認可を受けて営むことができる業務(特に証券代行業務、相続関連業務)で、信託専門関連業務子会社が認可を受けて営んでいる業務の代理を行うことを要望するものであり、「他業禁止」の趣旨を損なう恐れはないと考えられる。 本要望が実現することにより、信託銀行における業務の効率化等を目的とした組織再編成の選択肢が広がり、ひいては顧客利便の向上が期待できる。		銀行法施行規則第13条第2号	金融庁	(社)日本経済団体連合会	信託兼営金融機関等は、信託専門関連業務子会社が営む「金融機関/信託業務/兼営等二関スル法律」第1条第1項第4号から第7号に掲げる業務(以下「併営業務」という)の代理業務を行うことができない。 信託兼営金融機関は銀行を併営業務の代理店とすることができるが、子会社(信託専門関連業務子会社)を設立し併営業務を行わせた場合、他の銀行のみならず当該信託兼営金融機関自身も当該子会社の代理店となることできない(銀行法施行規則第13条第3号)。

提案事項番号	提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	要望の捕捉事項	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	その他(特記事項)
5068	5068118	信託契約代理店制度における復代理の許容	銀行法における銀行代理店制度同様、所属信託会社の許諾がある場合には、信託契約代理店が復代理を選任することを可能とすべきである。少なくとも、復代理のうち媒介については、受益者保護の観点からも特段の支障はないと考えられることから、早急に手当てすべきである。	例えば、信託契約代理店たる親会社が、その子会社を復代理として選任する、証券会社や保険会社を信託契約代理店とし、当該者を所属会社とする証券仲介業者・保険代理店を復代理店として選任する、等、喫緊かつ強いニーズが存在する。 2003年7月28日金融審議会金融分科会第二部会報告「信託業のあり方に関する中間報告書」において、「信託業の担い手に対し信託契約の取次ぎのみを行う者について、その範囲を広く認めることは、信託サービスの提供チャネルを拡大し、利用者のアクセスを向上させることに資すると考えられる。」とされている。		信託業法第2条第8項、第5章	金融庁	(社)日本経済団体連合会	「信託契約代理店」制度において、「復代理」は認められていない。
5068	5068119	信用保証協会の保証対象の拡大【新規】	特定非営利活動促進法に基づき設立される医療・福祉関連分野のNPO法人による信用保証協会の保証利用を可能とすべきである。	NPO法人には中小零細法人が多い。主な収入源は会費や寄付等であり、資金的に不安定である。NPO法人による信用協会保証の利用が認められれば、資金調達手段の拡大に資する。 NPO法人の多くは医療・福祉関連分野であるが、NPO法人と同様に非営利団体である医療法人、社会福祉法人は信用保証協会利用が可能であるのに対し、バランスを欠いている。 こうしたことから、少なくとも、特定非営利活動促進法に基づき設立される医療・福祉関連分野のNPO法人については、信用保証協会保証の対象に追加すべきである。		中小企業信用保険法第2条	中小企業庁	(社)日本経済団体連合会	NPO法人は中小企業信用保険法における「中小企業者」に該当せず、信用保証協会保証の対象とならない。
5068	5068120	サービサーが取扱可能な「特定金銭債権」の範囲の拡大	サービサーが取扱可能である「特定金銭債権」の範囲を拡大(手形割引に基づく手形買戻請求権、各種手数料債権、貸付契約に付随して締結された金融デリバティブ取引契約に基づく債権、保証ファクタリング業務の保証履行債権等)すべきである。	現状のままでは、サービサーを最大限活用することができず、銀行業界全体として非効率である。 本要望が実現することにより、銀行債権をサービサーへ委託するための障壁がミニマイズされ、銀行業界・サービサー業界双方の活性化につながる。 ファクタリング会社が取扱う保証ファクタリング業務の保証履行債権が特定金銭債権に含まれれば、ファクタリング会社の保証サービス業務が拡大し、さらなる中小企業金融の円滑化に資するとともに、中小企業の回収業務の効率化(回収業務のアウトソーシング)が一層促進される。		債権管理回収業に関する特別措置法第2条 債権管理回収業に関する特別措置法施行令第2条	法務省	(社)日本経済団体連合会	「債権管理回収業に関する特別措置法」の規定上、サービサーが取扱可能である「特定金銭債権」の範囲が限定的なため、銀行の希望通りサービサーへの委託ができないケースがある(ファクタリング会社が取扱う保証ファクタリング業務の保証履行債権等が含まれていない)。
5068	5068121	コミットメント(特定融資枠)契約の借主の対象範囲拡大	特定融資枠契約に係る手数料が利息制限法及び出資法上のみなし利息の適用除外となる借主の対象範囲を拡大し、中小企業(資本金3億円以下等)等に加え、以下のような借主を追加すべきである。 地方公共団体 独立行政法人 国立大学法人 学校法人 医療法人 共済組合 消費生活協同組合 市街地再開発組合 特別目的会社(「証券取引法施行令第17条の2第2項第3号及び同条第3項に規定する有価証券を定める内閣府令」に定める有価証券を発行する法人並びにそれに準ずる外国法人) また、資産流動化業務に関して、特定融資枠契約の借主となることができる者に、「合同会社」および「有限責任中間法人」を追加すべきである。	コミットメント・ライン(特定融資枠契約)は、すでに制度が導入されている大企業等のみならず、中小企業や地方公共団体等にとっても有益な資金調達手段である。経済的弱者保護という本法の当初の趣旨は首肯できるものの、現環境下においては、借主の範囲について中小企業等を一律に排除していることは適切でない。同様に、地方公共団体・独立行政法人・国立大学法人等、十分な金融・法務知識を有する先については、コミットメント・ライン契約を可能とすることによって、資金調達の多様化・安定化等が図れると考えられる。 資産流動化業務において、有限会社と同様に、SPCとして利用されている合同会社および有限責任中間法人との間で、流動性補充のためにコミットメント・ライン契約を締結する必要がある場合がある。本要望が措置されれば、資産流動化業務のさらなる進展が図られる。		特定融資枠契約に関する法律第2条	金融庁 法務省	(社)日本経済団体連合会	特定融資枠契約の適用対象は、下記のように限定されている。 会社法上の大会社(資本金5億円以上又は負債額200億円以上) 資本金3億円超の株式会社 証取法規定で監査証明を受ける株式会社等 資産流動化業務に関して、特定融資枠契約の借主となることができるのは、株式会社に限定されている。

提案事項番号	提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	要望の捕捉事項	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	その他(特記事項)
5068	5068122	銀行代理業の許可要件に関する規制の緩和【新規】	兼業承認基準に関して、銀行子会社(従属業務子会社、金融関連子会社等)については、「所属銀行と銀行代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性がある」と認められる者の中から「金融庁長官が定める者」として適用除外とすべきである。	銀行の子会社については、仮に親銀行の銀行代理業者を兼業する場合も、グループとしては事実上一体であり、両者間で利益相反行為等の弊害が生じるとは考えにくいことから、銀行の100%出資である金融関連子会社や、同様に100%出資かつ100%収入を親銀行に依存している従属業務子会社等については、兼業承認基準の対象外とすべきである。		銀行法施行規則第34条の37など	金融庁	(社)日本経済団体連合会	一般の事業会社等が、銀行代理業者として事業用資金の代理・媒介を行うことが認められるのは、「規格化された貸付商品であって、その契約の締結に係る審査に関与しない場合」に限定されており、その上限額は1,000万円とされている。 また、銀行代理業務を行う各営業拠点及び銀行代理業務を統括する部署には、実務経験者(資金の貸付業務に1年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者)の配備が必要とされている。
5068	5068123	個人向け国債を特定贈与信託の信託財産の運用対象とすること	「個人向け国債」を、特別障害者扶養信託(以下「特定贈与信託」という)の信託財産で購入することを可能とすべきである。	特定贈与信託は、特別障害者の経済的な安定を図る目的で、個人である委託者が、個人である特別障害者を受益者として、金銭、有価証券等を信託財産として設定される信託である(相続税法第21条の4)。本制度は信託銀行の財産管理機能を活用し、贈与財産の費消・散逸の防止、特別障害者に対する定期的な生活費等の支払等について、特別障害者の経済的な安定を図ることにあるため、信託財産の運用は、「安定した収益の確保を目的として適性に行う」(相続税法施行令第4条の11第4号)ことが求められている。個人向け国債は、一定の利払い確保(最低金利保証)など、その商品設計から「安定した収益の確保」に資するものであり、「特別障害者の生活の安定を図る」ことにつながると考えられる。 また、当該信託は、信託銀行の財産管理機能を活用し、個人である受益者である特別障害者に必要な生活費や医療費等の金銭を定期的に交付することを主目的としており、当該信託財産による「個人向け国債」の購入は、個人向け国債(新型も含む)の国民各層への定着化にも資するものと考えられるため、「個人向け国債」の発行趣旨・政策にも沿うものである。		個人向け国債の発行等に関する省令第2条	財務省	(社)日本経済団体連合会	「個人向け国債」の購入可能者は個人に限られている。
5068	5068124	事業会社一般における劣後ローンの自己資本算入の許容【新規】	劣後ローンの自己資本算入を事業会社一般にも認めるべきである。	事業会社の財務基盤の強化のため、金融機関や再生局面にある中小企業にのみ認められている劣後ローンの自己資本算入を、事業会社一般にも認めるべきである。		金融検査マニュアル(預金等受入金融機関に係る検査マニュアル)別冊(中小企業融資編)	金融庁検査局総務課調査室	(社)日本経済団体連合会	劣後ローンの自己資本算入は、金融機関や再生局面にある中小企業にのみ認められている。
5068	5068125	地方自治体の債権放棄に際しての議会承認手続の緩和(自治体制度融資)【新規】	信用保証協会と地方自治体が協調して中小企業向け保証を行っている先にかかる求償権放棄について、地方自治体の議会の議決を不要とすべきである。	信用保証協会と地方自治体が協調して中小企業向け保証を行っている場合、地方自治法第96条第1項第10号の「地方自治体が権利の放棄を行う場合に議会の承認が必要である」旨の規定が障害となり、金融機関が協調して再生のための債権放棄を行う場合に、信用保証協会のみ求償権放棄による対応が困難となっている。このような状況を改善すべきである。		地方自治法第96条第1項第10号	総務省自治行政局行政課	(社)日本経済団体連合会	地方自治体が債権放棄を行う場合には、議会の議決が必要とされている。

提案事項番号	提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	要望の捕捉事項	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	その他(特記事項)
5068	5068126	海外送金報告の簡素化【新規】	金額基準を、3,000万円から1億円まで引上げるべきである。	前回の外為法改正に伴い報告下限義務が3,000万円に引上げられたものの、ここ数年のグローバル化の進展に伴い、3,000万円以上の当該件数は増加しており、報告対象の特定及び報告の事務負担は年々高まってきている。そのため、例えば1億円まで引上げることで、事務負担の軽減が図られる。		外国為替の取引等の報告に関する省令第1条第1項	財務省	(社)日本経済団体連合会	3,000万円以上の海外送金(資本か経費かを問わず)について、日銀経由財務省宛に報告書を作成・提出している。
5068	5068127	外貨建保険等の募集時書面の電磁的方法による提供の許容【新規】	外貨建保険契約、運用実績連動型保険及び無解約返戻金保険契約の募集の際に交付することが義務付けられている各々所定の事項を記載した書面(募集時書面)について、「保険契約者の了解を得られた場合」においては、運用実績連動型保険契約における「資産の運用等に関する書面」と同様に、電磁的方法により提供できるよう要件を緩和すべきである。	電磁的方法による提供が可能となることで、外貨建保険契約、運用実績連動型保険契約及び無解約返戻金保険契約についてインターネット上での保険募集が完結できる。 事業活動のIT化促進は政府全体の課題とされている中で、「契約者の了解がある場合」には説明書面等を電磁的方法により提供することを広く認めるべきである。すでに運用実績連動型保険契約等に関する「資産の運用等に関する説明書面」については電磁的方法による提供が認められている。外貨建保険契約、運用実績連動型保険契約及び無解約返戻金保険契約の募集に際して交付することが義務付けられている説明書面(募集時書面)についても電磁的方法により提供を認めない合理的な理由はないものと考えられる。 なお、本要望については2006年のもみじ月間において一定の方向性が示されているが、引き続き前向きに検討すべきである。		保険業法第100条の2 同施行規則第53条第1項・第2項	金融庁	(社)日本経済団体連合会	外貨建保険契約、運用実績連動型保険及び無解約返戻金保険契約を募集する際に交付が義務付けられている説明書面(募集時書面)について、電磁的方法による提供が認められていない。
5068	5068128	保険会社本体による投資顧問契約等の締結の勧誘	保険会社本体で、系列投資顧問会社等に係る投資顧問契約等の顧客の勧誘を行うことを認めるべきである。	企業年金市場における保険会社の顧客を中心として、投資顧問会社の商品に対する潜在的ニーズがあり、保険会社が顧客に対して投資顧問契約等の勧誘を行えることとなれば、顧客利便性の向上、保険会社のエクセスクャパシティ活用の観点からきわめて有効である。 現在、保険会社は、投資顧問契約等について顧客の紹介を行うことは可能であり、顧客のニーズにより能動的に対応する観点からその勧誘を行えることとしても、保険会社の業務範囲の中に現在行える業務と異質のものが混入するわけではない。 また、信託銀行による投資助言業務・投資一任業務の本体兼営が可能とされた中、信託銀行と同様に企業年金受託機関として投資顧問業との親近性を有する保険会社について、投資顧問契約等の締結の勧誘を認めることは、規制の均衡という観点からも妥当なものと考えられる。 投資顧問契約等の締結の代理・媒介は、金融商品取引法において投資助言・代理業として手当てされたが、保険業法上の手当てが必要である。		有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第2条など 保険業法施行規則第51条 金融商品取引法第33条第3項、第33条の2	金融庁総務企画局企画課	(社)日本経済団体連合会	保険会社本体で、投資顧問契約又は投資一任契約の締結に関して、顧客の紹介を行うことは可能であるが、顧客の勧誘(代理、媒介)を行うことはできない。
5068	5068129	特別勘定に関する現物資産による保険料受入れ、移受管	株、債券等の現物資産による保険料受入れ、移受管を可能とすべく、法令上措置すべきである。	新会計基準の適用に伴い、企業サイドでは、保有している株式を当該企業の年金制度に現物で拠出することにより、退職給付に係る積立不足額を解消したいというニーズが高まっており、企業の保有株式の年金制度への現物拠出は、企業間の持合株式を市場に悪影響を与えずに解消できる手段として有効視されている。 現金化のコストは顧客にとって不利益となり、単独運用契約の場合、現物をそのまま移管できれば資産価値を減じることなく移管が可能となる。 現金化に伴い、大量の株式の売却が行われた場合、株式相場等の下振れ要因になる。 信託については、厚生年金保険法の改正により以上の取扱いが可能であるが、生保が法的な解釈を理由に取扱えないと利用者利便が著しく阻害される。		保険業法第97条、第118条、附則第1条の13ほか	金融庁総務企画局企画課	(社)日本経済団体連合会	保険料受入れ、及び解約時の引渡しについて、株、債券等の現物資産によって行うことが認められていない。 厚生年金基金の代行返上における物納等の場合は、特例措置として、現物資産の受払いが認められている。

提案事項番号	提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	要望の捕捉事項	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	その他(特記事項)
5068	5068130	保険会社の特定子会社(ベンチャーキャピタル子会社)の保有比率10%超投資対象企業の範囲等の拡大	保険会社の特定子会社が10%を超えて投資できる企業の範囲について、例えば設立間もない企業など、幅広いベンチャー企業に拡大すべきである。また、10%超の投資を行った企業が、その後企業成長により対象から外れた場合についても、投資期間が10年に満たない場合は、追加投資を可能とすべきである。	昨今のベンチャー市場においては、従来からあるベンチャー企業に加え、大企業からのスピノフや大学発など、多種多様な企業が設立されている。これらの企業は、技術的・ビジネスモデル的に競争力を有しているが、資金・人材等が不足している場合も多い。こうした状況において、保険会社の特定子会社が10%を超えて投資できる企業の範囲が拡大されれば、当該ベンチャー企業の資金ニーズに応えることができる。 また、投資した時点ではその対象であった企業について、成長により事業規模等が拡大した場合でも、追加投資を行うことが可能となれば、当該企業からの支援継続等の依頼に応えることができる。 保険業法第107条では、保険会社の業務範囲規制の潜脱等を防ぐ観点から、保険会社の子会社が一般事業会社の議決権を10%超保有することを禁止しているが、特定子会社については、一定の要件を満たすベンチャー企業の議決権を10年間に限り10%超保有することが認められている。したがって、10年間の保有期間制限を維持した上で、保険業法施行規則第56条に規定するベンチャー企業の範囲を拡大することや追加投資を可能とすることは、(*)	(*)業務範囲規制等の趣旨からも問題ないものと考えられる。 なお、一般のベンチャーキャピタルでは、一定の出資割合をもってベンチャー企業の経営状況を詳細に把握することは、ベンチャー投資のリスク管理にきわめて有効な手段として認識されており、本要望が実現されれば、保険会社の特定子会社のリスク管理にも同様の効果が期待できる。	保険業法施行規則第56条	金融庁総務企画局企画課 中小企業庁企画課	(社)日本経済団体連合会	保険会社の特定子会社が10%を超えて投資を行うことが可能な企業については、保険業法施行規則で定められているが、範囲が限定的であり、例えば設立間もない企業など、幅広いベンチャー企業への投資を行うことができない。 また、投資時点ではその対象であって、10%超の投資を行った企業についても、その後の企業成長により対象から外れた場合は、追加投資を行うことができない。
5068	5068131	保険会社本体による信託業務の代理又は事務代行の解禁	保険会社の付随業務として、すでに銀行等で行われている信託会社又は信託業務を営む金融機関の信託契約の締結業務又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項各号に掲げる業務を受託する契約の締結業務の代理や事務の代行を行うことを認めるべきである。	保険会社が顧客に対して信託商品の提示を行えることとなれば、顧客利便性の向上、保険会社のエクセスクャパシティ活用の観点からきわめて有効である。 生命保険会社では、他の金融機関と共同してマスタートラスト業務等を行う信託銀行を設立しているケースがあるが、マスタートラスト業務等の代理を保険会社に認めることにより、当該信託銀行の顧客基盤拡充や経営効率化、保険会社の経営資源の有効活用が促進される。 なお、銀行等においては信託業務の代理が可能とされており、かかる点との公平性を図る必要がある。また、金融審議会「信託業のあり方に関する中間報告書」(2003年7月28日)では、信託契約の取次ぎを行う者の範囲を幅広く認めることが適切とされている。		保険業法施行規則第51条	金融庁総務企画局企画課	(社)日本経済団体連合会	保険会社が行うことのできる業務として、他の金融業を行う者の業務の代理や事務の代行が認められたが、その詳細を定める施行規則では、信託業務の代理や事務の代行は認められていない。
5068	5068132	インサイダー取引規制における、上場会社等の子会社の業務執行を決定する機関が子会社について解散を決定したことに関する軽微基準の新設【新規】	子会社の解散についても軽微基準を新設すべきである。例えば、解散する子会社の売上高が親会社である上場会社等の売上高に占める割合で一定割合に満たないような場合を、軽微基準として新設すべきである。	インサイダー取引規制でいう子会社とは、有価証券報告書等に記載される子会社のことであるが、有価証券報告書等に記載される子会社のすべてが上場会社等の業績に影響を与えているとは限らない(特に、子会社が休眠会社である場合)。そうだとすると、子会社の解散すべてが投資家の投資判断に重要な影響を及ぼしているとは言い切れない。		証券取引法第166条第2項第5号へ、第166条第5項財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項、第8条第4項	金融庁総務企画局市場課	(社)日本経済団体連合会	上場会社の役員等が、子会社の業務執行決定機関が子会社の解散を決定したことを職務上知りつつ解散の公表前に当該上場会社等の株券等を売買することは、子会社の解散等が上場会社等の業績にほとんど影響を与えないような場合(投資家の投資判断に重要な影響を与えないとはいえない場合)でも、例外なくインサイダー取引として禁止されている。
5068	5068133	貨物自動車運行管理者の一般講習受講間隔の期間延長	一般講習の受講間隔を、3年度に1回とすべきである。	運行管理者の主な業務は、運転者の乗務割の作成、休憩・睡眠施設の保守管理、運転者の指導監督、点呼による運転者の疲労・健康状態等の把握や安全運行の指示等である。それら事業用自動車の運行の安全を確保するための管理手法は、例年、内容として大きな変化はない。 また、法令改正等の周知は国土交通省のHPで行われているものの、交通事故の発生状況、事故の背景にある要因とその対策等については、自動車事故対策機構として講習会を通してのみの指導となっており、同機構のHPでは触れられていない。事故防止対策等の徹底を図るうえで重要な機会と考えているのであれば、インターネット上での周知に努めるべきである。法令改正や事故発生要因、対策などのインターネットでの周知効果は大きく、迅速な伝達が可能であることから、一般講習受講間隔を補充することができ、一般講習間隔を1年延長することは十分可能である。 現在、事故を惹起した運行管理者に対しては特別講習が設定されているが、事故を発生させない運行管理者の受講間隔は3年に拡げるといったインセンティブを与えることで、交通事故抑制の観点からも効果があると考えられる。		貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条 独立行政法人自動車事故対策機構法第13条	国土交通省自動車交通局	(社)日本経済団体連合会	運行管理者は自動車事故対策機構(旧自動車事故対策センター)が開催する一般講習を、2年度に1回受講することとなっている。

提案事項番号	提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	要望の捕捉事項	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	その他(特記事項)
5068	5068134	車庫証明(自動車の保管場所)の要件緩和	「2キロメートル」という距離のみによる規制を見直し、「使用の本拠」と保管場所の間の移動手段・時間等をも考慮した、より柔軟な規制とすべきである。	例えば、「2キロメートル」の要件を満たさなくとも、公共交通機関を使用すれば短時間で自動車保管場所に到達できるような場合には、車庫証明を認めても差し支えないと考えられる。 レンタカー事業においては、空港前、駅前などの立地に店舗を設置する必要がある。しかし、そういった立地は有効利用が強く求められる土地であり、事業展開する際の足かせとなっている。距離要件が緩和されれば、駅前等の土地の有効利用が図れる上、事業者は保管場所のコストダウン分を利用者へ還元することができる。特に、都心部等において、2km規制がネックとなり、必要な店舗又はレンタカー事業用車の台数確保ができず、利用者の利便性を大きく損ねている。		自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令第1条	国家公安委員会	(社)日本経済団体連合会	自動車の保管場所については、「自動車の使用の本拠の位置との間の距離が2キロメートルを超えないこと」が要件とされている。
5068	5068135	同サイズ以下の代替車両における自動車保管場所証明書の交付の迅速化	新規取得の場合と異なり、同一保管場所における車両代替の場合、全長、全幅、全高などが旧所有車と同等もしくはそれ以下であることを要件とし、これが満たされれば保管場所が確保されていることが明確であることから、現地調査を省略し、自動車保管場所証明書の交付期間を短縮すべきである。	自動車登録申請手続のワンストップサービス化により、行政手続の迅速化が図られる中、保管場所証明の処理日数の短縮化は必須の要件であり、保管場所が確保されていることが明らかである代替車両についてまで現地調査を実施した場合、ワンストップサービスのメリットを十分享受できない。		自動車の保管場所の確保等に関する法律 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令	警察庁都市交通対策課	(社)日本経済団体連合会	自動車保管場所証明書の申請から交付までは、その全数につき現地調査を実施しているため、3～5日ほどを必要としている。
5068	5068136	自動車保管場所証明申請時の添付資料の省略	申請手続において、所在地の地図の添付を省略するよう措置すべきである。	車庫証明申請においての所在地確認については、その他の添付資料に使用者住所の記載があり、所轄警察における地図においても容易に確認できるものと考えられる。すでに2000年より、車の買替えの場合、所在地が従前と同一の際には、「所在地」の添付は不要とされており、これをすべての場合にあてはめるべきである。 また、自動車の登録においては、2005年12月26日からワンストップサービス(OSS)が稼働し、その普及・促進が図られているところである。特にOSSにおいて、所在地の地図をスキャンするにあたっては、スキャナーの解析度も高度なものが要求され、さらには本人申請においてのコスト増加が認めない。2006年7月7日閣議決定されたいわゆる「骨太方針2006」の「歳出改革の具体的内容」の中の「電子政府関係」のオンライン利用促進手続関係でも、「添付書類の原則省略」が決定されていることから、ユーザー利便性の向上や経費削減のためにも、所在地の地図の添付を省略すべきである。		自動車の保管場所の確保等に関する法律第4条 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令第2条第1項 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則第1条第2項	警察庁都市交通対策課	(社)日本経済団体連合会	自動車の保管場所証明(車庫証明)の申請には、申請書類に加えて、保管場所の地図・見取図を添付しなければならない。
5068	5068137	自動車保管場所標章の代理交付	自動車販売会社による自動車保管場所標章の代理交付を認めるべきである。	2005年12月26日より自動車の保有手続のワンストップサービス(OSS)の運用が開始され、自動車登録に必要な車庫証明申請については、すでに一部の都道府県で電子化が行われ、順次、全国展開される予定となっている。こうした電子化に伴う利用者利便のさらなる向上を図る観点から、自動車保管場所標章の代理交付が認められれば、申請者あるいは申請代理者が直接所轄警察署に出向く手間が省けることは無論のこと、ひいてはユーザーの経費削減につながることも期待できる。		自動車の保管場所の確保等に関する法律第6条	警察庁都市交通対策課	(社)日本経済団体連合会	自動車には、国家公安委員会規則に基づき、自動車保管場所標章を表示(後部ガラスに貼付)しなければならない。この自動車保管場所標章については、自動車保管場所申請の申請者あるいは申請代理人である自動車販売業者等が直接所轄警察署に出頭し、受理することとされている。

提案事項番号	提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	要望の捕捉事項	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	その他(特記事項)
5068	5068138	車検証及び自動車検査標章の代理交付	自動車販売会社による車検証及び自動車検査標章の交付を可能とすべきである。	国土交通省では、「社会経済の変化、情報通信技術の進展等に対応した登録制度等の見直しに関する検討会」において、車検証の記載事項の見直し(省令改正)を検討しており、2008年までに継続検査についてもワンストップサービス(OSS)による電子申請手続が可能になる見込みである。 将来的には車検証の電子化も検討されているが、OSSによる手続きが可能になった際は、車検証及び自動車検査標章の代理交付を認め、申請者の利便向上を図るべきである。		道路運送車両法第60条、第62条、第66条	国土交通省自動車交通局技術安全管理課	(社)日本経済団体連合会	車検を受けた際は、その都度所轄の陸運支局におもむき、車検証及び自動車検査標章の交付を受けなければならない。
5068	5068139	自動車盗難対策の強化	インターネットオークションにおける盗品(自動車・カーナビ)の流通を阻止するため、古物営業法第21条の3の申告義務違反に対する行政処分・罰則を制度化すべきである。	インターネットオークションが、盗難車やカーナビなどの盗品の不正流通経路として利用されるケースが散見される。警察庁では、古物営業法第21条の3の規定により、古物賤り斡旋業者に対して、盗難自動車の流通防止のため、インターネットオークションサイトの運用改善を指導していると聞くが、インターネットオークションを用いた盗品の売買は後を絶たない。盗品の申告義務に違反した場合には行政処分・罰則を科す旨を制度化し、インターネットオークション事業者の責任を重くすれば、インターネットオークションを使った盗品(自動車・カーナビ)の売買への監視が強化され、犯人グループの売却手段を制限することができる。		古物営業法第21条の3	警察庁	(社)日本経済団体連合会	インターネットオークション事業者が盗品の申告義務に違反した場合、行政処分・罰則がない。
5068	5068140	船舶の検査内容の簡素化及び弾力的運用	「機関長受検」および開放検査を伴わない「現状検査」を実施すべきである。 船舶検査官の判断基準を明確化すべきである。 船舶検査の一週間前申請の受付について柔軟化すべきである。	本船機関長による「機関長受検」(開放検査)について、計画検査日以前に本船による開放検査の写真・資料等を検査する海事局(JG)の検査官に事前に持参、相談すると、検査官が認めた場合に限り「機関長受検」が認められるというように、検査官の個人裁量によるところが大きい。また、そもそも日本海事協会(NK)の船体検査では「機関長受検」が認められているが、JGでは原則認められていない。 「現状検査」(開放検査を伴わない)については、JGでは全て開放検査となっており、船主が計画保全を行い現状運転状況が良好な状況でも開放検査を要求される。他方、NKでは「現状検査」として、機関の運転記録、状態が良好な場合、無開放の現状受検が認められている。 以上のことから、NKと同様、「機関長受検」及び「現状検査」を可能とすべきである。また、検査官の主観により対応が異なることがないよう、統一見解を明確に提示すべきである。 現状では急な運航スケジュール変更等が都度発生することから、船舶検査の一週間前申請は実質困難であり、閉庁日を避けた検査となっている。運航スケジュール変更への対応のため、あらかじめ多めの入渠日数を確保しておく必要から入渠日数の増加等が生じコストアップとなっている。また、やむを得ず閉庁日検査となった場合には、(*)	(*)その必要性等を記載した、「閉庁日検査申請書」の提出が義務付けられているが、運輸局により、船主に対して説明をするよう運輸局まで呼び求める場合がある。入渠検査を船主所在地の遠隔地の造船所で行う場合は、時間・費用負担が生じる。閉庁日検査は避けるべきと承知しているが、不可避免的に発生するものもある。郵送にて受付ける運輸局もあることから、受検者の利便向上の観点に立ち、全ての運輸局で郵送受付を可能とするようにすべきである。	船舶安全法	国土交通省海事局検査測定課	(社)日本経済団体連合会	船舶は5年に1回定期検査を、また定期検査と定期検査の間に中間検査を行うことが義務付けられている。 「船体計画保全検査制度」において、船舶所有者の保守管理体制が優良適切であり、かつ、船舶の機関について機関保全計画に基づき、船舶所有者が適切な運転・保守管理(機関の開放を含む)を行うことにより、技術基準への適合性が推定可能なものにあては、定期的検査時において船舶検査官が点検記録等により適切に保守されていることを確認することによって、機関開放時の船舶検査官の立会いを省略することが可能となっている。 2002年7月より閉庁日における検査が可能となったが、検査日の一週間前申請が義務付けられている。
5068	5068141	船舶職員法と船員法における定員基準の緩和	下記設備の設置等を条件に、機関部の職員を推進機関の出力750kw～2000kwの場合、5級海技士(機関)1名とすべきである。 操舵室からの主機関の回転数・逆転制御、非常停止装置 主機関重大異常時の自動停止装置(過速度、潤滑油圧力低下) 機関室監視警報盤 各部位自動温度調節弁(主機冷却清水出口、主機潤滑油入口、発電機冷却清水出口等) 断続運転を要する補機の自動発停装置(主空気圧縮機、A重油移送ポンプ)	2006年4月より、緩和措置として甲板部職員との兼務が認められたが、甲板部と機関部の資格を両方保有する職員は少ないのが実態であり、緩和措置によるメリットを享受し得る状況にない。 また、定員を1名削減することにより、物流コストが削減できる。 750kw未満(G/T199クラス)と750kw以上2000kw未満(G/T499-699クラス)では機関操作上の差異はない。また、750kw以上の機関であっても、1000馬力(750kw)以下の負荷では機関部1名での運航が可能であり、負荷率の変化による機関操作上の差異はほとんどない。		船舶職員法施行令第5条、別表 船員法第69条、第70条	国土交通省海事局	(社)日本経済団体連合会	機関部の職員は推進機関の出力750kw～1500kwの場合、5級及び6級海技士(機関)2名の乗員が義務付けられている。

提案事項番号	提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	要望の捕捉事項	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	その他(特記事項)
5068	5068142	限定近海区域における内航船の航行基準の緩和	科学的な実証実験を行ったうえで、限定近海区域においても、一定の基準を満たした沿海資格船の航行を認めるよう検討すべきである。 内航船の航行自由度が向上するよう、船舶に係る基準について、沿海基準と限定近海基準の格差縮小を図るべきである。	現行の規制では、海岸から20海里以内の沿海に沿って航行せざるを得ないことから、多くの時間と燃料が消費されており、物流効率化が阻害されている。通信設備のインフラ整備が進むなど、航海機器の発達と船舶の堪航能力の向上により、沿海資格船においても近海区域の航海は十分可能と判断されるため、早期に実証実験を行い、要件緩和を図るべきである。		船舶安全法 船舶安全法施行規則 船舶設備規程ほか	国土交通省海事局安全基準課	(社)日本経済団体連合会	船舶はその船舶が保有する資格により航海できる海域が制限されており、「沿海資格船」は沿岸から20海里までを線で囲んだ海域より遠い海域を航海することはできない。ただし、1996年12月に、内浦湾沖、石巻湾沖、伊勢湾沖、紀伊水道、土佐湾沖、豊後水道沖、若狭湾沖の7沿海区域の境界については規制が緩和され、20海里を超える海域を含めて直線で航行することが可能となっている。しかし、本州～沖縄間の一部の海域については、近海区域が存在することから、沿海船での航海はできない。 また、国際航海に従事しない船舶として1996年7月に「限界近海船」が導入され、沖縄、八丈島、宮古～襟裳岬間(青森県東岸沖)については内航船による運航が可能となっている。
5068	5068143	内航海運暫定措置事業の早期解消	暫定措置事業の現状に対応し、早期解消に向けた施策を講ずるべきである。	別添資料()を参照		内航海運暫定措置事業規程	国土交通省海事局	(社)日本経済団体連合会	船腹調整事業の解消に伴い、1998年5月に暫定措置事業が認可された。これにより、内航総運は船舶を解撤する船主に解撤交付金を支払い、新規に建造する船主は内航総運に建造納付金を納付することとなった。同事業は、納交付金の収支が相償った時点で解消することとなっているが、多数の解撤に対して建造が少なく、事業解消時期の目処が立っていない。
5068	5068144	危険物容器検査及び手数料徴収の方法の見直し	優良な検査対応をしている申請者(例えば検査済容器において不具合は正動告が長期間発生実績が無い等容器の仕様、性能及び製造工程における品質管理の徹底と継続性が確保できていると認められる)については、検査有効期間を5年間に延長すべきである。その際、容器に仕様変更がない場合は、書類審査(簡易審査)を容認すべきである。 検査手数料の設定根拠を明確にしたうえで、透明性の高い手数料体系(臨検費用は1型式あたりの料金に、申請数量に対する料金は使用回数実績に基づく1個あたりの料金)に変更・見直すべきである。また、検査手数料の支払いは、前払いではなく、検査回数確定後の後払いとすべきである。	2004年度の規制改革要望に対する国土交通省の回答は「一定期間での性能試験による確認が必要であり1年毎の検査は妥当。検査期間の延長は適切でない」、「検査手数料の払い戻しは措置する方向で検討し、透明性の高い検査体系を構築」との内容であったが、 初回の容器検査申請及び許可を受けた危険物容器は、仕様変更がなくとも、継続的に仕様管理、製造、品質管理の義務があり、また使用実績においても3ヵ月毎に、(財)日本船用品検定協会に報告している。検査更新時において同協会より不具合改善勧告が過去一度もなくとも、更新検査にあたっては、初回検査と同様な準備(試験品確保、試験設備の準備等)が必要であり、負荷及びコスト増となっている。 危険物容器の検査、製造、報告を長期にわたり規定を遵守かつ実行し、継続できる申請者に対して、危険物容器の適用期間の延長(吸水度試験で規定されている5年間と同程度の扱い)と手続緩和を認めることで、優良申請者となるインセンティブが生まれる。 検査手数料は国土交通省の透明化に向けた検討の回答にもかかわらず、従来からの料金体系の改善が見られない。 (*)	(*)検査の実情に合わせ臨検手数料は申請型式毎の料金体系に、又申請個数にこだわらざる手数料は、認定された容器の使用回数実績に基づき、支払いすべきであり、現状の不明瞭な料金体系を是正すべきである。 現制度の料金の前払い方式は、事業者が再申請する確率が高く、非効率である。	危険物船舶運送及び貯蔵規則 船舶による危険物の運送基準等を定める告示 危険物の容器及び包装の検査に関する規定 危険物の容器及び包装の検査に関する手数料等を定める規定	国土交通省海事局検査測定課	(社)日本経済団体連合会	危険物を船舶運送するときに使う容器(危険物容器)については、地方運輸局または(財)日本船用品検定協会が検査(性能試験及び工場検査)を行うこととなっており、危険物の種類に応じて必要な強度を確保していなければならない。 この検査は、1年間又は検査申請時に申請した個数を製造終了した時のいずれか早い時期までに行うこととされている(1年のうちに申請個数を超過して容器を使用する時は、再び検査申請を行い検査を受けなければならない)。 検査申請個数に応じて検査手数料(検査手数料は容器100個あたり274円、手数料が27,000円未満/回の場合は27,000円が最低料金)及び旅費相当額(交通費、日当、宿泊費等)を前払いしなければならない。 1年間の使用個数が検査申請個数に満たない場合でも、前払いした費用の払戻しはされない。 検査申請から検査証交付までに最低でも2週間以上を要する。
5068	5068145	危険物積載外航船の夜間着積に関する規制の緩和【新規】	照明機器を設置するなど一定の安全を確保したうえで、「着積」についての運用上の解釈を「一本目のロープ(ファーストライン)を係留索につなげた時」とすべきである。	本船の着積可能な時間が延び、効率的な配船と棧橋の運用ができることにより、製油所においては効率運転につながる。 船舶側においてはコストの削減と省エネ効果と船員不足問題の解消が期待できる。 また、港湾側においては危険物積載船の湾内停泊時間を短縮することにより、安全対策向上に資する。		海上保安庁指導要綱 港則法第23条 大型液化ガスタンカー及び大型液化タンカーバースの安全対策について(昭和60年8月27日保安安第114号の2、保警防第53号の2)	国土交通省海上保安庁航行安全課	(社)日本経済団体連合会	危険物積載船については日没後の着積が禁止されている。一方で海上保安庁の指導要綱では「危険物専用岸壁での着積、離積時刻制限は日の出から日没までとする。」としており、現状は「日没までの着積完了」として運用しているが、着積の具体的な規定はない。

提案事項番号	提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	要望の捕捉事項	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	その他(特記事項)
5068	5068146	錨地における警戒船配備の緩和【新規】	ダブルハル船について、警戒船の配備を不要とするよう措置すべきである。	ダブルハル船は構造上漏洩による火災事故は起こりにくく、安全性は向上している。 2000年に第三管区では、「15万総トン以上の巨大船に対する浦賀水道航路の通航時間帯制限の緩和」が成され、ダブルハル船のラッシュ時間帯の通航が認められた背景がある。すなわち、ダブルハル船についてはすでに安全性が認識されていると考えられる。		港則法第21～22条	国土交通省海上保安庁	(社)日本経済団体連合会	現在、V.L.C.Cが入港後、錨地にて着床まで待機する場合、消防能力を持った警戒船を配備することになっており、当該費用(約50万円/一晚)を削減するために入港時間を調整している。
5068	5068147	休祭日における危険物荷役許可の変更等手続の対応	危険物荷役許可にかかわる荷役の追加、棧橋の変更、油種・数量変更、船名変更、荷役内容が変わる場合の再着棧について、休祭日での変更手続を受付けるべきである。 特に、船名・油種・棧橋の変更については「新規申請」となり、休祭日の受け付けを行わない事例があることから、「新規申請」についても、全国的に休祭日でも受付けるようにすべきである。	港湾の24時間フルオープン化に向けて、各所轄官庁では整備が進められているが、休日の対応が限定的で不慮の変更に完全には応じられない状況である。特に、年末年始等、長期休暇においては、長期スケジュールの確定の困難さに加え、気象等の影響によっては計画通りの配船ができない状況もあり、棧橋や船舶の効率低下や石油の安定供給への支障をきたす恐れがある。		港則法第4条、第21条、第22条、第23条、第36条の3 港則法施行規則第14条1、第19条	国土交通省海上保安庁航行安全課	(社)日本経済団体連合会	危険物荷役許可にかかわる船名・油種・棧橋などの変更において、平日は変更可能となっているが、休祭日においては変更手続の受け付けが限定的である。 危険物荷役、移動、輸送許可については、1件毎に港長の許可が必要であり、一度許可された荷役許可でも数量増加、船名変更、荷役日変更等が発生すると、再度許可が必要となっている。現在休祭日等の閉庁時に、荷役許可変更の手続きが発生した場合、申請はできなくなっている。ただし、船名・油種・棧橋の変更などについては「変更」ではなく「新規申請」として扱われることから、休祭日の受け付けが行われない事例がある。
5068	5068148	羽田空港国際化後の運用時間制限の緩和等【新規】	国際物流ネットワークの柔軟かつ効率的な運用ニーズに鑑み、現在23時もしくは23時30分から6時までとされている貨物専用便の通航可能時間帯を、国内線航空機の運用に支障をきたすことのない範囲において、前後に延長すべきである。当面、21時30分より6時30分までを通航可能時間帯とすべきである。 同様の観点から、上記時間帯以外についても、国内線航空機の運用に支障をきたすことのない範囲において、貨物専用機の通航を可能とすべきである。	別添資料()を参照		国土交通大臣等の談話等	国土交通省総合政策局政策課、航空局飛行場部計画課、環境整備課、貨物流通効率化推進調整官 環境省地球環境局	(社)日本経済団体連合会	成田空港との「棲み分け」を理由に、羽田空港では約2,000キロメートルを越える飛行距離を有する路線及び国際貨物専用便の通航を23時から6時までに制限することが当局による既定方針となっている。また、貨物専用機については、たとえ国内線であっても上記時間帯以外の通航を認めない方向となっている。
5068	5068149	羽田空港の制限表面の見直し・制限緩和基準の明確化【新規】	最近のわが国の就航機材の実情、諸外国の類似例等を踏まえ、専門的・技術的観点から現行の制限表面の合理性について再検証を行い、都市の高度利用のニーズを踏まえ、制限表面を見直すべきである。 東京航空局長が、羽田空港の制限表面の上に出る高さの物件を設置することについて、航空法第49条第1項ただし書きの規定により承認する際の基準を明確にすべきである。	首都東京の活性化や地域の魅力を高めていくためには、都市の枢要な地区の土地の高度利用を図りつつ、木造密集市街地等の都市の再開発を推進していくことが不可欠であり、制限表面は、都市開発事業との調和を図る必要がある。 東京都心部では、六本木6丁目所在土地(六本木ヒルズ)及び赤坂9丁目所在土地(東京ミッドタウン)の再開発事業が航空法第56条の3第2項で準用する同法第49条第1項ただし書きの規定による承認を受けている。		航空法(昭和27年7月15日法律第231号)第49条関連	国土交通省航空局管制保安部保安企画課	(社)日本経済団体連合会	空港に離着陸する航空機の安全な通航を確保するため、航空法(昭和27年法律第231号)の規定に基づき、空港周辺の一定区域について、制限表面(進入表面、水平表面、転移表面、延長進入表面、円錐表面及び外側水平表面)が定められている。各制限表面の内容は、導入以来、見直しが行われていない。

提案事項番号	提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	要望の捕捉事項	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	その他(特記事項)
5068	5068150	予備品証明制度及び運用の見直し	<p>認定事業場の有効活用(民間活力の利用) 航空局検査官の代わりに、認定事業場が輸入装備品(新品及び修理品)の現物検査・書類検査等の適合性確認行為を代行できるようにすべきである。</p> <p>それに伴い、申請受付窓口業務も認定事業場に代行させるべきである。上記2つの要望実現が難しい場合には、以下について措置すべきである。</p> <p>ア. 受検申請場所及び受検場所の拡大 イ. 申請受付窓口業務時間の延長及び受検可能時間の拡大 ウ. 予備品証明現物検査の簡素化</p> <p>予備品証明を受けたものとみなす輸入装備品を拡大し、製造国政府が認可した認定事業者が発行する品質証明タグが添付された修理装備品も、みなし制度の対象とすべきである。</p>	<p>航空機装備品の予備品証明受検の申請は、東京および大阪の航空局で行わなければならない。航空機関連の部品は、成田空港など主要な国際空港で輸入通関されるが、東京においては通常の受検場所は九段下にある東京航空局検査課のみであり、緊急などの場合を除き成田空港などでの受検は難しい。成田空港には、東京航空局航空機検査官が駐在しているが、受検申請は、九段の東京航空局に限定されているため、輸入通関後の成田空港での緊急受検が不可能である。</p> <p>金曜日の夕方に装備品(修理品)が国内に到着しても、月曜日まで現物検査を受検できず、交換部品があるにもかかわらず、航空機が3日間飛行不能(非稼働)となってしまう。</p> <p>エンジンやローターブレード等大型の予備品は、トラックを仕立てて、九段下の東京航空局へ持込まなければならない。運航者、予備品在庫減少のため、故障装備品の無償交換と24時間発送の契約をヘリコプター製造者と締結する場合がある。この場合、製造者は代替品として修理品を送付してくるが、その修理品の予備品証明取得に時間がかかり(申請及び現物検査のため)、製造者の24時間対応が、AOG(Aircraft On the Ground)短縮に寄与しない。</p>		航空法第17条 サーキュラー「航空機及び装備品等の検査に関する一般方針 第 部 予備品証明関係」整理番号No.1-001(航空局技術部航空機安全課)	1. 制度担当部署: 国土交通省航空局技術部航空機安全課 2. 申請窓口: 東京航空局及び大阪航空局の保安部運用課検査乗員係 3. 現物検査担当: 東京航空局及び大阪航空局の航空機検査官室	(社)日本経済団体連合会	予備品証明の申請場所は東京航空局および大阪航空局の2ヵ所のみである。申請受付窓口及び検査業務は、平日の通常業務時間しか行われていない。予備品証明検査は、現物検査を要求している。予備品証明を受けたものとみなす輸入装備品は、相互認証の考え方から、当該国政府が許可を出す場合に限られる。ヘリコプターは米国及び欧州で製造される機種が多いが、米国の新規製造品及びオーバーホール品はみなしの対象となるが、修理品は対象外である。欧州製品は、当該国政府が品質証明を行わない場合は、新規製造品及び修理品とも、みなしの対象外となる。
5068	5068151	航空法第81条ただし書き(最低安全高度以下の高度での飛行)許可申請先の変更【新規】	申請先を地方航空官署にすべきである。	機外スリングや、ホイストオペレーションを行う場合、同時に航空法第79条のただし書き(飛行場外離着陸)の許可申請をすることが多く、第79条のただし書きと併せて、地方航空官署に許可申請ができるようにすることによって、事務手続の簡素化につながる。		航空法第81条ただし書き	国土交通省航空局	(社)日本経済団体連合会	航空法第81条ただし書き(最低安全高度以下の高度での飛行)の許可申請において、機外スリング及びホイストオペレーションの部分についての申請先は、地方航空官署ではなく、東京または大阪航空局になっている。
5068	5068152	輸入貨物の引取申告と納税申告の分離【新規】	一貫輸送でセキュリティを確保し、なおかつ法令順守体制を確立している優良なフォワーダーや、国際宅配便会社の扱う輸入貨物については、詳細な貨物情報の事前提出により、セキュリティが高くかつ社会悪物品密輸の危険性が低いと判断された場合に限り、貨物到着時引取りを許可し、引取後納税申告と必要であればこれにかかる書類審査を行うようにすべきである。また、貨物引取時の担保については、小額は無担保、大額については輸入者もしくは通関業者の担保を選択できるようにすべきである。	輸入通関の24時間体制が確保されて航空貨物の通関に要する時間は確実に向上しているが、さらなる迅速化を図る必要がある。ハウスレベルの積荷目録事前提出など、セキュリティに係る規制はさらに厳しくなっている現状の中で、輸入者やその代理人としての通関業者・フォワーダーの時間的、経済的負担は増大している。こうした中で、法令順守の優れた輸入者に対しては簡易申告制度によって優遇することとなっているが、実際には輸入貨物の特定や担保の確保等の手続きによってその恩恵を享受できるまでには至っていない。また、輸入者にはこうした優遇措置があるものの、法令順守の優れた通関業者・フォワーダーについては何らのインセンティブが与えられていないのが実情である。		関税法第7条、第67条、第72条、第73条	関税局税関業務部	(社)日本経済団体連合会	現状における輸入貨物の引取りは納税後でないといけない。 (延納制度により関税を納付すべき期限が延長される貨物、特例申告に係る指定貨物及び、許可前引取承認済の貨物を除く。)
5068	5068153	臨時開庁手続及び費用負担の撤廃	臨時開庁手続及び費用負担を撤廃すべきである。	現状では、臨時開庁手続を経て、24時間の通関が可能となっているが、臨時開庁の申請手続や費用負担が必要となり、リードタイムの点からもコスト増となってしまう。通関需要に応じた臨時開庁という現在の政府の対応では、企業の生産、物流、販売体制などの抜本的な見直し、拠点の再配置などにつながりにくい。		関税法第98条、第100条、第101条 税関関係手数料令第6条	財務省関税局業務課	(社)日本経済団体連合会	税関の執務時間外に臨時の執務を求める場合には、臨時開庁手数料を納付し、税関長の承認を受けなければならない。

提案事項番号	提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	要望の捕捉事項	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	その他(特記事項)
5068	5068154	通関業の許可の広域化【新規】	通関業者がどこか1ヵ所で税関長の許可を受けることにより、全国の他の税関でも貨物の申告手続ができるようにすべきである。	通関業者は管轄税関が異なるごとに通関士を配置する必要がなくなることから、ローコストオペレーションが可能となる。		通関業法	財務省	(社)日本経済団体連合会	大阪税関長から通関業の許可を受けた通関業者が通関申告できるのは大阪税関管内の貨物だけで、東京税関、横浜税関、神戸税関等の他の税関管内の貨物の申告手続を行うことができない。
5068	5068155	特定輸出申告制度の改善	高いコンプライアンスを認められた特定通関業者・フォワードの扱う輸出貨物のうち、国土交通省の定める「航空貨物安全宣言書 兼 爆発物検査承諾書」提出済の特定荷主の貨物については、特定輸出者と同様の利便性を与えるべきである。	特定輸出者はその遵法規則が承認されていることから、輸出に係る業務、輸出貿易管理令等の管理体制が確保されていると解釈される。そうした輸出者から指定を受け業務を委託される特定通関業者やフォワードについても同様に厳格な管理体制が認められている。したがってそうした特定通関業者・フォワードが扱うその他の輸出貨物に対しても、「航空貨物安全宣言書 兼 爆発物検査承諾書」を提出した特定荷主からの貨物であることなど、一定の条件を満たすことで特定輸出者からの貨物と同様の利便性を与えることが望ましい。		関税法第7条、第30条、第67条、第70条	関税局業務課	(社)日本経済団体連合会	2007年度の改正により、積出し港を管轄する税関への申告、混載貨物内の一部としての輸出、及び移動中における申告が可能となり、迅速な物流が確保されることとなったが、輸出者に求められている資格については厳格なコンプライアンスプログラムの承認が必要である。こうしたコンプライアンスの高い輸出者が指定した通関業者・フレートフォワードは、同様に厳格なコンプライアンスを求められているが、特定輸出者のように利便性を享受できる制度は考えられていない。
5068	5068156	原子力発電所の定期検査等の間隔に関する制度の見直し	プラントを停止するまでの間隔を一律13ヵ月に固定している現行検査制度を抜本的に見直すべきである。	エネルギーの安定供給確保及び地球温暖化対策の観点から、基幹電源としての原子力発電を最大限に活用することは、国民にとって大きな利益につながるものである。原子力発電の一層科学的合理的な運営を実現する観点から本件要望する。 本件については、過去に「規制当局として、事業者から、公開の場で、当該評価内容及び、安全性が維持されること等について説明を求め、原子炉の停止中に行うべき検査項目の間隔を検討することが必要と考えている」との回答を得ている。その後、2005年11月から原子力安全・保安部会の下の「検査の在り方に関する検討会」が再開され、検査制度のさらなる改善についての議論が進められている。また、2005年10月に閣議決定された原子力政策大綱においても「電気事業者は(中略)安全確保に係る性能指標においても世界最高水準を達成することを目標に掲げて保守管理技術の高度化にも取組み、安全性と安定性に優れた原子力発電を実現していくことを期待する」とされている。 電気事業者においては、信頼性重視保全の考え方を取入れて保守管理の一層の体系化を進めたり、状態監視保全の導入などにより運転中保守の充実を図るなど、(*)	(*)運転中、停止中の保守管理を総合的に行うプログラムを充実させていく方向としている。 また、2006年12月の第21回「検査の在り方に関する検討会」において、原子力安全・保安院の資料には「一律の検査からプラント毎の特性に応じたきめ細かい検査に移行していく」とされている。 こうした検討を踏まえ、プラント毎の特性に応じた検査に着実に移行するとともに、プラントを停止するまでの間隔を一律13ヵ月に固定している現行の検査制度を見直すべきと考える。	電気事業法第54条、第55条 電気事業法施行規則第91条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第37条 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第16条の2	経済産業省原子力安全・保安院原子力発電検査課	(社)日本経済団体連合会	発電用原子炉及びその付属設備は13ヵ月を越えない時期に定期検査や定期事業者検査の安全管理審査(2007年10月より新規追加)を受けなければならない。
5068	5068157	原子力発電所における検査制度の一本化	定期検査、保安検査、定期安全管理審査を一本化するべきである。	エネルギーの安定供給確保及び地球温暖化対策の観点から、基幹電源としての原子力発電を最大限に活用することは、国民にとって大きな利益につながるものである。原子力発電の一層科学的合理的な運営を実現する観点から本件要望する。 本件については、過去に「実務上の調整が十分行うことができないまま制度が開始されたことから、各検査における項目が一部重複しているところがある。現在、事業者、原子力安全基盤機構、保安院の3者による「検査制度運用改善プロジェクトチーム」において、本件について検討を進めているところ」との回答を得ている。 「検査改善運用プロジェクトチーム」における検討を通じて、運用面での重複を排除すべく努力はされているが、抜本的な解決にはつながらないため、法律改正により検査制度を一本化するべきである。		電気事業法第54条 電気事業法施行規則第91条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第37条 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第16条の2	経済産業省原子力安全・保安院原子力発電検査課	(社)日本経済団体連合会	供用中の原子炉においては原子炉等規制法に基づく保安検査と電気事業法に基づく定期検査の両方を受検している。

提案事項番号	提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	要望の捕捉事項	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	その他(特記事項)
5068	5068158	休日及び夜間における原子力発電所の定期検査立会いの実施	官庁立会検査に際して、検査が実施されるまでの待ち時間の発生を回避するため、定期検査立会いについて、休日及び夜間でも実施できる制度を構築すべきである。	エネルギーの安定供給確保及び地球温暖化対策の観点から、基幹電源としての原子力発電を最大限に活用することは、国民にとって大きな利益につながるものである。原子力発電の一層科学的合理的な運営を実現する観点から、本件要望するものである。 本件については、以前の要望にて「国の定期検査に従事する検査官は原子力防災に即応するための原子力防災専門官としての業務も担当する体制となっており、24時間検査を行う体制を取ることは非常に困難」、「労務管理上困難」との回答を得ている。 しかしながら、執務時間外の臨時の執務として、関税法に定める「税関の臨時開庁」がある。税関制度と同様に、通常の執務時間以外に定期検査を受けたい事業者からの申請に基づき、経済産業大臣が対応可能か否かを判断したうえで承認するようにすべきである。適宜、適正妥当な手数料を徴収することも含めて、休日及び夜間における検査の立会い制度を検討・構築すべきである。		電気事業法関係手数料規則	経済産業省原子力安全・保安院原子力発電検査課	(社)日本経済団体連合会	定期検査時の官庁立会検査は休日及び夜間の受検ができず、連続作業のボトルポイントとなっている。
5068	5068159	工事計画変更における認可申請と届出との合併申請の許可【新規】	原子力施設の改造工事などにおいて、ある1つの工事において認可申請の対象部分と届出の対象部分とが混在する場合には、申請と届出の合併申請を可能とする運用とし、1つの工事に対して一連の連続した手続きで対処できるようにすべきである。	原子力施設の改造工事などにおいて、ある1つの工事に対し、認可申請対象の部分と届出対象の部分とが混在する場合がある。この場合、申請書および届出書の作成から、使用前検査に至る一連の手続きを、2つの異なる工事として扱う必要があり、事務手続き上、非効率である。なお、現行の法律では、非原子力の工事計画の手続きは届出のみ、使用前検査は自主検査となっており、原子力における運用改善を要望するものである。		電気事業法第47条第2項、第5項、第48条第1項 電気事業法施行規則第63条、第64条、第66条	経済産業省原子力安全・保安院原子力発電安全審査課	(社)日本経済団体連合会	工事計画変更における認可申請と届出については、根拠となる条項が異なるため、認可申請書と届出書を別々に提出している。
5068	5068160	風力発電所の風車羽根(ブレード)の回転範囲への地役権設定に伴う許可基準の緩和【新規】	新エネルギーである風力発電所のブレード回転範囲に地役権を設定する場合は、送電線や配電線と同様の取扱いとし、農地法第3条の権利移動の許可申請を不要とすべきである。	一般電気事業者は、地球温暖化対策として、風力発電所等の新エネルギーの普及・促進に努めてきた。2003年4月に施行された「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」により、一般電気事業者に対して、新エネルギー利用の義務量が課せられたことから、風力やバイオマス等を利用した電源の導入に、より一層積極的に取り組んでいる。 風力発電所のブレード回転範囲において承役地となる農地については、許可を要しない送電線下と同様に、地役権設定者が地表面を占有するものではないため、土地所有者は農地として使用・収益が可能であること、また、新エネルギー利用のための所定工期確保に寄与すること等の理由から、農地法第3条の許可申請を不要とすべきである。		農地法第3条	農林水産省	(社)日本経済団体連合会	一般電気事業者が送電線又は配電用の電線を設置するため農地等に地役権を設定する場合は、以下の2つの理由により許可が不要とされている。 事業の公益性 承役地は従来どおり農地として使用および収益をすることが可能であること しかし、新エネルギーである風力発電所のブレード回転範囲に地役権を設定する場合は、農地法第3条の権利移動の許可不要の特掲事業(農地法第3条第1項、農地法施行規則第3条)に記載されていないため、許可申請が必要となっている。
5068	5068161	都市公園内への風力発電施設の設置規制の見直し【新規】	都市公園内に風力発電施設も設置できるよう、都市公園法第7条を改正すべきである。	未利用となっている新エネルギーの有効活用ならびに地球温暖化問題への対応として、風力発電は有効である。しかし、都市公園内がその立地に適しているにもかかわらず、都市公園法の規制により、その設置を断念するなど、一部で風力発電の普及が妨げられている現状がある。大規模な風力発電施設の場合、直接都市公園内の施設に電気を供給できないものの、一般電気事業者の送電網を介して、発電した電気の一部が都市公園内に供給されることになるとともに、新エネルギーの普及拡大につながるため、風力発電施設を柔軟に設置できるよう、法改正すべきである。 なお、風力発電施設が柔軟に設置可能となっても、都市公園法第7条の規定により、公衆の利用に著しい支障を及ぼすものについては制限できるため、公園内に風車が乱立することにはならない。		都市公園法第2条第2項第8号、第7条 都市公園法施行令第5条第7項 都市公園法施行規則第1条第1項	国土交通省都市・地域整備局	(社)日本経済団体連合会	都市公園法第2条第2項第8号、都市公園法施行令第5条第7項、都市公園法施行規則第1条第1項の規定により、都市公園の設置者である地方公共団体又は国が、該当公園又は緑地に設けることができる公園施設として、風力発電施設(環境への負荷の低減に資する発電施設)が掲げられている。その一方、都市公園法第7条の規定により、公園管理者が許可を与えることのできる都市公園内への占用物件として、風力発電施設は記載されていない。

提案事項番号	提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	要望の捕捉事項	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	その他(特記事項)
5068	5068162	輸入した外国製品の返品等に関する該非判定に際しての提出書類の簡素化【新規】	輸入した製品を性質および形状を変えずに製造元に返品する場合、該非判定に関する書類を簡素化すべきである。	返品しようとする貨物が輸出貿易管理令の別表第1に掲げられた貨物に該当せず、許可不要の場合であっても、当該貨物が該当するか否かについて疑義が生じた場合に、税関より項目別対比表あるいはパラメータシート等の提出を求められる場合がある。 しかし、製造元である外国企業より、それら資料の作成に必要な情報を入力することには困難が伴う。また、依頼した場合でも非常に多くの手間を要し、負担が大きい。 輸入した製品を性質および形状を変えずに単に製造元に返品する行為は、「国際的な平和及び安全の維持」を妨げることにはならないと考えられることから、該非判定に関する書類を簡素化して、事業者の負担軽減を図るべきである。		外国為替及び外国貿易法第48条(法律第228号)	経済産業省貿易経済協力局安全保障貿易審査課	(社)日本経済団体連合会	輸入した外国製品を不具合等の理由により製造元に返品する場合、貨物の輸出として、許可を要するか否かの該非判定が必要となる。
5068	5068163	輸出承認に関する包括制度の導入【新規】	別表第2の貨物、特に35の3項に掲げられた品目について、継続的な取引関係を有する同一の相手方への取引に対して適用される、包括的な輸出承認制度を設けるべきである。	現在行っている個別の輸出承認では、以下に掲げるような問題が生じている。 継続的な取引であっても、その都度申請しなければならず、手間がかかる。 申請から承認までに約2～3週間を要し、取引先の短納期要求への対応が難しい。 輸出貿易管理令別表第2の35の3項の中欄に掲げる化学物質(ヘキサクロロベンゼン)には、少額特例も設けられていないため、申請の手間が増える。 なお、2005年3月、経済産業省貿易審査課より公表されたお知らせ「輸出貿易管理令別表第2の「21の3」に掲げる貨物の同一輸出先への輸出承認申請について」では、一定の要件のもと、複数回の輸出案件をまとめて申請すると、1回の申請で承認手続を済ませることができるとされている。他方、「輸出管理令別表第2に掲げる貨物のうち、同表「21の3」に掲げる貨物以外のものについては、それぞれの規制趣旨等に照らし、同表「21の3」に掲げる貨物と同様の取扱いができない場合がある」旨記されており、同表「21の3」以外の貨物のうち、いずれが「21の3」に掲げる貨物と同様の取扱いとなるのか、照会しないと明確でない。(*)	(*)包括的な輸出承認制度を導入することにより、申請の負担軽減を図るべきである。	外国為替及び外国貿易法第48条第3項 輸出貿易管理令第2条及び別表第2 輸出貿易管理規則第1条 お知らせ「輸出貿易管理令別表第2の「21の3」に掲げる貨物の同一輸出先への輸出承認申請について」(2005年3月経済産業省貿易審査課)	経済産業省貿易経済協力局貿易審査課	(社)日本経済団体連合会	包括許可制度(「一般包括輸出許可」および「特定包括輸出許可」)が設けられている輸出貿易管理令別表第1の貨物と異なり、輸出承認が必要な同令別表第2の貨物の輸出については、包括的な承認制度がない。
5068	5068164	農業生産法人の構成員要件等の緩和【新規】	農業生産法人の構成員要件等を緩和すべきである。	農業の後継者難や耕作放棄地の増加等に対応するとともに、農業の活性化・高度化を進める観点から、担い手の多様化が求められている。しかしながら、現行制度のもとでは、真に農業経営に意欲を有する企業等が構成員要件等を満たして農業生産法人を設立し、農業に参入することが困難になっている。		農地法	農林水産省経営局	(社)日本経済団体連合会	農業生産法人要件において、事業案件に加え、構成員は農業関係者、あるいは販売、仕入れ、農作業委託等法人と取引のある者と制限されている。また、役員については、役員の過半が農業の常時従事者(原則年間150日以上)とされ、さらにその過半の者が農作業に従事(原則年間60日以上)とされている。なお、株式会社形態をとる場合は非公開会社に限られている。
5068	5068165	農地リース方式による企業の農業参入における条件整備【新規】	リース方式による企業の農業参入に際し、対象農地や参入手続き、リース期間の面での条件をさらに整備すべきである。	リース方式による企業の農業参入を促進するためには、下記の条件整備が必要である。 耕作放棄地等だけでなく、優良農地のリース 参入の際の手続きの簡素化 企業が安心して投資できるようリース期間の延長		農業経営基盤強化促進法	農林水産省経営局	(社)日本経済団体連合会	農業経営基盤強化促進法により創設された特定法人貸付事業(以下、リース方式)により、農業生産法人以外の一般企業の農業参入が可能となった。しかし、参入区域は耕作放棄地やその恐れのある地域が中心である。また、参入手続きも煩雑で、リース期間も短い。

提案事項番号	提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	要望の捕捉事項	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	その他(特記事項)
5068	5068166	外国産小麦の政府売渡価格引下げ	国が徴収している外国産小麦のマークアップ(売買差益)について、計画的かつ継続的に引き下げるべきである。	小麦にはマークアップにより実質50～60%の関税が課せられている一方、小麦粉調製品の関税率は20%前後となっている。原料と製品の国境措置がインバランス(不均衡)なため、国産小麦加工品は輸入小麦加工品に比べ、不利な競争条件に置かれている。外国産小麦のマークアップの引下げにより、原料小麦と小麦加工品との輸入国境措置の整合性を図ることが必要である。 なお、国内産小麦の保護には主に一般財源が使われるべきである。		主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条	農林水産省総合食料局食糧部食糧貿易課	(社)日本経済団体連合会	わが国の小麦総需要量の約9割は外国産小麦が占めているが、この輸入は実質的に国(農林水産省)が一元的に行っている。国は輸入価格の1.5～1.6倍の価格で小麦を製粉企業へ売り渡しているため、小麦には実質的に約50～60%の関税が課せられているに等しい。2007年度より、政府売渡価格については標準売渡価格を廃止し、輸入価格を反映した変動制へ移行した。この際、輸入価格に上乘せられるマークアップは若干削減されたものの、依然として内外価格差は1.5倍程度存在している。このマークアップは国内産小麦の保護費用に充てられている。
5068	5068167	輸入麦芽の2次関税撤廃	輸入麦芽の2次関税を撤廃し、麦芽輸入を完全無税化すべきである。	ウルグアイラウンド合意によりビール関税が撤廃(2002年)され、また2007年度から国の麦政策が転換されたことを受け、2007年以降、国産ビール大麦の購入契約は生産者団体とビール各社との個別交渉に移行した。ビール大麦・麦芽は、国際取引市場においては完全な自由貿易品目となっているが、輸入麦芽の1次税率の関税割当数量は輸入麦芽価格の約5倍もある国産ビール大麦の購入を前提としたものとなっている。しかも、これまでも国産ビール大麦にかかる契約栽培は民間ベースの自主的協議のみに拠っているとは言えず、生産者側の要請により行政が事実上関与してきたことは否定しがたい。 昨今、世界的に自由貿易協定に向けた交渉が盛んに行われており、WTO(FTA)の農業交渉を通じてわが国は、国内農業を産業として育成し、食料自給率の向上とともに国際競争力の向上を図る新基本計画(食料・農業・農村基本計画)に基づく施策を開始している。麦についても、競争力強化に向けた新政策(品目横断的経営安定対策)が施行されており、2007年度からは国産ビール大麦の購入契約がビール各社と生産者団体の間での個別契約に移行したことなどを勘案すると(*)	(*)関税割当制度等に左右されず自由に麦芽を輸入できる自由貿易市場に戻すことが必要と思われる。	関稅定率法第9条の2 関稅割當制度 別表第11類 麦芽 11.07 関稅暫定措置法第2条、第8条の5第2項、別表第1 関稅割當制度に関する政令第1条、第2条、別表第1	農林水産省生産局農産振興課	(社)日本経済団体連合会	ビール原料である輸入麦芽については、関税割当制度がとられている。すなわち、国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量の輸入に対して関税1次税率が適用され、無税とされるが、この数量を超えるものには2次関税(21,300円/t)が適用されている。 本制度の1次関税率適用にあたっては、契約栽培に基づく国産ビール大麦の購入が前提とされており、ビールメーカーにとっては、コストが輸入麦芽の約5倍となる高価格の国産ビール大麦の購入が実質的に義務付けられている。
5068	5068168	食品衛生法残留農薬等ポジティブリスト制度の試験部位基準設定の見直し【新規】	食品衛生法改正(平成15年5月30日法律第55号)に基づく残留農薬等ポジティブリスト制度の運用における試験部位について、可食部位等、実際の用途に基づいて指定すべきである。特にカカオ豆については、殻を除去しないでの用途は全くないことから、早急に殻を除いた部分を試験部位とすべきである。	食品によって、試験部位が可食部位のみであったり、殻や皮など可食部位以外を含む食品全体である現行制度は合理性に欠く。特に、カカオ豆については、EU諸国においても、CODEX基準を採用せず、独自の検査方法・基準を設けている国がほとんどであるだけでなく(カカオ豆についてCODEX基準を採用している国は実質ゼロ)、現在作成中のEU統一基準においても、殻を除去して検査することが決定していることから、早急に検査基準を実際の用途に基づいた国際標準に合わせることを求められる。		食品衛生法(昭和22年12月24日法律第233号) 同改正(平成15年5月30日法律第55号) 平成17年厚生労働省告示第499号	厚生労働省医薬食品局食品安全部	(社)日本経済団体連合会	食品衛生法改正(平成15年5月30日法律第55号)及び平成17年厚生労働省告示第499号に基づき、食品を試験する検体の部位が指定されているが、殻を除去したもの、果梗及び種子を除去したもの等可食部のみが指定されている食品がある一方で、殻を含む全体が検体に指定されている食品もある。カカオ豆では豆全体を試験部位と定めているのに対して、らっかせい、アーモンド、ぎんなん、くり、くるみ等は殻もしくは外果皮を除いた部分を試験部位と定めている。カカオ豆は、殻を除いたカカオニブと呼ばれる中身が可食部分であり、殻はカカオ豆を加工する際に必ず除去される。にもかかわらず、殻を含んだ豆全体が試験部位と定められているため、2006年5月29日の改正食品衛生法施行後に輸入された多くのカカオ豆で、一律基準を超える残留農薬が検出され、輸入が禁止されている。
5068	5068169	賞味期限表示方法の見直し【新規】	「月・年」、「日・月・年」の順番で賞味期限が表示されている輸入食品を輸入する際、別途、現行制度に基づいて、賞味期限を添付・印字するのではなく、商品概要を表示するラベルの中に、「賞味期限は「月・年」、または「日・月・年」の順番で下部記載」等の説明を加えて表示することで、販売を認めるべきである。	消費者に対する情報提供という面では、要望内容に記載した表示方式で十分にその目的は達せられると考える。現行制度では、商品概要を表示するラベルに「年・月・日」等の順番での表示を入れるか、パッケージ等にあらためて「年・月・日」等の順番での表示を追加せねばならず、印刷コストや手間がかかる。本要望が認められれば、すでに表示されている賞味期限の日付にかかわらず、商品単位で同一のラベルを印刷・添付することが可能となり、コスト削減につながる。		食品衛生法	厚生労働省医薬食品局食品安全部	(社)日本経済団体連合会	食品衛生法により、加工食品の賞味期限表示方法は定められている。表示方式にはいくつかの選択肢があるものの、「年・月」、「年・月・日」の順番での表示が求められている。

提案事項番号	提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	要望の捕捉事項	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	その他(特記事項)
5068	5068170	食品添加物の指定手続きの簡素化【新規】	化学的な安定性や無毒性等、食品添加物としての安全性が試験データによらなくても容易に説明できる場合は、申請手続きを簡素化すべきである。例えば、アルゴンについては、試験データによらずとも、化学的な安全性や無毒性が証明されており、食品添加物として使用できるよう措置すべきである。	新たな物質を食品添加物として使用できるよう申請する際、要求される試験データの取得には多大な時間と費用を要する。また、食品添加物として安全かどうかは、あらかじめ試験データを取得しなくとも、文献資料等で十分確認できる場合もある。 例えば、アルゴンについては、JECFA(Joint FAO/WHO Expert Committee on Food Additives = 合同食品添加物専門家会議)における仕様に基づいて、すでに食品保存等のために使用している国も存在する。アルゴンは、もともと空气中に約0.9%含まれている物質であることから、これを使うことで、人の健康が損なわれる恐れのないことは明らかである。また、アルゴンはすでに食品添加物として認可されている窒素よりも化学的に安定している。さらに、アルゴンは空気中の成分である窒素と同じ製造設備(ASU)で製造され、製造方法も同じである。		食品衛生法第10条、第11条 食品衛生法施行規則第12条 平成8年3月22日衛化第29号 「食品添加物の指定及び使用基準改正に関する指針について」	厚生労働省医薬食品局食品安全部	(社)日本経済団体連合会	食品衛生法、食品衛生法施行規則に基づき、食品添加物として使用できる物質は、現在、指定添加物として364品目、既存添加物として450品目がリストアップされている。新たな物質を添加物として使用するためには、平成8年3月22日衛化第29号「食品添加物の指定及び使用基準改正に関する指針について」に基づき申請し、添加物として使用する際の安全性、毒性等について多くの試験データを提示する必要がある。
5068	5068171	在留資格「技能」の範囲拡大	製造業、建設業、機械組立、造船業等における技能者の将来にわたる慢性的な不足を解消すべく、労働需給テストの導入を前提として、一定水準の日本語能力や技能の要件を満たした外国人材を「技能」の在留資格で受入れるべきである。	日本人に対し求人募集を行っても十分な数の人材を確保できない分野においては、外国人材の有効活用が事業存続の鍵を握る。 これらの分野における「特殊な分野に属する専門的な技能」を要する職種については、在留資格「技能」のもとでの外国人による活動が認められてしかるべきである。		出入国管理及び難民認定法	法務省入国管理局	(社)日本経済団体連合会	在留資格「技能」のもとで外国人に認められる活動の範囲が限られており、人材が不足している製造現場等において外国人材を有効に活用するうえで妨げとなっている。
5068	5068172	在留資格認定証明書交付手続きの迅速化・簡素化【新規】	平成16年3月4日付法務省入国管理局長通達の趣旨の徹底を図るとともに、同通達の内容につき対象となる企業等に周知すべきである。 上記通達における「提出を求める立証資料のうち雇用する機関に関するものは、特に必要と認める場合を除き、過去1年以内に提出がなされ、かつ、内容の変更のない限り、過去の申請において提出された資料を参考とし、新たな提出を求めないものとする」に加え、さらに省略可能な資料の提出を省略すべきである。	グローバル化が進展する中、企業の業務遂行にはますますスピードが求められる。在留資格認定証明書交付手続きに時間がかかることにより、企業内転勤による外国人の受入れに遅れが生じ、業務遂行の妨げとなっている。不法な入国の取締りを強化することは重要であるが、一方で、適正な受入れを行っている企業等については、手続きを迅速化・簡素化することにより、受入企業にとっても、入管当局にとっても、効率的かつ実効ある規制とすべきである。		出入国管理及び難民認定法第6条、第7条、第7条の2、別表第1「在留資格」 出入国管理及び難民認定法施行規則第5条、第6条、第6条の2、別表第3「在留資格」 「優良な企業等からの在留資格認定証明書交付申請に係る審査の迅速化・簡素化について」(平成16年3月4日付法務省入国管理局長通達)	法務省入国管理局	(社)日本経済団体連合会	2003年度の国会規制改革要望に基づき、平成16年3月4日付法務省入国管理局長通達において、「過去3年間にわたり不交付・不許可となったことがない機関又は東京証券取引所上場企業若しくはこれと同程度の規模を有する機関との契約に基づいて活動を行うことを目的とする案件については、簡易に交付・許可できる案件に振り分け、申請受理日から2週間以内に処理することとする」とされているにもかかわらず、現実には、手続きにかかる時間は改善されておらず、むしろ年々、時間がかかるようになっている。また、対象となる企業等に対し、同通達の周知が図られていない。
5068	5068173	在留資格変更申請手続きに関する地域格差の均等化【新規】	在留資格変更申請に関する地方入管出張所における審査を迅速化すべきである。 在留資格変更申請に際して必要な書類を、すべての入管及び地方入管出張所において共通化すべきである。	地方入管出張所によっては、在留資格変更申請の審査に時間がかかるため、外国人正社員の計画的な採用が難しい状況になっている。 正社員採用の場合には、内定通知書及び辞令等を出すだけで、雇用契約書を交わすことはしていないため、入管出張所に対し、その都度、雇用契約書を提出しない旨説明しなければならず、手間がかかる。		出入国管理及び難民認定法	法務省入国管理局	(社)日本経済団体連合会	企業に正社員として採用する外国人の在留資格変更(留学/技術/人文知識・国際業務等)を申請した際、東京入管では3週間前後で書類審査が完了し許可がおりるところ、郡山及び大阪の入管出張所では約1ヵ月、大津の入管出張所では2ヵ月弱かかる。 申請の際の必要書類のひとつとして、活動の内容、期間、地位及び報酬を証する書類の提出が求められる。具体的には雇用契約書の写し、辞令の写し、採用通知書の写しなどとされているが、東京入管では内定通知書(参考給与額記載)及び配属先・勤務内容を記載した申請理由書で受理されている一方、郡山、大阪、大津の入管出張所においては、これに加えて雇用契約書の提出を求められる。

提案事項番号	提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	要望の捕捉事項	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	その他(特記事項)
5068	5068174	在留資格認定証明書交付申請手続における代理人の範囲の拡大	法務省令における「本邦の機関・事業所の職員」の解釈を柔軟化し、本邦に上陸しようとする外国人と契約を結んだ本邦機関の職員や当該外国人が転勤する本邦の事業所の職員に加え、これら本邦機関・事業所の人事採用業務などを担当する機能分社(グループ会社)など、密接な関係を有する一定の本邦機関の職員も、代理人として地方入国管理局に申請書を提出することができるようにすべきである。	経済のグローバル化が進展する中、わが国企業のさらなる国際競争力強化に向けて、国籍を問わず優秀な人材を確保することが急務となっており、すでに多くの高度人材が国境を越えて頻繁に移動し活動する状況となっている。一方で、グループ経営の法制度が整ってきたことなどを背景に、企業が専門機能を分社化し、グループ内業務を集中管理する事例が増えているが、在留資格認定証明書交付申請手続を含め現行法令の多くは、こうした機能分社化の動きに対応していないため、これらの事業展開の妨げとなっている。 機能分社の目的は、経営の効率化、遵法の精神に則った当該業務の専門性強化、品質の向上を図ることであり、例えば親会社の連結対象子会社等で業務委託契約に基づきグループ企業の人事採用業務を行う場合、これらの職員は業務の遂行にあたって十分な専門性を有し、当該外国人が契約・転勤する機関の活動の詳細を理解しており、書類の提出を代理しても支障はないものと思われる。人事業務には、書面事務だけでなく、実際、職場及び当該職場を管轄する人事と緊密なコミュニケーションを図って情報を収集し、当該外国人の活動内容を管理し、(*)	(*)また定期的に当該外国人と直接面談し、その活動内容を管理することまで含まれる。 このような人事業務を担うグループ会社は、当該外国人の活動内容について責任を持っている(管理する)といえる。したがって、例えばグループ間での業務委託を示す契約書等の提示を行うなど、ある一定の条件を満たす企業の職員については、「本邦の機関・事業所の職員」として、地方入国管理局に申請書を提出することを認めるべきである。	出入国管理及び難民認定法第7条の2 同施行規則第6条の2、別表第4	法務省入国管理局	(社)日本経済団体連合会	出入国管理及び難民認定法では、在留資格認定証明書交付申請について、本邦に上陸しようとする外国人に代わり、当該外国人を受入れようとする機関の職員、その他の法務省令で定める者が代理人としてこれを行うことができると定められている。そして、法務省令では、代理人の範囲について、例えば、在留資格「研究」「技術」「人文知識・国際業務」では「本人と契約を結んだ本邦の機関の職員」に、同「企業内転勤」では「本人が転勤する本邦の事業所の職員」に限定している。行政書士に加えて、所属単位を通じて地方入国管理局長に届け出た弁護士も申請を行うことができるよう、法令の改正が行われたものの、申請において十分な専門性を有し、当該外国人が契約・転勤する機関の活動の詳細を理解している者については、書類提出の代理が認められていない。
5068	5068175	年金脱退一時金制度の見直し〔新規〕	年金脱退一時金制度を見直し、保険料納付期間にかかわらず、納入者に本人負担分の保険料を全額返還するよう措置を講ずべきである。	保険料が事実上掛け捨てとなることを嫌い年金制度に加入しない外国人が増えている。社会保険は年金制度と健康保険双方への加入が原則となっているため、結果として健康保険への未加入者が増加している。これに伴い、外国人が医療機関にかかった場合、医療費を支払えず、自治体がこれを肩代わりしているケースも多く、外国人集住地域など特定の地域にしわ寄せがいつている。 年金脱退一時金制度の見直しにより、保険料掛け捨ての事態を解消することができれば、日本に滞在する外国人の社会保険への加入促進が期待できる。		厚生年金保険法附則第29条	厚生労働省年金局	(社)日本経済団体連合会	外国人が日本国内で働く場合、一定の条件を満たせば、原則、日本人と同様、社会保険(年金制度及び健康保険)に加入しなければならない。年金については、保険料を6ヵ月以上納めた外国人が日本に住まなくなった場合、2年以上以内に請求すれば脱退一時金が支給される制度が導入されているが、納付期間が36ヵ月以上になると支給金額が一定となり、事実上、保険料掛け捨てとなる事態が生じている。
5068	5068176	外国人研修・技能実習制度の見直し(1)	再実習の制度化 研修・実習期間が修了し、一定レベル以上の技能を身につけた研修・技能実習生が、より高度な技能もしくは多能工として必要な関連技能を身につけ、出身国の技術レベル向上に貢献できるようにするため、再研修・再技能実習の制度化を図るべきである。 研修生・技能実習生受入人数の拡大 一定の要件(企業単独型で受入れ、過去数年にわたり不正行為等なく適正な運営を行っている企業など)のもと、受入人数枠を拡大すべきである。 技能実習移行対象職種 わが国において優れた知見・技術が蓄積されている分野で、技能実習移行対象職種に含まれていない分野について、必要に応じて公的評価制度のあり方を見直すとともに、業界横断的な評価制度の整備を促すことなどにより、対象職種の拡大を図るべきである。	グローバル化の急速な進展と、技術や業務運営の革新・複雑化に伴い、より多くの外国人がより高度な技能を身につけるために長期間、わが国国内で実務研修を行う必要性が生じている。研修から技能実習への移行申請者が4万人を超えるなど、外国人研修・技能実習制度がわが国および開発途上国において欠かせない制度となった今、同制度を適正かつ円滑に推進し、一層充実させていくためにも、運用の適正化とともに、制度自体の見直しをあわせて行う必要がある。		出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令 在留資格「研修」に係る基準省令に関する法務省告示(平成2年8月17日法務省告示第246号) 技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針(平成5年4月5日法務省告示第141号) 技能実習制度の基本的枠組	法務省入国管理局 厚生労働省職業能力開発局ほか	(社)日本経済団体連合会	現行の研修・技能実習制度は、1年間の「研修(非実務研修及び実務研修)」「生活実費として研修手当を支給)と2年間の「技能実習」(労働の対価として賃金を支給)の最長3年間とされており、受入人数が当該受入企業の常勤従業員数の5%以内(中小企業特例あり)となっている。また、「技能実習」の対象職種は、技能検定等の対象となる62職種114作業に限定されている。
5068	5068177	外国人研修・技能実習制度の見直し(2)	直接資本・取引関係のないグループ企業からの研修生受入れの緩和 本邦企業が北米、欧州、アジア等に地域ホールディングカンパニーを設立し、その下で各国等に設立した海外関連会社の製造系グループ企業(当該企業とは直接資本関係がないものの、当該企業ブランドの製品を製造)など、当該企業と直接取引実績がないグループ内の企業からも、実務研修生が受入れられるようにすべきである。 研修内容の柔軟化 非実務研修の期間を一律に規定するのではなく、外国人研修生の母国での研修状況や学習・勤続経験などに応じて、非実務研修の期間を柔軟化すべきである。 時間外・休日研修の要件緩和・明確化 企業単独型の研修生受入れについて、必要に応じて時間外・休日研修を認めるよう要件を緩和するとともに、要件を明確化すべきである。	昨今、企業の資本関係の複雑化や分社化が進み、各グループ会社への機能分散が行われている。そうした中、資本関係や取引関係を重視して実務研修の可否を決定することは、企業活動の実態に合わなくなり、実情に即した対応が必要とされる。 研修生が、海外関連企業で一定の勤続経験があり、すでに語学研修や安全教育等も受けていて一定水準の職務知識や語学能力を身につけている場合は、日本国内でより多くの時間を実務研修に充てることが有効と思われる。 現状では、交代勤務でしか習得できない技能の研修を実施しづらい。		出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令(平成2年5月24日法務省令第16号) 研修生及び技能実習生の入国・在留管理に関する指針(平成11年2月法務省入国管理局公表)	法務省入国管理局	(社)日本経済団体連合会	企業単独型で研修生を受入れる場合、実務研修を行うことができるのは、当該企業が合併会社もしくは現地法人、または取引実績がある企業から受入れる研修生に限られる。そのため、当該企業のグループ企業であっても、直接取引実績がなければ、そこからの実務研修生を受入れることができない。 外国人研修制度では、研修期間が原則1年以内とされており、かつ実務研修を行う場合には、研修総時間の3分の1以上の時間を非実務研修(日本語研修、安全衛生教育など)に充てることが必要とされている。 原則として時間外・休日の研修は認められない。研修生の帰国後の勤務体系が交代制勤務である等、一定の要件を満たせば認められるというが、現実にはなかなか認められない。

提案事項番号	提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	要望の捕捉事項	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	その他(特記事項)
5068	5068178	企業グループ内における有償での法務サービス提供の解禁	以下の3種類のサービスを有償で行うことができるよう、法を改正すべきである。 親会社の法務担当者による子会社または関連会社に対する法務サービスの提供 子会社または関連会社の法務担当者による親会社に対する法務サービスの提供 子会社または関連会社の法務担当者による他の子会社または関連会社(いわゆる兄弟会社)に対する法務サービスの提供	近年、各企業は、経営資源の大幅な見直しを行い、経理、財務、総務、人事などの業務については、親会社あるいは専門の子会社が、有償で企業グループ内の各社にサービスを提供する体制を構築している。 しかし、法務業務については、弁護士法の規定により、そのようなサービスの提供が禁止されている。 経営資源の適切な集中によって企業経営の効率化を図るために、グループ内企業に対する有償での法務サービスを解禁すべきである。		弁護士法第72条、第77条第3号	法務省	(社)日本経済団体連合会	弁護士法第72条は、弁護士資格のない者が、報酬を得る目的で他人の法律事務を取扱うことを禁じている。同条によれば、親会社の法務担当者が子会社の法律事務を取扱うことも禁止されていると解釈されている。 この点については、2003年12月8日に示された法務省の見解によって、コピー代等の実費は報酬にあたらぬこと、また、「法律事務」の要件について、いわゆる事件性必要説を採るべきの方針が明らかにされ、企業グループ内における法務サービスの提供に一定の理解が示された。 しかし、完全子会社であっても、法人格を別にする以上あくまでも「他人」であることが明確にされ、また、同見解によっても、子会社から報酬を得て具体的な紛争に関連した法務サービスを提供することは、依然として弁護士法第72条に抵触することになる。
5068	5068179	独占禁止法第9条及び9条ガイドラインの「一般集中規制」の見直し	独禁法9条の一般集中規制を廃止し、企業結合規制に一本化すべきである。 一般集中規制が維持される場合でも、少なくとも独禁法第9条ガイドラインについて、以下の項目を改正すべきである。 ア.「事業支配力が過度に集中することとならない会社」である「分社化の場合」の範囲を拡大すべきである。 イ.主要な事業分野の業種について、日本標準産業分類3桁分類から2桁分類に変更すべきである。 ウ.資産規模が大きい会社が多く属する業界(事業分野)については、「大規模な会社」の単体総資産額の基準(3,000億円)を引上げるべきである。	<要望内容 について> 日本市場での規模のみに着目して一律に外形的な規制を課す一般集中規制は、規制改革の基本理念である「事前規制」型から「事後チェック」型への移行に反するものである。一般集中規制は廃止し、企業結合規制による個別の規制に一本化すべきである。 <要望内容 について> ア.元々一つの会社を分社化し、細分化しているだけである以下のような場合については、他の資本関係のない会社を買収する場合とは異なり、独禁法上特段の問題はないことから、分社化と同様に例外とすべきである(分社化は議決権比率100%に限らなくてもよいのではないか)。 a.100%分社化後、上場等により議決権比率が低下する場合(親会社の議決権比率が減少することから、独禁法9条の観点からはむしろ望ましいともいえる)。 b.(独禁法15条に抵触しない)合併等に伴い、議決権比率が低下する場合 イ.日本標準産業分類2桁分類が同一であれば実質的に同一の事業分野とみなせる場合が多いと考えられる。 また、3桁分類の場合、日本標準産業分類の改正がなされることにより、事業実体は何ら変更がないにもかかわらず、(*)	(*)形式的には事業分野数が増加してしまうといった問題が生じる可能性が高い。 ウ.単体総資産の規模は業界ごとに異なり、特に金融業、設備産業、リース業、不動産業等については、業界で上位の会社ではなくても、「大規模な会社」となってしまうことから、資産規模が大きい会社が多く属する業界(事業分野)については、単体総資産の基準(3,000億円)を引上げるべきである。	独占禁止法第9条 事業支配力が過度に集中することとなる会社の考え方	公正取引委員会	(社)日本経済団体連合会	独禁法9条では、他の国内の会社の株式を所有することによる「事業支配力が過度に集中することとなる会社」の設立・転化が禁止されている。 「事業支配力が過度に集中することとなる会社」の具体的な考え方については、公取委によってガイドライン「事業支配力が過度に集中することとなる会社の考え方」が示されており、ガイドラインには事業支配力が過度に集中することとなる会社として禁止される3類型が挙げられている。 第1類型 会社グループの規模が大きく、かつ、相当数の主要な事業分野のそれぞれにおいて別々の大規模な会社を有する場合 第2類型 大規模金融会社と、金融又は金融と密接に関連する業務を営む会社以外の大規模な会社を有する場合 第3類型 相互に関連性のある相当数の主要な事業分野のそれぞれにおいて別々の有力な会社を有する場合
5068	5068180	独禁法における事業者団体の届出制度の廃止【新規】	事業者団体に係る届出制度(独禁法第8条第2～4項及びその関連規則)を廃止すべきである。	現行法の趣旨は、事業者団体を通じた独禁法違反行為を未然に防止することにあるが、規制のあり方が事前規制から事後チェックへ転換する中、すべての事業者団体に届出を求めることは、合理的ではない。		私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第8条第2～4項 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第8条の規定による届出に関する規則第2～4条	公正取引委員会	(社)日本経済団体連合会	事業者としての共通の利益を増進することを主たる目的とする2以上の事業者の結合体又はその連合体であるところの「事業者団体」(独禁法第2条第2項)は、公取委に対して、成立・変更・解散の届出(定款、理事名簿、団体の構成員名簿、事業計画などが届出対象)をしないてはならない。本項の規定に違反して届出をせず、または虚偽の記載をした届出書を提出したときには、罰則の定めがある。かつては、第8条第2項は、「届出を命じることができる」と規定していたが、2005年の改正で削除された。第8条第2項ただし書きで、特別の法律に基き設立された団体に関しては、第8条第1項各号に違反する行為が想定しがたい一定の団体につき、届出義務が及ばないことを規定している。
5068	5068181	「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」第34条第1項の業務範囲の拡大【新規】	官民競争入札又は民間競争入札の対象とすることができる業務に、「当該書類の作成や発行」を追加すべきである。	競争入札の対象業務に「審査」「端末入力」「書類の作成」などを含めて、証明書類の発行申請受付から作成、受渡しまでの一連の作業を入札の対象とすることで、民間事業者の創意と工夫を発揮する余地が大きくなり、行政コストの一層の削減と行政サービスの質の向上が期待される。		競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第34条第1項	内閣府公共サービス改革推進室 官民競争入札監視委員会	(社)日本経済団体連合会	「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」第34条第1項では、「戸籍謄本等」「除籍謄本等」「納税証明書」「登録原票の写し等」「住民票の写し等」「戸籍の附票の写し」「印鑑登録証明書」の「交付の請求の受付」および「引渡し」のみが、官民競争入札又は民間競争入札の対象とすることができる」とされている。

提案事項番号	提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	要望の捕捉事項	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	その他(特記事項)
5068	5068182	徴税業務における各プロセスの民間開放【新規】	地方税法上の行政処分としての「督促」、滞納処分に関わる財産調査のための「質問及び検査」や「捜索」、「差押」についても、一定の服務規律を課した上で民間委託を実施できるようにすべきである。特に、「督促」については、早期に民間開放を実施すべきである。	地方財政が逼迫する中で、地方公共団体では、労働集約的な作業である税徴収業務を行う税務職員を十分に確保することができなくなっている。このような状況の中で、人件費を抑制しつつ滞納処分を進めるために、徴税業務の民間委託が必要だとの意見が民間事業者と地方公共団体の双方から寄せられている。総務省は「督促」、「質問及び検査」、「捜索」、「差押」は「公権力の行使であるため、民間委託することができない」との意見を表明しているが、例えば都市再開発法では、再開発会社が、負担金又は過剰金を滞納した事業参加者に督促状を発送して督促を行い、一定の条件の下で滞納処分を行えるとされている。このような事例を参考にして、一定の資格を備えた民間事業者が、「督促」「質問及び検査」「差押」を担えるようになれば、地方税の時効消滅を防止して徴税率の向上という成果を得ることが可能になる。		地方自治法第243条 地方自治法施行令第158条 「地方税の徴収に係る合理化・効率化の一層の推進について」 「地方税の徴収に係る合理化・効率化の一層の推進について」 「地方税の徴収に係る合理化・効率化の推進に関する留意事項について」 都市再開発法第41条、第50条の11	総務省自治税務局企画課	(社)日本経済団体連合会	総務省では2005年4月1日に「地方税の徴収に係る合理化・効率化の一層の推進について」及び「地方税の徴収に係る合理化・効率化の推進に関する留意事項について」を渡し、地方公共団体に対して、納税者の秘密情報の保護に配慮を行った上で、地方税の徴収にて民間事業者のノウハウを活用できる業務についての民間への業務委託を推進するよう、依頼を行っている。しかし、地方税法上の行政処分としての「督促」、滞納処分に関わる財産調査のための「質問及び検査」や「捜索」、「差押」などについては、「公権力の行使そのもの」として、民間委託を禁止している。 総務省自治税務局企画課(平成18年9月8日)によると、平成16年度の地方税の不納欠損処理額のうち、消滅時効によるものは、都道府県で132億円、市町村で577億円ある。
5068	5068183	固定資産評価業務の包括的な民間委託	固定資産の実地調査から評価調書の作成までの一連の作業を、一定の条件を課した法人の民間事業者に包括的に委託できるようにすべきである。現行法上、民間委託が困難ならば、どのような措置を講ずれば民間委託が可能になるかを示すべきである。	財政が逼迫している小規模市町村などでは、固定資産評価員や固定資産評価補助員を設置することが困難であり、固定資産税の客体である土地、家屋、償却資産の調査、評価業務について多方面にわたる専門知見を有する民間事業者に、固定資産評価業務を包括的に民間委託することで、現在よりも精度の高い業務を効率的に実施することが可能になる。 なお、公権力の行使に当たる行為を民間事業者が実施するためには、一定の要件を備えさせる必要があるが、例えば、都市再開発法では、再開発会社が、負担金又は過剰金を滞納した事業参加者に督促状を発送して督促を行い、一定の条件の下で滞納処分を行えるとされている。こうした事例に鑑み、公権力の行使にあたる行為を民間に委託するための方策を検討すべきである。		地方税法第403条第2項、第404条、第405条 都市再開発法第41条、第50条の11	総務省自治税務局固定資産税課	(社)日本経済団体連合会	固定資産評価員・評価補助員は、固定資産の評価に関する知識及び経験を有するものの中から選任されることとされており、民間人の登用が可能である。しかしながら、固定資産の実地調査、及び固定資産の評価調書の作成については、補助的な業務のみが民間委託できることとされている。
5068	5068184	地方公共団体の業務アウトソーシングに向けた戸籍に関する事務及び外国人登録原票の外部保存容認【新規】	戸籍簿や除籍簿、外国人登録原票を、市町村等の事務所から持ち出せるよう、法改正を行うべきである。	地方公共団体では「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」に基づいて行政改革を進めており、業務の効率化と民間委託を推進している。また、情報システムが高度化する中で、システムの開発・運用・管理を自治体職員が行うよりも、民間委託で実施した方が行政サービスの向上につながる事例も多くなる。このような背景により、業務の多くがアウトソーシング可能になっている。 しかし、戸籍に関する事務と外国人登録原票に関しては、原簿の外部保存が認められていないため、民間事業者にアウトソーシングを行っても、システムの一部を市町村等の事務所に残さなければいけなくなっている。このため、他の関連業務とのシームレスな連携が難しく、運用面やコスト面から、効率的なアウトソーシングが実現できない状況にある。		戸籍法第1条、第8条、第117条の2 戸籍法施行規則第7条 外国人登録法第4条 外国人登録法施行規則第20条	法務省民事局、入国管理局	(社)日本経済団体連合会	戸籍に関する事務は、電子情報処理組織による取扱いが認められているが、戸籍簿や除籍簿は「事変を避けるためでなければ」市町村等の事務所から持ち出すことが禁止されている。 外国人登録書の作成のために必要な情報は原則として磁気ディスクに記録することとされている。市町村長は、申請事項を外国人登録原票に登録し、これを市町村の事務所に備えなければならない。 このため、上記の2事業に関しては、地方公共団体の業務を包括的に外部に委託することができない。
5068	5068185	コンビニエンスストアのMMK端末などを利用した公的証明書発行サービスの実現	コンビニエンスストアに設置されているMMK端末などを利用して公的証明書の請求の受付、発行、受渡しを行えるようにすべきである。「実現不能」と回答する場合には、どのような措置を講ずれば実現可能になるかを示すべきである。	コンビニエンスストアのMMK端末などを利用して公的証明書を入手することが可能になれば、地方公共団体が新たに窓口を開設しなくても、24時間365日開いている行政サービスの拠点を増やすことが可能になるため、住民の利便性を大幅に向上させることができる。一部の自治体では、MMK端末を通じて公共施設の予約や公金収納も行うことができるので、公的証明書の発行も可能になれば行政のワンストップサービス化を実現できる。1万人以上を対象としたアンケートで、「コンビニのMMK端末で利用してみたいサービス」として、35%以上が「公共サービス」と回答した例もあり、現実に利用者側からのニーズも高いことが示されている。 なお、コンビニエンスストアに設置されているMMK端末などは高いレベルでのセキュリティを維持した専用回線を利用している。現在、MMK端末などでは原動機付自転車の自動車損害賠償責任保険を扱っていることを鑑みれば、一定の要件を課すことで、個人情報保護や本人確認等が足かせとなることはない。		住民基本台帳法第36条の2 「住民票の写し等及び印鑑登録証明書に係る自動交付機の設置場所の選定にあたり考慮すべき事項及び安全対策等について」(平成17年3月28日総行市249号)	総務省自治行政局自治政策課	(社)日本経済団体連合会	公共施設以外においても、一定の条件を満たせば、自動交付機を設置して住民票の写しや印鑑登録証明書など(以下、公的証明書)を交付することが認められている。しかし、コンビニエンスストアにすでに設置されているMMK端末や多機能コピー機(以下、MMK端末など)を使用して、公的証明書を発行することはできない。そのため、コンビニエンスストア等で公的証明書の発行サービスを行うためには、新たに自動交付機を導入する必要がある。一台につき4,000万円程度のコストがかかる。

提案事項番号	提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	要望の捕捉事項	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	その他(特記事項)
5068	5068186	保育士試験の受験要件の緩和	保育士試験について、高等学校卒業程度又はこれと同等以上の資格を有する者であれば受験を認めるべきである。	女性の社会進出の進展に支えられ、都市部を中心に保育所等が急速に整備されており、保育サービスを担う保育士(保育士資格を持つ者)の確保が重要となっている。しかしながら、改正により、1991年4月1日以降、高等学校の普通課程を卒業しただけでは保育士試験を受験することができなくなり、実態として保育士への道が閉ざされてしまっている。2005年6月の規制改革要望集中受付月間における厚生省の回答では、保育士試験について、保育士養成施設の卒業者以外にも、「児童の保育に情熱を持つ有為の人材を確保するため、幅広く資格取得の機会を与えている」とし、具体的に、大学又は短期大学で62単位以上取得した者や児童福祉に関する実務経験を有する者などを列挙している。しかし、受験資格が短期大学卒業程度に引上げられたものの、保育科等の専攻が求められているわけではないことから、短期大学の卒業生であっても実務経験がない場合もありうることになる。したがって、例えば、独学で勉強する高等学校普通課程の卒業者に受験する機会自体を与えないこととの整合性はないと考える。(*)	(*) 保育士という職種は、特に若年女性に人気が高く、子育てを終えた専業主婦の中にも、今までの育児経験をいかして保育士として再就職したいと考えている者がいる。有望な就職先・再就職先を得る機会を奪うことにもなりかねないことから、現行の受験資格について、早急な見直しが必要である。	児童福祉法第18条の6 「児童福祉法施行規則の一部を改正する省令の施行について」(1988年5月28日児発第480号)	厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課	(社)日本経済団体連合会	保育士試験の受験資格は、1988年の改正により、高等学校卒業程度から短期大学卒業程度に引上げられた。1991年4月1日以降、高等学校の普通課程を卒業しただけでは保育士試験を受けられなくなった(1996年3月31日までに高等学校保育科を卒業した者については特例が認められている)。
5068	5068187	社会保険労務士試験の受験資格の見直し【新規】	社会保険労務士試験における受験資格から、学歴要件ならびに実務経験を削除すべきである。	すでに、同じ国家資格の司法書士、行政書士及び土地家屋調査士については、受験資格に学歴要件がなく専門知識に関する試験のみが行われている。また、社会保険労務士の有資格者は試験合格後、2年間の実務経験またはこれに同等の事務指定講習を課されたうえで、社会保険労務士として活動することができることとされている。したがって、社会保険労務士の受験資格に学歴要件または実務経験を設ける合理的な理由は乏しく、かつ社会保険や人事労務に係る業務が多様化・複雑化する中で、多様な人材を確保するためには、資格試験の受験者の数を制限するのではなく、門戸を広げて対応すべきである。		社会保険労務士法第8条	厚生労働省労働基準局労働保険徴収課	(社)日本経済団体連合会	社会保険労務士法第8条において、社会保険労務士試験の受験資格は以下のとおり、定められている。 次の各号のいずれかに該当する者は、社会保険労務士試験を受けることができる。 1. 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学において学士の学位を得るのに必要な一般教養科目の学習を終わった者又は同法による短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者 2. 旧高等学校令(大正7年勅令第389号)による高等学校高等科、旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学予科又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校を卒業し、又は修了した者 3. 司法試験予備試験又は高等試験予備試験に合格した者 5. 国又は地方公共団体の公務員として行政事務に従事した期間及び特定独立行政法人、特定地方独立行政法人又は日本郵政公社の役員又は職員として行政事務に相当する事務に従事した期間が通算して3年以上になる者 6. 行政書士となる資格を有する者 7. 社会保険労務士若しくは社会保険労務士法人(第25条の6に規定する社会保険労務士法人をいう。次章から第4章までにおいて同じ。)又は弁護士若しくは弁護士法人の業務の補助の事務に従事した期間が通算して3年以上になる者 8. 労働組合の役員として労働組合の業務に専ら従事した期間が通算して5年以上になる者又は合資その他の法
5068	5068188	児童指導員任用資格の取得要件の緩和【新規】	児童指導員任用資格を得られる要件に、保育士試験の筆記試験に全科目合格した者を追加すべきである。	児童指導員任用資格を取得するには、学歴要件として、大学で心理学、教育学または社会学を専攻すること、児童指導員養成学校を卒業すること、教員免許を取得することのいずれかか、実務経験を、3年以上積むことが求められている。実務経験がない場合、特定の分野の学問を大学や学校で学んできた者が資格を得られないというのは、児童指導員のニーズが高まっている中で、多彩な人材を獲得する機会を失っていると考えられる。独学で勉強を重ね、国家資格である保育士試験の筆記試験に全科目合格した者には、一定の能力・知識があるものと判断でき、任用資格を取得できるようにすべきである。	(*)6. 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第56条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、2年以上児童福祉事業に従事したものの 7. 学校教育法の規定により、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であつて、厚生労働大臣又は都道府県知事が適当と認めたもの 8. 3年以上児童福祉事業に従事した者であつて、厚生労働大臣又は都道府県知事が適当と認めたもの	児童福祉施設最低基準第43条	厚生労働省雇用均等・児童家庭局	(社)日本経済団体連合会	児童福祉施設最低基準第43条において、児童指導員の資格は以下のとおり、規定されている。 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 1. 地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者 2. 学校教育法の規定による大学の学部で、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 3. 学校教育法の規定による大学の学部で、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位の優秀な成績で修得したことにより、同法第67条第2項の規定により大学院への入学を認められた者 4. 学校教育法の規定による大学院において、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 5. 外国の大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者(*)
5068	5068189	税理士試験の受験資格の撤廃	税理士試験の受験資格を撤廃すべきである。	「税理士試験は、税理士となるのに必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的として(国税庁HPより)」行われるものである。 財務省は、「『全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望』に対する各省庁からの再回答について」(2005年8月12日)で、現在の受験要件は、税理士に「一定レベルの教育や一定の実務経験を通じて備えられる一般的、基礎的学識も必要である」とことや、「ある程度の受験者数の絞込みは避けられない」ことを、「総合的に勘案し設けられている」としている。 しかし、税理士には、税理士試験に合格後に2年間の実務経験が要求されており、この過程で必要な学識などを身につけることが可能である。採用試験に関しても、採点者数の増加や業務の民間委託を通じたコスト削減・効率化などを通じて対応することが可能である。 現在も、税理士の受験資格を得るために、簿記1級や放送大学で通信講座を取得している例が多くあり、現在の受験資格は多くの志望者に対して必要以上の労力と時間を費やさせている。		税理士法第5条	財務省国税庁	(社)日本経済団体連合会	税理士試験の受験資格が税理士法第5条で定められている。

提案事項番号	提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	要望の捕捉事項	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	その他(特記事項)
5068	5068190	国家公務員試験の受験年齢制限の撤廃	国家公務員の採用試験における受験年齢制限を、種試験、種試験、種試験の全てで撤廃すべきである。	国家公務員法では、採用試験においては「最小限度の客観的且つ画一的な要件」を設けることとされているが、現在の年齢制限がこの趣旨に沿うものか疑問である。 転職市場に関するアンケートでも、公務員への再就職を志望するニーズが強く反映されているものが多数ある。また、民間事業者が実施した「再チャレンジ試験」の説明会や講座に多くの志望者が参加した事例もある。 現在の年齢制限はこれらのニーズの実現を阻害しているものであり、年齢制限を撤廃して、公務部門が率先して多様な機会を提供すべきである。		国家公務員法第44条 人事院規則8-18	人事院	(社)日本経済団体連合会	国家公務員法第44条の「受験の資格要件」では、「人事院は、人事院規則により、受験者に必要な資格として官職に応じ、その職務の遂行に欠くことができない最小限度の客観的且つ画一的な要件を定めることができる」とされている。これを受けて、人事院規則では、国家公務員の採用試験に職種ごとの年齢制限を設けている。 具体的には、当該採用試験の告知の日の属する年度の4月1日における年齢について、種試験を受験するためには21歳以上33歳未満、種試験を受験するためには17歳以上29歳未満、種試験の税務を受験するためには17歳以上20歳未満、行政事務・電気・情報・機械・土木・建築・化学・農業・農業土木・林業を受験するためには17歳以上21歳未満でなければならない。 なお、人事院では、これとは別に経験者採用システムを2006年度から導入しているほか、本年は、再チャレンジに関わる新たな試験として、「国家公務員中途採用者選考試験(再チャレンジ試験)」が実施され、昭和42年4月2日から昭和53年4月1日生まれのを対象に、150名程度を採用することとしている。
5068	5068191	再輸入される電気用品にかかる手続きの見直し	国内の製造事業者が電気用品安全法に定める義務を履行しPSEマークや製造事業者名を表示した再輸入品については、輸入事業者名の表示を免除すべきである。	国内で購入した電気用品を再輸入する際にも、再度、電気用品安全法に基づく手続きが求められることは、同じ手続きの反復である。万が一事故が起きた際、輸入事業者が特定されていても、製造事業者に問い合わせなければ対応はきわめて困難である。消費者保護の観点から、また責任の所在の明確化の観点からも、第一次的に製造事業者が判明すればよく、輸入事業者は流通過程などが必要に応じて結果的に判明すればよいものと考えられる。それらを担保する方法として、過度なコストをかけて製品に輸入事業者名を表示すること以外の方法も考えられる。		電気用品安全法第10条	経済産業省商務情報政策局消費経済部製品安全課 原子力安全・保安院電力安全課	(社)日本経済団体連合会	国内で製造され、電気用品安全法に基づく対応を行ったACアダプターなどの電気用品を一度海外に出荷し、海外において当該電気用品を機器に同梱して国内に輸入する場合、輸入事業者は、再度、電気用品安全法に定める手続きを履行しなければならない。 こうした二重の手続きを回避するため、例えば携帯電話を海外で生産する際に技術上の問題から国内で製造されたACアダプターを使わなければならないケースでは、当該部材以外の製品を仕掛品のまま国内へ持ち込み、再度、当該部材を同梱しなければならない。
5068	5068192	機器と一体的に使用される直流電源装置の特定電気用品以外への移行	機器と一体的に使用される直流電源装置については、全て一律に適合性検査の対象にするのではなく、事故情報の多寡やその影響度も踏まえた上で、可能な限り特定電気用品の指定を解除し、特定電気用品以外の電気用品(自己確認品目)に移行させる方向で検討すべきである。	機器と一体的に使用される直流電源装置は、機器から電源供給機能を抜き出したものであり、その安全性は直流電源装置を含めた機器全体で考えることが妥当である。直流電源装置と組み合わされて使用される機器のほとんどは携帯用のオーディオ・ビデオ機器、電話機、情報機器等であり、特定電気用品以外の電気用品又は非対象製品であることから、直流電源装置のみを特定電気用品に指定する必要はなく、早期に特定電気用品以外の電気用品へ移行すべきである。		電気用品安全法第2条 電気用品安全法施行令第1条の2	経済産業省商務情報政策局消費経済部製品安全課 原子力安全・保安院電力安全課	(社)日本経済団体連合会	直流電源装置は特定電気用品に指定され、登録検査機関による適合性検査の対象となっている。
5068	5068193	海外への土産用電気製品に対する例外承認申請の撤廃	欧米諸国と同様、例外承認申請を求めない制度とすべきである。	海外への土産用電気用品は、IEC規格やUL規格等に基づき製品設計及び設計確認、量産品の管理が行われており、一般の輸出用品同様の安全性を有している。 国内流通を防止する観点からも製造・輸入事業者の責任の下、適切な販売指導が行われており、事業者の自己管理に委ねても問題は生じない。また、欧米諸国においては、事業者にこうした承認申請を求めることは行われていない。		電気用品安全法第8条、第27条 電気用品安全法施行規則第10条、第18条 「電気用品安全法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について」(2003年3月29日商第1号)	経済産業省商務情報政策局消費経済部製品安全課 原子力安全・保安院電力安全課	(社)日本経済団体連合会	電気用品安全法では、特定の用途に使用される電気用品について、経済産業大臣の承認を受けた場合には、電気用品の技術基準への適合義務や表示義務等が免除される。海外への土産用電気用品についても同様の手続きにより例外承認を受けることが必要とされている。

提案事項番号	提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	要望の捕捉事項	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	その他(特記事項)
5068	5068194	電気用品にかかる型式区分の撤廃	非特定電気用品に係る電気用品の型式区分については撤廃すべきである。	電気用品の製造や流通については、実務上、事業者自らが設定し製品に表示された機種名によって管理されているが、当該規制によって機種名とは別に型式区分による管理が求められている。型式区分は国に対する届出の最小単位となるとともに、販売後における表示禁止命令の発動単位となるものであるが、同一型式区分の中には、異なる電気回路を有する製品が存在することや、同じ安全性能であっても型式区分が異なるものが存在するなど、実態に即したものとなっていない。また、仮に事故が発生した際の公告時などは、型式ではなく、製品に表示されている機種名で回収命令されることが通常である。		電気用品安全法第3条第2号「電気用品安全法第3条第2号の事項に係る届出について」(2006年3月20日)「中古販売事業者等が電気用品安全法に基づき行う自主検査記録の取扱について」(2006年3月22日)	経済産業省商務情報政策局消費経済部製品安全課 原子力安全・保安院電力安全課	(社)日本経済団体連合会	電気用品取締法では甲種電気用品のみに規定されていた型式区分が、電気用品安全法では全ての電気用品に対して適用されている。この型式区分については、2004年8月に簡素化されたものの依然として存置されており、国際的に見ても他に例を見ない特異な届出の区分が存在している。
5068	5068195	電気用品安全法にかかる対象・非対象の判断基準の明確化	電気用品安全法にかかる対象・非対象の判断基準については、現行のポジティブリスト方式からネガティブリスト方式への移行を図るべきである。ネガティブリスト化が困難な場合については、少なくとも製品の特性(電圧や使用場所等)を踏まえた客観的な基準で対象・非対象が判別できる環境を、早急に整備すべきである。	急激な技術革新の進展や消費者ニーズの多様化に伴い、電気用品安全法の対象となるAVカテゴリーと対象外となるITカテゴリーの融合が進んでおり、現行の法令による電気用品名の区分による判定が難しくなっている。ネガティブリストを採用することで、現状のポジティブリストを採用するより、不明確な領域が少なくなることが期待される(グレーゾーンの技術基準適合未確認製品の市場流出が防げる)。現状の解釈については、HP上における情報提供にとどまっているが、運用基準を示す際には、法的安定性を担保するためにも、解釈通達など文書を発出すべきである。		電気用品安全法第2条	経済産業省商務情報政策局消費経済部製品安全課 原子力安全・保安院電力安全課	(社)日本経済団体連合会	電気用品安全法の規制対象となる電気用品の品目とその解釈については、電気用品安全法施行規則やHP上で公表されているが、記述内容に抽象的な表現があることや、製品が多様多様化していることから、同法の対象となるか否かについて判別がつきにくい。実際に市場に流通している同じような機器であっても、販売形態、使用用途、時期等によって、法の対象、非対象が混在している。
5068	5068196	電気用品安全法に関する技術基準の判断基準の明確化	IECにおけるCTL解釈が、2項基準の解釈である旨、通達の形で周知徹底すべきである。また、ごく一部に適用できないものがあるのであれば、それを除いた形で示すべきである。	技術基準2項と整合性のあるIEC基準に則って運営されているCBスキーム(加盟国の認証機関同士がIEC規格に基づいた試験データを相互に受入れる国際的な相互認証制度)については、CTL(Committee of Testing Laboratories)ディビジョンという解釈集が公表されている。国際整合化をはかるためにも、2項基準で採用する旨、明確にすべきである。		電気用品安全法第8条第1項 電気用品の技術上の基準を定める省令	経済産業省商務情報政策局消費経済部製品安全課 原子力安全・保安院電力安全課	(社)日本経済団体連合会	電気用品技術基準にかかる判断基準や技術的解釈は、経済産業省が行うこととされているが、その内容は、必ずしも広く一般に公表されていない。
5068	5068197	医療機器に使用するACアダプターへの電気用品安全法の適用除外【新規】	薬事法で認証を受けているACアダプターについては、電気用品安全法で必要とされている試験を免除すべきである。	薬事法で、医療用のACアダプターに要求されている電気的安全性の規格であるJIS T0601-1(IEC60601-1)は、電気用品安全法で求められている基準であるIEC60950やIEC60065よりも厳しい基準である。しかし、電気用品安全法では、IEC60601-1が認められていないため、別にIEC60950などの適合性試験を実施しなければならず、余計なコストと作業が必要になっている。		薬事法第14条、第19条の第2 薬食機発第0216001号「医療機器の製造販売承認申請に際し留意すべき事項について」 電気用品安全法第2条、第9条 電気用品安全法施行規則第1条の2 電気用品の技術上の基準を定める省令第2項	経済産業省商務情報政策局消費経済部製品安全課 厚生労働省医薬食品局審査管理課	(社)日本経済団体連合会	医療機器に使用するACアダプターは、薬事法でIEC60601-1(JIS T0601-1)等の規格に適合する必要があるとされている。 一方、電気用品安全法では、ACアダプターは、AV機器用のものはIEC60065が適用され、情報機器用のものにはIEC60950が適用される。これらの規格は、IEC60601-1などに比べて緩い規格だが、それぞれの規格に適合することを証明するための試験を行わなければならない。

提案事項番号	提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	要望の捕捉事項	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	その他(特記事項)
5068	5068198	住民税にかかる諸手続きの電子化および提出様式の統一	総務省の主導により、住民税の特別徴収の通知書の電子データでの送付を進めるとともに、申告データの提出様式の統一を進めるべきである。	紙媒体で企業に送付される住民税の特別徴収額の通知書を、企業で電子データに変換するためには多くのコストがかかり、アウトソーシングを行う場合にも1件につき100円程度の費用が必要になる。 総務省主導により住民税の特別徴収額の通知書の送付を統一して電子化することで、企業内部でのコストを削減することが可能になる。また、地方公共団体内においても、必要なデータを印刷して郵送する作業と費用を削減することが可能になり、財政状況が厳しい地方公共団体でも歳出減に資する。		地方税法第13条、第317条の6、第321条の5 地方税法施行規則第9条の5、第10条	総務省自治税務局企画課 各地方公共団体税務担当課	(社)日本経済団体連合会	住民税特別徴収の手続きを電子化するかについては、各地方公共団体が判断しており、現在も多くの地方公共団体が住民税の特別徴収額の通知書を企業に紙媒体で送付している。 総務省では、昨年7月に「電子自治体オンライン利用促進指針」を策定し、地方税申告手続のオンライン化を推進している。 eLTAXに加盟している地方公共団体への申告はインターネット上で行えるが、申告データは提出先ごとに準備する必要がある。
5068	5068199	総合評価方式の導入の推進	各省庁や地方公共団体による一般競争入札の案件において、総合評価方式がどの程度実施されているかを把握し、総合評価方式の一層の推進を図るべきである。	「公共工事の品質確保の促進に関する法律」や「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」などで、公共工事の品質を確保する必要性や理念は示されている。しかし実際には、都道府県や政令指定都市においては総合評価方式の導入は一定程度進んでいるが、市区町村においては導入が進んでいない。また、総合評価方式が導入されていても、「得点」の大部分を入札価格が占めていて、十分に技術が評価されていないケースが目立つ。		公共工事の品質確保の促進に関する法律 公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針	各省庁、地方公共団体	(社)日本経済団体連合会	公共工事については、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」にもとづいて「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」(平成18年5月23日閣議決定)が策定され、「価格に加え価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の導入を積極的に進め、評価基準や実施要領の整備等円滑な実施に必要な措置を講じつつ、できる限り速やかにその拡大を図るものとする」とされている。 しかし、実際の一般競争入札では、現在も価格重視で落札をしている案件が目立ち、その結果、安全性や利便性に十分に配慮していないと思われる業者が低価格で落札するケースが出ている。
5068	5068200	入札保証金制度の改善【新規】	地方公共団体における一般競争入札の公示から入札日までの期間を、2週間程度設けるべきである。	地方公共団体における一般競争入札の公示から入札までの期間が短いことが理由で、入札する意思のある事業者が入札の準備を整えられない場合、結果的に参入事業者が限られることとなる。公示から入札までの期間を2週間程度設けることで、一層の競争を促し、より低廉で質の高いサービスを提供することが可能になる。		地方自治法施行令第167条の7	各地方公共団体	(社)日本経済団体連合会	地方公共団体が実施する一般競争入札に参加するためには、それぞれが定める一定の金額・率を、入札契約保証金として納める必要がある。地方公共団体によっては、入札の公示から入札までの期間が非常に短く、参入意欲のある事業者が、入札保証金を期間内に準備することができず、結果的に一般競争入札に参入できないケースがある。
5068	5068201	指定管理者制度に関する情報公開制度の改善	地方公共団体が指定管理者を選定する際には、例外なく、その選定基準や選定手続きを事前に公開するとともに、事後、その選定理由を公表すべきである。	指定管理者制度の選定基準や選定手続きが事前に公表されていれば、参入意欲のある事業者はその基準を念頭に費用対効果を最大限に発揮できる方法を策定することが可能になる。その結果、一層の行政コストの削減と行政サービスの質的向上が期待される。また、事後に選定理由を公表して、選定基準と照らし合わせることで、指定管理者の選定のプロセスの公正性を担保することができる。		地方自治法第244条の2	総務省自治行政局行政課	(社)日本経済団体連合会	2003年9月に指定管理者制度が導入され、2006年9月をもって経過措置期間が終了した。 総務省が実施した「公けの施設の指定管理者制度の導入状況に関する調査結果」(平成19年1月総務省自治行政局行政課)では、指定管理者制度を導入しても、「従前の管理受託者を公募の方法によることなく選定」した地方公共団体の割合が全体の61.6%を占めている。同調査ではまた、都道府県や指定都市では情報公開が進んでいるが、市区町村では情報公開が進んでいないことが示されている。例えば、「選定基準の事前公表」については、市区町村の57.2%が事前公表していないとされており、「選定手続きの事前公表」については、市区町村では60.5%が事前公表していないとされている。さらに、「選定理由の公表」については、65.0%の市区町村で公表していないとされている。

提案事項番号	提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	要望の捕捉事項	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	その他(特記事項)
5068	5068202	警備業に関する講習事業者の登録要件の緩和【新規】	警備業法第26条第2項と関連法令を改正して、「警備業者に支配されているもの」も講習を実施するための登録申請を行うことを可能にすべきである。	警備事業者が警備業に必要な講習を行う場合でも、講習の内容や試験項目などに一定の条件を課すことで、公正に講習が行われることを担保することが可能となる。 法改正の趣旨である「適正かつ確実な警備業務」を実施するためには、長年の業務を通じて警備事業者に蓄積されている実務に関するノウハウを活用し、講習会で教え伝えることが有効である。		警備業法第2条第1項、第24条、第26条第2項	警察庁生活安全局生活安全企画課	(社)日本経済団体連合会	2005年11月21日に「警備業法の一部を改正する法律」が公布され、一定の種別の警備業務を実施する場合には、警備業者は、都道府県公安委員会が実施する検定の合格者を配置することが義務付けられた。また、国家公安委員会の登録を受けた者が行う講習会を受講すれば、同試験の一部または全部が免除される。 この講習会を行おうとする者が一定の基準に適合しているときは、国家公安委員会は登録講習機関の登録をしなければならないとされているが、警備業法第26条第2項により、「警備業者に支配されている者」は登録申請を行うことができないこととされている。 なお、現在、講習会を実施しているのは、有限責任中間法人である警備員特別講習事業センターと有限会社である航空保安警備教育システムのみである。
5068	5068203	住民票の写しの交付手続きの統一	住民票の写しの交付を請求する手続きについては、個人情報保護に十分留意して、現在は地方公共団体間で異なる方式を、総務省の主導により統一すべきである。さらに、住民基本台帳ネットワークなどを利用することで一連の手続きを電子化すべきである。 なお、今後「住民票の写しの交付を請求できる者」の要件について議論を行う際には、企業は保険契約の満期到来など、顧客にとって重要な情報を届けるために住民票の写しを請求するケースが多いことを鑑み、企業による請求に対しては事前に用件を厳しくすべきではないことに留意すべきである。	第三者が住民票の写しの交付を請求するために必要となる手続きや提出書類などは、現在は地方公共団体ごとに異なっている。このため企業は、事前に必要な資料を地方公共団体に問い合わせる。必要な資料を書面で準備する。地方公共団体へ資料を郵送する、という作業を負担している。企業によっては、年間に2,000件以上、この作業を行う必要があり、大幅な労力とコストが費やされている。共通のフォーマットが準備されて手続きが電子化されれば、企業は業務を効率化することが可能になる。 なお、現在は個人情報保護の観点から住民票の写しの交付制度の見直しが進められており、「住民票の写しの交付」を請求できる者の範囲が争点になっている。これらの基準や確認方法について、検討を行う際には、企業が顧客に必要な情報を提供するために住民票の写しの交付を請求する場面が多いことから、産業界からの意見を受け、個人情報保護に必要な最小限度の規制を設けるべきである。		住民基本台帳法第12条	総務省自治行政局市町村課	(社)日本経済団体連合会	企業の顧客が転居しても企業に連絡をしない場合、企業は顧客に必要な書類を送付するために転居先を確認する必要がある。そこで、企業は顧客がそれまで住んでいた地方公共団体に対して住民票の写しの交付を求める手続きを行うが、この手続きの過程や必要書類が地方公共団体によって異なっているため、企業が地方公共団体に事前に必要書類などを確認する必要がある。 なお、現在は個人情報保護の観点から住民票の写しの交付制度の見直しが進められている。
5068	5068204	ヒト用医療機器の動物への転用の規制緩和【新規】	獣医師が動物にも有用であると判断するヒト用医療機器については、簡素な手続きで動物に転用することができる制度を早急に構築すべきである。	ライフスタイルの変化に伴い、ペットが家族の一員として扱われるケースが増加し、ペットの病気などに対しても多様な治療法が求められるようになってきている。しかし、動物用医療機器として承認されている製品の数は、ヒト用医療機器に比較して数が少なく、多様化するニーズに応えられていない。 製品群の多いヒト用医療機器の一部を動物に使用することで有効な治療が可能になるため、近年、多くの獣医事業所から、一部のヒト用医療機器を動物に転用するニーズが強まっている。日本獣医師会が実施したアンケートでも、特に小動物を多く診察する獣医の過半数が人体用かつ中古のX線装置を使用していることが明らかになっている。		薬事法第14条第1項、第83条第1項	農林水産省消費・安全局畜産安全管理課	(社)日本経済団体連合会	ヒト用の医療機器を製造販売するためには、厚生労働大臣の承認を得る必要がある。動物用の医療機器を製造販売するためには、農林水産大臣の承認を得る必要がある。
5068	5068205	他国で人工衛星の組立てなどに携わった経験のある者へのクレーンの運転等の免許の免除、または簡易な取得【新規】	海外で、クレーンの運転などを行って人工衛星の組立作業に一定期間以上携わった経験を持つ者については、所定の免許の取得や技能講習を免除すべきである。 一律に免除することが困難ならば、一定程度以上の実務経験を有する者に対して、簡易な講習や認定の方法を設けるべきである。	H-IIAロケットによる打上げ輸送サービスにおいて海外製衛星を打上げる際には、衛星メーカーの外国人作業員が日本で組立作業を行う場面が多くある。海外で、クレーンの運転などにより組立作業を行っていた者が、日本で同様の作業を行うためには、組立地から離れた場所で実施されることが多い技能実習などを修了して免許を取得する必要があるため、関連企業にとって過大な負担となっている。例えば、種子島で打上げ作業を行う場合に、鹿児島で所定の日時に行われる技能実習などに参加する必要があるため、打上げ作業の準備に必要な時間よりも多くの時間を拘束されることとなる。		労働安全衛生法第61条、第71条、第76条、別表18	厚生労働省労働基準局安全衛生部	(社)日本経済団体連合会	クレーンの運転やフォークリフトの運転、クレーンを使用する玉掛作業(以下、クレーンの運転など)を行うためには、所定の技能講習を修了するなどの方法によって免許の交付を受けることが必要となっている。 アメリカやヨーロッパなどで人工衛星の組立てに携わり、クレーンの運転などについて十分に経験を持つ外国人が、日本で外国製の人工衛星を組立てるためにクレーンの運転などを行うためにも、実務経験を全く有しない者と同じ工程で免許を取得しなければいけない。

提案事項番号	提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	要望の捕捉事項	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	その他(特記事項)
5069	5069001	屋外貯蔵タンク休止制度の導入	既設タンクに対する耐震補強の遡及措置について、休止タンク制度を導入し、経過措置期限後の再使用時に遡及適用する。	原油、石油製品をめぐる資源の確保、地球環境問題等世界の動向はめまぐるしく、中長期的な経営判断が難しい、一方、消防法上は、引き続き使用することを前提としている場合は基準を維持することが必要となり、今後の使用が予定されないものであれば速やかに廃止届けを出し、危険物施設として撤去しなければならないとされている。しかし、備蓄対策等の中長期的な国の施策もあり、休止タンクになっても租税コスト等の固定費の負担は事業者にとって残るが、消防法令だけでタンクの廃止を決められるものではない。巨額の耐震補強工事を行い、その後タンクを廃止させるを得なくなるようでは事業所にとってあまりに負担が大きい。		消防法	総務省消防庁	石油連盟	
5069	5069002	屋外貯蔵タンク休止制度の導入	休止タンク制度を導入し、大容量泡放水砲、3点セットの負担を軽減する。	大容量泡放水砲は直径3.4m以上の浮き屋根タンクに対して、タンク直径に応じた砲の能力、泡の保有量の設置が義務付けられている。3点セットはタンクの屋根形式、直径、貯蔵油種に応じて備えるべきセット数が義務付けられている。現行の制度は、休止タンク制度がないため、使用していないタンクに対しても一律適用されるため、事業所の実情を反映した規制になっていない。 本要望に対する消防庁の意見は、事業所によって3点セットの配備状況はさまざまである(自衛防災組織と共同防災組織の違い等)としているが、自衛防災組織はもとより、共同防災組織にとっては構成会社の負担割合に係わる問題であり、その運用を事業所の実態に応じて合理的に行うためである。		石油コンビナート等災害防止法	総務省消防庁	石油連盟	
5069	5069003	保安法令の重複適用の排除	装置を構成している個々の機器に対して複数の保安法令(消防法と高圧ガス保安法、消防法と労働安全衛生法)が適用されているが、どれかひとつの法令を適用する。 複数の保安法令が適用されている機器の実態については、以下の(1)の消防法と労働安全衛生法の許可手続資料(許可申請、完成検査関係資料)を説明し、今回一圧容器と重複する熱交換器が措置された。 なお、本要望に関しては、以下の(2)の消防法と高圧ガス保安法の許可手続資料についてはまだ説明を終えていない。今後、検討に必要な実態調査を進め、検討に必要なデータがそろった段階で、引き続き合理化・簡素化に係る検討を進めていくことになっている。 複数の保安法令が適用されている機器の事例(別紙1参照) 補足事項:右欄参照	平成12年の「石油コンビナートに係る保安四法の合理化・統合化促進に関する実務者検討会」報告に、今後の取り組み課題として、機器毎の重複を解消するところが、依然として具体化には至っていない。複数法令が重複しないよう至急の運用整理を要望する。 左欄の補足事項 消防庁は、一圧容器と重複する熱交換器についてはこのたびの通知(消防危第68号 平成19年3月29日)によって消防法の許可申請の提出資料は配置図等だけとした。しかし、熱交換器の「取替え」「補修」については平成14年の軽微な変更工事の通知(消防危第49号、平成14年3月29日)によって既に、設置・変更許可、完成検査は不要になっているため、熱交換器の増設、改造工事については提出資料等が一部緩和されたを受け止めている。いずれにせよ、消防法の許可申請と完成検査は保持されており、労働安全衛生法との複数保安法令適用の問題は依然として解決していない。また、今度の消防危第68号では一圧容器と重複する完成検査については刻印を目視で確認してよいことにしたが、この措置は既に、消防庁通知(消防危第81号 平成元年8月31日)によって、完成検査の重複調整等として労働安全衛生法と消防法との調整は刻印で確認することにされている。		消防法 (高圧ガス保安法) (労働安全衛生法)	総務省消防庁 (経済産業省) (厚生労働省)	石油連盟	
5069	5069004	タンク溶接部検査の見直し(第1段階)	指示模様の長さ(省令で4mm)の確認については、傷が目視で確認できる場合は削ること(表面の傷の寸法で評価する。	省令で長さ4mmと定めた背景は、磁粉探傷法、浸透探傷法は表面欠陥の長さは測定できても深さまでは測定できないため、アスペクト比から深さを織り込んで長さを決めた安全サイドの長さである。 しかし、省令で長さ4mmと決められていても、実際の保安検査の指導では、表面の欠陥が内部に向かって深くなっていく恐れがある、或いは、表面のそれぞれの小さな欠陥が内部で一本につながって4mm以上になっている恐れがあるという理由で表面を削られ、深さまで確認されている。このような指導は法令で決めた長さの根拠を考慮しない上乗せの行為である。この結果、溶接補修工事、さらには水張り検査で工事が発生し事業者にとって大きな負担となっている。 消防庁は溶接検査において欠陥が毎年発見されているというが、平成17年度の底板の溶接検査不適合16件のうち13件が指示模様の長さの同定に係わるものである。		消防法	総務省消防庁	石油連盟	

提案事項番号	提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	要望の捕捉事項	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	その他(特記事項)
5069	5069005	タンク溶接部検査の見直し(第2段階)	<p>タンクの保安検査、定期自主検査の内部点検について、底板溶接部の検査は製作時のみとし、その後の検査は廃止し、底板の厚さに関する検査のみにする。</p> <p>右欄の補足事項 この要望に対する消防庁の意見は、タンクからの漏洩は、金属材料の腐食劣化によるもの、地震等の外部応力によるもの等が考えられ、今後発生する大規模地震における応力集中によるタンク破壊の要因となり、溶接部欠陥についての検査を省略することはできないとしている。 しかし、上記消防庁委員会は溶接部に存在する表面欠陥に対して、上記消防庁意見すべてを加味した要件の下で疲労試験による実証と有限要素法による応力解析の両法をもってもタンクの破壊には至らないことを科学的に、定量的に立証している。 石油製品も近年規制緩和で輸出可能となり、キロリットル何円の国際競争に突入しており、安全性が認められれば競争条件のイコールフィッティングをお願いしたい。</p>	<p>平成13年度に消防庁に設置された「特定屋外タンク貯蔵所の開放周期の算定方法に関する調査委員会」の3年間にわたる審議の結論として、タンクの安全性を検討する場合、腐食速度の方がわれの進展よりも支配的であることが判明した。 【外面腐食減肉下におけるアニュラ板の内表面亀裂進展性解析結果】 応力集中部である隅角部に初期亀裂[深さ1.5mm、長さ4.5mm]が存在し、当該部外面から0.1mm/年で減肉氏、アニュラ板厚の減少に伴って線形的に増加する繰り返し純曲げを10日/年負荷するとしたときでも、破断寿命は100年以上と推定され、底板突合せ継ぎ手溶接の解析結果と同様に亀裂進展より腐食速度に依存している。 海外でも、タンクの溶接部を定期的に非破壊検査している国はない。製作時に全溶接線を検査している。 また、溶接部試験が廃止されれば溶接線のコーティングを試験のたびに剥離する必要がなくなり産業廃棄物を抑えることができる。またグラインダーがけの作業がなくなればタンク内の作業環境も改善する。</p> <p>補足事項:左欄参照</p>		消防法	総務省消防庁	石油連盟	
5069	5069006	引火性液体危険物の定義の見直し	<p>引火性液体危険物については、国際基準と整合化を図り、引火点の上限を93度に引き下げ、第3石油類の一部と第4石油類を危険物から外す。 国連では、製造現場や消費段階での取り扱いを含む全ての段階において世界共通で利用できる「GHS」(化学物質の分類および表示の世界調和システム)の採用が決定しており、各国並みに見直す。 右欄より続く 4. 消防庁の第3石油類、第4石油類の火災実験:消防庁の高引火点危険物の実験は、非現実的な特異な条件(ガソリンを含ませたガラスワールを油面に浮かせ高引火点危険物に着火 - この想定は阪神大震災で火だるまの戸板が飛来して来てタンクから漏洩した高引火点の油に着火 - 地震時にそのような事実は起きていない)で行われ、火災危険性を評価している(「高引火点危険物の火災危険性に関する調査報告書」平成10年3月 危険物保安技術協会)。しかし、国連の危険物・有害性物質分類の国際調和(統一)で引火性液体についての定義、試験方法、試験結果の判断基準の合意が平成16年12月になされており、日本が特殊な条件で試験をして判断を下しているのは合意事項に反していると思われる。このような特殊な条件下で行われた第3石油類、第4石油類の着火をもって、他の石油類同様に火災危険性のある危険物として看做すことは現実的ではなく、合理性に欠ける。</p>	<p>1. 第3石油類、第4石油類の全火災件数に占める発生割合 2006年度の第3石油類、第4石油類が原因となった火災事故は46件であり、一般家屋等全ての火災事故件数53,000件に占める割合は0.09%である。このように非常に発生頻度が少ない高引火点の油種まで規制し続けるのは許認可事務に係る行政コストを考えれば非効率といえる。 2. 第3石油類、第4石油類の危険物施設に占める火災危険性 2006年度の「危険物施設の火災の出火原因物質等の推移」統計によれば、第3石油類の火災件数については31件(製造所5件、屋外タンク貯蔵所0件、給油取扱所0件、一般取扱所26件)、第4石油類の火災事故については15件(製造所1件、屋外タンク貯蔵所1件、一般取扱所13件)である。 危険物施設1万件あたりの火災発生件数は4.43。うち第4類の危険物については2.88。さらにこの中で第3石油類、第4石油類についてはともに1を切る低い水準となる。特にタンク貯蔵所では第3石油類の場合は0、第4石油類の場合は0.02と極めて低い。 3. 大規模地震による危険性 第3石油類、第4石油類の火災の8割がポンプ等の一般取扱所でハンドリングされている。これらの施設は油の保有量が限られており、大規模地震が発生しこれらの油が流出しても流出量が小規模であり、直接大火災につながる危険性は比較的低い。また、保有量の大きいタンクにおける火災についても、ほとんどが溶接・溶断等作業による火災であり、地震でこれらの油が流出してもこの種の作業に遭遇しない限り火災につながる危険性は低い。 4. 左欄参照</p>		消防法	総務省消防庁	石油連盟	
5069	5069007	保安法令の重複適用の排除	<p>装置を構成している個々の機器に対して複数の保安法令(消防法と労働安全衛生法)が適用されているが、どれかひとつの法令を適用する。 なお、本要望に関しては、平成18年度のおじさい要望、もみじ要望に対する貴省の措置概要では、平成18年度中に結論を得るとともに、周知徹底を図るとしておりますが、検討結果は出ているのでしょうか。 複数の保安法令が適用されている機器の事例 (1)労働安全衛生法と消防法 減圧残油熱分解装置 E-18-304A/B本体一式更新(リボイラー熱源は油) E-18-303A/B本体一式更新(リボイラー熱源は油) 消防法適用の根拠 気液混合の機器 製造所として許可したエリアに存する機器 危険物施設の製造上一体の機器</p> <p>補足事項:右欄参照</p>	<p>平成12年の「石油コンビナートに係る保安四法の合理化・整合化促進に関する実務者検討会」報告に、今後の取り組み課題として、機器毎の重複を解消するとあるが、依然として具体化には至っていない。複数法令が重複しないよう至急の運用整理を要望する。 左欄の補足事項 なお、消防庁は、一圧容器と重複する熱交換器についてはこのたびの通知(消防第68号 平成19年3月29日)によって消防法の許可申請の提出資料は配置図等だけとよいとした。しかし、熱交換器の「取替え」「補修」については平成14年の軽微な変更工事の通知(消防第49号、平成14年3月29日)によって既に、設置・変更許可、完成検査は不要になっているため、熱交換器の増設、改造工事については提出資料等について一部緩和されたことと受け止めている。いずれにせよ、消防法の許可申請と完成検査は保持されており、労働安全衛生法との複数保安法令適用の問題は依然として解決していない。また、今回の消防第68号の措置によって一圧容器と重複する完成検査については刻印を目視で確認してよいとされたが、この措置は既に、消防庁通知(消防第81号 平成元年8月31日)によって、完成検査の重複調整等の対応として労働安全衛生法と消防法との調整は刻印で確認することにされている。今回の消防第68号は同じ措置を出している。厚生労働省は、この消防第68号を同省の保安法令の重複適用排除の措置として通知「構造検査に合格した危険物を取り扱う第一種圧力容器に対する消防法に基づく完成検査の合理化について」(平成19年3月30日付け基安安発第033001号)を発出した。</p>		労働安全衛生法(消防法)	厚生労働省(総務省消防庁)	石油連盟	
5069	5069008	各種基準/構造のグローバルスタンダード化の推進	<p>最新のJISを例示基準として省令等で引用する。</p>	<p>法の技術基準をJISと整合を図る仕方では新基準が公布されるまで数年のタイムラグが発生し、先端技術の恩恵を企業活動に速やかに反映することができない。やっとな技術基準が改正されるころには海外では次世代の基準・規格が発出されるため、いつまで経っても日本の企業は、海外企業が利用できても、法違反となるためその先端技術を活用できない状況にある。 グローバルな経済社会にあっては、技術基準をいつまでも法で定める仕方は限界がある。このため、海外の規格を反映した最新JISを告示等で例示基準として定める仕組みに改めればタイムラグ発生の問題は解決できる。JISの規格委員会は多くの学識経験者、製造メーカーの技術者によって運営されており、JIS中心の体制になれば先端情報の入手を通して多くの分野における技術の活性化、そして産業活動の活性化、国際競争力の強化に繋がる。</p>		労働安全衛生法(ボイラー構造規格など)	厚生労働省	石油連盟	

提案事項番号	提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	要望の捕捉事項	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	その他(特記事項)
5069	5069009	防爆機器型式検定制度に関わる規制緩和	指定外国検定制度の防爆検定制度合格証をもって国内検定制度合格として取り扱う。 現行の指定外国検定制度について相互認証制を導入し、実効のある仕組みをつくること。 グローバル経済社会が進行する中で、指定検査機関は不正をする、国内登録検査機関と同等の信頼性がないという理由で認めないのであれば、規制緩和は一歩も進まない。	防爆型式検定制度において、登録検査機関から資料がそろえば審査期間は標準3ヶ月と説明をうけているが、実際には申請前の事前打ち合わせ、及び申請後においても資料追加、データ修正、試供品提出等の多くの要請が登録検査機関からあり、案件にもよるが6ヶ月を超えるものもある。この理由について登録検査機関からは必要な資料がないためと説明を受けるが、個人の裁量指導と思われるものもある。これを海外の電機機器メーカーに理解させ、検定制度の要求に沿った資料を作成するまでには多大な労力を要している。海外で相互認証制度を導入しているところでは、指定外国検査機関が認証している場合はすぐに合格している。 海外からの技術導入の場合、ライセンサーから実績のある海外メーカーを指定されることが多い。この際、登録検査機関から要求される詳細な資料類が海外メーカーや指定外国検査機関からノウハウ等の理由からなかなか提出されないことがある。このため検定制度の提出資料が揃わないため、いつまでも型式検定制度合格が下りず、建設後や定期修理後のスタートアップを延期せざるを得ないという切迫感や危機感がこれまで多く体験されている。		労働安全衛生法 (電気機械器具防爆構造規格)	厚生労働省	石油連盟	
5069	5069010	認定取消基準の見直し	労働安全衛生法に基づく認定制度の取消基準について、現行の事業所単位の取消だけでなく、施設単位の取消も導入することにより「一部の取消」を可能として処分の差別化を可能とする。 また、認定取消期間について現行の3年間から、事故の程度、事故原因に応じて1年間、2年間とする。	現行の認定取消は、「認定のすべて」が取消になる。 この結果、事業所がこれまで積み重ねてきた安全活動、その歴史や文化が一瞬にして全て否定されることになる。オール・オア・ナッシングがルールだからということではなく、事故の程度、事故原因に応じた適切な取消期間を定める。		労働安全衛生法	厚生労働省	石油連盟	
5069	5069011	各種基準/構造のグローバルスタンダード化の推進	最新のJISを例示基準として省令等で引用する。	法の技術基準をJISと整合を図る仕方では新基準が公布されるまで数年のタイムラグが発生し、先端技術の恩恵を企業活動に速やかに反映することができない。やっと技術基準が改正されるころには海外では次世代の基準・規格が発出されるため、いつまで経っても日本の企業は、海外企業が利用できても、法違反となるためその先端技術を活用できない状況にある。 グローバルな経済社会にあつては、技術基準をいつまでも法で定める仕方は限界がある。このため、海外の規格を反映した最新JISを告示等で例示基準として定める仕組みに改めればタイムラグ発生の問題は解決できる。JISの規格委員会は多くの学識経験者、製造メーカーの技術者によって運営されており、JIS中心の体制になれば先端情報の入手を通して多くの分野における技術の活性化、そして産業活動の活性化、国際競争力の強化に繋がる。 これまで、半年のタイムラグによって一製油所が被った経済損失が100億円以上に昇る工事があつた。この間当局や協会と交渉を重ねたが、技術基準を省令で定めており、公布を待っていたのでは完工が間に合わず、近々改正されるのが分かっているにもかかわらず、旧基準で設計し、着工したことがある。設計確定・発注の6ヶ月後に改正省令が公布されたため、新基準による経済的効果を受用できなかった不合理な事例である。		高圧ガス保安法 (特定設備検査規則など)	経済産業省	石油連盟	
5069	5069012	保安法令の重複適用の排除	装置を構成している個々の機器に対して複数の保安法令(消防法と高圧ガス保安法)が適用されているが、どれかひとつの法令を適用する。 なお、本要望に関しては、複数の保安法令が適用されている機器の実態について、消防法の許可手続資料(許可申請、完成検査関係資料)を説明しているが、高圧ガス保安法の許可手続資料についてはまだ説明を終わっていない。今後、検討に必要な実態調査を進め、検討に必要なデータがそろった段階で、引き続き合理化・簡素化に係る検討を進めていくことになっている。 複数の保安法令が適用されている機器の事例:別紙2参照	平成12年の「石油コンビナートに係る保安四法の合理化・整合化促進に関する実務者検討会」報告に、今後の取り組み課題として、機器毎の重複を解消するとあるが、依然として大きな発展はみられない。複数法令が重複しないよう至急の運用整理を要望する。		高圧ガス保安法 (消防法)	経済産業省 (総務省消防庁)	石油連盟	

提案事項番号	提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	要望の捕捉事項	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	その他(特記事項)
5070	5070001	携帯できる医師免許証の実現	現在の医師免許証に加えて、携帯に適した公的な証明書を発給できるように、医師免許証のサイズ等の要件を緩和するもの。	現在の医師免許証は賞状サイズであって携帯することが困難であるため、勤務時間でない時や、医療機関の外で傷病者を救護する必要が生じた際にも、医師免許証を掲げて医師であることを示すことが難しかった。本提案が実現されれば、プレホスピタルケアに医師が関与するための支障のひとつが取り除かれ、国民の福祉が向上すると考える。		医師法	厚生労働省	特定非営利活動法人 医学教育振興センター	
5071	5071001	日本鍼灸の確たる医療化のための規制改革	はり師免許、きゅう師免許身分免許隔離政策の完全撤廃と国民皆保険制度下における医療市場への鍼灸施術完全復帰及び自由診療領域における自由な競争を妨げる不当通知の完全撤廃。 現在鍼灸師養成校の増加が著しく、第15回(平成18年度)はり師、きゅう師国家試験では約4,000人の鍼灸師が誕生しています。しかし、鍼灸師の鍼灸業界は国による濃まじき村八分政策により、新たに誕生する鍼灸師を受け入れるだけの体力がありません。よって医師の保険医療機関に就職し無料鍼灸業界拡大に寄与しています。国は、鍼灸に関する健康保険医療市場及び自由診療市場の整備も行わないままに鍼灸師養成校を認可し続け、鍼灸師の保険医療機関への就業を可とする事で、鍼灸師の有料鍼灸業界をますます排除の方向へ導いています。鍼灸師の鍼灸業界と医師の鍼灸業界の競争は、健康保険医療市場及び自由診療市場のどちらにおいても公正な競争関係であるべきです。また、鍼灸師の養成教育レベルを鍼灸を行える医師レベルにまで引き上げなければ公正な競争の阻害要因となります。まずは、現在の2つの鍼灸業界の公正な競争のための市場整備に関する規制改革をお願い致します。	昭和23年完成の「あん摩、はり、きゅう、柔道整復等、營業法の解説」「厚生省医務局長東龍太郎様推薦」「厚生省事務官鈴木信吾様、厚生省技官芦田定蔵様共著」の通りであるべき鍼灸師本来の姿(鍼灸師という身分免許の性質「ここにいう免許は医療禁止の一部解除を内容とする国家の行為であり、免許を受けた者は、夫々の業務の範囲内で医療の一部をなすことが許されることになるのである。」及び鍼灸師の診断できる範囲)が、数々の排除通知により無力化されており非常に残念です。 昭和25年1月18日まで問題なく行われていた鍼灸治療の健康保険取り扱いの復活をお願い致します。(昭和25年1月19日保発4号以降の排除命令の完全廃止) 平成13年、保険医療機関内における無料鍼灸施術の非混合診療化通知発出による規制緩和が行われました。これにより、保険医及び保険医療機関の無料鍼灸業界と、鍼灸師の有料鍼灸業界が誕生しました。 保険診療、自由診療に関わらず、業界間での公平な競争が推進されるよう規制改革をお願い致します。		あんまマッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律 健康保険法 保険医及び保険医療機関療養担当規則 昭和25年1月19日保発4号を始めとした健康保険医療市場からの排除通知等 平成13年 保険医療機関における無料鍼灸に関する厚生省通知 GHQの鍼灸に関する命令	厚生労働省	社団法人 宮崎県鍼灸マッサージ師会	平成18年度あじさい、もみじに提出した要望の続きです。添付資料あります。
5072	5072001	商業・法人登記業務の行政書士への開放	行政書士が受託した許認可申請に伴う場合に限ってのみ、付随業務として行政書士が商業・法人登記業務を認容される措置。 具体的内容については司法書士法第73条第1項第1号の但書において、他の法律に別段の定めがある場合は、この限りではない、との規定に行政書士が付随業務として商業・法人登記を行うことができることを明文化する。	本要望については各方面から再三再四にわたり、要望が出されていたところであるが、それを受けて法務省が実施した商業・法人登記業務の実態等に関するアンケート調査の結果が本年3月に法務省民事局から公表された。その結果から判断しても利用者である国民の行政書士の商業・法人登記に関連する業務に一定の満足を得ていること。特に行政書士は医療法人、宗教法人、学校法人等の設立許認可業務を主務官庁へ行っており、その認可、許可後に設立登記をすする必要があり、実態面からも業務が分断している。この状況が続く限り、規制改革、規制緩和に逆行していると云わざるを得ない。 最も大切なことは司法書士、行政書士の職域や業際問題ばかりに傾くのではなく、利用者である国民の利便性、観点からも早急に開放が望まれる。		司法書士法第3条第1項第1号、第2号、第3号、第5号、第73条	法務省	個人	
5073	5073001	特別職公務員(嘱託)の徴税吏員(徴収吏員)任命	地方税法第1条第3項の徴税吏員には、一般職公務員のみ任命できるものとされているが、特別職である嘱託職員も任命できるものとすべきである。	自治体の歳入確保は最重要な課題であり、特に税源移譲が実施された19年度は、自主財源確保のため収納率の向上が求められている。 一方、地方税・国民健康保険料・介護保険料の徴収業務においては、厳しい財政運営等を考慮すれば、これ以上人件費を増大させることはできない状況であり、滞納整理業務が増大しても、増員は望みず現員で取り組まざるを得ないのが現状である。 また、特別職公務員(嘱託)は一般職よりも人件費が低く、自治体が直接指揮監督を行えるため様々な業務に活用されているが、嘱託を徴税吏員(徴収吏員)に任命することは否定されており、現状では嘱託による差押等の公権力の行使は困難となっている。 よって、有能な人材である嘱託を確保・活用して収納率向上を図るため、嘱託を徴税吏員(徴収吏員)として任命できるような規制を緩和することを要望する。 なお、足立区においては、嘱託職員が、地方税・国民健康保険料・介護保険料をあわせて収納するシステムを導入している。		地方税法第1条 国民健康保険法第76条から第81条 介護保険法第129条から第133条・第139条・第143条・第144条・第144条の2・第146条・第200条・第202条	総務省 厚生労働省	東京都足立区	

提案事項番号	提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	要望の捕捉事項	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	その他(特記事項)
5073	5073002	地方税の納付勧奨業務の民間委託	地方税における滞納処分権限のうち、督促、質問検査、滞納者の所在確認、財産調査、納税交渉等について、民間事業者に委託可能とされたい。	自治体の歳入確保は最重要な課題であり、特に税源移譲が実施された19年度は、自主財源確保のため収納率の向上が求められている。 一方、地方税徴収業務では、厳しい財政運営を考慮すれば、これ以上人件費を増大させることはできない状況であり、滞納整理業務が増大しても、増員は望みず現員で取り組まざるを得ないのが現状である。 したがってこの滞納整理業務のうち、督促、質問検査、滞納者の所在確認、財産調査、納税交渉等につき、債権回収業務の法的認可を受けた業者に業務委託が可能となれば、徴税吏員を滞納処分業務に効果的かつ集中的に従事させることが可能になるほか、民間事業者の創意工夫を発揮させ収納率向上、経費の削減も期待できる。		地方自治法第243条、地方自治法施行令第158条・第158条の2	総務省	東京都足立区	
5073	5073003	国保・社保間等の資格移動に伴う保険給付費不当利得分の機関相殺の仕組みの構築	国民健康保険と被用者保険間の資格異動等に伴い、被保険者が資格喪失後、誤って旧保険証を使用することにより、保険給付費が不当利得となる事例が頻発している。この保険給付費の更正を保険者間で直接行える仕組みを構築することにより、保険者の事務的な負担と被保険者の経済的な負担をともに解消する。不当利得に伴う事務処理を、保険者間で円滑に行うことができるよう規定を整備されたい。	資格喪失後の受診により発生した不当利得については、旧保険者が当該受診者から新保険者への請求権の委任を受け、ことにより、国民健康保険団体連合会あるいは社会保険診療報酬支払基金は相互調整のうえ受診費用を相殺する。これにより、保険者の不当利得に係る業務は飛躍的に簡素化される。また、不当利得が発生した場合、受診者も一時的に多額の費用負担を強いられ、かつ双方の保険者に向向が必要であり、金銭的負担と時間という二重の労力を強いても、金銭等の本人が得るメリットは何も無い。結果として、そのまま放置してしまうことが多く、保険者の負担は増すばかりである。 不当利得については、公営保険者間または公営保険者と国保組合間において、互いの保険者が同意すれば、都道府県単位の国保連合会内の保険者間であれば債権を相殺(レセプトを新保険者に回付する。)している場合がある。新保険者が都道府県の区域を越える場合、あるいは国保連合会と社会保険診療報酬支払基金との間の債権の相殺についても、当該受診者から委任を受け、かつ保険者間で同意が取れた場合に限り、債権の相殺ができるような新たな制度を構築されたい。		民法第703条 国民健康保険法第7条、第8条、第9条、第127条	厚生労働省	東京都足立区	
5073	5073004	国民健康保険関係業務の民間委託可能領域の拡大	国民健康保険被保険者証の交付その他の業務について民間委託可能な領域を拡大すべきである。	国民健康保険被保険者証及び高齢受給者証の交付・再交付に係る業務は、住民基本台帳又は国民健康保険の資格台帳との突合は必須であるが、この突合業務及び公権力の行使については、民間委託できないとされている。一方で、その他の交付に係る業務は、処分に関連する補助的業務も含めて、ほとんどの部分が民間委託可能とされている。一連の交付事務の内、ごく一部だけを公務員が行っているのは極めて非効率となり、サービスの向上は図れないため、台帳との突合業務及び公権力の行使を含む、受付から引渡しに至る一連の業務を委託可能としていただきたい。 同じ国保法の適用を受ける国保組合では被保険者の資格審査や被保険者証作成交付なども含めて包括的にアウトソーシングすることは禁じられていないと解されるところであり、同じ医療保険の一領域に過ぎない国民健康保険において、なぜ交付事務の包括的なアウトソーシングが認められないのか、極めて疑問があるところである。 民間委託の際には、個人情報の取り扱いについては、契約の段階で情報の目的外使用の禁止や委託業務の再委託禁止などを盛り込み、情報の厳正な取り扱いを確保する。 なお、被保険者証等の発行や届出の際の入力事務については、申請者一件処理であり、大量データを一括に処理することはできない仕組みとなっているほか、入力に際してはパスワードによる管理、或いはアクセスログの採取などセキュリティ対策を講じている。		国民健康保険法第7条、第9条第2項、第36条第3項、同施行規則第6条第1項、第7条	厚生労働省	東京都足立区	
5073	5073005	老人保健関係業務の民間委託可能領域の拡大	老人保健法の医療受給者証の交付その他の業務について民間委託可能な領域を拡大すべきである。 なお、平成20年4月から開始される後期高齢者医療制度においても、同様の取り扱いとすることを要望する。	老人保健法の医療受給者証の交付・再交付及び転出時の負担区分等証明書に係る業務は、住民基本台帳又は老人医療の資格台帳との突合は必須であるが、この突合業務及び公権力の行使については、民間委託できないとされている。一方で、その他の交付に係る業務は、処分に関連する補助的業務も含めて、ほとんどの部分が民間委託可能とされている。一連の交付事務の内、ごく一部だけを公務員が行っているのは極めて非効率となり、サービスの向上は図れないため、台帳との突合業務及び公権力の行使を含む、受付から引渡しに至る一連の業務を委託可能としていただきたい。 国民健康保険法の適用を受ける国民健康保険組合では被保険者の資格審査や被保険者証作成交付なども含めて包括的にアウトソーシングすることは禁じられていないと解されるところであり、同じ医療保険の一領域に過ぎない老人保健において、なぜ交付事務の包括的なアウトソーシングが認められないのか、極めて疑問があるところである。 民間委託の際には、個人情報の取り扱いについては、契約の段階で情報の目的外使用の禁止や委託業務の再委託禁止などを盛り込み、情報の厳正な取り扱いを確保する。 なお、医療受給者証等の発行や届出の際の入力事務については、申請者一件処理であり、大量データを一括に処理することはできない仕組みとなっているほか、入力に際してはパスワードによる管理、或いはアクセスログの採取などセキュリティ対策を講じている。		老人保健法施行規則第5条	厚生労働省	東京都足立区	

提案事項番号	提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	要望の捕捉事項	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	その他(特記事項)
5073	5073006	国民健康保険料の納付勧奨業務の民間委託拡大	現在、国民年金保険料未納者に対する納付勧奨事業(滞納理由の確認、保険料納付の請求など)は民間に開放されている。 一方、国民健康保険料については、保険料収納業務を含む滞納者宅への訪問による自主的納付の勧奨や滞納原因の聞き取り、納付意志の確認業務も民間委託が可能とされている。 そこでさらに民間への委託可能業務を拡大し、滞納処分権限に関する事務のうち、督促状の発付、質問検査、滞納者の所在確認、財産調査、納付交渉等についても、強制処分に関連する補助的な業務と位置付け、民間事業者に委託可能とされたい。	自治体の歳入確保は重要な課題であり、特に税源移譲が実施された19年度は、自主財源確保のため収納率の向上が求められている。 一方、国民健康保険料の徴収業務においては、厳しい財政運営等を考慮すれば、これ以上人件費を増大させることはできない状況であり、滞納整理業務が増大しても、増員は望めず現員で取り組まざるを得ないのが現状である。 したがって滞納整理業務のうち、督促、質問検査、滞納者の所在確認、財産調査、納付交渉等についても、債権回収業務の法的認可を受けた事業者に業務委託が可能となれば、徴収吏員を滞納処分業務に効果的かつ集中的に従事させることが可能になるほか、民間事業者の創意工夫を発揮させ収納率向上と経費の削減も期待できる。		地方自治法第243条、 地方自治法施行令第158条・第158条の2 国民健康保険法第76条から第81条	厚生労働省	東京都足立区	
5073	5073007	介護保険料の納付勧奨業務の民間委託拡大	現在、介護保険料については、保険料収納業務を含む滞納者宅への訪問による自主的納付の勧奨や滞納原因の聞き取り、納付意志の確認業務も民間委託が可能とされている。 今後さらに民間への委託可能業務を拡大し、滞納処分権限に関する事務のうち、督促状の発付、質問検査、滞納者の所在確認、財産調査、納付交渉等についても、強制処分に関連する補助的な業務と位置付け、民間事業者に委託可能とされたい。	自治体の歳入確保は重要な課題であり、特に税源移譲が実施された19年度は、自主財源確保のため収納率の向上が求められている。 一方、介護保険料の徴収業務においては、今後の財政運営等を考慮すれば、これ以上人件費を増大させることはできない状況であり、滞納整理業務が増大しても、増員は望めず現員で取り組まざるを得ないのが現状である。 したがって滞納整理業務のうち、督促、質問検査、滞納者の所在確認、財産調査、納付交渉等についても、債権回収業務の法的認可を受けた事業者に業務委託が可能となれば、徴収吏員を滞納処分業務に効果的かつ集中的に従事させることが可能になるほか、民間事業者の創意工夫を発揮させ収納率向上と経費の削減も期待できる。		地方自治法第243条、 地方自治法施行令第158条・第158条の2 介護保険法第129条から第133条・第139条・第143条・第144条・第144条の2・第146条・第200条・第202条	厚生労働省	東京都足立区	
5074	5074001	自動車排出ガスに係る抜本的な使用過程車対策	抜本的な使用過程車対策の実施	法適合車に対する実効性のあるステッカー制度の構築をはじめとした流入車両規制や、窒素酸化物対策地域の拡大などの追加的規制を実施すること。 提案理由： 首都圏の一都三県では、平成15年10月1日から条例によるディーゼル車規制を実施し、八都県市で連携協力してディーゼル車対策に取り組んできたが、幹線道路沿いに残る二酸化窒素の高濃度汚染は依然として深刻な状況にある。 大気汚染の早期解消のため、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減に関する特別措置法(以下「自動車NOx・PM法」という。)」に基づく対策が重要な役割を果たすことが期待されているが、法改正に当たっての参議院附帯決議等において記述があるように、追加的な対策が不可欠である。 については、ディーゼル車等の自動車交通等に起因する東京の大気汚染の早期改善に向け、実効性のある法規制適合車等へのステッカー制度などを早期に構築することを目的に要望する。		自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減に関する特別措置法 大気汚染防止法	環境省 経済産業省	東京都	添付資料1:「NOx・PM法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」平成19年5月10日 参議院環境委員会
5074	5074002	自動車排出ガスに係る新車対策	新車対策の実施	ポスト新長期規制の実施に当たり、「挑戦目標」と位置付けている窒素酸化物の目標値を早急に規制値として定めること。 (ポスト新長期規制:中央環境審議会第8次答申により、平成21年に予定されているディーゼル自動車排気ガス規制)規制開始の時期については、車両総重量による区分を設けることなく平成21年末までに一律に実施すること。 また、ポスト新長期規制適合車の早期市場投入を促進させるために、継続生産車への適用猶予期間を設けない等の措置を講ずること。 提案理由： 首都圏の一都三県では、平成15年10月1日から条例によるディーゼル車規制を実施し、八都県市で連携協力してディーゼル車対策に取り組んできたが、幹線道路沿いに残る二酸化窒素の高濃度汚染は依然として深刻な状況にある。 については、ディーゼル車等の自動車交通等に起因する東京の大気汚染の早期改善に向けポスト新長期規制の早期実施などを強く要望する。		自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減に関する特別措置法 大気汚染防止法	国土交通省 環境省	東京都	

提案事項番号	提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	要望の捕捉事項	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	その他(特記事項)
5074	5074003	保育所制度における規制緩和	全国画一的な制度である現行の認可保育所制度を、多様な事業者の参入とサービスの競い合いを促す利用者本位の新たな仕組みへと改めるため、都独自の認証保育所で実践している右記の事項を、認定こども園に加え、認可保育所においても実現すること。	<p>入所要件である「保育に欠ける」要件を利用者の実態に即して見直し、保育を必要とする人すべてが利用し、かつ、保育の必要に応じて利用できる仕組みとすること。</p> <p>区市町村への利用申込方式を改め、利用者が希望する保育所と直接契約できる制度に改めること。</p> <p>保育料は、一定の基準の下に、保育所が自ら設定できるようにすること。</p> <p>面積基準の一層の緩和や保育従事職員の資格基準の緩和など、運営上の様々な創意工夫が可能となる制度に改善すること。</p> <p>提案理由： - 保育所の入所の決定権が区市町村にあるため、利用者の選択権に実効性がなく、施設の努力と関わりなく児童が入所する仕組みとなっている。利用者本位のサービス提供を実現するため、事業者が競い合いを通じてサービス向上していく仕組みとしていく必要がある。なお、特別な配慮が必要な家庭の児童に対する保育料の設定については、行政の責任により対応が可能である。 保育所の認可権限は都道府県知事にあるものの、その基準は全国一律の最低基準を必ず満たさなければならない。そのため、利便性の良い市街地での保育所整備が進みにくい。また、職員定数の全てに保育士資格を求めており、保育士資格以外の資格者の活用による柔軟なサービス提供が出来ない。</p>		<p>児童福祉法第24条、児童福祉法施行令第27条</p> <p>児童福祉法第24条</p> <p>児童福祉法第56条</p> <p>児童福祉施設最低基準第32条、第33条(厚生省令第63号)</p>	厚生労働省	東京都	
5075	5075001	会員の法定脱退事由の拡大	会員の法定脱退事由に「定款に定める事由の発生」を追加する。	<p>信用金庫は、会員による自治に基づいて運営されている協同組織金融機関である。したがって、総(代)会決議によって定められる定款に、例えば「行方不明会員」などを法定脱退事由として定めることは、協同組織の本質と整合性がある。また、規制改革推進のための3か年計画においても「信用金庫について、協同組織としての性格を踏まえつつ所在不明会員を法定脱退させるための制度の創設が可能か、検討する」とされていることから、前向きに検討いただきたい。</p>		<p>信金法第17条、(参考条文)会社法第607条</p>	金融庁	社団法人全国信用金庫協会、信金中央金庫	
5075	5075002	生命保険の構成員契約規制の撤廃	生命保険の募集に係る構成員契約規制を撤廃する。	<p>保険窓販においては、優越的地位を利用した募集禁止など、事前に様々な行為規制が保険業法等で規定されており、業務上の地位を不当に利用する等の圧力募集を未然に防止する措置が既にとられている。そのうえ本規制によって、顧客本人の意思に関わりなく一律的に募集が禁止されることは実態にそぐわない。本件については、規制改革推進のための3か年計画において検討を行うとされており、速やかにご検討いただき、結論時期を明示願いたい。</p>		<p>保険業法300条1項9号、保険業法施行規則234条1項2号関係</p>	金融庁	社団法人全国信用金庫協会、信金中央金庫	
5075	5075003	保険窓販における弊害防止措置の撤廃もしくは緩和	保険窓販における弊害防止措置(融資先等に対する販売規制、担当者分離規制、タイミング規制、非公開情報保護措置等)を撤廃もしくは緩和する。	<p>保険窓販においては、融資先等への販売規制をはじめとする広範な弊害防止措置が課されており、顧客に煩雑な事務手続きを求めたり利便性を損なうなど、実務面での理解が得られにくい状況にある。例えば、融資先に対する圧力販売については保険業法のほかに独占禁止法で禁止されているなど、規制の重複もみられる。こうした実態を踏まえ、弊害防止措置について顧客の利便性向上の視点に立って見直しを行い、過度の規制は撤廃もしくは緩和していただきたい。とりわけ融資先販売規制において特例を採用した場合に課せられる保険金額制限は、結果として十分な保障を提供できず、顧客ニーズへの対応に支障をきたすことから、全面解禁に際しては撤廃していただきたい。</p>		<p>保険業法275条、保険業法施行規則第212条、第212条の2関係</p>	金融庁	社団法人全国信用金庫協会、信金中央金庫	

提案事項番号	提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	要望の捕捉事項	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	その他(特記事項)
5075	5075004	コミットメントライン契約の適用対象企業の拡大	コミットメントライン契約(特定融資枠契約)の適用対象を拡大し、中小企業(資本金3億円以下等)、地方公共団体や特別法で定められた地方公社等をその範囲に含める。	コミットメントライン契約(特定融資枠契約)に係る手数料が利息制限法及び出資法上の「みなし利息」の適用除外となるのは、借手が資本金が3億円を超える株式会社などに限定されており、中小企業(資本金3億円以下等)、地方公共団体等には認められていない。地域金融機関のメイン取引先がほぼ当該契約の対象外であることは、我が国の制度に定着していないために借手側のニーズも希薄とならざるを得ない。一方、ここ数年間のコミットメントライン契約を利用した借入は、中堅規模以上の中小企業にも広がっており、潜在的要素は広まりつつある。したがって、コミットメントライン契約(特定融資枠契約)の適用対象を拡大することにより、中小企業の資金調達の多様化が図られることになるため、規制緩和していただきたい。		特定融資枠契約に関する法律第2条	金融庁、法務省	社団法人全国信用金庫協会、信金中央金庫	
5075	5075005	プロジェクトファイナンス等に関する規制緩和	大会社の子会社に対するプロジェクト・ファイナンス等による資金の貸付けを特定融資枠契約に関する法律の対象に加える。	プロジェクト・ファイナンス等の、特別目的会社(一般的には株式会社)を設立し、当該会社に対して融資を行う形態を取る取引においては、プロジェクトの建設完了等一定の条件が満たされた場合に借入れを受けられることを予め確保するため、当該特別目的会社に対してコミットメントラインの設定が求められる場合が多い。かかる特別目的会社は特定融資枠契約の対象である大会社が便宜的に設立した子会社である場合が多く、その場合当事者は保護を要しない高度な金融知識を有する親会社の社員である。よって、かかる大会社が議決権の過半数を有する当該特別目的会社については、その親会社同様に特定融資枠契約の対象としていただきたい。		特定融資枠契約に関する法律第2条	金融庁、法務省	社団法人全国信用金庫協会、信金中央金庫	
5075	5075006	確定拠出年金企業型年金の資格喪失者に対する個人型年金加入者としての継続加入条件の緩和	確定拠出年金企業型年金の資格喪失者について、個人型加入資格がない場合でも、個人型年金の加入者として継続的に掛金の拠出を行うことを選択できるようにする。	現状では、企業型の資格喪失者で個人型に資産移換すべき者のうち個人型加入資格がない者は、個人型運用指図者にならざるを得ない。個人型運用指図者は、企業型資格喪失に至るまでの間に積み立てた資産を個人型に移換した上で引き続き資産の運用を行うことはできるが、新たに掛金を積み増すことはできない。そのため、当初の資産形成プランの実現が困難になるのもちろんのこと、拠出期間を長期に分散させることによる運用上のリスク軽減を図ることも困難になることから、健全な資産形成に支障をきたす懸念がある。については、企業型から個人型に移換した場合は、本人が希望すれば個人型加入資格を付与する等の措置を検討願いたい。		確定拠出年金法第62条第1項	厚生労働省	社団法人全国信用金庫協会、信金中央金庫	
5075	5075007	確定拠出年金運営管理業務にかかる金融商品営業担当者による兼務禁止の緩和	金融機関の金融商品営業担当者について、確定拠出年金運営管理業務のうちの運用関連業務の兼務禁止を緩和する。兼務禁止の緩和に際しては、営業担当者が加入者に対して中立的な立場で運用関連業務を行うことを前提とする。	現状の兼務禁止の定めは、加入者に対する運営管理機関の中立性を確保する観点から一律的に定められているものであるが、例えば、確定拠出年金運営管理業務で取り扱う運用商品と、確定拠出年金以外の営業で取り扱う金融商品が重複していない場合など、兼務しても中立性が確保されるケースが考えられる。については、一律的に兼務を禁止するのではなく、具体的な条件を付した上で兼務を一部なりとも容認するなど、規制の緩和を検討願いたい。		確定拠出年金運営管理機関に関する命令第10条第1号	厚生労働省、金融庁	社団法人全国信用金庫協会、信金中央金庫	

提案事項番号	提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	要望の捕捉事項	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	その他(特記事項)
5075	5075008	確定拠出年金の年金資産の中途引出し要件の緩和	現状の脱退一時金制度のほか、加入者が一定の課税条件(ペナルティ課税)を負うことにより、任意で確定拠出年金の資産の中途引出しを行うことを可能とする。	確定拠出年金は、国民が公的年金に上乗せして自己の老後生活資金を確保するため税制優遇措置を付して設けられている制度であるため、受給は原則60歳以降とされており、中途引出しは、諸条件を満たしたうえで脱退一時金を受け取る以外にはできない。しかし、現実には、長期に渡る加入期間中に不測の事態が生じても中途引出しができないことに不安感を抱き、加入希望者であっても加入を躊躇するケースが考えられる。そのため、現状の脱退一時金とは別に、金額や時期にかかわらず、ペナルティ課税を甘受すれば加入者の任意で中途引出しができるようにすることにより、女性や若年層を含むより多くの国民が安心して確定拠出年金に加入できるようになり、国民の老後生活に対する不安感の軽減につながるものと考えられる。また、企業型年金は、企業の退職給付制度としての性格をより強めることができ、普及促進ができる。		確定拠出年金法附則第3条	厚生労働省	社団法人全国信用金庫協会、信金中央金庫	
5075	5075009	確定拠出年金の拠出限度額の引上げ	確定拠出年金の拠出限度額の引上げを行う。	確定拠出年金における掛金の拠出限度額は、平成16年10月に引き上げられており、その際の引上げ額は、企業型が、他に企業年金がない場合は3.6万円、4.6万円、他に企業年金がある場合は1.8万円、2.3万円であり、個人型が、第二号加入者(サラリーマン)の場合は1.5万円、1.8万円、第一号加入者(自営業者等)の場合は引上げなしであった。こうした引上げがあったとはいえ、企業型の拠出限度額は、企業における退職給付制度としての位置付けであることと、平成24年3月に制度が廃止される適格退職年金からの移行の受け皿としての位置付けもあることを勘案すると、いまだ十分な水準であるとは言えず、さらなる引上げを検討願いたい。また、現状の一律的な拠出限度額の定め方では、企業の退職給付制度とするとに当たって、個々の企業の求める退職給付カーブ(勤続年数等に応じて退職給付額が上昇するカーブ)とマッチしないケースが考えられる。については、例えば、従業員の勤続年数等に応じて段階的に拠出限度額を定める等の方法を検討願いたい。さらに、個人型についても、特に第二号加入者の拠出限度額は、老後生活資金に備えるための制度として考えると、依然として低水準であり、公平性の観点からも、さらなる引上げを検討願いたい。今後ますます少子高齢化が進展し、公的年金の給付減額が問題視されるなかにおいては、国民の老後に対する不安感を和らげるため、極力多くの国民が公的年金への上乗せによる老後生活資金の確保を図ることが肝要であり、その具体的方策として、確定拠出年金の制度内容のさらなる充実と公平性の向上が不可欠と考えられる。		確定拠出年金法施行令第36条	厚生労働省・金融庁	社団法人全国信用金庫協会、信金中央金庫	
5075	5075010	信託業務の拡大	(信託兼営法による規制の撤廃)信託代理店(信金本体の場合も同様、以下同じ。)の取扱い業務として、不動産関連業務を解禁する。	信用金庫では、金融商品の多様化を受け、顧客起点のビジネスとして、会員・顧客のライフステージにあった最適なバランスシートづくりを基本としている。信託代理店の取扱い業務として不動産関連業務の取扱いが可能とならなければ、こうしたサービス提供が信用金庫だけでは完結せず、顧客利便の観点からも問題である。		金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項、同法施行令第2条の2、同法施行規則第2条の2第1項	金融庁	社団法人全国信用金庫協会、信金中央金庫	
5075	5075011	信用金庫連合会の公告方法からの店頭掲示の除外	信用金庫連合会については、事務所の店頭における掲示を公告方法として定めることを強制しないこととする。	信用金庫連合会の取引先は、信用金庫のほか、機関投資家や大規模事業法人が大宗を占めており、その店舗にこれらの取引先が来店して取引を行う機会はほとんどない状況である。このため、店頭における掲示をもってなす公告は、会員等に対する公示の機能としては効果が望めないと考えられる。		信用金庫法第87条の4	金融庁	社団法人全国信用金庫協会、信金中央金庫	

提案事項番号	提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	要望の捕捉事項	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	その他(特記事項)
5075	5075012	前受業務保証金供託委託契約の受託者の範囲拡大	前受業務保証金供託委託契約の受託者となることができる金融機関に信用金庫連合会を加える。	信用金庫連合会は、現状、割賦販売法上の「前受業務保証金供託委託契約の受託者」となることが認められていないが、委託者側における委託先の分散化のため、信用金庫連合会への委託ニーズが増しつつあるところである。また、本件と性質上類似する業務である前払式証券法上の「発行保証金の供託に代わる保全契約」については、信用金庫連合会も契約の相手方となることが認められており、実際に信用金庫連合会による取扱実績もあることを参酌すると、信用金庫連合会は、本件の受託者として適格であると考えられる。		割賦販売法施行令第4条の2	経済産業省	社団法人全国信用金庫協会、信金中央金庫	
5076	5076001	営業所ごとの特定/一般建設業の選択制化	特定建設業者として複数の営業所を設けて建設業を営むものは、その営業所ごとに特定建設業又は一般建設業の選択ができるものとする。このうち一般建設業を選択した営業所については、営業所の専任技術者は一般建設業の資格要件とするともに、一般建設業の営業のみ許可を与える。	建設業の営業の中心は営業所にあることから、営業所ごとに営業しようとする建設工事に関して適正に履行しうる資格要件を具備していれば、その範囲において自由な営業を許可すべきである。現状は会社としての許可制度の仕組みのために結果的に必要以上の規制となって建設業者の営業を過度に妨げているケースがあるので、この点について規制緩和を要望する。 特に全国規模で建設業法による営業所を設置している電気通信事業者などは、東京、大阪、名古屋などの一部の大都市圏の大型工事需要に対応すべく特定建設業の許可を取得しており、その他の数十箇所にも及ぶ地域の営業所では一般建設業の許可で充分その需要に対応できる実態にある。しかしながら、現制度ではその他の数十箇所にも及ぶ地域の営業所であっても、特定建設業の営業所専任技術者の配置がその許可要件となっており、極めて不合理である。営業所に営業所専任技術者の配置を要件とする制度そのものの意義は充分理解し納得していますが、当該営業所としての営業ではニーズのない高いレベルの技術資格者の配置までを求めている部分については、必要とする最低限度の技術資格者の配置をその許可要件とすべく改めて頂きたい。なお、本要望により一般建設業を選択した営業所であっても対外的には特定建設業者と表示される件については、営業所の許可内容に従って特定と一般の区別を明確に表示する方法に改めれば良いと考えます。		建設業法第三条	国土交通省 総合政策局 建設業課	情報通信ネットワーク産業協会	
5076	5076002	主任技術者/監理技術者への出向者の就任要件の緩和(連結親子会社間の技術者の流動化)	親会社・子会社が共に経営事項審査を受けている場合でも、当該親会社・子会社が一定の条件を満たす場合には、監理技術者・主任技術者について連結親子会社間での出向について認めるよう規制緩和していただきたい。(一定の条件とは当該会社がペーパーカンパニーまたは不良・不適格建設業者でないことが客観的に明らかな場合を言う)	本件については昨年も要望したところであるが、産業界では、分社化やグループ経営の強化などの視点で再編を進め、経営の効率化、競争力の強化、人材の育成と有効活用に取り組み、建設業法の分野について言えば、工物品質の向上やコスト低減などに大いに資するものである。 しかるに、現状、連結親子会社間の出向社員については、一例として挙げれば、親会社又はその連結子会社のいずれか一方(その連結子会社が2以上ある場合には、それらのすべて)が経営事項審査を受けていない者であることなど、きわめて限定的な例外要件が課せられているため、これらのメリットを活かせないでいる。 これまでの要望に対して「制度の趣旨に逆行する」ため認められないと説明されているが、いままでもなく業界の再編統合を進めるのは工事の質を高めるなど顧客に対するサービスの向上を狙うものである。 また、「制度の悪用」懸念も理由にあげられているが、この点についてはすでに日本経団連が提案しているような「同一グループからの入札は1社に限定する、などいくつかのルールを整備することによって、不良不適格な事業者が「制度を悪用する、事態を防ぐなど、想定される懸念が現実のものとならないように知恵を出せば、国交省が意図する業界の再編統合とわれわれの要望している規制緩和は十分両立するものと考える。 すでに、建設産業政策研究会でも、検討中(納期2007年度中)であるとの回答を戴いているが、検討されている内容のご提示と実施時期について明確にされるようお願いしたい。		建設業法第26条・国総建第335号(「親会社及びその連結子会社間の出向社員に係わる主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について」)	国土交通省 総合政策局 建設業課	情報通信ネットワーク産業協会	
5076	5076003	建設業「経営管理者」資格要件の緩和	国総建発356号「経営管理責任者の大臣認定要件の明確化について」解釈の確認と経営業務の管理責任者に準ずる地位の確認書類の簡素化要望について	国総建発356号「経営管理責任者の大臣認定要件の明確化について」で執行役員を経営業務の管理責任者に準ずる地位として認知頂き有難うございました。 同通達によりますと、「許可を受けようとする建設業に関し経営業務の管理責任者に準ずる地位にあって次の経験を有する者」のひとつとして「経営業務の執行に関して、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受け、かつ、その権限に基づき、執行役員等として五年以上建設業の経営業務を総合的に管理した経験」とありますが、この内容は、いわゆる執行役員として、経営業務の管理責任者に準ずる地位にあって経営業務を補佐した経験を有する者の経験期間の定義が「7年から5年」に資格要件が緩和されたと解釈致しました。 また、同上の経営業務を補佐した経験を確認する書類として、(1)組織図等の経営業務の管理責任者に準ずる地位にあること(2)業務分掌規定等の業務執行を行う特定の事業部門が許可を受けようとする建設業に関する事業部門であること(3)定款、執行役員規定、執行役員業務分掌規定や取締役会の議事録等業務執行権限の委任を受け代表取締役の指揮命令のもとに業務執行に専念する者であることを確認できる書類 (4)前記に基づいて行われた請負契約の締結や決裁書等の書類を提出する必要がある。 これらの書類を準備するに当たって、特に(3)の執行役員規定や業務分掌等の整備は遅れているのが企業の実態であり、社内的には執行役員でも前記の書類を準備できないことから認められないことが考えられる。また、その他の書類を含めて非常に多くの書類が必要であることから書類準備や手続きに多くの手間がかかる制度である。 これらの実態を踏まえ準備書類の簡素化により手続きの簡略化を要望したい。		「建設業法7条第1号」及び「建設業法7条第1号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件(昭和47年建設省告示第351号)」	国土交通省 総合政策局 建設業課	情報通信ネットワーク産業協会	

提案事項番号	提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	要望の捕捉事項	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	その他(特記事項)
5076	5076004	建設業「経営管理者」資格要件の緩和	「経営業務の管理責任者」は、建設業の許可を受けようとする者が法人である場合には常勤の役員のうち一人が、また、個人である場合には本人又はその支配人のうち一人が、次のいずれかに該当することが必要である旨規定している。 許可を受けようとする建設業に5年以上の経営業務の管理責任者としての経験を有していること 国土交通大臣が「に掲げるものと同等以上の能力を有する者と認定した者 このうち、常勤の役員は「取締役」に限定されているが、「取締役」に加え「執行役員」を認める基準に緩和を要望する。	昨今の企業は、会社法の改正に基づき取締役の人数を絞り込むことにより経営判断・意思決定の迅速化ならびにコーポレートガバナンスの観点より、意思決定機関としての取締役会とその意思決定に基づく業務執行機能(執行役員)とを分離して経営を行なう形態へ製造業にのみならず建設業の大企業・中小企業を問わず導入し運営してきているのが現状である。 このように会社法の改正により企業の経営体制も経営と執行の分離が進む中で、経営業務の管理責任者に求められる経験は、業務の遂行責任を負う執行役員にこそふさわしいと考えます。また、電気メーカー等機器の開発・製造・販売(物品販売)を主な事業とし請負工事を従としている会社にとっては、前記の「を満たす「取締役」は非常に限られてた人数になっているのが実態である。 このように会社法も社会環境の実態にそって改正されている。建設業も同様な経営形態が増加している現状にあって、経営業務の管理責任者も現状の常勤の役員 = 取締役の解釈を「執行役員」を含めて認めていただきたい。		「建設業法7条第1号」及び「建設業法第7条第1号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件(昭和47年建設省告示第351号)」	国土交通省 総合政策局 建設業課	情報通信ネットワーク産業協会	
5076	5076005	電気通信工事監理技術者要件に国家資格「電気通信主任技術者」を追加	電気通信工事における建設業法による監理技術者資格要件として、国家資格「電気通信主任技術者」の取得者を認めること。	建設業法に基づく適正な施工体制について、昨今の問題から技術者配置の確保がより重要性を増してきた。しかし、電気通信分野の技術者が監理技術者となるためには、技術士(電気電子)資格を取得するか、実務経験によるかの道筋しかなく電気工事など他の分野と比較して限定的であるといわざるを得ない。発注工事の小規模化、IT関連機器の価格低下の進展等によって、実務経験の対象となる工事が減少しており、限られた要件の工事の実務経験を要件とする現状の監理技術者確保方式では監理技術者不足により情報通信工事への阻害をきたすことになる。情報通信環境、とりわけ、インフラ整備は我が国の喫緊の課題であり、これに携わる適切かつ有能な人材を必要数確保するため、規制緩和策が早急に講じられる必要がある。主任技術者については、一定の条件を満たす電気通信主任技術者に対して門戸を開く措置がとられたが、電気通信工事分野の監理技術者についても電気通信主任技術者など既存資格の取得者について、監理技術者として認めるなど、監理技術者育成ルートの拡充を図るべきである。本件について2006年6月要望では、「電気通信主任技術者資格の内容の拡充等がなされた場合に監理技術者の資格要件として検討することは吝かではない。」との回答をいただいており、試験制度の拡充等による早急な対応を要望する。		建設業法第15条の二 建設業法第26条第2項 建設業法第27条の一 建設業法施行令第27条の三 昭和63年6月6日建設省告示第1317号	国土交通省 総合政策局 建設業課	情報通信ネットワーク産業協会、(社)情報通信設備協会、(社)電気通信協会、(社)電子情報技術産業協会、(社)電信電話工事協会、(財)日本データ通信協会(幹事団体を先頭に、他の団体は50音順とした。)	
5077	5077001	国外逃亡した外国人犯罪容疑者の適切な処罰制度の確立	日本国内で罪を犯し、自国へ逃亡した外国人犯罪容疑者に対し、「犯罪人引渡し条約」の締結などを含む国外処罰などの制度を確立し、日本政府として厳正な対処を講じるべきである。なお、相手国の事情から、「犯罪人引渡し条約」の締結が短期的に困難な場合は、関係国との間で覚書を締結するなどにより、公正な手続きで代理処罰が行われるようにすべきである。	近年、交通事故や殺人事件の容疑者が身柄拘束前に自国へ帰国してしまい、刑事罰の適用を免れるという事態がおこっている。現在、日本はアメリカ合衆国と大韓民国の2カ国以外とは「犯罪人引渡し条約」を締結していない。そのため、日本国内で罪を犯した外国人が帰国してしまうと日本司法による処罰ができない。また、相手国による国外処罰が行われていない場合もある。このまま容疑者の国外逃亡を放置すれば、国内の安全が脅かされるばかりか、外国人に対する感情の悪化を招く恐れがある。日本人住民と外国人住民の良好な関係維持と安全な社会の実現のために、「犯罪人引渡し条約」の締結などを含む国外処罰制度の確立が不可欠である。なお、当面、相手国が代理処罰で対応する場合は、その手続きの詳細について、日本側と書面により確認することが不可欠である。		刑法第1条	警視庁長官官房国際部・刑事局・警備局、法務省刑事局、外務省	外国人集住都市会議 座長 美濃加茂市長 渡辺直由	
5077	5077002	外国人の子どもが小学校に入学する前の保護者に対する支援	外国人の子どもの小学校入学前に、保護者に対する情報提供及び入学を支援する措置を講じるために、学校生活体験教室など外国人の子どもを就学へと導くための施策について、学校教育の一環として実施できるように法的措置を講ずるべきである。 なお、これに併せて、市町村が実施する事業に対し、財政的及び人的支援を行い、在外公館における査証発行時等の日本への渡航前に日本の教育制度についての情報を渡航者に提供すべきである。	小学校入学前の外国人の子どもの保育実態は多様であり、日本の公立学校入学に関する情報が適当な機会に十分に提供されず、保護者による公立学校への入学準備が十分に行われていない。この結果、子どもの学校への適応が遅れ、場合によっては不就学になるなど、外国人の子どもが教育を受ける権利が保障されない恐れがある。		学校教育法第22条第1項、同第39条第1項	文部科学省初等中等教育局、外務大臣官房領事移住政策部	外国人集住都市会議 座長 美濃加茂市長 渡辺直由	

提案事項番号	提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	要望の捕捉事項	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	その他(特記事項)
5077	5077003	公立小中学校における外国人児童生徒の受入れ体制の整備	外国人児童生徒の教育方針を定めるとともに、学習指導要領にも盛り込む。基本方針の中で、「日本語指導が必要な児童生徒」の定義も行き、日本語指導の目標を示す。併せて、外国人児童生徒担当教員の加配を増やし、支援体制の充実を図る。外国人の集住する地域において集中的に初期指導を行う教室の設置を推進する。また、一人でも日本語指導が必要な児童生徒の在籍する学校に対し、日本語指導等協力者の巡回を推進する。	外国人児童生徒への教育の指導については、学習指導要領の総則「指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項」(7)において「海外から帰国した児童などについては…」とあるが、その背景が全く異なる外国人児童生徒の教育の基本方針については別に定めるべきである。また、日本語指導が必要な児童生徒に関する調査票の記入上の注意事項として、日本語指導が必要な児童生徒とは、「日本語で日常会話が十分にできない者及び、日常会話はできても、学年相当の学習言語が不足し、学習活動への参加に支障が生じている者で、日本語指導が必要な者」とされているが、この定義では、担当者ごとに解釈にばらつきが生じ客観性がない。一部の自治体が独自に行っている集中的な初期指導教室の有効性を検証し、広域で設置を検討し、教員を配置すべきである。さらに、一人でも日本語指導が必要な児童生徒が存在する学校現場には、メンタル面での支援も含め、児童生徒の文化的な背景を理解する日本語指導等協力者の力が必要とされる。		学校教育法第20条、同第38条、学習指導要領総則「指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項」(7)	文部科学省初等・中等教育局、外務大臣官房領事移住政策部	外国人集住都市会議 座長 美濃加茂市長 渡辺直由	
5077	5077004	外国人学校の学校教育法上の位置づけの改善	一定の要件を満たす外国人学校を、学校教育法第1条に定められている教育機関に準ずる教育機関と位置づける新たな体系を創設し、設置基準・教育内容の認可基準を設ける。また、文部科学省「外国人学校調査」を全国規模で継続的に実施し、実態把握に努める。	「経済的、社会的、文化的権利に関する条約(国際人権規約A規約)」及び「児童の権利に関する条約」等に基づき、学校教育法第1条に定める教育機関は日本で暮らす外国人児童生徒の受入れを無償で行っているものの、外国人学校を選択する外国人児童生徒も少なくない。ところが、外国人学校を卒業しても、公立高等学校の受験資格が得られないことも多く、円滑な高校進学に結びつかない。		学校教育法第1条、学校教育法施行規則第63条第5項	文部科学省初等・中等教育局	外国人集住都市会議 座長 美濃加茂市長 渡辺直由	
5077	5077005	外国人を管理する目的の現行制度の改善	日本人が住民基本台帳制度により利便性の向上が増進されるのと同じように、外国人住民に対するサービスの提供の基礎となり、その権利の行使と義務の遂行を確保し、社会参加を促進するための基礎となるよう現行制度を改善すべきである。	現状では、外国人登録制度の目的は、「外国人の公正な管理」とされており、市町村における住民に対する行政サービスの基礎として位置づけられていない。実態をみると、外国人登録の内容と居住実態との乖離が大きくなっているほか、世帯単位での捕捉ができない、職権によるデータの削除ができないなど、住民登録と外国人登録の制度のずれが、市町村における住民の実態把握と行政サービスの提供を困難にしている。外国人登録は出入国管理制度の一部であるという現行法令の考え方は別に、市町村がその住民の地位に関する正確な記録を常に整備しなければならないとする地方自治法第13条の2の考え方を、外国人にも適用すべきであり、これは総務省が2006年3月に多文化共生推進プログラムの提言を行い、「外国人労働者政策あるいは在留管理の観点からの検討だけではなく、外国人住民を生活者・地域住民として認識する観点から多文化共生の地域づくり」を検討するよう求めていることに対応するものである。		外国人登録法第1条、地方自治法第10条、同第13条の2	総務省自治行政局、法務省入国管理局	外国人集住都市会議 座長 美濃加茂市長 渡辺直由	
5077	5077006	外国人住民を生活者・地域住民として捉えた制度を住基システムと同様に管理	市町村における外国人住民のデータ管理のシステムを全国で共通化する必要性を認め、市町村が事務を管理している住民基本台帳のシステムと同様の管理ができるようにする。データ管理のシステムを検討する際には、現行の住民基本台帳システムへの一元化を念頭に、行政事務上の負担や、経費の負担が最小限となる方法を考慮すべきである。	日本人を対象とする住民基本台帳のシステムの整備が進んだにもかかわらず、現行の外国人登録については、電子情報ではなく、紙媒体を使用して市町村相互又は関係省庁間で文書のやりとりを行っている。このため、外国人住民に対しても日本人の住民登録と同様な利便の提供が可能となる全国共通のシステムを整備することが必要である。これは総務省の新電子自治体推進指針の取り組みを押し進めるものである。		外国人登録法第1条、地方自治法第13条の2、住民基本台帳法第39条	総務省自治行政局、法務省入国管理局	外国人集住都市会議 座長 美濃加茂市長 渡辺直由	

提案事項番号	提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	要望の捕捉事項	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	その他(特記事項)
5077	5077007	外国人雇用状況報告データへの市町村からのアクセスについて	外国人住民を生活者・地域住民と捉えた制度を創設する際は、法務省入国管理局が厚生労働省から入手した外国人雇用状況に関する情報を、市町村が持つ外国人住民に関するデータ(国籍、氏名、生年月日)と一致させて、外国人住民の勤務場所に関する正確なデータとして、市町村がアクセスできるようにするべきである。	外国人登録データの就業場所に関する情報は、証明等に基づかないため、必ずしも正確ではない。その場合には、外国人雇用状況から得られたデータを介し、市町村が正確な情報を入手できるようにすることは極めて重要である。内容が誤ったままでは、外国人住民に対する地方税の課税や国民健康保険などの保険料の徴収も困難になる。この問題に対する解決策としては、市町村が、外国人雇用状況データへアクセスする仕組みを設けることが不可欠である。		改正雇用対策法第28条及び29条、地方自治法第13条の2、住民基本台帳法	総務省自治行政局、法務省入国管理局、厚生労働省職業安定局	外国人集住都市会議 座長 美濃加茂市長 渡辺直由	
5077	5077008	労働者を社会保険・雇用保険に加入させない事業主に対する措置	厚生年金保険法、健康保険法及び雇用保険法において、事業主が本来加入させべき労働者をこれらの制度に加入させていない場合には、罰金又は過料を設けて、その加入を促進すべきである。また、社会保険庁は外国人の社会保険加入状況の実態を調査し、効果的な加入促進に努めるべきである。	外国人労働者のなかには、社会保険や雇用保険加入を避けるために、敢えて2ヶ月の雇用契約とし、1日の空白のあとに同様の契約を繰り返している場合が少なくない。こうした行為が横行していることから、何か加入の誘因が考えられると良いが、考えられない場合はこれらの行為に対する罰則を新設すべきである。外国人の社会保険加入の実態が把握されていないために、効果的な加入促進対策が取れない。		厚生年金保険法、健康保険法、雇用保険法	厚生労働省年金局、健康政策局及び職業安定局	外国人集住都市会議 座長 美濃加茂市長 渡辺直由	
5078	5078001	EMS(国際スピード郵便)のユニバーサルサービスからの除外	EMSは万国郵便条約により提供が義務付けられている国際郵便サービスと同じ規制の枠組みの中にあるべきではなく、除外すべきである。	EMSは「ユニバーサルサービス」の一部とされ、郵政民営化後も引き続き、同等のサービスを提供する民間事業者に対して種々の優遇措置を享受することになる見通しである。これは郵政民営化法に規定される、「民営化された各郵政事業会社と同種の業務を営む民間事業者間の対等な競争条件を確立する」という義務に反するものである。		郵政民営化法第2条	総務省	ケーベック・ジャパン 代表マーク・ショーンー CAPEC Japan, Chairman Mark Shorney	
5078	5078002	郵便事業株式会社の所轄官庁の見直し	郵便事業株式会社は、同種の業務を営む民間業者と同じ所轄官庁で監督されるべきである。	現在、日本郵政公社は総務省の管轄下であり、郵便事業株式会社によるユニバーサルサービスは引き続き同省が監督省庁となる。しかし、EMSは競争サービスであり、その監督省庁は民間のエクスプレス事業者と同じにするべきである。民間事業者は、運輸およびその保安に関しては国土交通省、通関および通関に係る保安面は財務省により監督を受けている。		郵政民営化法第2条	総務省	ケーベック・ジャパン 代表マーク・ショーンー CAPEC Japan, Chairman Mark Shorney	

提案事項番号	提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	要望の捕捉事項	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	その他(特記事項)
5078	5078003	郵便事業株式会社への民間事業者と同じ規則の適用	郵便事業株式会社は、民間事業者と同じ規則に従うべきであり、特に通関、運輸、保安等に関して同じ規則が適用されるべきである。	日本郵政公社の輸出入貨物の通関手続は、同種の業務を営む民間事業者の手続よりかなり簡易であるため、人件費その他のコストを押さえることができ、民間国際エクスプレス事業者より50%から65%ほど安い価格でEMSを提供している。CAPECジャパンは、通関手続において郵便事業株式会社が以下の3点を義務付けられることを要請する。 1) 価格にかかわらずすべての輸出入申告を行う 2) それらの国際郵便物は保税倉庫制度を利用する 3) 民間事業者と同じ臨時開行手数料を払う 通関プロセスは、20万円超の貨物については民間事業者と同様の申告課税方式が適用されることになったが、この適用を受ける貨物はごく一部に限られると見られ、実質的には従来通り付加課税方式が中心となる。また、現在世界的に議論されているセキュリティに関しては、日本郵政公社と民間貨物運送事業者の輸送貨物が同じ保安上のリスクを呈しているにもかかわらず、日本郵政公社は2005年に国土交通省が実施した保安規定の大部分をも除外されている。さらに民間事業者は2007年2月1日より航空貨物の事前情報提出を義務付けられているが、日本郵政公社に対してはこの規則は適用除外とされている。よって、現在のEMSは極めて低いレベルにあると言わざるを得ず、社会的な問題と考えるべきである。この他、2006年6月施行の改正道路交通法により駐車禁止違反の取り締りが強化されたが、郵便車両は駐車禁止違反の適用除外となっているため、日本郵政公社に民間事業者との競争に不公平な利点を与えている。郵便車両が享受するいかなる特典も民間企業の集配車両にも同様に適用されるべきである。こうした差異を考えるに、EMSをユニバーサルサービスではなく競合サービスとして扱い、民間事業者と同じ官庁の監督下に		郵政民営化法第2条 「郵政民営化関連法案の実施に伴う郵便事業の競合政策上の問題点について」(2006年7月公正取引委員会) 道路交通法第4条第2項	総務省 財務省 国土交通省 公正取引委員会 警察庁 各都道府県公安委員会	ケーベック・ジャパン 代表マーク・ショーン CAPEC Japan, Chairman Mark Shorney	
5078	5078004	輸入貨物の引き取り申告と納税申告の分離	優良な国際宅配便会社の扱う輸入貨物については、貨物情報の事前提出によりセキュリティが高く且つ社会悪物品密輸の危険性が無いと判断された場合に限り、貨物到着時引取りを許可し、引き取り後納税申告と、必要であればこれに係わる書類審査を行うようにする。貨物引き取り時の担保については小額は無担保、高額については輸入者若しくは通関業者の担保を選択できるようにする。	航空貨物の通関については更なる迅速化を図り、最終利用者の利便性を向上させることが望ましい。納税申告の審査を通常勤務時間内に行うことにより、税関職員の間残業を減らす効果もあり、効率およびコストの改善にもつながる。		関税法第7条、67条、72条、73条	財務省関税局 税関業務部	ケーベック・ジャパン 代表マーク・ショーン CAPEC Japan, Chairman Mark Shorney	
5078	5078005	輸出入通関手続を所轄管内以外の事業所から行えるようにする	例えば、関西空港の保税上屋に入庫した貨物に係わる通関手続を他の地域、例えば成田空港に置かれた通関業者の事務所から関西空港税関事務所宛に行えるようにする。関税は申告が行われた税関宛(この例では大阪税関)に納税される。	複数の空港を利用する国際エクスプレス事業者にとっては、通関事務を行う人員の配置の自由度が増し、効率の向上につながる。			財務省関税局 税関業務部	ケーベック・ジャパン 代表マーク・ショーン CAPEC Japan, Chairman Mark Shorney	
5079	5079001	「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」に基づく「環境物品等の調達に関する基本方針」の緩和	古紙パルプ配合率100%となっているコピー用紙について、他の情報用紙・印刷用紙(フォーム紙、インクジェットカラープリンター用塗工紙等)と同様の古紙パルプ配合比(古紙パルプ配合率70%以上)とし、一定要件を満たしたバージンパルプ(間伐材、製材工場から発生する端材等、合法性が証明された木材により製造されたもの)の使用を認めるべき。	地球温暖化防止対策をはじめ多様な公益的機能の発揮が森林に求められる中で、間伐の遅れから森林の健全な育成が危ぶまれる状況にある。間伐を進めるためには、これまで未利用であった間伐材を有効に利用し、そこから得られる収入を森林に還元することが必要である。このため、九州内の各県等においては、市民、企業や行政機関等が協力し間伐材からつくった製品、特にコピー用紙の利用を促進することで間伐の促進を図り、さらにこれを全国に広めていく取り組みを進めている。全国有数の森林県である本県においても、間伐材の利用促進に力を入れているところである。このような中で、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(以下「基本方針」といふ)」におけるコピー用紙の取り扱い(古紙100%を対象としており、間伐材を原料の一部としたコピー用紙の普及が進まない理由の一つとなっている。以上のことから、国の基本方針における他の紙類との整合を図りつつサイクルを引き続き推進するとともに、林業関係者、NPO、製紙メーカー、文具類販売者、行政などが意欲を持って地域で取り組んでいることを支援するために、現行基本方針におけるコピー用紙の規定(古紙パルプ配合率100%)について、現行の古紙パルプ配合率100%のほかに、他の情報用紙・印刷用紙と同様の古紙パルプ配合比(古紙パルプ配合率70%以上)の規定を加えることとし、一定要件を満たしたバージンパルプ(間伐材、製材工場から発生する端材等、合法性が証明された木材により製造されたもの)の使用を認める見直しをお願いしたい。		・ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第6条 ・ 環境物品等の調達の推進に関する基本方針(平成19年2月) 別記2(1)品目及び判断の基準等	環境省	宮城県	

提案事項番号	提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	要望の捕捉事項	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	その他(特記事項)
5080	5080001	公金の徴収・収納事務	公金の徴収及び収納については、地方自治法第243条において、原則として私人に取り扱わせることを禁止している。地方自治法施行令第158条第1項により例外的に使用料、手数料、賃貸料、物品売払代金、貸付金の元利償還金については、私人への委託が可能となっているが、これ以外の費目についても同様の取扱いができるよう願う。	現在、京都市男女共同参画センターの管理、運営については、指定管理者制度を導入し、講座の開催などを指定管理者に委託しているが、これに伴う受講料の収納については私人に委託できないため、市で行っている。こうした受講料等の諸収入の徴収、収納についても民間事業者に委託できるようにすることにより、事務の効率化を図る。		地方自治法第243条 地方自治法施行令第158条第11項	総務省	京都市	
5081	5081001	建築基準法第86条認定区域の減少手続に関する事務の合理化	内容：道路拡幅等により、認定区域面積が減少した場合においても、認定の取り直しではなく、法86条の2の規定による変更手続が行なえるよう検討願いたい。 現状：道路拡幅等の公共施設の整備により、法86条により認定された区域が減少した場合、新たな建築行為が発生した場合の変更手続としては、既存の認定を取り消し、新たな認定を取り直さなければならない。	一団地等の開発後、周辺で新たな開発等が行われ、交通インフラの見直し等が行なわれるケースがある。既に開発済みのエリアにおいても、建築基準法の集団規定や、認定基準を満足していれば公共貢献できる可能性がある。しかし、現状の法86条の規定では、区域が変更された場合には、認定の取り直しが求められる。取り直しに際しては、関係権利者の全員同意が必要となり、竣工後の年月が経過すればするほど、売買・相続等、所有者の権利移転が複雑化し、実態的に全員同意を取得することが困難な状況となる。このため、法86条の2による規定を準用し、関係権利者への説明で可能となれば、公共施設整備にタイムリーに対応できるようになると考える。		建築基準法第86条1～4項、及び、法86条の2の1～3項		個人	
5081	5081002	道路を含んだ一団地認定区域の減少に伴う法的措置	内容：認定区域が減少しても、当初、道路を含んだ一団地認定を受けた計画に限り、法86条2項にて認定の取り直しが出来るよう法的措置を講じてほしい。 現状：道路を含んだ一団地認定を受けた計画は、認定区域が減少し、認定の取り直しを行なう場合、既存建物がある場合の法86条2項(連担建築物設計制度)を適用することになる。しかし、現行法の判断によれば、法86条2項での道路を含んだ認定は認められておらず、手続が行えない状況が発生する。	一団地等の開発後、周辺で新たな開発等が行われ、交通インフラの見直し等が行なわれるケースがある。既に開発済みのエリアにおいても、建築基準法の集団規定や、認定基準を満足していれば公共貢献できる可能性がある。しかし、現行法規によれば、道路を含んで一団地認定を受けた施設については、認定の取り直しとなる区域変更が生じる場合、新たな認定を受けられず、公共施設整備に協力できない。		建築基準法第86条1～4項		個人	
5081	5081003	兼用住宅の法的取り扱いと現状ニーズとの整合	内容：主たる用途を居住とし、利用状況を居住が過半となる兼用住宅については、住生活基本法第17条に基づき制定された都道府県計画に適合する。若しくは、一定の水準を確保したものは、住宅と同じ扱いとされたい。また、総合設計の副増分住宅や、再開発等促進区における副増要件の住宅に関しても、前出条件に適合する兼用住宅については、住宅として扱われるよう検討願いたい。 現状： 国住街発第110号 / 建築基準法第52条第7項の規定が適用される住宅には、兼用住宅は含まれない。 建都計発第84号・建住街発第97号 / 高層住居誘導地区の区域内における建築制限の合理化措置の対象となる住宅には、兼用住宅は含まれない。 建住街発第73号 / 建築基準法第52条第4項の規定により、廊下又は階段の用に供する部分の床面積を延べ面積に不算入する措置は、兼用住宅については該当しない。 建都計発第167号・建住街発第146号 / 用途別容積型地区計画制度の対象となる住宅には、兼用住宅は該当しない。	近年、都心部や郊外ともに、在宅勤務者の増加や、個人企業などによる職住一体のライフスタイル需要が増加傾向にある。また、経済的な問題等から、職住を別とすることが叶わない場合も多い。よって、近年の住宅に対するニーズに合わせた兼用住宅の取り扱いに関する再整理が必要である。また、建築基準法による住宅の範囲と、住宅利用者による利用実態との乖離があることも確かであり、これについては、事業者側で利用実態を誘導しきれものでもなく、法的な再整理が必要であると考ええる。				個人	

提案事項番号	提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	要望の捕捉事項	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	その他(特記事項)
5081	5081004	火災時の一般乗用エレベーターの使用について	内容:防災センター、管理室において、有人監視が可能なマンション等では、自動火災報知設備等による監視により、一般乗用エレベーターを利用した避難を可能としたい。 現状:火災時、一般乗用エレベーターは火災信号と連動して日何回に停止し、運行を中止する。	超高層マンションなどでは、避難階段を使った避難は、高齢者、身障者及びそれらを世話する居住者にとっては、かなりの負担となるため、一般乗用エレベーターを避難に利用すべきである。				個人	
5081	5081005	道路の一部(歩道)の民間への開放	歩道の幅員が一定以上の場合には、道路の利用制限を緩和し、自由に利用可能とすること。また、道路構造物以外の可動式店舗等の設置を可能とすることを検討願いたい。(例:3m以上の幅員を有する歩道に関しては、3mを超える部分で、創意工夫により、一時的に使用を認める。)	日常一般に開放される公開空地等は、その周辺の特性をいかし、魅力を高め、賑わいの向上を図ることを目的に、一時的な公開空地以外の活用が、各地方自治体の条例等で認められるようになっている。しかし、点的な公開空地より線的な歩道空間の方が、賑わいや街並み形成には大きくはたらくものと考えられる。				個人	
5081	5081006	地区計画等区域内の風営法の適用について	風営法の適用範囲について、若しくは少なくとも酒類提供飲食店の深夜営業禁止適用範囲について、地区計画等によって、地区毎個別に実情を勘案できる場合には、適用範囲から外すよう検討されたい。例えば、風営法施行令第15条に「地区計画のかけられた範囲についてはこの限りではない」等の但し書を追加されたい。	地区計画等をかけて、広域な街づくりを進めていく上で、都市計画で定められた用途地域の規制が残るような、一律的な風営法による条例では、現在及びこれからの多様な街づくり推進の妨げになると考える。地区計画等の範囲で、新しく用途のレイアウトを考え、地区計画等以外の範囲に悪影響を及ぼさない街づくりについては、様々な規制が足枷とならないよう、より弾力的に運用されるべきである。		風営法第33条・同施行令第15条		個人	
5081	5081007	道路上部空間の有効活用	立体道路制度の一般道路適用を含め、道路上部空間の有効活用を可能とし、現在進行中の街づくりにも是非適用できるよう、早急に検討を進めていただきたい。	過去より、車両と歩者の道路を占有する割合が、車両が高くなっている中、特に都心部や市街地などでは、歩者の安全性や利便性を向上させる施策が急務になっていると考えられる。経済財政改革の基本方針2007にて、道路上部空間の有効利用に資する規制のあり方が採り上げられていることもあり、早急に、解決しなければならないことと、強く感じています。				個人	

提案事項番号	提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	要望の捕捉事項	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	その他(特記事項)
5082	5082001	補助対象施設を転用する際に必要な関係省庁の長の承認の撤廃	補助対象施設の転用については、一定期間経過後、国が定める指針に基づき、地方公共団体の裁量で可能にすべきである。	補助事業で整備した施設等の財産の転用に際しては、所管省庁の長の承認が必要であることや、補助金の一部又は全部を返還しなければならないなどの制約があるため、施設の転用ができず、少子高齢化の進展、人口減少、市町村合併など社会情勢の変化に合わせた施設の有効活用を図ろうとする場合に阻害要因となり、当該施設が有効に活用されないまま、旧来の形態の施設が存続し続ける状況となる。 また、地方の財政状況は大変厳しい状況が続いており、住民のニーズに合わせた新たな施設を行うことは困難な状況にある。 一方で、地域再生計画の支援措置においては、著しく行政需要が減少した施設の転用を弾力的に認め、手続きの簡素化や補助金の返還を求めないといった一定の規制緩和措置が、より積極的に市域全体の活性化や地域住民のニーズの充足を図るためには、国が転用を承認する際の必要最小限の要件、条件や処分制限期間等の指針を定め、地方公共団体が既存の施設の行政需要の見直しを行い、自らが主体的な判断ができる権限において施設の転用を可能にすることが必要であると考えます。		補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条	財務省	長崎市	
5082	5082002	児童手当制度における所得制限の撤廃	所得状況の確認などの膨大な事務の簡素化のため、児童手当制度における所得制限を撤廃すべきである。	児童手当制度においては所得制限があることから、受給者の所得の状況を確認し、受給できるか否かの判断をしているが、その事務が膨大かつ煩雑である。 これは、受給者が、夫あるいは妻のいずれか恒常的に所得の高い方となっていることから、双方が就業している場合は、双方の所得確認が必要であることによる。 こうした状況から、所得制限を撤廃できれば、当該担当職員を受給者の認定・年1回の現況確認時の事務が簡素化されることとなる。 一方、児童手当法第1条においては、「児童を養育している者に児童手当を支給する」としているが、一定の所得制限があるため、対象となる国民が等しく支給できない状況となっている。 また、一人働きのみで所得制限を超える世帯と、夫婦合計では制限を超えるが、受給者のみでは超えない世帯など、実際に子どもを養育している家庭に視点を当てると、不公平が生じているケースも数多く見られる。 平成18年4月から所得制限が緩和され、対象児童の90%をカバーしている状況からも所得制限を設ける意味合いは薄れてきているのではないかと。		児童手当法第5条	厚生労働省	長崎市	
5082	5082003	児童手当支給額の保育料及び給食代未納額への充当について	児童手当の受給者が保育料あるいは給食代に未納があった場合には、児童手当制度により支給される金額から充当することを認めるべきである。	保育料及び給食代については、その未納が全国的な問題となっているが、なかなか効果的な収納方法がないことから、支払う能力があっても支払わない、いわゆる「逃げ得」が横行している。 一方、現行の児童手当制度においては、0歳から小学校修了前までの児童を養育している者に支給されることから、該当する子どもたちに係る経費である保育料・給食代の未納に充当できれば、滞納に苦慮している各市町村の収納事務の軽減になるとともに、国民の中にある不公平感やモラルハザードの解消にもつながる。 こうしたことから、児童手当法第15条「受給権の保護」については、児童が社会生活を営むうえで係る経費の滞納分に限って、その条項の撤廃あるいは内容の改正を行っていただきたい。		児童手当法第15条	厚生労働省	長崎市	
5082	5082004	保育料の私人委託事務の拡大	保育料の私人委託については、現在、収納のみを委託できるとなっているが、催告などの徴収事務についても委託できるようにするべきである。	平成17年4月に児童福祉法が改正され、保育料の収納について私人委託できるようになり、本市でも民間保育所と私人委託を開始したところであるが、収納のみでは、滞納情報を提供することができず、また滞納している保護者に対して、直接、催告、指導ができないため、保育料の未収金対策として効果が期待できない。 民間保育所においても、滞納解消のため催告業務についても協力したい旨申し出がっており、直接保育サービスの提供を行っている保育所で催告、指導などを行うことができれば、保育料の滞納解消につながるものと期待できる。		児童福祉法第56条第4項	厚生労働省	長崎市	

提案事項番号	提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	要望の捕捉事項	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	その他(特記事項)
5083	5083001	非医療職の福祉職員による社会福祉施設等での医療的ケアの実施規制の緩和	社会福祉施設等において、重度障害者に対する比較的安全な医療的ケアの非医療職の職員による実施を認めるべきである	現場では、国による方向性が示されていないグレーな状況のもと、やむにやまれず「医療的ケア」を実施せざるをえないところもあるのが現状であり、困惑している。養護学校での教員や、在宅での家族以外のものによる吸引が認められていく中で、地域での生活を支える社会福祉施設での、非医療職による「医療的ケア」には、何も言及されていない。そこで、医師法第17条の「医師でなければ医業をなしてはならない」という「医業」と「医療的ケア」を別のものと整理することを提案する。「医療的ケア」とは、「医療的配慮を要する生活行為」と位置づけることを提案する。「施設」から「地域」へと、移行が進む中で、重度障害者の地域生活を逆行させるような事態を生じさせている「医療的ケア」の問題の解決を強く求める。		医師法第17条	厚生労働省	医療、福祉、保健、教育のネットワーク名古屋	
5084	5084001	タバコに含まれる添加物と喫煙により発生する成分は公開し表示すべき	現在タバコの主成分のニコチン及びタールは含有量が表示されているが、加工食品や医薬品等と同じく、タバコに含まれる添加物、及び喫煙により発生する化学物質成分は公開し、表示すべき	喫煙者及び受動喫煙者が、タバコと喫煙による添加物と発生成分を正しく知ることにより、消費者と受動喫煙者として、そのリスクを正しく知り、リスク回避をはかることができる。 タバコは薬物であり、ニコチン依存症を引き起こすことは2006年4月にわが国でも制度化された禁煙治療の保険適用からも明らかとされている。 JTなどタバコ製造会社は、添加物を公表することを拒んでいるが、タバコの味や香りなどに相当量が含まれている可能性があり、またニコチン摂取を高め、依存を強めるアンモニア等が添加されている可能性も指摘されている。諸外国では、添加物等の公開・表示が義務づけられている国もあることから、わが国でも加工食品や医薬品等と同様に、消費者保護と情報公開の趣旨からも公開・表示を義務づける必要がある。		消費者基本法 たばこ事業法等	財務省 内閣府 農林水産省 厚生労働省	特定非営利活動法人「子どもに無煙環境を」推進協議会、特定非営利活動法人 日本禁煙学会	
5084	5084002	財務省の財政制度等審議会たばこ事業等分科会は公開(傍聴可能)とすべき	財務省の審議会は、ホームページの週間予定には開催が掲載されているが、全て非公開となっている。他の省庁の審議会等は、以前より全て原則公開(傍聴可能)となっていることから(経済財政諮問会議等の以外を除き)、財務省も同様とすべきであり、特に国民の健康に関連の深いタバコ関連事業を審議する財政制度等審議会たばこ事業等分科会は公開(傍聴可能)とすべき	政策決定のための審議会の審議を国民が傍聴することにより、審議の透明性が高まり、かつ国民も情報を速やかに知ることにより、早期の情報入手と対応が可能になる。 「政府省庁の審議会の資料が後日(1～2週間後)そのホームページで公開され、1～数カ月後には議事録が公開されているようであるが、国民が審議情報の詳細を知るには余りにタイムラグがあり過ぎる。マスメディアにのみ公開したり、会后、審議会長が記者発表や会見をする場合もあるが、あわせて公開(傍聴可能)を制度化すべきである。 財務省以外の省庁の審議会等は、原則全てが公開されているのに(報道関係者への公開を含め)、たばこ事業等分科会を含め、財務省所管の審議会等のみが非公開とされている理由が理解できない。会場スペースの都合があるのであれば、省外に会場を借りる方法もある(厚生省等ではそのようにしている)。 「議事録等を速やかにホームページにおいて公開することとしており」との回答を前回いただいたが、これは会議の公開とは同じではない。公開しても支障がないことは、他省庁で実証されていることから、動きが早くなっている政策決定や実施にあたって、国民の知る権利を保障し、透明性を高め、合意形成を進めるために、公開は不可欠である。		「審議会等の整理合理化に関する基本的計画」(平成11年4月27日閣議決定)	財務省	特定非営利活動法人「子どもに無煙環境を」推進協議会、特定非営利活動法人 日本禁煙学会	
5084	5084003	タバコのインターネット販売の禁止	現在インターネットでタバコが販売され、購入できるが、購入者の年齢確認ができないので、禁止すべきである。未成年者喫煙禁止法の年齢確認を規定する第四条が空洞化する可能性があるため、歯止めが必要である。	インターネットにより未成年者がタバコを購入できない実効的な方法が講じられない限り、禁止とする法的整備が必要である。ICカード式タバコ自動販売機の導入により、未成年者が自販機で買えなくなったとしても、ネットで買うことができる状況への早期の対処がなされなければ、未成年者のタバコ購入防止の実効性があがらない。 来年2008年にICカード式自動販売機が導入されると、ニコチン依存の未成年者がネットで買うようになる可能性があるため、年齢確認のできないネット販売の禁止措置が至急に必要である。		たばこ事業法、未成年者喫煙禁止法	財務省 警察庁	特定非営利活動法人「子どもに無煙環境を」推進協議会、特定非営利活動法人 日本禁煙学会	

提案事項番号	提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	要望の捕捉事項	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	その他(特記事項)
5084	5084004	厚生労働省のたばこ対策専門官は民間から広く公募すべき	<p>たばこ対策に寄せる国民の負託と期待に応えるために、「たばこ対策専門官」は、民間(公務職場を含む)から(任期付き)専門官(室長・課長あるいは参事官・部長・局長級)を公募すべきです。</p> <p>半ば自由な立場に立ちながら、ミッションなり、知識や調整力を持って、厚労省と国の施策の中で、たばこ対策を強く進める人材は、在野にいると思われる。</p> <p>WHO(世界保健機関)のたばこ対策専門スタッフも国際的に公募があり、現在わが国(厚労省)出身者がその責任長に就任している事例もあり、わが国政府もこのような公募制を取り入れることとすべき。</p>	<p>厚生労働省の「たばこ対策専門官」は2005年10月に新設されたが、丸2年も経たないのに、既に異動があったと聞いている。その事情はあるとは思われるが、一般的にはそんなに替わっては、たばこ対策推進の責務を果たす時間もないことが懸念される。しかも当専門官は 室長補佐併任 とのこと。</p> <p>例えば大阪市は、局長級IT改革監(仮称、任期付)を広く内外から公募し、3月に任命したが http://www.city.osaka.jp/soumu/action/jyuhouka/post.html、本件の人事も次回の異動の場合は、本提案・要望を採用いただくのが、たばこ対策に寄せる国民の負託と期待に応えることになるのではないだろうか。</p>		人事規定	厚生労働省 人事院	特定非営利活動法人「子どもに無煙環境を」推進協議会、 特定非営利活動法人 日本禁煙学会	
5084	5084005	電子政府の総合窓口(e-Gov)にパブリックコメント関係は全て(公募及び結果)掲載すべき	<p>電子政府の総合窓口(e-Gov)にパブリックコメント関係は全て(公募及び結果)は掲載されておらず、特に結果が掲載されていない場合が多いので、全て掲載すべき</p>	<p>情報公開法と行政手続法の趣旨から、e-Govのパブコは公募・結果は全て掲載し、国民の知る権利を保証することが必要</p>		情報公開法 行政手続法	内閣府 総務省	特定非営利活動法人「子どもに無煙環境を」推進協議会、 特定非営利活動法人 日本禁煙学会	
5085	5085001	外貨・内貨扱いULDの手続きの廃止	<p>航空機に搭載するULD(特にパレット)は輸送用器材であり、国内線、国際線ともに同仕様であることから、ULDの内貨・外貨扱いにかかる手続きを廃止し、国内・国際供用化の実現を要望します。(諸外国では、内貨・外貨の区分を設定していません。)</p>	<p>【現状】 国内線において、国内航空機に外貨扱いULDを搭載する場合は、関税法により、ULD保管場所を保税蔵置場として申請し、許可を得る必要があり、外国貿易機に内貨扱いULDを搭載する場合は、内国貨物運送申告を行わねばなりません。</p> <p>また、国際線において、外国貨物機に内貨扱いULDを搭載することは、関税法により認められていません。</p> <p>以上より、輸送器材であるULDの内際汎用性の低さは、管理・運用・費用等多岐において効率性の悪化を招き、高コスト体制の一因となっています。</p>		関税法第63条、第66条	財務省	定期航空協会	
5085	5085002	貨物輸入手続に関する官庁執務時間の柔軟な運用	<p>税関、植物防疫、動物検疫、食品検査の各官庁窓口は、空港の稼働時間に合わせて柔軟に執務時間を設定し、検査需要に対応いただくよう要望します。</p>	<p>例えば、成田空港では、執務時間外に対応を含め、植物防疫の受付時間は6:00amから2:00amであり、動物検疫と食品検査は8:30amから9:00pm(土日祝日は7:00pm)となっています。成田空港での輸入上屋の在庫量は、週末から週明けは平日の1.5~2倍以上と偏在しており、施設が狭隘化している状況も含めて物流が停滞してしまう状況が発生しています。税関、植物検疫、動物検疫、食品検査の各官庁窓口が空港の稼働時間に合わせて、柔軟に執務時間を設定し、検査需要に対応できれば、物流の円滑化に資するものと思われま。</p> <p>また、成田空港では、植物検疫については1日程度、食品検査では1日~2、3日程度の時間を要しています。更に成田空港においては貨物取扱施設が旧来の貨物ターミナルビル地区と南部貨物地区に分散されており、南部貨物地区においては動物検疫、食品検査の受付時間が制限されております。(南部貨物地区における各検疫、食品検査の受付時間は以下の通りとなっております。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・植物検疫(出張所扱いで検疫官が常駐):受付時間9:00amから8:00pm ・動物検疫(検疫官の常駐無し):受付時間8:30から9:00pm(土日祝日は7:00pm) <p>受付時間は貨物ターミナルビル地区と同様であるが、検疫官は貨物ターミナルビル地区からの派遣にて対応。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品検査:南部貨物地区では検査官の常駐、派遣ともなし。 <p>特に食品検査においては検査官の常駐がなく、派遣対応もないため、到着貨物を貨物ターミナルビル地区まで保税搬送する必要があり、搬送作業終了時点で執務時間を超えてしまうと、翌日以降の検査対応となってしまいます。</p>			財務省 農林水産省	定期航空協会	

提案事項番号	提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	要望の捕捉事項	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	その他(特記事項)
5085	5085003	臨時開庁	税関業務が24時間対応している空港については、通関業務を全ての時間帯において臨時開庁扱いとせず、通常通関扱いにおいて臨時開庁扱いとせず、通常通関扱いとしていただくことを要望します。	税関業務が24時間対応している空港については、通関業務を全ての時間帯において臨時開庁扱いとせず、通常通関扱いとしていただくことを要望します。特に早朝深夜については、貨物便の運用が多くなる時間帯ですので、羽田の運用が始まると益々負担が大きくなります。 成田・中部・関空ともに、1,350千円/年程度の効果。(旅具通関は含まず) なお、旅具通関については、2002年度調べて、成田空港だけで年間7200件、24,000千円の実績があります。		関税法第101条第5項、 (参考)関税法第98条、第100条第2項、第4号	財務省	定期航空協会	
5085	5085004	国際物流促進に資する羽田空港、成田空港間の総合保税エリア化	羽田空港と成田空港の間において外貨扱い貨物を運送する際、税関手続きが簡素化されるよう、同区間を一つの総合保税エリアとみなす運用ができるよう要望します(簡便な保税運送申告、積出港変更を伴わない貨物の積替え等)。	成田発国際線に搭載する予定の貨物を、何らかの理由で羽田に転送し羽田からの国際線に搭載する場合(その逆も然り)の税関への手続につきましては、保税蔵置場への搬入確認(成田にて)、臨時開庁(必要に応じ、成田にて)、積出港変更(成田にて)、羽田への保税運送申告(成田にて)、保税蔵置場への搬入確認(羽田にて)、が発生します。 総合保税エリアと見做されることにより、これら一連の業務が簡素化されますが、現時点では、削減効果を定量的に表すことは非常に難しいのが実情です。ただし、数時間から、時間帯によりましては1日程度早まる可能性は十分にあると考えております。		関税法67条 関税法施行令58条 関税法基本通達67-1-2 関税法基本通達67-1-12	財務省	定期航空協会	
5086	5086001	保険仲立人の賠償能力確保措置の要件緩和について	「昨年度、規制改革要望を同内容で提出したが、十分納得できなかったもので、今年度も同内容で要望します。」 保険仲立人に、その財産的裏付けとして供託を義務付けられている保証金の額が高すぎ、新規参入に際しての大きな障壁の一つとなっている。新たに保険仲立人をはじめようとする者、特に個人にとって、4000万円の最低保証金(有価証券で充当することは可)を用意し、しかも事業期間中、その額を覆かせ続けることの負担は大きく、参入に二の足を踏む原因ともなっている。 諸外国の保険ブローカーの例を見ても、そもそも、こうした保証金の供託を義務付けている国はないようであり、その廃止ないし緩和を要望したい。	保険仲立人には、「契約者のために誠実に働くべき」とする法的義務をはじめ、厳格な資格試験、賠償能力確保措置、煩瑣な事務の励行を義務として課す一方、旧来の代理店や保険募集人に対しては、多数の保険会社との乗合を認めることにより、実質的に保険仲立人と同様の業務が保険仲立人にならなくともできる状態を容認しているわけで、これでは、保険仲立人を敢えて目指すインセンティブがないどころか、わざわざ仲立人になることは、むしろデメリットの方が多いということにならざるを得ない。 日本に望ましい保険市場を構築し、保険市場を活性化させようとするのであれば、消費者保護の観点から見て優れた保険仲立人制度を積極的に育成することが必要である。しかしながら今日の現実を考えれば、そうした抜本的な改正を一朝一夕に実現しようとするには無理があり、なお多くの時間を要するものと考えられる。そういう状況下、保険仲立人になろうとする者の数を少しでも増やしていくためには、下記のように、現状、やや厳格に過ぎる規制の緩和を行い、たとえ多少なりとも言えども、新規参入を容易にすることが最も有効と考えられる。 「契約者保護の観点から、何らかの形で保険仲立人が賠償能力を有することを担保する措置が必要であることを否定するものではないが、そうした措置は、必ずしも保証金供託の形式に限定せず、仲立人賠償責任保険等で代替し得ることにすべきである。 従来の措置との連続性に關連して、仮に、何らかの保証金供託制度を維持すべきという場合にも、保証金の額を300~500万円程度まで大幅に引き下げ、残りの額については、賠償責任保険等で代替できるようにすることを要望したい。」		保険業法第291条第2項・3項、 第292条、同施行令第41条、 第42条第2号	金融庁	日本保険仲立人協会	
5086	5086002	自由で公平な競争を拒んでいる保険募集市場の一段の開放	「昨年度、規制改革要望を同内容で提出したが、十分納得できなかったもので、今年度も同内容で要望します。」 わが国保険募集市場の現状を見るに、保険仲立人と代理店とは、保険市場の活性化を促し契約者の利便の一層の向上を目指すうえで、等しく公平・公正な条件の下に競争を行う形になっていない。ついては、特に、専ら自らのグループのためだけに業務を行って自立の度合の低い企業代理店は早期の撤退を促すべく、次の項目を要望することとしたい。 自己契約及び特定契約の規制の厳格な運営 所属するグループ会社の契約及び従業員の契約は、企業代理店の特定契約の中を含めて考えることにすべきこと	わが国保険市場にあつては、本来、保険会社のために広く販売活動を行うべき代理店の趣旨からはずれ、専ら自らの親会社ないし自らのグループに対してだけしか販売を行っていない、いわゆる企業代理店が少なからず存在する。これら代理店は、その企業ないし企業グループ内における特別な地位を利用し、他の募集人の活動を実質的に排除することで、日本の保険募集市場の正常な競争・発展を阻害していると考えられる。 自己契約や特定契約に対する規制は、こうした弊害を除去するために設けられたものであるが、必ずしもその趣旨に沿った規制が有効に機能していない懸念がある。代理店の本来の趣旨からすれば、これら従業員に対する契約も、当然に特定契約を含めてカウントすべきであると考えられる。また、これら企業代理店の多くは、多数の保険会社と乗り合っていて、実質的に保険仲立人と同様の業務を行っている。にもかかわらず、彼らには、保険仲立人と類同の厳しい規制は一切課されておらず、これでは両者の間に公正な競争が行われているとは言いがたい。 保険仲立人は、消費者保護の観点に立ち、時代を先取りした非常に良くできた制度と考えられるが、こうした企業代理店の存在が、保険仲立人の保険流通市場への新規参入の障壁を必要以上に高くし、新たに挑戦しようとしている者の意欲を削いでいる面があることは否定できない。事態の早急な是正を図るべきであると考え、		保険業法第295条、同施行規則第229条、保険会社向けの総合的な監督指針 - 3 - 3 - 6(1)	金融庁	日本保険仲立人協会	

提案事項番号	提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	要望の捕捉事項	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	その他(特記事項)
5087	5087001	日本におけるビジネス航空およびオンデマンド・チャーター便の利用増大を可能にする規制体制を設ける	チャーター便やプライベートジェット便に連邦航空規則(FAR)パート121ではなくパート135の条件を適用する	日本には、最大離昇重量(MTOW)が5,700 kg(12,500lbs)を超える商用航空機の使用に関する規制は一つしかない。このため、小型/中型ビジネスジェット機を不定期に運用する小規模チャーター便運航者は、JALやANAといった大型民間航空会社に適用されるのと同じ規制に準拠しなければならない。これらの要件に準拠しなければならないことで、日本のオンデマンド・チャーター便運航者による運用の柔軟性および効率が制限されると共に、これらのチャーター便が飛行可能な目的地も限定されている。また上記の理由から、チャーター機の運用により即した規制標準を持つ外国に本拠を持つ外国のオンデマンド・チャーター便運航者との競争において、日本の運航者は大きなハンディキャップを背負っている。			国土交通省	欧州ビジネス協会	
5087	5087002	公募ファンドの大量保有株報告義務緩和	投資一任業者や投資信託委託会社は、アクティビスト的な職業投資家とは異なる扱いを受けるべきであり、ある上場企業の株式を5%超取得した場合には3ヶ月ごとの基準日から15営業日以内の大量保有報告を認められるべき。	金融商品取引法は、プロ投資家に関する特例報告制度を変更し、ある上場企業株式全体の5%超を取得した場合には5営業日以内に報告すること、また、金融グループ全体の連結ベースでの保有割合に関して2週間ごとに報告することをプロ投資家(機関投資家)に義務付けることになる。これが資産運用会社に適用された場合、相当の新たな管理負担を課すだけでなく、同じ金融グループ内の他の会社と顧客情報を共有することになるおそれがあるが、これは同法自体によって禁じられていることである。EBCは、投資一任業者や投資信託委託会社は、アクティビスト的な職業投資家とは異なる扱いを受けるべきであり、従来どおり、ある上場企業の株式を5%超取得した場合には3ヶ月ごとの基準日から15営業日以内の大量保有報告を認められるべきであると考えている		(1) 証券取引法 第27条の26 第2項第1号 (特例報告) 第二十七条の二十六 証券会社、銀行その他の内閣府令で定める者(第三項に規定する基準日を内閣総理大臣に届け出た者に限る。)が保有する株券等で当該株券等の発行者の事業活動に重大な変更を加え、又は重大な影響を及ぼす行為として政令で定めるもの(第四項及び第五項において「重要提案行為等」という。)を行うことを保有の目的としないもの(株券等保有割合が内閣府令で定める数を超えた場合及び保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定める場合を除く。)又は国、地方公共団体その他の内閣府令で定める者(第三項に規定する基準日を内閣総理大臣に届け出た者に限る。)が保有する株券等(以下この条において「特例対象株券等」という。)に係る大量保有報告書は、第二十七条の二十三第一項本文の規定にかかわらず、株券等保有割合が初めて百分の五を超えることとなった基準日における当該株券等の保有状況に関する事項で内閣府令で定めるものを記載したものを、内閣府令で定めるところにより、当該基準日から五日以内に、内閣総理大臣に提出しなければならない	金融庁	欧州ビジネス協会	
5088	5088001	労働者派遣事業・有料職業紹介事業に関する規制緩和	建設業務、病院等における医療関係の業務(紹介予定派遣をする場合を除く)についても、労働者派遣を解禁すべきである。 また、建設業務について、有料職業紹介事業においてあっせんを行うことを可能とすべきである。	建設業界の現状が厳しい中、人件費の削減が求められており、業務の繁忙に応じた雇用調整を柔軟にできる仕組みが求められている。また、建設業務について、有料職業紹介の対象とすることで、より優秀な人材の獲得が容易になり企業の競争力強化に資する為。 他方、看護師不足が深刻となった現状を踏まえ、特に中小病院、診療所、介護老人保健施設等への看護師不足を補うため、医療関係業務における派遣労働を可能にすることで看護師不足を解消できると考えられる為。		労働者派遣法第4条第1項、労働者派遣法施行令第1条、第2条 職業安定法第32条の11	厚生労働省	株式会社 水本	
5089	5089001	産業用大麻の種子の輸入規制緩和	テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が著しく低い(THC含有率0.3%程度以下)品種の大麻草について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。	国内における産業用大麻の耕作面積は10ha程度に過ぎず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規模な栽培を行うとする際には、種子の入手は輸入に頼らざるを得ない。 しかし、種子の輸入にあたって、加熱等による発芽不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であり、この規定を緩和することにより、環境保全対策及び農業の振興を図ることができる。 【提案理由】 持続可能な社会を再構築する上で、大麻は木材、プラスチックの代替として繊維と茎に活用でき、建材、断熱材、不織布として欧州諸国で事業化実績があり、国内でも実現は容易であると考ええる。また、大麻を原料とした生分解性プラスチックが欧州の自動車メーカーの内装品として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料の使用抑制に寄与しており、国内の諸問題解決の有効な手段と考えられる。 生育速度が極めて速いことから温室効果ガスである二酸化炭素の固定化に特化しており、喫緊の問題である地球温暖化対策として有効であるばかりでなく、離農が進む過疎地等における二酸化炭素排出権取引ビジネスが確立する可能性に期待できる。更には、離農、減反等に起因して増加する耕作放棄地、休耕地の農地保全を図る上で最適な作物と考えられることから、農業の振興に寄与するばかりでなく、関連産業の創出も期待でき、ひいては日本経済の活性化が期待できる。		・輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地または船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表を行なう等の件(昭和41年4月30日通商産業省告示第170号) ・輸入のけし、大麻種子の取扱について(厚生省通知:昭和40年9月15日薬務-第238号)	経済産業省、厚生労働省	NPO法人設立準備団体 麻姑山ヘンプ会	提案追加文 hemp論文

提案事項番号	提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	要望の捕捉事項	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	その他(特記事項)
5090	5090001	産業用大麻の種子の輸入規制緩和	テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が著しく低い(THC含有率0.3%程度以下)品種の大麻について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。	<p>国内における産業用大麻の耕作面積は10ha程度に過ぎず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規模な栽培を行うとする際には、種子の入手は輸入に頼らざるを得ない。しかし、種子の輸入にあたって、加熱等による発芽不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であり、この規定を緩和することにより、環境保全対策及び農業の振興を図ることができる。</p> <p>【提案理由】 木材・プラスチックの代替として大麻の繊維と茎を活用し、建材、断熱材、不織布として欧州諸国で事業化実績があり、国内でも実現は容易であると考え。また、大麻を原料とした生分解性プラスチックが欧州の自動車メーカーの内装品として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料の使用抑制に寄与しており、国内の諸問題解決の有効な手段と考えられる。生育速度が極めて速いことから温室効果ガスである二酸化炭素の固定化に特化しており、喫緊の問題である地球温暖化対策として有効であるばかりでなく、離農が進む過疎地等における二酸化炭素排出権取引ビジネスが確立する可能性に期待できる。</p>		<ul style="list-style-type: none"> 輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地または船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表を行なう等の件(昭和41年4月30日通商産業省告示第170号) 輸入のけし、大麻種子の取扱について(厚生省通知:昭和40年9月15日薬務 - 第238号) 	経済産業省、厚生労働省	産業クラスター研究会ホーヅ「麻プロジェクト」	<p>添付資料</p> <ul style="list-style-type: none"> 「産業用大麻(ヘンプ)を活用した製品の事業化可能性調査研究」報告書(産業クラスター研究会ホーヅ「麻プロジェクト」) 「産業クラスター-地域戦略(産業クラスター研究会ホーヅ「麻プロジェクト」) Foods Food ingredients J.Jpn., Vol.208, No.4, 2003 「ヘンプ産業視察レポート(フランス)」(産業クラスター研究会ホーヅ「麻プロジェクト」) 「無毒アサ」とちぎしる」の育成について 栃木農試研報No28 高島大典 「Industrial hemp is not marijuana IHA Vol5 No2 1998